

令和元年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月3日 火曜日

1. 議事日程第1号

令和元年9月3日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第60号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第61号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第62号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第63号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第64号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第65号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第66号 令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第67号 平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第68号 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議第69号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議第70号 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程第14 議第71号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第15 議第72号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第73号 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第74号 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第75号 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第76号 人吉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第77号 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第21 議第78号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第79号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第80号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第81号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第82号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第83号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第84号 人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第85号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第86号 人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について
- 日程第30 議第87号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第88号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第89号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第90号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第91号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第92号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第93号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第94号 人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第95号 損害の賠償について
- 日程第39 議第96号 損害の賠償について
- 日程第40 議第97号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第41 議第98号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

3. 出席議員（18名）

1番	松村	太君
2番	徳川	禎郁君
3番	池田	芳隆君
4番	牛塚	孝浩君
5番	西	洋子君
6番	宮原	将志君
7番	塩見	寿子君
8番	高瀬	堅一君
9番	宮崎	保君
10番	平田	清吉君
11番	犬童	利夫君
12番	井上	光浩君
13番	豊永	貞夫君
14番	福屋	法晴君
15番	本村	令斗君
16番	田中	哲君
17番	大塚	則男君
18番	西	信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人君
副市	長	松田	知良君
監査	委員	井上	祐太君
教育	長	末次	美代君
総務	部長	迫田	浩二君
企画	政策部長	早田	吉秀君
市民	部長	丸本	縁君
健康	福祉部長	告吉	眞二郎君
経済	部長	廣田	五浩君
建設	部長	山下	正純君

総務部次長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	水野二郎君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栗原亨君
庶務係	長	井上京子君
書	記	青木康德君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和元年9月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る8月27日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これにつきまして議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和元年9月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月27日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日9月3日開会、あす4日午前、新市庁舎建設に関する特別委員会、5日から9日までが休会、10日、11日一般質問、12日一般質問及び委員会付託、13日予算委員会、14日から16日までが休会、17日、18日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、19日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、20日から24日までが休会、25日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月6日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席において行い、質問時間は50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） お諮りいたします。

会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、塩見寿子議員、8番、高瀬堅一議員を指名いたします。

日程第3 議第60号から日程第41 議第98号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第60号から日程第41、議第98号までの39件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和元年9月第5回人吉市議会定例会の開催に当たり、発言の機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

提案しております議案の説明に先立ち、最近の市政の動向について御説明申し上げます。

平成21年に、人吉球磨10市町村で人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会を組織し進めてまいりましたスマートインターチェンジ整備事業でございますが、去る8月10日に、人吉市カルチャーパレスにおきまして開通祝賀式を開催し、その後、現地において、はさみ入れ式をとり行い、人吉球磨スマートインターチェンジを開通することができました。平成26年に国土交通省から連結許可を受けた後、今日まで事業を円滑に推進できましたのも、県選出の国会議員の方々を初め、国土交通省、熊本県の御支援と、事業の根幹を担っていただきました西日本高速道路株式会社、そして何より事業に御理解をいただき用地を御提供いただきました地権者の皆様方の御尽力によるものでございます。改めまして、心から感謝を申し上げます。

人吉球磨スマートインターチェンジは、九州縦貫自動車道における人吉球磨地域の南の玄関口となります。北の玄関口である人吉インターチェンジ同様、幹線道路を使って下球磨、中球磨、上球磨地域への物流の効率化など、産業振興に資するものと期待をしております。

また、現在、行政だけではなく地域住民を巻き込んで、人吉球磨観光地域づくり協議会を立ち上げ、人吉球磨が一体となって魅力的な地域づくりを進めておりまして、今後、広域周遊観光等による観光振興、地域振興といった施策を展開していく上で、このスマートインターチェンジが、必ずや人吉球磨地域の活性化に寄与するものと確信しているところでございます。

同日、人吉クラフトパーク石野公園におきましては、国土交通省道路局長から道の駅登録証の交付を受け、「道の駅人吉」を開駅することができました。同公園では、開駅を記念しまして、人吉物産振興協会や人吉市グリーンツーリズム推進協議会、JAくまの各団体の御協賛のもと、「人吉よかもん・うまかもん市」と称したイベントを2日間開催し、お越しになったお客様に楽しんでいただいたところでございます。

今回の「道の駅人吉」の開駅は、石野公園に新たな価値を加えていただいたものと存じておりまして、国道219号、国道221号に隣接し、近くには九州縦貫自動車道人吉球磨スマートインターチェンジが開通した状況を踏まえ、同公園の潜在力や可能性にさらに磨きをかけ、安全で快適に道路を利用できる交通環境の提供と地域のにぎわい創出に努めてまいります。その1つとして、国の補助事業を活用し、官民連携による活性化策につきましても調査研究を進めてまいります。

また、本年は、平成元年の石野公園開園から30年を迎えますことから、来る10月5日、6日に記念イベントを盛大に開催することとしておりまして、この節目を好機として、民芸や鍛冶、陶芸などの体験型の施設機能を積極的に発信するとともに、さらなる広域観光における情報発信拠点の機能強化にも努めるなど、石野公園の活性化を推進してまいります。

行財政健全化に向けた取り組みでございますが、近年、本市の予算編成において財源不足を財政調整基金等で補う状況が続いており、この状況が続くならば、ここ一、二年で基金が枯渇することが懸念されます。本市が、基礎自治体として福祉施策や教育環境の充実、防災対策などの行政サービスを今後も持続的に展開していくためには、しっかりとした行財政基盤が必要であり、このことは本市の将来を見据える上で最重要課題であると認識しております。

現在、本市の喫緊の課題でもある新市庁舎建設事業については、財源等の確保はできたものの、毎年、市税や普通交付税収入が減少し、住民の福祉に係る社会保障費等が増嵩する中では、財政負担の軽減を図る取り組みを強力に推進していかなければ、市民生活を支える基礎的な行政サービスを確保することも困難な状況に陥る可能性があります。そのため、一刻も早く対策を講じる必要があり、多額の一般財源を必要とする事業の検証を初めとする歳出削減、遊休資産の売却等による歳入確保、さらには、徹底した事務事業の見直しによる効率化といった職員の意識改革など、市役所一丸となって早急に行財政健全化に取り組まなければならないと決意をしております。

防災関係でございますが、現在、東校区の指定避難所につきましては、人吉商工会議所大会議室を借用しておりますが、避難スペースが3階であり、停電時にはエレベーターが使えないおそれがあるなど課題もございます。そこで、地域住民の方々の御意見をお聞きし、対策を検討してまいりました結果、人吉東小学校の1階会議室等を改修し、通常開設する指定避難所とすることにいたしました。本年度中に避難所としての環境整備を実施し、来年度か

ら、東校区の指定避難所として供用する計画としております。

防災訓練につきましては、一昨日、大規模な地震を想定した人吉市総合防災訓練を実施しました。本年度は、第一中学校において、避難所運営をメインに行い、防災サポーターの方々を中心に、昨年整備した災害時用マンホールトイレの組み立て設置訓練を初めて実施しました。また、防災訓練に参加されました住民の皆様には、防災講話の後、実際に仮設トイレの設置や段ボールベッドの組み立てなどを体験していただき、防災に対する意識の高揚を図ることができたところでございます。

市庁舎移転建設関係でございますが、新市庁舎建築本体工事等の入札不調、不落を受け、発注方法を検討してまいりました。全国的に建設事業の需要が高く、売り手市場と言われるこの厳しい社会情勢の中でも、当初の計画どおり防災拠点としての役割や機能を備えた堅牢な市庁舎を、より低廉で建設できるよう新たな発注方法を策定し、現在、入札手続を進めております。これに伴い、新市庁舎の供用開始の時期を令和4年6月ごろと見込んでおまして、今回、継続費の期間の延長等について御提案をいたしております。行政機能が分散された状況をさらに延伸しなければならず、市民の皆様方には、引き続き御迷惑をおかけすることになりますが、何とぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

人吉球磨定住自立圏構想でございますが、現在の人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの計画が本年度までとなっておりまことから、第2次共生ビジョンの策定期間を迎えております。定住自立圏構想は、中心市と近隣町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、定住等を推進するものでございます。

第2次共生ビジョンにつきましては、令和2年度から5カ年を計画期間とし、第1次共生ビジョンの検証結果を踏まえながら、さらに中心市や近隣町村の地域資源などの強みを生かし、定住を促進していくこととしておまして、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化といった定住自立圏構想に位置づけられた各政策について、近隣町村と連携し策定してまいります。

川上哲治生誕100年記念事業でございますが、去る7月18日、実行委員会総会が開催され、本年度の事業計画等が決定されました。11月から、人吉クラフトパーク石野公園展示館における、川上氏にゆかりのある記念品等を中心とした川上哲治記念展を皮切りに、12月8日には、V9時代に活躍された王貞治氏、末次利光氏に御協力いただき、往年の映像を交えた記念トークショーを開催いたします。記念事業をPRするための取り組みについては、漫画「巨人の星」の作者である川崎のぼる氏に御協力いただき、往年の巨人軍メンバーや川上哲治氏のキャラクターイラストを作成しており、のぼり旗やポスターなどに使用するほか、地元産品を利用した記念グッズの製作等への活用を予定しております。

事業の中核を担っていただく実行委員会を初め市民の皆様方や民間事業者、そして県や読売グループ各社等にも御協力をいただき、官民一体となって事業を推進し、にぎわい創出に

努めてまいります。

環境関係でございますが、平成26年に人吉市環境基本計画を策定して以来、目指すべき環境像「安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし」を実現するため、さまざまな環境施策を推進してきたところです。

本計画は本年度をもって計画期間が終了しますが、今後も、さらに市民との協働による循環型社会の実現を目指していくために、市民の皆様の御意見をいただきながら、熊本県環境基本計画や人吉市総合計画などと整合性を図りつつ、中・長期視点に立った本市の環境づくりの指針となる第2次人吉市環境基本計画の策定を進めてまいります。

児童福祉関係でございますが、10月から幼児教育・保育の無償化が実施されます。これは、幼稚園、保育所または認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供及び住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでの子供の利用料を無料とし、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることで少子化対策の1つとして期待されています。本市としましては、経済的支援とともに子育て支援施策の充実を図り、安心して子供を産み育てる環境の整備に取り組んでまいります。

高齢者福祉関係でございますが、高齢者の方々が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を送るためには、医療、介護、介護予防、住まい等の支援を継続的・一体的に受けることができる体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が重要でございます。そのためには、今後、行政の力だけではなく、地域で活動を展開している団体や医療機関、福祉施設等の強みや知識を最大限に活用していくことが求められます。

本市では人吉市地域包括支援センターがその中核を担っておりますが、今後も進展する高齢化や市民ニーズの多様化などに的確に対応していくためには、地域に密着したきめ細かな対応を効果的に展開できる力が不可欠であると認識をしており、同センターのさらなる機能の強化を図るために、令和2年度からセンター運營業務の委託を行うこととし、準備を進めてまいります。

農業振興関係でございますが、70回の節目となるひとよし産業祭につきましては、先般、ひとよし産業祭実行委員会において、来る11月9日、10日に、林業フェアと同時に開催されることが決定されました。本年度は、会場を人吉城跡ふるさと歴史の広場から「道の駅人吉」がオープンした人吉クラフトパーク石野公園に移して実施することとされ、農商工連携の魅力あるイベントを、道の駅の機能を有した石野公園で開催することで相乗効果が生まれ、新たなにぎわいが創出されることを期待するところでございます。

商工振興関係でございますが、昨年12月に開設しました人吉しごとサポートセンターにつきましては、現在、相談件数は月平均70件で推移しております。地元企業や個人事業主の方々の悩みを幅広くサポートしており、特にIT関連の相談が多いことから、7月にITアドバイザーを増員し、ホームページやSNSなどの活用による販路拡大や売り上げアップに

つながるサポートを一層強化しております。創業支援についても、既に5件の創業を生み出すなど、着実に成果を上げております。引き続き、本地域で頑張る中小企業や起業家の皆様のチャレンジを応援し、傾聴、発見、提案、伴走により具体的な課題解決の提案と実行を、ワンストップかつ継続的に支援してまいります。

また、7月に、まち・ひと・しごと総合交流館くまりばにプレオープンしましたコワーキングスペースにつきましては、周知広報のために8月末まで利用料を無料とし、延べ201人の方々に御利用いただきました。今後は、10月にサテライトオフィスの整備に着手することとしており、くまりばを核とした起業創業の推進、IT関連企業等の誘致、関係人口の増加、及び、地元住民や企業との交流の中から新しい仕事の創出などの施策を、さらにスピード感を持って展開してまいります。

企業誘致関係でございますが、人吉中核工業用地におけるハラルセントラルキッチン構想を実現するために、これまで企業や関係する方々を訪問し、意見調整や相互の関係構築を第一に交渉を進めており、現時点における本市や関係者それぞれの立場や課題については、整理共有されてきたと認識しております。現状において、株式会社カミチクの誘致、及びその他のハラル関連企業の誘致を最優先として進める中では、乗り越えなければならない課題も多く、引き続き、国、県、その他の関係機関と調整を図りながら、人吉市地域再生計画の実現に向けて強い危機感を持って取り組んでまいります。

球磨川くんだり株式会社の事業再生でございますが、去る7月12日に、水戸岡鋭治氏がデザインを監修した新型船の就航式が執り行われました。1艘の定員が、これまでの15人から26人にふえたことにより、輸送効率が大きく向上し、椅子席を採用したことで高齢者などに優しいつくりとなっており、お客様からは大変好評のようでございます。

今後、インバウンド対応を初め国際スポーツ大会を契機とした国内外の観光客を迎え入れる新たな地域資源として、本市の観光振興の起爆剤となるものと期待しております。

都市計画関係でございますが、景観行政団体への移行につきましては、これまで県と協議を重ね、去る7月19日に移行が完了し、本市の景観計画を策定するまでの間、熊本県景観計画及び熊本県景観条例に基づき、景観に関する事務手続を行っているところでございます。

景観計画の策定につきましては、7月22日に人吉市景観審議会に諮問し、御審議をいただいております。今後、9月上旬に答申をいただいた後、公告、縦覧等の手続を経まして、10月中には人吉市景観計画の決定と人吉市景観条例の完全施行を行う予定でございます。

学校教育関係でございますが、4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果が、去る7月31日に公表されました。本市の状況は、小学6年生を対象とした国語、算数については、県平均、全国平均を、ともに1から3ポイントほど上回っておりましたが、中学3年生を対象にした国語、数学、英語の3教科については、数学は、県平均と同じながらも全国平均を下回っており、国語、英語では、県平均、全国平均をともに下回るという結果でございます。

た。特に英語においては、全国平均を5ポイントも下回っており、本市中学校の学力面における克服すべき喫緊の課題として捉えております。

史跡人吉城跡における石垣の一部損壊でございますが、市道五日町田町線沿いの石垣のうち、4月に損壊した箇所と同様の膨らみが見られる危険箇所にバリケードを設置し、通行者へ注意喚起を行ってまいりましたが、通行者の危険回避と安全確保とあわせて大型土のうを設置し、石垣養生を実施いたします。大型土のうを設置した後、同市道の相良神社西側歩道部分については通行どめとなりますが、当該箇所は通学路でもあることから、歩行者の安全確保のため、学校や警察などの関係機関と協議を行い、道向かいの人吉城跡ふるさと歴史の広場側に仮歩道を設置いたします。引き続き、文化庁、その他の関係機関との連携により、住民の安全を確保しながら石垣危険箇所の修復に努め、史跡人吉城跡の保存、活用を推進してまいります。

それでは、提案しております予算案、条例案、案件議案について、概要を御説明いたします。

議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、歳入については国・県の補助事業の内示、申請等に伴う追加などを、歳出については、人事異動に伴う人件費及び単独事業などの補正でございまして、歳入歳出からそれぞれ6億86万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億5,832万8,000円とするものです。

議第61号令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、人事異動に伴う人件費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3,577万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億2,001万円とするものです。

議第62号令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,150万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,659万8,000円とするものです。

議第63号令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、人吉市地域包括支援センター運營業務委託料について債務負担行為の設定を行うこと、及び、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3億1,007万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億5,786万円とするものです。

議第64号令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。収益的収入及び支出については、支出の営業費用を43万2,000円減額し、支出予算総額を4億9,293万5,000円とするものです。資本的収入及び支出については、支出の建設改良費を7万5,000円減額し、支出予算総額を4億3,177万2,000円とするものです。

議第65号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動等

に伴う人件費の補正を行うものです。収益的収入及び支出については、支出の営業費用を79万8,000円減額し、支出予算総額を10億2,592万5,000円とするものです。資本的収入及び支出については、支出の建設改良費を409万1,000円減額し、支出予算総額を4億8,846万8,000円とするものです。

議第66号令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,688万5,000円とするものです。

議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第69号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案、並びに議第70号人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、会計年度任用職員制度が実施されることから、条例を制定するものです。

議第71号人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、会計年度任用職員制度が実施されることから、特別職の任用を厳格化するため条例を制定するものです。

議第72号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定、及び、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、地方公務員法の一部が改正されたため条例の一部を改正するものです。

議第73号公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案から、議第80号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案までの8件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第81号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、本市における幼稚園就園奨励費に関する事務が廃止となるため、条例の一部を改正するものです。

議第82号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、副市長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものです。

議第83号人吉市消防団条例の一部を改正する条例案は、消防団員が職務として旅行する際の旅費等の支給について規定するため、条例の一部を改正するものです。

議第84号人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例案は、教育研究所に嘱託研究員を置くことがなくなったため、条例の一部を改正するものです。

議第85号人吉市公民館条例の一部を改正する条例案は、会計年度任用職員制度の実施に伴うもののほか、名称を統一するため、条例の一部を改正するものです。

議第86号人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例案は、市内の指定文化財等に関して、その保存管理及び活用等に必要な指導・検討を行うための専門会議を設置するため、条例を制定するものです。

議第87号人吉市印鑑条例の一部を改正する条例案は、住民票等への旧氏併記の制度が開始されることに伴い、旧氏で表した印鑑も登録できるよう条例の一部を改正するものです。

議第88号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例案、並びに、議第89号人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第90号人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第91号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第92号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第93号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第94号人吉市景観条例の一部を改正する条例案は、条例の定義規定に錯誤があったため、条例の一部を改正するものです。

議第95号損害の賠償についての案件は、平成31年4月24日午後2時30分ごろ、契約管財課業務を終えて人吉市カルチャーパレスへ帰庁した市公用車を、東側駐車場へ駐車し、助手席から降車しようとした際にドアが大きく開き、左隣に駐車していた車両に接触して、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するもので

す。

議第96号損害の賠償についての案件は、平成31年1月10日午後2時30分ごろ、企画課業務のため人吉市紺屋町を走行中の市公用車が、交差点に直進で進入してきた相手車両と衝突し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と本市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

議第97号副市長の選任につき同意を求めることについての案件は、松田知良氏の任期が令和元年10月7日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

議第98号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、尾方篤氏が平成31年4月30日に辞職したことに伴い、後任として加賀・保氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案、案件議案について、概要を御説明いたしました。詳細については、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書は1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表継続費補正の変更は、2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業でございます。総額についての変更はございませんが、市庁舎建設事業における発注に係る基本方針の見直しに伴い、工事期間に変更が生じ、あわせて年度ごとの工事費の支払い割合にも変更が生じたことから、継続費の年度及び年割額の変更を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正は、追加が3件、変更が1件の計4件でございます。まず、追加でございます。人吉市議会会議録マイクロフィルム・電子化委託料は、昭和17年3月から昭和58年12月までの市議会会議録等につきまして、現在、紙媒体にて保管をいたしておりますが、経年劣化が著しく、マイクロフィルム・電子化を行うために、委託の期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、人事給与システムリース料は、現行の人事給与システムが更新期を迎えており、また、あわせて令和2年4月からの会計年度任用職員制度に対応できるシステムの構築が必要

なことから、委託の期間及び限度額を設定するものでございます。

パソコン等リース料は、非常勤職員等が使用する現行パソコンのサポート期間が終了することから、新たにパソコン等をリースするため、期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、変更でございます。家屋評価システムリース料は、リース料に変更が生じたことにより、限度額を変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表地方債補正は、追加が3件、変更が6件、廃止が1件の計10件でございます。

まず、追加でございますが、農業基盤整備事業債は、中神地区水路ほか1地区の改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の100万円を計上しております。

次に、現年発生補助災害復旧事業債は、本年7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました道路5件及び河川1件、計6件の補助災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100%の730万円を計上しております。

工業用地災害復旧事業債は、現年発生補助災害復旧事業同様に、本年7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました工業用地調整池のり面崩壊に対する災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100%の1,000万円を計上しております。

次に、地方債補正の変更でございますが、臨時財政対策債は、普通交付税の交付額決定に伴い、発行可能額が確定しましたことから限度額を変更するものでございます。

その下になりますが、西間別館施設改修事業債から緊急防災・減災事業債までの5件は、いずれも工事費等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

その下でございます。地方債補正の廃止でございますが、市庁舎建設事業債は継続費の変更で申し上げましたが、年割額の変更に伴い、地方債を廃止するものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入でございますが、一番上からになります。9款、1項、1目、1節地方特例交付金5,867万4,000円の増額補正は、令和元年10月から予定をされております幼児教育・保育無償化に伴う地方負担分の財源補填や、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時軽減措置に伴う減収分の財源補填などでございます。

その下でございます、10款、1項、1目、1節地方交付税1億820万9,000円の増額補正は、令和元年度普通交付税の交付額決定によるものでございます。

その下でございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金2,348万4,000円の減額補正は、一番下になりますが、2節児童福祉費負担金における令和元年10月から予定をされております幼児教育・保育無償化に伴う特定教育・保育施設等利用者負担金の減が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。一番上からになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金7億181万8,000円の減額補正は、上から2つ目になりますが、2節児

童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金が交付金へ組み替えとなったことによる減が主なものでございます。2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金1,493万9,000円の増額補正は、本年7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました公共土木施設における災害復旧事業に対するものでございます。

その下でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金4,600万円の増額補正は、消費税率引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするための低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業費に対するものでございます。

その下でございます。2節児童福祉費補助金7億5,537万2,000円の増額補正は、先ほどの負担金からの組み替えのほか、令和元年10月から予定をされています幼児教育・保育無償化に伴う増額分でございます。

一番下になります。6目商工費国庫補助金、1節商工費補助金219万2,000円の増額補正は、マイナンバーを活用した消費活性化策のための個人番号カード利用環境整備に対するものでございます。

少し飛びまして、14ページをお願いいたします。一番上からになります。18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金、4目後期高齢者医療特別会計繰入金の3件の増額補正は、前年度の療養給付費などの精算に伴う特別会計からの繰入金でございます。その下でございます。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を4,000万円増額補正いたしております。その下でございます。20款諸収入、4項、2目雑入、8節消防費雑入50万円の増額補正は、消防団員安全装備品（救助用半長靴）整備に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金でございます。

15ページをお願いいたします。21款市債につきましても、第3表地方債補正により御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。その下でございます。22款——新しい款でございます——1項、1目環境性能割交付金84万6,000円の増額補正は、令和元年10月から予定される消費税率引き上げに伴い、それと同時に自動車取得税が廃止をされ、そのかわりとして環境性能割が導入されるものでございます。

17ページをお願いいたします。歳出でございますが、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございまして、説明を省略させていただきます。

1款、1項、1目議会費409万8,000円の増額補正は、人件費の補正のほか、債務負担行為補正において御説明いたしました人吉市議会会議録マイクロフィルム・電子化委託料でございます。その下でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費391万9,000円の増額補正は、人件費に関する補正のほか、18ページになりますが、15節工事請負費におきまして、要望のあっております防犯灯設置工事費の追加分や、19節負担金、補助及び交付金

の補助金でございますが、くま川鉄道の平成30年度経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金を計上いたしております。9目情報管理費715万5,000円の増額補正は、18節備品購入費で、データバックアップ機能強化等に伴う備品購入費が主なものでございます。13目市庁舎建設事業費9億4,186万円の減額補正は、継続費の変更において御説明いたしました市庁舎建設事業における発注に係る基本方針の見直しに伴い、年度ごとの工事費の支払い割合にも変更が生じたことから、委託料及び工事請負費につきまして減額するものでございます。

19ページから21ページにかけましては、人件費の補正が主なものでございますので、省略させていただきます。

22ページをお願いいたします。一番上からになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5,667万4,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金でございますが、消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするための低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券事業費に対する補助金のほか、28節繰出金で、人事異動に伴う人件費の補正等による2つの特別会計への繰出金の減などがございます。

23ページをお願いいたします。上から2つ目になります。2項児童福祉費、2目児童措置費3,202万4,000円の増額補正は、令和元年10月から予定をされております幼児教育・保育無償化に伴う国からの財源措置分を、認定こども園等に支出するものでございます。

23ページ中ほどから26ページにかけましても、人件費の補正などが主なものでございますので省略をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。上から2つ目になります。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費592万9,000円の増額補正は、18節備品購入費において、鳥獣被害対策実施隊のベスト等の購入のほか、19節負担金、補助及び交付金の補助金において、くま中央森林組合が実施をいたします作業道開設に対する補助金などがございます。中ほどから下になります。7款、1項商工費、1目商工総務費221万円の増額補正は、28節繰出金で、本年7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました工業用地調整池のり面崩壊に対する災害復旧工事に係る経費を繰り出すものでございます。

引き続き、27ページ一番下から28ページにかけてでございます。2目商工業振興費52万9,000円の増額補正は、マイナンバーを活用した消費活性化策のための個人番号カード利用環境整備に要する経費でございます。

引き続き、28ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費716万1,000円の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、18節備品購入費で、老朽化に伴うパトロール車の購入のほか、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、民間建築物におけるアスベスト調査分析に対する補助金でございます。

29ページをお願いいたします。一番下からになります。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,712万7,000円の増額補正は、下林二中線ほか1路線の改築工事費のほか、スマートインターチェンジ整備事業における事業費組み替えなどでございます。

31ページをお願いいたします。中ほどから下になります。4項都市計画費、1目都市計画総務費180万4,000円の増額補正は、人件費の補正のほか、32ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の負担金において、九州・沖縄「道の駅」連絡会負担金年会費5万円を計上いたしております。3目公園整備費3,102万1,000円の増額補正は、公共施設等適正推進事業（長寿命化事業）として取り組みます街区公園の外柵等改築工事などでございます。

33ページをお願いいたします。中ほどからになります。9款、1項消防費、5目災害対策費891万5,000円の増額補正は、人吉東小学校における施設の一部を、避難所として環境整備を行うための経費でございます。

34ページをお願いいたします。中ほど下のところになります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費300万円の増額補正は、18節備品購入費において、各小学校におけるAEDが耐用期限となっており、各校1台ずつ購入するものなどでございます。

35ページをお願いいたします。中ほどのところになります。3項中学校費、1目学校管理費700万円の増額補正は、第一中学校、第三中学校における焼却炉解体撤去工事でございます。

36ページをお願いいたします。上から3番目になります。4項社会教育費、5目文化財保護費480万3,000円の増額補正は、史跡人吉城跡発掘調査事業費の減額のほか、平成31年4月に崩落をいたしました人吉城跡御館北側石垣の修復に要する経費、及び、19節負担金、補助及び交付金の補助金において、落雷により故障しました遙拝阿蘇神社の火災報知器取りかえに対する補助金などでございます。

37ページをお願いいたします。中ほどのところからになります。5項保健体育費、2目体育施設費105万5,000円の増額補正は、10月からの消費税率引き上げに伴う体育施設指定管理料の増額のほか、スポーツパレス大アリーナ天井部における見切り撤去に要する経費でございます。

38ページをお願いいたします。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費1,640万円の増額補正、及び5目河川災害復旧費600万円の増額補正、これは本年7月13日から7月14日にかけての梅雨前線豪雨により発生をいたしました戸越草津線における路肩崩壊ほか4路線、及び、寒川における護岸洗掘に対する補助災害復旧経費でございます。その下でございます。13款諸支出金、2項基金費、9目人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金費300万円の増額補正は、3月議会において貸付限度額の引き上げ、及び貸付頭数の増をお認めいただきましたことから、本年度の貸付申し込みもふえてきており、基金へ原資を積み立てるものなどでございます。最後に、14款、1項、1目予備費を2,864万2,000円増

額いたしております。

以上で、議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）について、補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○水道局長（水野二郎君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。私のほうからは、議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をさせていただきます。

平成30年度人吉市水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書の2ページと3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益、予算額6億455万円に対しまして決算額6億943万4,627円で、予算額に対し488万4,627円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額5億7,998万8,000円に対し決算額5億8,471万3,277円で、472万5,277円の増でございます。第2項営業外収益、予算額2,455万9,000円に対し決算額2,469万945円で、13万1,945円の増でございます。第3項特別利益は、予算額3,000円に対し決算額3万405円で、2万7,405円の増でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用、予算額5億2,574万1,000円に対し決算額4億9,149万1,283円で、不用額3,424万9,717円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億7,905万4,000円に対し決算額4億5,028万4,741円で、不用額2,876万9,259円でございます。第2項営業外費用、予算額4,418万5,000円に対し決算額4,090万4,819円で、不用額328万181円でございます。第3項特別損失、予算額50万2,000円に対し決算額30万1,723円で、不用額20万277円でございます。第4項予備費、予算額200万円に対し決算額ゼロ円ございましたので、全額不用額となっております。

次に、4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第1款資本的収入、予算額4,072万3,000円に対しまして決算額4,072万1,732円で、予算額に対し1,268円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額4,000万円に対し決算額は同額の4,000万円でございます。第2項工事負担金、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で、1,000円の減となっております。第3項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で、1,000円の減となっております。第4項繰入金、予算額72万1,000円に対し決算額72万1,732円で、732円の増となっております。

支出でございますが、第1款資本的支出、予算額3億101万2,000円に対しまして決算額2億7,269万4,650円で、不用額825万9,818円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額2億1,877万3,000円に対し決算額1億9,245万6,603円、不用額625万8,865円でございます。第2項企業債償還金、予算額8,023万9,000円に対し決算額8,023万8,047円で、不用額953円でございます。第3項予備費、予算額200万円に対し支出はござい

ませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額4,072万1,732円が資本的支出額2億7,269万4,650円に対し不足する額2億3,197万2,918円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,306万1,087円、過年度分損益勘定留保資金2,770万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,179万2,292円、繰越利益剰余金4,941万7,539円で補填をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成30年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億4,346万4,331円に對しまして2の営業費用は4億4,216万2,828円で、差し引き営業利益は一番右の列のほうでございますが、1億130万1,503円でございます。3の営業外収益2,469万961円に對し4の営業外費用2,125万6,687円で、差し引き営業外利益は343万4,274円となります。上の営業利益と営業外利益を加えた経常利益は1億473万5,777円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減したもの、下から4行目でございますが、当年度純利益は1億448万6,327円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2億6,925万3,218円と、その他未処分利益剰余金変動額2億6,377万9,191円を加えた当年度未処分利益剰余金は6億3,751万8,736円でございます。

7ページをお願いいたします。下段の表、4の平成30年度人吉市水道事業剰余金処分計算書(案)をごらんください。当年度未処分利益剰余金6億3,751万8,736円のうち、減債積立金として4,941万7,539円、建設改良積立金として3,000万円を、合計7,941万7,539円の処分を予定いたしております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は5億5,810万1,197円となります。

以上が、議第67号平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をさせていただきます。あとしばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

お手元の平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計決算書の1ページと2ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございまして、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、予算額11億1,272万2,000円に對しまして決算額11億1,400万1,465円で、予算額に對し127万9,465円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額7億1,232万7,000円に對し決算額7億1,454万8,851円で、222万1,851円の増でございます。第2項営業外収益、予算額4億39万2,000円に對し決算額3億9,943万2,203円で、95万9,797円の減でございます。第3項特別利益、予算額3,000円に對し決算額2万411円で、1万7,411円の増となっております。

支出でございますが、第1款下水道事業費用、予算額10億6,340万5,000円に対し決算額10億3,661万3,646円で、不用額2,679万1,354円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額9億3,180万2,000円に対し決算額9億955万2,951円で、不用額2,224万9,049円でございます。第2項営業外費用、予算額1億2,660万1,000円に対し決算額1億2,660万498円で、不用額502円でございます。第3項特別損失、予算額100万2,000円に対し決算額46万197円で、不用額54万1,803円でございます。第4項予備費、予算額400万円に対し決算額ゼロ円でございますので、全額不用額となっております。

次に、3ページと4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第1款資本的収入、予算額3億4,396万2,000円に対しまして決算額3億4,293万5,854円で、予算額に対し102万6,146円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額1億280万円に対しまして決算額1億280万円で、増減はございません。第2項負担金、予算額1億6,466万5,000円に対し決算額1億6,363万9,854円で、102万5,146円の減となっております。第3項補助金、予算額7,649万6,000円に対し決算額7,649万6,000円で、増減はございません。第4項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第1款資本的支出、予算額7億8,878万円に対し決算額7億8,020万1,122円で、不用額857万8,878円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額3億5,549万円に対し決算額3億4,978万6,111円で、不用額570万3,889円となっております。第2項企業債償還金、予算額4億3,229万円に対し決算額4億3,041万5,011円で、不用額187万4,989円でございます。第3項予備費、予算額100万円に対し決算額ゼロ円で、不用額100万円となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額3億4,293万5,854円が資本的支出額7億8,020万1,122円に対して不足する額4億3,726万5,268円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額663万6,760円、当年度分損益勘定留保資金3億7,404万2,998円、繰越利益剰余金5,658万5,510円で補填をいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成30年度における公共下水道事業の経営成績をあらわすものでございます。金額は消費税抜きの額でございます。

1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、6億6,530万9,358円に対しまして2の営業費用は8億9,048万1,913円で、差し引き営業利益は一番右の列の2億2,517万2,555円の不足でございます。3の営業外収益3億9,940万1,112円に対し4の営業外費用1億307万1,697円で、差し引いた額は2億9,632万9,415円となります。この額と営業利益をあわせました経常利益は7,115万6,860円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減した、下から4行目になりますが、当年度純利益は7,075万1,059円でございます。この当

年度純利益に前年度繰越利益剰余金 1 億8,012万2,734円と、その他未処分利益剰余金変動額 1 億9,622万8,514円を加えた当年度未処分利益剰余金は 4 億4,710万2,307円となります。

次に、利益の処分について御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。平成30年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度未処分利益剰余金 4 億4,710万2,307円のうち、減債積立金として5,658万5,510円の処分を予定いたしております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は 3 億9,051万6,797円となります。

以上が、議第68号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

なお、先ほど御説明いたしました議第67号とともに、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算審査意見書なども添付いたしておりますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時18分 散会

令和元年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月10日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和元年9月10日 午前10時 開議

- 日程第1 議第60号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第61号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第62号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第63号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第64号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第65号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第66号 令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第67号 平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第68号 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第69号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議第70号 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程第12 議第71号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議第72号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第73号 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第74号 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第75号 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第76号 人吉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第77号 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第78号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第20 議第79号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第80号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第81号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第82号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第83号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第84号 人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第85号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第86号 人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について
- 日程第28 議第87号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第88号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第89号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第90号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第91号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第92号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第93号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第94号 人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第95号 損害の賠償について
- 日程第37 議第96号 損害の賠償について
- 日程第38 議第97号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第39 議第98号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第40 一般質問

1. 田 中 哲 君
2. 牛 塚 孝 浩 君
3. 豊 永 貞 夫 君

4. 宮原将志君
 5. 福屋法晴君
 6. 徳川禎郁君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・追加日程 議案の訂正について（議第69号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）
 - ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----|----|------|
| 1番 | 松村 | 太君 |
| 2番 | 徳川 | 禎郁君 |
| 3番 | 池田 | 芳隆君 |
| 4番 | 牛塚 | 孝浩君 |
| 5番 | 西 | 洋子君 |
| 6番 | 宮原 | 将志君 |
| 7番 | 塩見 | 寿子君 |
| 8番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 9番 | 宮崎 | 保君 |
| 10番 | 平田 | 清吉君 |
| 11番 | 犬童 | 利夫君 |
| 12番 | 井上 | 光浩君 |
| 13番 | 豊永 | 貞夫君 |
| 14番 | 福屋 | 法晴君 |
| 15番 | 本村 | 令斗君 |
| 16番 | 田中 | 哲君 |
| 17番 | 大塚 | 則男君 |
| 18番 | 西 | 信八郎君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|------|---|-------|
| 市 | 長 | 松岡隼人君 |
| 副市 | 長 | 松田知良君 |
| 監査委員 | | 井上祐太君 |

教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	迫 田 浩 二 君
企画政策部長	早 田 吉 秀 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 長	山 下 正 純 君
総 務 部 次 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
秘 書 課 長	永 田 勝 巳 君
水 道 局 長	水 野 二 郎 君
教 育 部 長	小 林 敏 郎 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	山 本 繁 美 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	井 上 京 子 君
書 記	青 木 康 徳 君

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

○議長（西 信八郎君） 議事に入ります。

本日は、さきに決定しましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。
議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の訂正について（議第69号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）

○議長（西 信八郎君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げます条例案の訂正をお願いしたいと存じます。お手元の正誤表をごらんください。

訂正いたしますのは、議案書の6ページ、人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

第1条の中で、「第203条の2第4項」とありますところを、「第203条の2第5項」に訂正するものです。ここは地方自治法の条文を引用した部分でございますが、法改正により、令和2年4月1日には第4項が第5項になりますので、そのように訂正するものでございます。

議員各位には、大変御迷惑をおかけして申しわけございませんが、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、訂正についての説明は終了しました。

お諮りします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、承認することに決しました。

ここで、執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては、内容を十分に確認、精査の上、提出されるよう忠告いたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。

今回の一般質問は、農業問題と市道改良の2項目についてを通告しております。今回の議会冒頭の市長の所信表明、また、一般会計補正予算を見まして、予算の減少に当惑もしたところでございますが、それはそれとして、地域住民の皆さんや関係者の要望を伝えてまいりたいと思います。

では、1点目に、農業問題を質問したいと思います。

松岡市長も含め、歴代の市長もそうでしたが、必ず所信表明で、「農林業は人吉の基幹産業、基幹産業」と念仏のごとく、また、和歌の枕詞のように表明されてきました。しかし、本当に人吉市の農業が基幹産業と言えるように、人吉市は農業に力を入れてきたのでしょうか。

振り返ってみますと、昭和40年代から60年代に導入されました第一次構造改善事業、主に圃場整備事業でございましたが、これは近隣町村よりおくれて導入されましたし、平成6年ごろでしょうか、県主体で導入されました経営体育成基盤整備事業も、当時、人吉市には導入されなかったと記憶しております。錦町から中球磨、上球磨の町村に、当時、約160億円の事業費で行われたと記憶しておりますが、当該事業において、当時の多良木町、あさぎり町、錦町の農家の受益者負担率が、ゼロから3%だったと記憶しております。それぐらいに農業に力を入れておりました。これは、農道整備、用排水整備、乾田化整備が主でございましたが、この経営体育成基盤整備事業が、なぜ人吉市に導入されなかったのか、私は甚だ疑問に思っておりました。また、ほかの市町村では独自の事業として、農道舗装、畦畔のコンクリート化、用排水の漏水対策、老朽化対策、圃場の乾田化対策を独自事業として取り組んでおられるところもございます。また、移住・定住政策として、農業従事者を呼び込んでおられるところもございます。

このように、農業に力を入れてきた近隣町村と比較しますと、農業関係におきましては、人吉市は近隣町村より大分おけていると私は思っているところでございます。

そこで、農業問題を、最初に予算面からお尋ねしてまいりたいと思います。

まず、一般会計における農業関係予算と、他関係との割合はどうなっているのかお尋ねいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

一般会計における農業関係予算の割合でございますが、平成31年度一般会計予算でお答えさせていただきます。

歳出予算の総額は165億4,234万1,000円で、農業費の合計は2億7,440万6,000円でございます。割合で申しますと、歳出予算総額の1.66%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 16番。田中哲議員。

○**16番（田中 哲君）** ただいま、農業関係予算が2億7,440万円、割合が歳出予算総額の1.66%という説明でございました。この予算と割合が、人吉市の農業を如実にあらわしているのではないのでしょうか。これが本当に基幹産業の予算か、と心配するところでもございます。本当に、お題目ではなく、本当の基幹産業として育てるべく、市政の方向性も、予算上の配慮をお願いしておきたいと思っているところでございます。

次に、現在の人吉市独自の事業と予算ということでお尋ねいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

市独自の農業関係事業と予算でございますが、こちらにつきましても、平成31年度一般会計予算でお答えさせていただきます。

まず、人吉市農業活性化対策事業補助金が700万円。次に、優良子牛保留奨励事業補助金が200万円。最後に、人吉市受精卵移植推進協議会補助金46万6,000円でございます。また、今議会におきまして、人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金を300万円計上させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 16番。田中哲議員。

○**16番（田中 哲君）** 総額が1億2,466万円。畜産関係に偏重しているようでございますので、もう少し、基盤整備等のほうにも予算の措置をお願いしておきます。

次に、後継者育成対策として、国が行っている農業次世代人材投資事業の成果、そして、錦町が行っている農業担い手支援給付金の特色と、人吉市での取り組みについてお尋ねいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

農業次世代人材投資事業の成果、錦町の農業担い手支援給付金の特色、それから、市独自での取り組みでございますが、農業次世代人材投資事業につきましては、平成24年度から、青年就農給付金事業という名称で始まりましたが、平成29年度から、名称が新しく変更になったものでございます。当事業の成果でございますが、平成24年度から平成30年度までに、

17人と1夫婦に対し8,812万5,000円を交付しており、営農類型については、水稻と露地野菜が1人、水稻と施設野菜が1人、露地野菜が3人、施設野菜が1人と1夫婦、露地果樹が2人、薬用作物が1人、特用林産のきくらげ・シイタケが8人となっております。

次に、錦町の単独事業であります農業担い手支援給付金事業につきましては、錦町へお尋ねしましたところ、将来にわたり、錦町で農業担い手として認定農業者を目指す者に対し給付金を支給することにより、就農への踏みきり及び定着を後押しすることを目的とされております。主な要件といたしまして、1つ目に、錦町に住所を有し、申請時の年齢が50歳未満の者で、今後10年以上農業に従事し、生計を立てる見込みがあること。2つ目に、農業生産を主とし、農作業従事日数等が年間250日、2,000時間以上が見込まれること。3つ目に、申請時に、親もしくは祖父母の農業に従事してから5年以内、または、独立就農してから5年以内の者。4つ目に、国の農業次世代人材投資事業に該当しない者、ただし、過去に一度でも該当したことがある者は対象外といたします。5つ目に、平成27年4月1日以降に就農した者で、一定の要件を満たす者であることと規定されております。

給付金額は、給付期間1年につき1経営体当たり75万円で、給付期間は、就農日から最長5年間となっております。

本市独自の取り組みにつきましては、財政状況を見ながら、状況に応じまして検討させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 市独自の取り組みは、今後の財政状況いかんということでございますが、ただいまの説明のように、錦町では、50歳未満の方にもこの給付をしているということでございます。本市でも、他の市町村の特色を参考にされまして、後継者対策にも真剣に取り組んでいただくようお願いしておきます。

次に、人吉市の受益者負担金の率はどのくらいか、近隣町村の受益者負担金の率はどのくらいかをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

市の受益者負担金の率と、それから、近隣市町村の受益者負担金の率でございますが、昭和60年前後に実施されておりました、県営及び団体営によります圃場整備事業等につきましては、当時、事業費の27.5%の地元負担金がございます、その範囲内で、工事内容等に応じて受益者負担と市負担の割合を決定していたものでございます。

その時代に整備をしました農道や用排水施設等の維持管理を行っております、現在の本市におきましては、受益者の御負担はございません。また、これに準じまして、基盤整備区域以外の農業用施設の改修や整備に関しましても、受益者負担金の取り扱いはございません。ただし、軽微な補修や改良等に当たりましては、農家振興組合長からの申請を受けまして、

地元への原材料支給や機械の貸し出しに伴いまして、労力面で、農家や土地改良区等の御協力をいただいているところでございます。

次に、近隣市町村の受益者負担金の率でございますが、あさぎり町では受益者負担がなく、錦町におきましては、国や県の補助金を差し引いた事業費の10%のうち3%が受益者負担となっているようでございます。また、多良木町におきましては、国のガイドラインに準じ、事業主体で受益者負担金を要するものとそうでないものがあるとのことでございます。

今後の本市の考え方といたしましては、国のガイドラインを踏襲しながら、負担の公平や妥当性といった観点、あるいは、他町村との均衡といったところから研究させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま説明いただきました。近隣町村においては、昭和60年代当時、受益者負担率がゼロから3%。人吉市は、昭和40年から50年代の当時のままでございまして、ただいま説明ありましたように、大きな事業をやるときには、27.5%、受益者負担率が要するというところでございます。これも、いかに、人吉市の農業に対する施策のおくれと申しますか、農業に対する関心のなさをあらわしている数字であろうと、私はこのように思っています。人吉市の農業、そして近隣町村等の農業施策を研究していただきまして、このことも今後の研究課題としていただきますようお願いをしておきます。

次に、県の球磨地域振興局の農林部で、本年度、人吉球磨管内で、農業基盤整備事業として県営、団体営あわせて25カ所で、12億2,020万円を計上しているということでございますが、その場所と事業内容、それに、人吉市での事業の計画についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

人吉球磨管内の農業基盤整備事業の場所と内容、市での事業計画についてでございますが、今年度の主なものとしましては、県営事業によりまして、錦町、あさぎり町、多良木町における農業水路等長寿命化事業による用水路改修工事が実施されているところでございます。

人吉球磨管内における農業基盤整備事業——27カ所と私どもでは把握しておりますけれども——のうち、2カ所が本市関連でございまして、事業費は2,750万円が見込まれているところでございます。また、本市関連の事業といたしましては、上原田町農地整備事業と、錦町側で進めております錦南部第5期農道整備事業が、県営事業として該当するものでございます。

一方、団体営事業としまして、「赤池町の頭首工改修工事外2件」を、市として要望いたしておりましたが、県による交付金事業の優先順位が関係いたしまして、今年度の事業採択が見送られたものでございまして、採択へ向けた要望を続けてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいまの説明で、事業箇所が27カ所ということでございました。質問で25カ所と聞いておりますので、訂正方よろしく願いいたします。

ただいま、錦町、あさぎり町、多良木町で行われる農業水路等長寿命化事業は、人吉市でも多くの要望がありますので、今後、ぜひ事業採択できますように、強く県のほうにも要望していただきますようお願いしておきます。

次に、農業種別による専門の就労人口と粗生産額についてであります。私の住んでいる地区でも、専門農家は数戸しかございません。10年後に、専門農家が何戸残っているのか、心配でもございます。

そこで、最初に、農業種別による専門の就労人口と粗生産額についてをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

農業種別による専門の就労人口でございますが、2015年農林業センサスによります本市の専門農家戸数、並びに農業就業人口でお答えさせていただきます。

専門農家戸数は227戸、農業就業人口は958人となっております。

次に、粗生産額につきましては、熊本県農業動向年報に掲載されております本市の農業産出額、国の推計2017年でございますが、36億円となっております。その内訳としましては、米、芋類、野菜、果実、花卉、工芸作物などの耕種が15億8,000万円、肉用牛、乳用牛、豚、鳥などの畜産が20億1,000万円、加工農産物が1,000万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、種別による法人等で、どのような法人と、どのくらいの法人があるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

種別による法人等で、どのような法人と、どれくらいの法人があるかといった御質問でございますが、本市における法人の認定農業者でお答えさせていただきます。

主な営農類型といたしまして、酪農が3法人、酪農と肉用牛の繁殖が2法人、酪農と肉用牛の肥育が1法人、水稲と酪農と肉用牛繁殖が1法人、水稲と酪農と受精卵移植が1法人、それから、水稲と肉用牛の繁殖と作業「委託」が1法人、肉用牛の繁殖及び肥育が1法人、黒豚の肥育豚が1法人、種鶏とふ卵が1法人、水稲と野菜と作業「委託」が1法人、露地野菜と施設野菜が1法人、露地野菜が1法人、施設野菜が1法人、キノコ菌床とキノコ栽培が1法人となっております、全部で17法人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次の質問に入る前に、ただいま、受託、委託、どちらでしょうか、委

託というような感じで説明されましたが。

○**経済部長（廣田五浩君）** ちょっと発音が悪くて失礼しました。「受託」でございます。
（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 16番。田中哲議員。

○**16番（田中 哲君）** では、市及び農業委員会に対する要望として、どのような要望があるのか。それぞれ、基盤整備の問題、後継者問題、鳥獣被害対策、あるいは資金等あると思いますが、どのように対処されているのかお尋ねいたします。

最初に、基盤整備についての要望があっているのかをお尋ねいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

農業用施設整備関係でございますが、未整備のままとなっております水路や農道の改良、または一般整備は行ったものの、経年により老朽化した水路や農道の改修といったさまざまな要望が、地元から数多く上がっている状況でございます。

そういった中、本市といたしましては、緊急性の度合いや公共性、公益性、あるいは費用対効果等の観点から、心苦しくも優先順位を設けまして対応を図らざるを得ないところでございます。

その一方で、県営事業や団体営事業の要件に合致するものにつきましては、漏れなく県に申請をするように務めているところでございますが、県もまた、本市と同様、優先順位をつけざるを得ないのが現状のようでございます。なお、要望におきまして、比較的軽微な補修や改良等につきましては、農家振興組合長からの申請を受けまして、本市から地元に対しまして、原材料を支給したり、機械を貸し出すことで、農家や土地改良区みずから、水路や農道の維持管理、補修等に取り組んでいただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 16番。田中哲議員。

○**16番（田中 哲君）** 次に、鳥獣被害対策についての要望は、どういう要望が上がっているのかお尋ねいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

鳥獣被害対策でございますが、集落等による電気柵設置の要望のほか、個別要望といたしまして、自衛捕獲のためのわなの貸し出しに関する要望を受けまして、それぞれの対応を行っているところでございます。電気柵や箱わなといった予算に関しましては、人吉市有害鳥獣被害対策協議会が事業主体となって、全額国費で賄っているところでございます。また、国費で賄うことができない電気柵につきましては、本市の農業活性化対策事業補助金で、人件費と消費税は除くところでございますが、その2分の1を補助しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、資金面での相談と、どういう要望があっているかをお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

資金の面での相談でございますが、認定新規就農者からの相談につきましては、無利子で融資を受けることができる青年等就農資金——これは国策でございますが、それを紹介し、球磨地域振興局やJAくまに御指導・御協力をいただいているところでございます。

認定農業者からの相談につきましては、農業近代化資金やスーパーL資金といった公庫資金などを初め、本市の農業活性化対策事業補助金を紹介し、負担軽減に努めているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ほかの要望として、例えば農業への就農、技術指導、人手不足、各種情報提供といったことについては、どう対処されているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

ほかの要望でございますが、1つ目としましては就農がございます。作付を希望される作物に精通している農業者を紹介するとともに、技術指導につきましては、JAくま、下球磨営農センターの営農指導員、球磨地域振興局の普及指導員の紹介と、農業委員会におきましては、新たに就農を希望される方から相談等がございました場合は、新規就農申請書を提出していただき、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、作付指導や管理運営についてのアドバイスのほか、貸借できる農地を探し、利用権設定の手続なども支援しているところでございます。

2つ目としまして、人手不足がございます。例えば酪農では、酪農ヘルパーを活用、土地利用型の作物では、農地の維持管理や収穫などの際にシルバー人材センターの活用を紹介しまして、作業労力の軽減につなげているところでございます。

3つ目としまして、情報提供がございます。現在、市内に農家振興組合は80組ございますが、毎月発行しております広報紙「みのり」におきまして、各組合員へ、農業に関するさまざまな情報を提供いたしております。さらに、畜産農家におきましては、毎月発行しております広報紙「畜産だより」におきまして、畜産に関するさまざまな情報を提供いたしております。このほか、認定農業者や認定新規就農者へは、研修会などの情報を随時提供しているところでもございます。

農業委員会におきましても、農地の貸借、または売買を希望される農地につきましては、農業委員会だより、及び市のホームページへ、農地情報として掲載しているところでございます。また、農地中間管理事業を希望される農地情報につきましても、その所在地と位置図

を農業委員会窓口に備えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、きのこ生産組合のきくらげ栽培についてお尋ねいたします。

まず、きくらげが人吉市に導入された経緯をお伺いします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

農事組合法人人吉きのこ生産組合が発足した経緯でございますが、農業で食べられるまちといたしまして、平成21年10月から平成22年8月までに、計10回のきくらげ栽培説明会を開催し、平成22年8月に、農事組合法人人吉きのこ生産組合が設立されたところでございます。また、地元企業の雇用創出の一環としまして、共栄精密熊本株式会社におかれましてはきくらげの菌床生産が行われたことから、本市といたしましては、農産物のブランド化を目指し、導入を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、きのこ生産組合の現在の状況についてお伺いします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

農事組合法人人吉きのこ生産組合の現在の状況についてでございますが、設立当初は組合員数は28名でございましたが、諸事情により組合員数が減少し、令和元年9月1日現在の組合員数は12名となっております。

続きまして、きくらげ及びシイタケの生産量でございますが、過去5年分でお答えさせていただきます。

まず、きくらげの生産量ですが、平成26年度は約47トン、平成27年度は約79トン、平成28年度は約80トン、平成29年度は約81トン、平成30年度は約60トンとなっております。

続きまして、シイタケでございますが、平成26年度は約4トン、平成27年度は約5トン、平成28年度は約7トン、平成29年度は約4トン、平成30年度は、同じく約4トンとなっております。

生産者の数は減少いたしておりますが、きくらげ1菌床当たりの生産数量に関しましては、組合として技術の向上が図られたことによりまして、平均1.2キログラムとなり、収穫量をふやされております。

続きまして、ハウスの空き状況でございますが、現在7棟の空きがございまして、農事組合法人人吉きのこ生産組合において新規の生産者を募集検討されているところでございます。本市といたしましても、新規の生産者の募集支援などを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、今後の課題と展望ということでお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

農事組合法人吉市きのこ生産組合の今後の課題でございますが、先ほど申し上げましたように、ハウスの空き状況といたしまして7棟がございまして、早急に生産者募集を行い、全てのハウスにおいて生産されることが望まれるところでございます。

今後の展望といたしましては、昨年の人吉産きくらげのテレビ放映後、需要は高くなっていますことから、全国各地からのお問い合わせ・注文があつているとのことですので、新規の方を募集いたしまして、栽培方法の指導も行いながら、さらにきくらげの生産地として確立され、発展されるものと願っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま説明いただきまして、きくらげ、そしてまたシイタケ、近年、生産量が落ち込んできているようでございます。新規参入者も少ないということでございます。私の聞いているところでは、栽培、なかなか省力化もままならない、そしてまた、今後、設備の老朽化等もあるようでございます。収穫量の拡大、あるいは省力化、新規販売ルートの開拓などを通じて、生産者の支援をお願いしておきたいと思っております。

次に、人吉市の農業の課題と展望ということでお尋ねいたします。

まず、松岡市長は、人吉市の農業の特徴と課題をどのように分析されているのかをお尋ねいたします。松岡市長も、6月議会の所信表明の中で、農林業の振興を図る中で次の項目を挙げられておられますが、具体的にどう進められていくのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、本市の農業の特徴といたしましては、水稻栽培を基本とし、たばこなどの工芸作物、クリを初めとする果樹、野菜、畜産等を取り入れた複合経営となっており、たばこ生産農家では農地集約により規模拡大、畜産経営農家におきましては多頭飼育が行われております。そのような中、農業の課題といたしましては、農地の区画は、近隣町村と比較しますと圃場面積が狭く、農業従事者の高齢化や耕作放棄地等の問題、また、後継者、担い手等の人材不足が喫緊の課題であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、6月議会冒頭で述べられました、生産性向上に向けての6次化とは、また、農商工連携とは、地元農産物のブランド化とは、具体的にどういうふうに進めていかれるのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

生産性向上に向けた6次化でございますが、現在、個々の農家で取り組まれて、スーパー

などへ出品されておりますので、県が実施されている「食の名人」への登録や、JA女性部などで取り組まれている、地元農産物を活用して米粉やきくらげを使ったパンや、クリなどを使ったスイーツなど生産されております。また、商品名やパッケージ、商品のPRなどの相談先としてHit-Bizを紹介しまして、あらゆる面からも、今後も6次化に向けた商品開発や販売促進、広報などの支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、農商工連携でございますが、生産者や商工業者の方々が、お互いの技術やノウハウを活用していただき、新しい商品の開発・提供、販路の拡大などに取り組んでいただいております。

一昨年、球磨商業高校、球磨中央高校の生徒さんとローソンのコラボによる、きくらげを利用した「タイピーエンピロシキ」や、昨年からはじめました「くまろんフェア」についても、球磨栗を使って、地元の洋・和菓子店、飲食店、ホテル・旅館の方々の御協力をいただいて、それぞれに商品開発を行っていただいております。

今後におきましても、このような取り組みを継続し、ほかの農作物におきましてもこのような取り組みを進めてまいりたいと存じます。

最後に、地元農産物のブランド化につきましては、先ほど、6次化や農商工連携でお答えさせていただきましたが、このほかにも、くまもと県南フードバレー推進協議会との広域連携を推進し、地元はもとより、県内外へも、メディアやSNSなどを活用し情報発信を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、これは松岡市長の所信表明からではございませんが、私の地域でも、ドローンを農薬散布に取り入れるということでドローンの講習に行った農家の方もございます。このドローン、及び、恐らく農業が生き延びるためにはAI導入も視野に入れなければ、農業経営も難しい時代に直面すると思っておりますが、このことにどう対処されているのかもお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

AI導入についてでございますが、これからの農業を考えますと、高齢化や後継者、担い手不足などから、AI導入による労力の省力化が検討されるところでございまして、導入や経費削減も含めて、「スマートシティ人吉」の実現のために、農業分野においてもスマート農業の推進を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今回、私は、重点的に人吉市の農業施策のおくれを指摘することを質問してまいりました。その中で、個人的には先進的に頑張っておられる農業者もおられるわ

けてございます。しかし、率直に言いまして、私は、人吉市の農業施策は、近隣町村より大分おこなっていると感じております。農業に未来を託した若者のために、人吉市の農業に何が必要か、将来、人吉市の農業はどうあるべきかを含め、農業は多面的な機能も有しておりますので、予算的には集中と選択を行いながら、真剣に人吉市の農業に取り組んでいただくことを、松岡市長にお願いしておきます。

次に、2点目の、市道改良についてでございます。

今回取り上げます戸越永葉線、矢黒下戸越線は、どちらも永野町の住民の皆さんが多く利用される道路でございます。よく、永野町の住民の方からは自虐的に、「人吉で昭和レトロな風景に出会いたいなら永野町に来てください」と、何回も聞いたことがございます。昭和の原風景が残っているということでございますが、その昭和の原風景の最たるものが、昔の馬車道をそのまま舗装した不便な市道でございます。先が見通せない曲がりくねった道路、相手車両と出会ったら、どちらかが何メートルもバックしなければいけないし、相手車両が通り過ぎるまでよけておくといった狭小な道路。皆さん方も、何度かこの道路を通り、経験されていると思います。

このように、永野町を通る市道戸越永葉線の改良問題は、地域住民の皆さんの悲願でもございます。しかし、予算を伴う事業でございますので、所信表明で述べられました行財政健全化計画には反するところもございますが、しかし、都市部も農村部も同じく、市民サービスは平等でなければなりません。偏在することなく発展していかなければなりません。そして、その発展の基礎は、何と言いましてもインフラの整備でございます。とりわけ道路の整備は、取り残された地域住民にとりましては悲願でもございます。もちろん、永野町内の皆さんより、直接、市のほうにもいろいろ要望があつておると思います。

そこで、市道戸越永葉線の抱える問題について何点かお尋ねしたいと思いますが、私の通告書に取り上げております市道戸越永葉線は、途中より、「市道木地屋永野線」と路線名が変わるそうでございます。そこで、議長の許可を得ておりますので、通告書では市道戸越永葉線で通告しておりますが、関係する区間については市道木地屋永野線で質問いたします。

まず、現在、改良の予定で、測量もされ、町内の三役の皆さんにも説明があつたと聞いております。下戸越永野線の3差路から約110メートルぐらいでしょうか、110メートルぐらい永野町内に寄りましたところから、一ツ橋までの区間の道路改良へ向けての進捗状況についてをお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

議員お尋ねの市道戸越永葉線は、県道人吉水俣線、西本酒店付近を起点としまして、下戸越町黒坂橋付近の3差路を經由し、市道木地屋永野線に接続する、上永野町の3差路までの延長約2.5キロメートル、幅員は約3.6メートルから15メートルの市道でございます。

下戸越町の黒坂橋付近の3差路から約110メートルまでの区間につきましては、既に拡幅

をされており、約8メートルの道路幅員が確保されております。この改良済区間から一ツ橋までの未改良区間は約240メートルございますが、議員も御存じのとおり、現在、通学路対策としまして、歩行スペースを確保するための道路拡幅を、平成30年度から令和3年度まで計画をしております。

現在の進捗状況といたしましては、昨年度から引き続きまして、用地交渉を行い、道路用地の確保に向けて鋭意努力しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、一ツ橋についてでございますが、この橋も、朝夕は車両の往来も多く、通学児童にとっても危険な橋でございますが、この橋に、地元町民の皆さんは、歩道橋は併設できないかということ要望されておりますが、この点についてはどうでしょうか。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員お尋ねの一ツ橋につきましては、延長が7.5メートル、幅員5.6メートルの橋梁で、昭和38年に供用開始されております。建設から長い年月が経過したことに伴い、橋梁本体の損傷が著しく、高欄においても、現在の基準を満たしていない状況でございました。特に、歩行者等の通行の際には危険でしたので、昨年度、高欄を含めた橋梁補修を実施したところでございます。現在、市道に架かる橋梁の長寿命化を行っており、管理している橋梁が291橋と、本数も多く、長寿命化に伴う補修費用が多額となっている状況でございます。

御質問の、一ツ橋に歩道橋を併設できないかとのことでございますが、一ツ橋につきましては、通勤・通学時間帯の交通量が多い中で、児童の通学路として利用されている状況を把握しておりますが、歩道橋の設置ではなく、現状の橋梁における道路幅員内において、歩行空間としてのグリーンラインを設置し、通学時における安全対策を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、グリーンラインを設置する方向との答弁でございました。早急な対応をお願いしておきます。

次に、市道戸越永葉線について、道路改良の要望が強い、永野橋付近から木地屋永野線の宇野橋までの狭小な区間でありまして、この区間は、道路の片側が圃場に面しておりまして、人家もなく、比較的、道路改良がしやすいのではなかろうかと、住民の皆さんも言われております。この区間の道路改良の要望は、西瀬校区市政懇談会でもたびたび取り上げられております。この要望区間は約2キロメートル弱でしょうか、本当にこの道は狭小で、見通しも悪く、車の脱輪事故等もよく発生しているとのことでもございます。何年前に、離合箇所、あるいは側溝の蓋を設置されてはおりますが、抜本的な改良には至っておりません。

そこで、この区間の道路改良の要望にどう対処していかれるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員御質問の、永野橋から宇野橋までにおける狭小区間の道路改良について、どう対処されるのか、とのことですが、この区間につきましては、これまでも市政懇談会の議題として取り上げられており、離合箇所を設置や部分的な改良に努めてまいりました。しかしながら、幅員の狭い場所が多く、離合もままならない状況であると、十分に認識をしているところでございます。

全線改良となりますと、長期の事業期間と多額の事業費が予想されます。また、道路のり面を利用した道路拡幅につきましても、のり面下に農業用用水路がございますので、水路のつけかえや水利組合との協議なども必要となります。以前から、西瀬校区市政懇談会の議題として取り上げられている箇所でございますので、これまでの対策に加えまして、着手できる部分の計画を検討したいところではございますが、現在、同一路線である一ツ橋付近の道路拡幅事業を推進しておりますので、まずは、現在進めております計画区間を早急に完了するよう努力してまいります。

今後は、町内の御意向をお聞きしながら、検討をしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） この区間は、特に永野町内の皆さんから強い、強い要望がございますし、市当局としても認識されていると思います。また、西瀬校区全体で市に要望していくと、校区の市政懇談会でも取り上げられておりますので、現在進められておられます一ツ橋付近の計画区間が完了いたしましたら、順次、道路の拡幅、離合箇所の整備をしていただくことを、強く、強く要望しておきます。

次に、永葉集落地区の木地屋永野線についてでございますが、木材搬出の大型トラックの往来により、近年、特にコンクリート舗装の劣化がひどいようでございます。場所によりましては、地元の方によって路肩の崩落防止に鉄板を布設していただいているところもございます。このように、舗装の劣化・崩壊にどう対処していかれるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

永葉地区の市道木地屋永野線につきましては、木地屋町の国道267号を起点としまして、永葉方向へ向かい、戸越永葉線から接続する上永野町の3差路を終点とする市道で、延長が約6.1キロメートル、幅員は約3メートルから8.6メートルでございます。

御指摘の箇所は、木材搬出などの大型トラックの通行によって、特に舗装路面の損傷が増している区間でございます。御質問の、舗装の劣化や路肩崩壊にどう対処するのかとのことですが、安全な通行を確保するため、昨年度から、起債事業などを活用した舗装補修を行っており、今年度は、高塚山道路線と接続する3差路から上永野町に向かって約240

メートルの区間を補修する予定でございます。今後も、路面補修につきましては、緊急性を他路線と比較しながらでございますが、継続して行ってまいります。

なお、議員が御指摘される路肩につきまして、側溝の損傷に伴い、大型車両が反対側の道路路肩を通行しなければならなくなり、傷んだものと思われ、路肩補強を目的として、地元住民の御厚意によって鉄板を布設されているものでございまして、傷んでいる箇所の修繕につきましては早急に対応をいたします。

今後も、日常的なパトロールを行いながら、安全・安心な通行が確保できますよう努力してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） この市道戸越永葉線も含めて、私の住みます戸越地区でも、市道戸越草津線、落開壘線でも、木材搬出の大型トラックによる舗装の劣化がひどいようでございます。市道の管理者として、こうした木材搬出業者にどのように注意喚起されているのかをお尋ねしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員御指摘のように、木材搬出をする大型トラックのような、積載重量が通常よりも大幅に大きい車両の通行では、舗装の劣化が急速に進み、さらに、幅員が狭い道路におきましては道路の路肩が緩むことがございます。道路が局部的に傷んでいる場合には、安全な通行に支障を来し、事故や道路崩落の原因となることが考えられます。

御質問の、市道管理者として、木材搬出業者にどのように注意喚起をするのか、とのことでございますが、まず、市道はどなたでも利用できる生活道路であることから、道路本体が重量に耐えることができないなど特別な事情がない限り、道路の重量規制を行うことができませんので、日常的なパトロールを行いながら、道路の安全性を確認しております。その上で、大型車両等の道路使用が集中するような場合には、道路使用者と事前に立ち会いを行った上で、使用後の状況を確認し、特定の道路使用者による損傷が明白な場合には道路の復旧をお願いしております。

今後も、適正な市道の維持管理ができますよう心がけてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、矢黒下戸越線についてでございますが、これは御承知のように、国道219号と交わります矢黒交差点の改良についての質問でございます。これも、住民の皆さんの要望があり、たしか3年ぐらい前に、永野町内、下戸越町内、矢黒町内の皆さんの立ち会いのもとに、現地で、市より図面の説明がございましたが、住民の皆さんより、現地と図面との線形等に都合が悪いとか、交通事故を誘発する等の意見が出まして、図面の変更へ

の意見が出ておりました。それから数年たっておりますが、その後どうなったのか。改良に向けて進捗しているのかお尋ねいたします。

現地で説明された後も、信号機をなぎ倒すような交通事故も発生しております。そこで、現地で説明された後の進捗状況をお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員お尋ねの箇所でございますが、国道219号を、西間下町方向から相良町方向へ向かい、織月大橋手前に位置するカーブ区間に、市道矢黒下戸越線と市道下矢黒第1号線、市道西間矢黒線が接続する変則5差路でございます。国道219号は、大型車両の通行も多く、交通量が非常に多い主要幹線道路で、通過車両の速度が高い箇所でございます。カーブ区間では、接続する市道3路線へ進入する車両が、国道の車線内に停車している可能性もございます。

お尋ねの、説明会后どうなったのか、改良に向けての進捗状況は、とのことでございますが、まず、危険な交差点として、局部的な改良をする安全対策の協議を、平成24年度から平成28年度まで、国道219号を管理する熊本県や熊本県公安委員会と実施したところでございます。その協議をもとに、平成28年度に、工事着手を行うための現地説明を行いまして、多数の方からさまざまな御意見をいただきましたが、結果的に、地元3町内の役員様からの合意を得られず、計画を白紙に戻しております。

その後の進捗とのことでございますけれども、平成28年度に、地元の御意見としてさまざまな御意見が出ておりました中で、「視界の確保」につきましては、市と関係機関の協議、及び、矢黒町内会から要望をされたところでございます。そこで、熊本県では、平成28年度から継続して国道219号の植樹帯の高木除去に取り組み、平成30年度におきましては、高木を13本除去、低木を延長約400メートル、樹種変換されております。また、押しボタン式の歩行者信号機は、熊本県公安委員会において2本連なって設置されておりましたコンクリート製の信号機柱を、歩道の端へ移設していただき、大幅な視界の確保を行っていただいたところでございます。

この交差点における抜本的な改良計画につきましては、優位道路である国道219号を管理する熊本県が管轄する範囲でございますが、市道及び国道への進入につきましては、先ほど申し述べましたとおり、植樹帯における樹木の除去、及び、信号機の移設によって十分に視界が確保できておりますので、交通安全上、一定の効果が出ているものと判断をしております。市といたしましては、今後も現状を注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、交差点の計画が白紙に戻ったということは、私も含め、多くの方が初めて説明を受けられたものと、私はこのように思っております。

県の対応策としては、交差点の視野を広げるために、樹木の除去、そして低木への樹種転

換、そしてまた、信号機の移設を行ったということでございまして、交通安全上、一定の効果がでていたとの説明でございました。しかしながら、説明のように一定の効果ということでございまして、利用される地域住民の皆さんにすれば、やはり抜本的な改良を望んでおられるわけでございます。

この交差点は、地元では「魔の交差点」と言われておりますし、過去にも、多くの方が亡くなっておられます。また、たびたび事故も多発しておりますので、説明のように、市としては状況を見守りつつ、抜本的な改良も含めて県のほうに要望していただきますようお願いしておきます。

以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、執行部から発言の申し出がっておりますので、許可いたします。

○経済部長（廣田五浩君） お時間をとって申しわけございません。発言の訂正をお願いいたします。

田中哲議員の、農業問題の予算関係におきまして、5回目、農業基盤整備事業の部分で、「赤池水無町の頭首工改修工事外2件」と申すところを、「赤池町の頭首工改修工事外2件」と、間違えて説明いたしました。正確には、「赤池水無町の頭首工改修工事外2件」でございます。訂正しておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（西 信八郎君） それでは、一般質問を続けます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の牛塚孝浩でございます。初めて一般質問をさせていただいてから、早いもので3カ月がたちました。来月は子ども議会も行われるようでございますので、子供たちに負けないように、本日もしっかりと質問をしていきたいと思っております。

本日は、通告に従い、3点質問をいたします。

まず、1点目は、安全安心なまちづくりについて、2点目、農業問題について、3点目は、市民の声からでございます。

さて、6月定例会が閉会すると同時に、本市におきまして、遅く入ったことしの梅雨は各所で大雨を降らせ、土砂による災害や落石などが発生いたしました。人的な被害こそなかったものの、避難勧告や避難指示が発令され、対策本部や避難所の開設など、対策・対応に当たられた市職員の皆様には、この場をかりて、改めて御礼を申し上げます。また、その後に

おきましても、二度にわたる台風が九州を横断しました。このことは、今後、市議会議員としての行動がどうあるべきかを考えさせられたところでございます。

また、8月の終盤には、九州北部において、過去に例を見ないほどの豪雨により最大級の警戒が発令され、大きな被害が出てしまいました。今月も、8日から9日にかけて、関東を通過した台風15号による被害が報道されております。被災された多くの皆様には心よりお悔やみを申し上げたいと存じます。

ここしばらくは晴れ間が続く当市でございますが、雨が上がった現在でも、たつぷりと水を蓄えた山間部では、依然注意が必要ではないかと思っているところでございます。災害は、このような大雨や台風だけではありません。地震や火災など、いつ、どこで、何が起こるか予想がつかえません。9月1日に実施された防災訓練を拝見し、初動体制づくりの大切さや、確認・各所による連携の重要性を改めて再確認したところでございます。市民の皆様が、より安全に、安心して暮らせるよう、防災・減災の観点から、まず、最初の質問をいたします。

火災や事故など急々の事態が発生し通報があった場合、要請があった家屋や場所に緊急出動をするわけでありますが、その向かうべき緊急出動先が、当市において、全く違う場所・家屋であるにもかかわらず、同一の住所と地番が存在するという事実を、市として認識されているか伺います。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、消防本部の皆様におかれましては、日ごろから、昼夜を問わず火災や救急対応に当たっていただいておりますことに、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

御質問の、全く異なる家屋であるにもかかわらず、同一地番の住所があるということを市として認識しているか、とのお尋ねでございますが、本市の複数の町内に同一地番が存在しており、場所が離れているにもかかわらず、同一の住所になっている方がおられるということは認識をしているところでございます。

また、これとは別に、本来の土地の地番とは全く異なる地番に住民登録している方がおられるため、本来の正しい地番に住民登録されている方と同じ住所になっている家屋が1件あるということが、最近になって、市民の方の情報により判明したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） それでは、最近判明したその1件以外に、どの地区にどれぐらいの数、重複する住所・家屋があり、また、なぜ、そのようになったのかお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

土地の地番・住所が重複している地区、及び件数でございますが、宅地のほか、田畑、山林、原野や公衆用道路等を含む全ての地目におきましては、瓦屋町に25カ所、願成寺町に103カ所、北泉田町に49カ所、上原田町に18カ所、西大塚町に40カ所、東大塚町に1カ所の

合計236カ所ございます。そのうち、地目が宅地である箇所につきましては、願成寺町に47カ所、北泉田町に26カ所の合計73カ所でございます。

次に、なぜ、そのように重複があるのか、というお尋ねでございますが、本市は、昭和17年2月11日に市制が施行され、それまでの人吉町、間村、西瀬村、中原村が合併して人吉市となっております。そして、同年6月1日に、それまでの人吉市、甲、乙、丙、丁、間、七地、大畑、薩摩瀬、西浦、林、原田、中神の12の大字から、おおむね現在の町名に変更となっております。その際、同じ大字に存在する異なる小字、例えば願成寺町の小字で「六坊」と「杉園」という所に同じ地番が存在しておりますが、その地番がそのまま継承されているため、同一町内に同一地番がある状況となっております。

また、本来の土地の地番とは異なる地番に住民登録してあるため、住所が重複しているケースにつきましては、なぜ、そのような届け出をしてあったかという原因は不明でございますが、住民基本台帳は、住民の居住関係等を公証するため正確に記録しておくことが必要であることから、該当者の方に対し、本来の正しい土地の地番に訂正していただくことを求めていますと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 詳しく調べていただいて、ありがとうございました。

しかし、住居以外も含めると相当数あるということがわかりました。また、町村合併や土地の小字・大字表記の省略による要因である、ということも理解いたしました。

答弁いただきましたように、間違いや問題が起こる前に、該当者の方への訂正依頼をお願いしたいと存じます。しかし、今まで、住民や行政の立場から不都合な事案は発生しなかったのか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

これまでに不都合なことはなかったか、とのお尋ねでございますが、市からの通知等が誤って送付されたという連絡などはなく、市としましては、特に不都合なことはなかったようでございます。

また、住民の方につきましては不都合な点があったかもしれませんが、市に対しまして、そのような問い合わせ等は特にございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） では、今現在において、調査報告いただいた宅地の方から、もし万が一、火災や救急の要請があった場合、全く違う場所に行ってしまう可能性が出てくるわけがあります。そういう状況のもとで、到達までに時間がかかってしまい、対応のおくれにより取り返しのつかないことに発展することも考えられますが、本市としてはどのようにお考え

でしょうか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、同一町内に同一地番が重複していることは、確かに紛らわしく、場所の特定もわかりにくいと思われます。また、このことが原因で、人命にかかわるような取り返しのつかない事態は、もちろんあってはならないことと考えております。

人吉下球磨消防組合消防本部にお聞きしましたところ、救急の出動要請があった場合、住所だけでなく、電話番号や近くの建物などから目標の場所を判別しておられるようでございます。しかしながら、より迅速な場所の特定につながるよう、市としましても、同一町内に同一地番が重複しているケースにつきましては、消防本部と情報の共有を図りながら、安全・安心なまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 私も、一応、人吉下球磨消防組合の議員をさせていただいております。

その関係で、そんなことが本当にあるんですか、と事前に確認をし、対応策は一応聞いてはありました。おりましたが、住所が重複することを防ぐ方法はないものなんでしょうか。

また、土地を住所とする場合と住居表示とする場合での住民のメリット・デメリットは何か、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

御質問の、住所の表記方法につきましては、地番と住居表示の2種類がございます。地番は、土地の1筆、土地登記簿上で1個の土地とされているもので、土地を数える単位ごとにつけられた番号のことで、地番での表記は、市、区、町、村、字に当たる地域によって地番区域が定められております。

一方、住居表示は、建物を、町名、街区符号、住居番号で表記してありまして、各建物の住居番号は、その建物の出入り口が接したところの基礎番号が使われております。建物に番号をつけるため、このシステムは市街地で特に有効とされております。

住居表示を実施する場合には、地元などからの要望を受けて、自治体が調査を実施し、対象区域、町割などの原案を作成し、地元代表や地方公共団体職員からなる住居表示審議会が原案を審議して、自治体の首長へ答申することになります。その後、住居表示する区域と方法について、住居表示に関する法律第3条第1項に基づく議会の議決を経て公示することになります。公示期間終了後、定められた条件を満たす異議がなければ、地方自治法第260条に基づく議会の議決を経て、告示し、決定という流れになります。

御質問の、住所を地番とする場合のメリット・デメリットでございますが、メリットといたしましては、地番は土地の場所、権利の範囲をあらわすための登記上の番号となっているところでございます。デメリットといたしましては、地番は、町境が道路などの実際の境と

必ずしも一致をしておらず、地番も整然と配列されていないため、市街地化が進むにつれて、その土地がどこにあるのかを地番で特定することが困難となり、住居の表示が非常にわかりにくくなる場合がございます。

次に、住居表示する場合のメリットでございますが、合筆や分筆をした場合に、番号の順序が崩れたり、枝番が発生したりすることがなく、住所を正確に伝えることができ、初めての人でも容易に目的地に到達できることでございます。デメリットといたしましては、住居表示は建物の場所を示す番号で、登記上の家屋番号と住居表示の住居番号は全く異なるものになり、住所変更の手続が必要になることでございます。住民票などの公共サービスは、基本的に手続の必要はありませんが、運転免許や自動車などの所有地及び、不動産所有者、金融機関など、民間のサービスなどの住所変更は、自治体が発行する住居の表示の変更証明書を取得した上で手続を行う必要がございます。また、町内会などの地域コミュニティとの関連性が失われるおそれや、伝統的な組織や風土、慣習などに影響を与えるということが考えられますので、十分なる地域住民、町内会との合意形成を行う必要があるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。住居表示とする場合の段階的な法的手続、それから、都会での有益性は理解できました。しかし、今後は、スマートフォンを含む携帯電話が緊急通報の主流となるでしょうし、高齢化に伴い、固定電話を持つ人は、目に見えて減少していくと思うものであります。

また、都会ほどではないにしても、これまで以上に近所つき合いが希薄になることも予想されます。そうすると、いざ現場で、家がわからないという場合や、誰も知らないということになるかもしれません。ただ、通信技術の向上により、携帯電話、スマートフォンからの発信については、発信場所が正確に把握できるようになったということは認識しております。認識はしておりますが、果たして、それが完璧に作用するかについては一抹の不安が残るところでございます。市民の皆様へも、このような事実があるということを周知いただくよう、本市からの啓発をお願いするとともに、緊急時の依頼者と、その場所の特定がより正確に、より確実に行われる仕組みづくりについて、今後も協議・御検討いただきますようお願いを申し上げて、この質問は終わります。

それでは、次に、前回に引き続いてでございますが、農業問題について伺います。

さきに質問されました田中議員と似通った部分があるかもしれませんが、通告どおり質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初でございますが、近年、農業活性化や人手不足解消への取り組みとして推進されているスマート農業がでございます。スマート農業は、トラクターや田植機、ドローンのよ

うな最新テクノロジーを搭載した農業機械以外にも、天候や水の管理など農業経営全般にわたるさまざまな分野でのIT化ができる仕組みであるということは認識しているつもりです。人間の作業を軽減化するアシストスーツなどは、高齢化や農作業による疲労軽減において大変有意義なものであると感じております。

先月、たまたま目にした新聞記事で、そのようなスマート農業関連機械の実演会が、あさぎり町の県農業研修センター球磨農業研究所であると知り、どんなものか見学させていただきました。人が運転しなくても農地を耕すトラクター、危険な傾斜地を除草する草刈り機、農地を記憶して農薬を散布するドローンなど、先ほど田中議員からもありましたように、その技術の進歩は目覚ましいものがあって、感心したところでございます。

しかし、このように人工知能を有した農業機械は非常に高額であるため、導入に当たっての補助金などもあるようでございますが、法人、個人にかかわらず、大規模な農家にとっては有益な手段であるかなと思っておりますが、このような農家はほんの一握りではないでしょうか。

前置きがちょっと長くなってしまいましたが、前回質問させていただいた上原田地区の水問題は、耕作地の集積面積の不足、農業後継者の不足など、さまざまな要因により対策のおくれが続いていたと聞いております。このような状況が、県や市のお力添えにより前に動き出し、改善される見通しがやっとなつきた矢先、今度は、多くの耕作面積を持っていた農業法人の突然の耕作放棄により、利水事業の採択条件である耕作面積の集積率——詳しい数値は割愛しますが、大きく下回ることとなり、事業が延期されてしまいました。

このように、さまざまな問題や課題が常に満ち引きする農家全般と、利水事業が延期された上原田地区の問題について、市の見解を伺います。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

農家全般の問題といたしましては、少子高齢化に伴う人口減少社会が進展する中、地方におきましては、都市部への若年層の人材流出により人手不足や高齢者不足を生み出しており、さらに、その影響で、本市におきましても耕作放棄地がふえている現状がございます。

本市におきます人口減少は、今後も避けて通ることはできませんが、人口減少のスピードを鈍化させる対策は必要でありますので、国・県等の有利な事業の活用、農産物のブランド化、集落や地区における持続可能な農業を推進し、農家の所得向上を図ってまいりたいと存じます。

次に、上原田地区の問題でございますが、議員から御説明がありましたとおり、多くの耕作面積を担っておりました法人の撤退によりまして、新たな耕作者への農地の貸借が喫緊の課題となっております。

このような課題がある一方で、人吉市内外の新たな耕作者からの相談がっております。しかしながら、撤退した法人が既に利用権設定の手続を行った農地や、口頭での貸借契約による農地も多く存在しますことから、経済部と農業委員会と連携し、また、農地中間管理機

構の御協力をいただきながら、できるだけ早い解決と耕作者の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 問題が発生した農地に対して、関係部署や農業委員会、そして、農地中間管理機構により、保全の対応・対策、新しい耕作者の紹介など講じていただいております、大変ありがたく、感謝いたします。

しかし、すぐに次の後継者が見つかる保証はないわけですよ。できる限り早急に見通しがつくよう、引き続き御支援賜り、関係農家の皆様の不安が解消できますようお願いを申し上げます。

今回、上原田地区のように、突然耕作放棄をされた農地は、そのままでは荒廃していきま。耕作をお願いしていた農家の方たちへの補償はどうなるのか、伺います。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

耕作者が突然放棄された農地について、耕作をお願いしていた農家の方たちへの補償はどうなるか、といった御質問でございますが、農地中間管理機構が所有者からお預かりした農地を、撤退した法人に貸し付け、既に利用権設定を行った農地の賃借料につきましては、次の耕作者が見つかるまでの2年間は、農地中間管理機構がお支払いすることになっております。

しかしながら、通常の農業委員会を通しての利用権設定、並びに口頭での貸借契約による農地につきましては、所有者と耕作者での任意の対応となりますことから、本市といたしましては介入できないところでございます。このようなことから、農地の貸借につきましては、農地中間管理機構を活用していただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 確かに、農家の方から話を伺いますと、直接口約束で耕作をお願いしていた、という話が聞かれました。農業機械についても、同様に口約束で売買され、代金未納のままになっておられる方もいらっしゃるようでございます。

答弁いただいたように、今後は農地中間管理機構を活用してもらい、口約束によらない契約の重要性を、市のほうからも啓発いただきたいと思っております。

さて、以前、塩見議員が一般質問されておりました農業後継者への支援については、さまざまなものがあると認識しておりますが、いまいわかりにくいというか、条件がありすぎる感がございます。農業をやってみたいと思う人の中には、会社へ勤めながら、言葉が適切であるかどうかわかりませんが、週末農業のような就農を希望する方も幾らかはおられるのではないのでしょうか。私も農家に生まれましたが、農業はやっておりませんので、知識不足、

見識不足であるということは十分に承知しております。しかし、そんな知識不足の非農家の方々でも、わかりやすい制度、参加しやすい仕組みを、耕作放棄地の削減策の1つとして提案したいと思っております。

それは、定年退職者への就農支援制度であります。昨年12月議会において、宮崎議員による農業問題への質問がございました。その答弁の中におきましても、「定年退職者の方の、耕作放棄地を活用した就農もあっている」と、執行部からの回答がございました。人生100年時代といわれる現代において、定年後も、まだまだ皆さん元気であります。ですから、そのような当市独自の取り組みを新たに策定していただき、「農業はやったことはなかったけれど、年金だけでは不足する」、「収入源の1つとしてやってみたい」、また、「健康づくりの一環としてやりたい」、そういう方々に支援する仕組みが、モデル事業として独自にできないものかなと思うわけでございます。

そのような事例が成功すれば、少しは後継者不足、耕作放棄地問題の緩和にもつながり、かつ、先進的な取り組みとして注目していただけるのではないのかなと思うところでございます。

行財政健全化を進める中、それにかかわる財源の確保が問題になってくるわけでございますが、多くの自治体がさまざまな取り組みに対し、ふるさと納税とクラウドファンディングをマッチングさせ、成功している事例がございます。いまやふるさと納税は、財源不足の地方にあって大変有益な方法でありますし、行政が行う事業についても、クラウドファンディングを大いに活用すべきであると思います。よって、何を、どのようにすれば最も有効であるか調査・研究いただき、財源の確保もあわせ、この定年退職者への就農支援制度を策定いただき、試験的に実施いただけないものかと思っております。市の見解をお伺いいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

定年退職者への就農支援制度を策定して、試験的に実施できないものか、との御質問でございますが、議員が申されました、ふるさと納税とクラウドファンディングをマッチングさせ、成功している事例につきましては、両者を組み合わせたガバメントクラウドファンディングの制度を活用した事例であると存じます。

このガバメントクラウドファンディングの制度でございますが、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税を活用し、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から、ふるさとチョイスなどのサイトを通して寄附を募るもので、全ての寄附がふるさと納税の対象となるものでございます。ただし、目標金額に到達しなくても事業を行うため、通常のクラウドファンディングのように返金されるということはございません。

ガバメントクラウドファンディングの制度を活用した、定年退職者への就農支援制度につきましては、寄附を募るための就農支援制度をどのようなものにするのか、目標金額を幾ら

に設定するのか、共感して寄附をいただいた方々への返礼品をどうするのかといった制度設計の課題もございますので、今後、他の自治体での取り組みについて調査・研究の上、検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 提案を御理解いただいて、ありがとうございます。

ガバメントクラウドファンディングというんですね。お答えいただいたように、制度設計にはいろんな課題があると存じますが、例えば1反庄屋とか、1町領主とか、有名な熊本城の一口城主みたいな提案と、そこでつくる作物の提供までをパック化してつくればどうなのかなとか、いろんな部署で衆知を集めていただければ、よりよい案が作れるんじゃないかと思います。

また、ほかにも、全国にはいろんな成功事例があると存じます。そういう事例を参考にされ、「モノ」、「コト」の組み合わせによる新たな返礼品を開発いただき、現在のものと合わせ、魅力ある発信をお願いしたいと思います。

次の質問でございますが、先月の地元新聞記事に、本年4月、農福連携等推進会議が開催され、国の各省庁のトップクラスが構成員となり、省庁の垣根を超えた連携が始まった、と掲載されておりました。農福連携は、数年前から耳にしていた言葉でありますし、錦町では、既に取り組んで成功している法人もあると聞いております。しかしながら、他の地域では、あまりよろしくない話もちらほら聞こえております。今後、当市におきましてもさまざまな支援策を利用した展開が図られていくと思いますが、見解をお聞かせください。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

本市の農業において、農福連携の御質問でございますが、人材不足は喫緊の課題でございますので、各支援事業所におかれまして独自の取り組みをされておられますことについて、農福連携を通じて障がい者の農業への参画が推進されれば、農業現場における貴重な働き手となることが期待されることと存じます。

今後、福祉関係団体や農家、並びに農業団体の要望や意見を伺いながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 農福連携について大切なことは、その実施団体が補助金ありきとならないよう、また、障がい者の方々が、仕事として生きがいを持ち、自立ができるようにすべきだと考えます。きちんと取り組める環境づくりをお願いしたいと思います。

続きまして、市長は、本年6月定例会におきまして、農作物のブランド化について、球磨栗を活用した「くまろんフェア」を開催し、地元や県内外への知名度アップと集客、また、

生産者自身による6次化、球磨焼酎や乳製品とのコラボによる新商品開発を、農商工連携で取り組む、と表明されておりました。先ほど、田中議員からの質問でもあったとおりでございます。

公言どおり、今年20日から10月20日までの期間、フェアも開催され、昨年にも増して盛況でありますように期待しているところでございます。また、球磨農業活性化協議会におかれましても、球磨栗、球磨茶のブランド化への取り組みが承認されております。地元の農作物が、より多くの県内外の皆様にも認知され、農業が活性化していくことは、担い手不足や高齢化が進む農業分野において大変喜ばしいことであると存じております。今後、ブランド化を進めていく上で、この球磨栗、球磨茶だけではなく、ほかの農作物をブランディング展開する考えはないのか。毛利元就の三本の矢の教えではございませんが、京野菜のように、ここでしか生まれない地元ならではの何か、農作物を探究し、育て上げ、新たな就農者の確保とあわせ、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを、ぜひやっていただきたいと思っております。

そこで、新たにブランド化が可能な農作物の掘り起こしや、そのための調査・研究は常日ごろからされているか、今後、市が目指す農業全般の未来像について、市長の思いと見解を伺いたいと存じます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

農産物のブランド化につきまして、新たに推進農作物の掘り起こしとなりますと、作物の選定や作付等に期間を要しますので、現在、JAくまで推奨しておられます甘長トウガラシ、ズッキーニ、抑制カボチャ、ニンニクなどの農作物におきまして、本市といたしましても推奨しているところでございます。

また、調査・研究につきましては、球磨管内で唯一の県の研究施設であります球磨農業研究所におきまして、米、野菜、果樹、茶などにおいて、地域に合った、特色ある研究がされているところでございます。

今後、市が目指す農業への思いと見解でございますが、本市の農業の基本は水稻栽培でございますので、おいしいお米、おいしい球磨焼酎をなくすことはできません。水稻栽培を基本としながら、野菜、果樹、畜産などの複合経営や、焼酎かすを利用した微生物資材を取り入れるなど、新たな価値を生む地域循環型農業として、球磨農業研究所やJAくまが推奨する作物と合わせて、農作物のブランド化を推進してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。市長の気持ちと方向性はわかりました。

農業は、国にとりましても大変重要な産業であるにもかかわらず、天候や災害に左右され、なかなか思うようにいかない産業であるということも十分理解しております。また、人口減少や高齢化、後継者不足が予想以上に進む中、さらなる問題や課題が次々に出てくるわけで

ございます。そんな状況下にあっても、できるだけ有益な手法を、できるだけ早急に取り入れ、対応いただきたいと思います。農業問題については、これで終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） それでは、最後に、市民の声から、くまりばについて質問をいたします。

くまりばの名称について、まだまだ市民の方への認知度が低く、話をする際には「元国民宿舎ですたい」と、ほぼ、必ず言わないと通じません。また、「温泉の名称は」と聞かれても、何と答えてよいか迷ってしまうのが現状であります。そのことは、そこに住んでいる地元の人たちにとっても、同様のようでございます。観光で来ていただいた方や帰省された方たち、また、郡部の友人たちへの紹介の際も、どう伝えたらよいか考えてしまうというのが現状であります。

名称については、そのつけ方次第で印象が大きく変わります。皆さんも御承知のとおり、ここは相良藩の別邸として存在した場所であり、泉質も大変よいわけでございますから、「相良藩下屋敷温泉」とか「殿さんの湯」とか、人吉の歴史を感じさせ、温泉の効能なども想像させ、それは入ってみたい、と思うような名称をつけていただけないものかと思っております。

このように、施設名称の認知度の低さについて、市としてはどのように認識しているのか、また、名称がない温泉について、今後、名称をつける計画があるのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず、くまりばの名称の認知度についての御質問でございますが、昨年、平成30年7月28日の開館は、プレオープンの位置づけでございまして、以降、12月17日に、人吉しごとサポートセンターHit-Bizがオープン、ことし7月12日に、コワーキングスペースがオープンしたところでございます。今後は、1階の会議室設置、2階のサテライトオフィスに係る改修工事を経まして、来年の令和2年度に、総合交流館全体としてのグランドオープンをする予定でございます。

このように、工期を分けて改修工事を行っていることもございまして、総合交流館くまりばの外部に向けての知名度に係るPRにつきましましては、議員御指摘のとおり、不十分な点もあつたかと存じます。

グランドオープンの運びとなりました時点で、サテライトオフィス誘致への営業活動も含

めたところで周知・広報に力を入れてまいりたいと存じます。

また、地域住民の皆様に対しましては、くまりばを活用した企画・イベントによる利用拡大、名称の浸透を図るため、ことし5月4日・5日の両日には、こどもの日甲冑着つけ体験を実施いたしております。また、7月7日の七夕に向けて、短冊の設置と竹灯籠の一斉点灯、8月25日には曲げわっぱづくり体験を実施いたしております。好評な声をいただいているところでもございます。

今後とも、多くの方々に、SNS等を活用して情報発信をしていただき、くまりばの周知に一役買っていただくためにも、地域住民の皆様の利用拡大について、企画・イベントを継続して実施してまいりたいと存じております。

次に、温泉の名称についての御質問でございますが、プレオープンの際に検討の俎上に上がっていましたが、くまがわ荘の時代にも、独自の温泉の名称はついておりませんでした。岩風呂であったり、ヒノキ風呂といったことでPRをしていたところではございますけれども、見送っていたところがございます。

議員の御指摘のとおり、これまでも、PRのために「何々の湯」といった独自名称を望む声も多くございましたことから、総合交流館くまりばのグランドオープン以降のタイミングで、複合施設である総合交流館の温泉として、利用者に末永く覚えていただき、愛用される温泉としてふさわしい名称を検討させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 令和2年のグランドオープンに向けて、ぜひ、くまりばの認知度アップと、皆様から愛される温泉名をつけていただきますようお願いをいたします。

次に、温泉の営業時間について、これもよく話題になりますので質問をいたします。「お湯はよかもんな。ばってん、朝から行っても開いておらんとよ。たまには朝からさっぱりしたかっぱってん。」などという話を、非常によく言われます。せめて土日だけでも、午前10時からの営業にできないのか伺います。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

温泉の営業時間についてのお尋ねでございますが、現行の行政による直営方式の運営におきましては、くまりばの温泉営業時間は午後1時から午後9時までとさせていただいております。営業開始時間を午後からとしている根拠、理由でございますが、循環なしのかけ流し温泉ということで、営業時間終了後に毎日お湯を抜いておりまして、翌朝に浴槽の清掃を行っております。その後、お湯が溜まるまでに4時間から5時間ほど要しております。また、くまりばの運営につきましては、主に市の非常勤職員を管理スタッフとして配置いたしております。その勤務時間や勤務日などの条件、及びシフト体制から、火曜日の定休日を含む現行の温泉営業時間といたしているところがございます。

なお、定休日である火曜日に、配管に付着する温泉の鉄分成分を除去するための配管清掃も行い、安全で良好な泉質の保持に努めているところでございます。

営業時間帯の設定につきましては、旧国民宿舎時代に、最もお客様が多かった午後3時から9時にかけて、地元を中心としたお客様が多く来られる時間帯を中心に設定いたしております。御指摘のとおり、常連のお客様からも「早朝からの営業をしてほしい」、「定休日をなくしてほしい」などの声が挙がっているところでもございますが、先ほど述べさせていただきました、泉質を保つための安全衛生面、人件費等によるコスト面といった理由により、現行の直営方式におきましては現在の温泉営業時間とならざるを得ないことについて、御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 旧国民宿舎時代の利用実績をもとに営業時間を設定していること、人的問題や維持管理のあり方、そして、市民の声はちゃんと届いていることも確認いたしました。

答弁をお聞きして思ったことが、1つございます。短時間営業であること自体を、この時間しか入れない、まぼろしの温泉みたいなイメージづくりに切りかえて、逆に、情報発信して魅力としたらいかがでしょうか。以後、御検討願います。

では、次の質問ですが、こんな意見も聞かれました、「入り口がはっきりしない」、「駐車場がわかりにくい」、「説明されても、場所がよくわからない」など、私どもは知っておりますので、そう不便さを感じないんですけど、近隣住民以外の方は、通り過ぎてしまったり、場所がわかったとしても、何か恐る恐る入ったりする、ということがあるそうでございます。最近、道路の数カ所でくまりばの案内板を拝見いたしましたが、ちょっと小さくて見えづらいなど、わかりづらいと感じました。

くまりば自体を知らない人にとって、「一体何の場所、温泉マークもあつたけど」と思われているんじゃないかなと思っております。市としては、入り口や駐車場、案内板など、これらを整備する計画はないのかお伺いいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

入り口、駐車場、案内看板などの視認性についての御質問でございますが、現在、くまりば及び、その周辺には、屋上、玄関横と幹線道路沿いに看板を設置しておりますが、御指摘のとおり、いずれも道路と並行に設置しているため、通り過ぎる直前にならないと目に入らない状況であることは認識しているところでございます。

現時点では、一時的にのぼり旗による案内で誘導を行っておりますが、今後、総合交流館としてグランドオープンを迎えるに当たり、車でお越しの際に入り口がわかりやすいよう、道路に対し直角に配置するなど、長期的な視点で、視認性の高い案内看板の設置や、駐車場

についてもわかりやすい看板の設置を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 一般の方にもわかりやすい案内看板と駐車スペースの表示、これをよろしく願います。

次ですが、くまりばには、現在、当市の観光振興課、まち・ひと・しごとサポートセンターH i t - B i z、コワーキングスペース、温泉と、幾つもの業態が運営されております。その関係で、何の場所かなというか、スキッとしない感じがするそうでございます。将来、新市庁舎の供用開始に伴う部署の移転があるから、それまでなのかなと思っておりますが、市としては、今のこの複雑な状態を整理する計画はないのか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

くまりば内に幾つもの施設があり、市民から、「何の場所かわからない」との意見がある、との御質問でございます。

従来であれば、1つの施設に、来訪者の目的の場所が直結することがわかりやすいかと存じますが、くまりばの設置目的が、人吉球磨地域外からの来訪者、観光客、それから、地域住民や事業者といった、立場の違うさまざまな人が集い、交流することにより地域の活性化を図ることであるので、さまざまな立場の人が、それぞれの目的、ニーズでお越しいただき、いろんな方々と交流していただくことが肝要であると存じますし、交流館を設置した目的であろうかと存じております。例えば温泉目的で来訪された事業者が、ここでH i t - B i zを知って、次は事業の相談に来られたり、サテライトオフィスの入居者が、温泉で、地元住民の方との雑談の中で仕事のヒントを得られたりといった相乗効果が得られれば、設置の目的にかなうものと存じております。

なお、本市のくまりばのケースと同様に、公共施設の集約化・複合化につきましては、公共施設が老朽化していく中、人口減少、財政難といった状況から、維持・更新に困難が生じておりまして、集約化・複合化によりまして、更新費用や管理運営費用の削減が見込まれることから、国も、地方債計画を通じ推進しているものでございまして、今後、本市においても、さまざまな公共施設において検討していく必要があるかと存じます。

市民の方々からの、「何の場所かわからない」という声に関しましては、愛称「くまりば」の認知度向上とあわせまして、総合交流館として、温泉やコワーキングスペースといったそれぞれの施設の用途、内容が比較的認知されやすい情報発信の手法を検討しまして、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。そもそもが総合交流館としての施設のあり

方ということなんですね。認識不足で、済みませんでした。

しかし、幾ら国が推進する集約化・複合化にしましても、くしで髪をとかすがごとく、整然とした区分わけは必要であると感じます。温泉の営業時間、そして何より、自信を持って紹介したい温泉の名称、これに加え、入りやすい工夫や、案内板の設置・改善など、市執行部におかれましては慎重に検討・協議いただき、くまりばが市民の憩いの場として、また、地域外の方々に対しても、当市を代表する施設としますます注目され、利用いただきますよう、引き続き、改良・改善をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。

早速、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の通告は、3項目でございます。1番に、保育行政について、2番に、マイナンバーカードについて、3番に、市民の声からであります。

まず、保育行政について。学童保育所の状況について、質問を始めます。

学童保育とは、主に、日中、保護者が家庭にいない小学生児童・学童に対して、授業の終了後に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称です。法律上の正式名称は放課後児童健全育成事業で、厚生労働省が所管になっています。事業を実施する施設は、学童クラブ、放課後児童クラブ、学童保育所などと呼ばれ、自治体や設置者によって名称は異なりますが、ここでは「学童保育」と統一して、質問させていただきます。

本市でも、市内保育園が学童保育を運営されておりますが、まずは、現在の学童保育の児童の登録人数をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

ただいま、議員のほうから御紹介がございました、放課後児童健全育成事業として実施されている市内10クラブの状況でございますけれども、本年5月1日現在の登録児童数は423名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 423名でございます。10のクラブで、この423名が分散されますので、1つの学童保育で平均したら、40名ほどになるんじゃないかと思っております、増減はあると思いますけれども。

確認ですけれども、423名の利用されている学年ですけれども、1年生から6年生までいらっしゃると思いますが、通っている学年では、やはり低学年の方が多いか、その割合は低学年の割合が多いのでしょうか。その辺についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、低学年、小学校1・2年生が、423名のうち半数以上の利用になっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 半数以上が低学年だということがわかりました。

学童保育では、保育士と違った、児童をお世話する学童の先生がいらっしゃいます。現在は、放課後児童支援員という名称となっておりますけれども、放課後児童支援員の配置状況でございますが、これまで、学童保育施設では、児童の保育に当たるには、児童の遊びを指導する者の任用資格など一定の要件を満たしていれば就くことができ、統一された資格要件もありませんでした。

働き方をめぐる環境の変化により、平成になってから、さらに共働き家庭が増加し、家庭にかわる子供たちの毎日の生活の場として、学童保育は子供たちに安全で安心な生活を保障する役割があります。学童保育の質の向上のニーズが高まったことで、国は、2015年に、新たに放課後児童支援員という資格を設立しました。2015年から、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、事業所ごとに放課後児童支援員を配置することが義務づけられておりますが、本市の配置状況はどうなっているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員につきましては、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で、1の支援単位——1つの単位のこととございますけれども、これは、児童の数がおおむね40名以下で構成するものでございまして、この単位ごとに2名以上としておりますが、そのうち1名は、補助員をもってこれにかえることができる、と規定しております。これによりまして、各クラブとも2名以上の支援員を置かれておられまして、多いところでは4名の配置をしているクラブもございます。総数で言いますと、23名の支援員が従事されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 23名の支援員が、今現在いらっしゃる。10園ですので、2名以上の支援員が配置されている状況だと思います。

支援員について、今、答弁ではありませんでしたけれども、支援員には資格が必要です。放課後児童支援員になるには、児童の遊びを指導する者の任用資格などの要件を有した上で、都道府県知事による認定資格講習を修了する必要があります。県の認定資格ですが、教育職員免許状の普通免許状と同様、認定を受けた都道府県以外でも効力を有する資格となっております。なお、2019年、今年度までは、経過措置として、認定資格研修を修了した者ではなく、

終了することを予定している者が放課後児童支援員となることもできます、ということもございます。2020年以降に認定資格講習を修了していない場合は、補助員としてであれば勤務はできるようであります。

本市の10クラブの学童保育施設では、発達障がいの診断を持っている児童の受け入れ体制はどうなっているのかお尋ねいたします。また、その人数も、わかればお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほど、市内10クラブで423名の児童が登録し、利用していると答弁させていただきましたけれども、そのうちの5つのクラブにおきまして、障がいの診断等を受けられている方の利用が、合計17名いらっしゃるところでございます。

受け入れ体制の現状でございますけれども、規定では、配置基準の2名とは別に、支援員を配置する必要はございませんけれども、障がいの程度によりまして支援の方法等も異なりますので、現状としては、各クラブの判断により、2名から4名での体制で受け入れられているところでございます。なお、必要な研修を受講し、または、個々が有する経歴・資格等から専門的知識等を有すると認められた上で、支援員を配置した場合は、放課後児童健全育成事業における障害児受入推進事業としての補助金加算がございますので、これらを活用して事業を実施されているクラブもあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 5つのクラブで17名が在籍しているということは、1つの学童保育で3名から4名ぐらいいらっしゃる計算でございますが、発達障がいも、それぞれ一人一人症状が違ふと思います。ADHD（注意欠陥多動性障害）だったり、いろいろ、それ以外の診断をもらっていらっしゃる方もいるとは思いますが、非常に手がかかる子だったり、目が離せない子だったり、それぞれだと思います。診断を持っている17名の児童がいらっしゃいますけれども、実は相談がありまして、この相談というのが、発達障がいの診断をお持ちの保護者の知人の方からでございました。だから、本人じゃないんですけども、その方の相談というのが、市内の学童保育を利用されておられるんですが、1週間のうちに、「この日とこの日は、お子さんを受け入れることができません。」と言われたそうであります。同様の症状を持っているお子さんでも、診断を持っていらっしゃる方——グレーゾーンというお子さんは普通に受け入れがされているという様子を見て、診断を持っていることで受け入れを断られたのかなと、また、診断を受けなければよかったと、そこまで言われたそうであります。ですので、発達障がいの診断を持っていることで、曜日によって受け入れを断る状況もあるのか、その辺についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

各クラブにお聞きした状況といたしましては、障がいの程度・ケースで対応が異なるとこ

ろではありますが、基本的に、現在の配置での対応ができているということでございました。また、障がいをお持ちの方で、放課後等デイサービスをあわせて利用されているケースもございます。この事業につきましては、障がい児への事業でございますけれども、放課後デイサービスをあわせて利用されているケースがあるということでございます。

この場合、保護者及び関係機関と相談した上で、放課後等デイサービスの利用がない日を放課後児童クラブで預かる、というふうに各種制度を活用されている状況でございます。放課後児童クラブに慣れてきましたら、徐々に利用回数をふやすなど、さまざまな関係機関と連携し、受け入れ体制を整え、障がいをお持ちの子供さん方を受け入れていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、言われた放課後等デイサービスを利用されていたかどうかというのは、ちょっと私も定かではございませんが、さまざまな理由が考えられると思います。私が思ったのは、その曜日は支援員がお休みになられて人手が足りない状況だったのかもしれない。発達障がいのお子さんは、先ほど言いましたとおり、目が行き届かなくなる場面もあるので、事故が起きたり、怪我をされたりということがないようにお断りになったのかもしれない、そういう状況だったのかもしれない。

ただ、私の知り合いで、福岡市の学童保育で働いていらっしゃる方がいらっしゃいます。福岡市の場合、学校の空き教室を利用した学童保育で、行政が学童保育を運営しているので、発達障がいの児童が来られる場合には、支援員の派遣も役所からの指示で、加配という増員もされているそうでございます。

人吉市と福岡市を比べることはできませんけれども、市が主体となって運営されているのと、人吉市の場合には保育園が運営主体となっておりますので、その辺は違いますけれども、人手不足のときの応援態勢は、本市では何かできないのか、その辺についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

現状におきましては、各クラブとも現体制で対応できていると、先ほど御答弁させていただきましたけれども、子供さんの障がいの程度や、家族の状況、他の制度の利用状況にもよりますけれども、きめ細やかな支援という意味では、もちろん、より多くの支援員を配置し、支援体制の充実を図るのが望ましいことは言うまでもございません。

放課後児童健全育成事業メニューの中に、自治体が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置する事業はあるところでございますけれども、本市の規模面と財政状況を鑑みますと、現在のところは考えていないところでございます。市といたしましては、既存の事業を活用していただきながら、さまざまな制度の周知や情報提供を行い、関係機関と連携を保ち、放課後児童クラブとともに、

障がいをお持ちの方への支援を、引き続き行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 制度的には増員する制度もあるという説明でございましたけれども、今回の質問に至っては、市の状況を確認するという意味での質問でございましたので、これ以上は質問はいたしませんけれども、発達障がいについて、私も久しぶりに質問させていただきました。これまでも何回かさせていただいたわけですが、発達障がいのお子さんの育成というのは、早期発見・早期療育といわれております。そういった意味では市のほうも、この間、行財政健全化について説明を受けましたけれども、そういった弱いところを取り残さないような財政の措置は、ぜひ、今後考えて、検討していただければと思っております。

また、学童保育、あるいは発達障がいについては、推移を見ながら質問はさせていただきますので、また、どうぞよろしく願いいたします。この件については終わります。

次に、マイナンバーカードについてであります。

平成28年1月から、マイナンバーカードの交付が開始され、3年半以上が経過しましたが、普及状況はどうなっているのでしょうか。テレビ等でも、現在話題になっていて、全国の普及率が報道されておりました。マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や、本人確認の際の公的な身分証明書として利用ができ、また、さまざまな行政サービスを受けることができるICカードです。

本市も、コンビニで住民票などの発行も既にできる環境となっております。本市のマイナンバーカードの普及状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

マイナンバーは、法律上は個人番号と言いますが、日本に住民票を有する外国人の方を含む全ての人が持つ12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の行政機関等に存在する個人の情報が、同一の情報であるかどうか確認するために用いられています。

平成28年1月から交付が始められたマイナンバーカード（個人番号カード）には、議員からも御紹介がありましたけれども、表面に本人の顔写真、氏名、住所、生年月日、性別が記載されておりますので、公的な身分証明書として利用することができるようになっております。

お尋ねの、本市のマイナンバーカードの普及状況でございますが、本年8月末日現在で交付済枚数が4,527枚、人口3万2,352人に対して、交付率が13.99%となっております。

参考といたしまして、7月1日現在の総務省の統計、これはホームページで確認できる最新のデータでございますけれども、全国平均が13.5%、熊本県の平均が13.2%となっており、熊本県内では、熊本市の16.9%、山鹿市の14.3%に次いで、本市が3番目の交付率となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 普及率が13.99%、県内で3番目と言われましたけれども、10%台です。開始されて3年以上たって、普及が解消できないというのは、交付申請しない理由が、多分それぞれあると思います。現在に至ってもこのカードが普及しない要因の分析は、こういったものがあると考えておられるかお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成28年1月の交付開始から3年半以上経過しておりますが、交付率もまだ低く、カード取得がなかなか進んでいない状況でございます。

普及しない理由としましては、主なものとして、マイナンバー制度への理解度に関する点、カードの利活用に関する点、カードの申請・交付手続に関する点の3点があると考えております。

まず、マイナンバー制度への理解度に関する点につきましては、マイナンバーにより個人情報を一元管理されるのではないかと、マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れてしまうのではないかと、カードを盗まれたらICチップの情報が漏れるのではないかと、カードを使ったら個人情報が丸見えになるのではないかと、などのセキュリティーに関する疑問、不安があることが、理由の1つとして考えられます。

次に、カードの利活用に関する点としましては、カードをつくっても、実際に利用する機会が少ない、メリットが感じられない、などの理由が考えられます。

また、カードの申請・交付手続に関する点としましては、カードの申請・交付手続、特に顔写真を用意することが面倒である、手続がよくわからない、などの理由が考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 3つの普及されない要因が説明されました。3つとも、当てはまるんじゃないかと思っております。

そこで、政府が、国、地方の全ての公務員に、個人番号を記されたマイナンバーカードを、2019年度末までに取得させるという新聞報道がございました。現在の本市の職員のカード普及率はどれぐらいなのか、お尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及促進ということで少し御説明させていただきますと、本年6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針——骨太方針2019でございますけれども、骨太の方針において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針、これは横文字で恐縮でございますけれども、デジタルガバメント閣僚会議と

いいです、デジタル化を推進していくために設置された会議で決定をされた方針でございますけれども、この方針を踏まえ、安全・安心で利便性の高いデジタル社会を、できる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進すること、とされました。

公務員のカード取得につきましては、今、述べました政府の方針において、令和3年3月から本格実施される、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を円滑に実施するため、国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進することと決定されたものでございます。

御質問の、本市職員の普及状況でございますが、総務省から全国の自治体に対して、マイナンバーカードの申請取得状況の把握についての照会があり、7月に取得状況を調査しました結果、本年6月末現在で、市役所の職員数、これは共済組合に加入している組合員数でございますけれども、345人に対し、マイナンバーカードの取得者数が57人、取得率は16.52%となっております。

市民の皆様にはカード取得をお願いする立場である市職員自体、取得が進んでおらず、庁内での取得促進の取り組みが足りなかったことは否めないところでございます。今後は、今年度内の全員の取得に向けて、取得促進の取り組みを強化してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 率直に、少ないですね。実は、私もまだ申請しておりません。でも、今後は、国も本腰を入れていろいろな政策をされていくと思います。

やはり、これまでは、なくても生活に困らなかつた、というのが最大の理由じゃないかと思っております。ただ、今回は、テレビ等でも「マイナポイント」というポイントの付与についていろいろ取り上げておられました。2020年10月の開始が予定されている、このマイナポイントの全国共通ポイント付与について、どういった内容なのか説明をお願いします。また、報道によると、2020年に、マイナンバーカードを持っている人を対象に、スマートフォン向けの決済サービスに現金をチャージすれば、全国どこでも使えるポイントを付与するとの報道があつておりましたので、そういった内容なのか、その辺についてお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

令和2年度、2020年度から、国が全国共通ポイントとして付与する「マイナポイント」についてのお尋ねでございますが、これは、今月3日に開催されましたデジタルガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及等に向けた取り組みの中の、マイナポイントを活用した消費活性化策として示されたところでございます。

この消費活性化策は、本年5月に示された、マイナンバーカードを活用した消費活性化策をより利用しやすい仕組みとするため、抜本的に見直しが行われたものでございますが、ま

だ詳細がわかっておりませんので、総務省のホームページから、わかる範囲でお答えさせていただきます。

まず、このマイナポイントを活用した消費活性化策の趣旨でございますが、令和2年度において、消費税率引き上げに伴う需要平準化策としてマイナポイントを活用した消費活性化策を実施し、官民協働型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す、というものでございます。

現在、「自治体ポイント」という電子マネーの仕組みがありますが、これは、マイナンバーカード取得後に、インターネットからマイキーIDという、マイナンバーとは別のIDを取得することで利用できるポイントで、クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなどを、自分の好きな自治体ポイントに交換、合算することで地域の商店での買い物や、オンラインショップから全国の特産品を購入できるというものでございます。

今回、国が、全国共通の新たなポイントとしてマイナポイントを発行するというものでございますが、ポイント付与の仕組みにつきましては、民間のキャッシュレス決済事業者と連携し、マイナンバーカード保有者がマイキーIDを取得後、事前にスマートフォンに入金すると、国費でポイントを上乗せする仕組みとなっております。ポイントの購入条件、購入対象者、プレミアム率、ポイントの利用環境や使い道、有効期限と、具体的な内容はまだ正式に示されておきませんが、来年度の実施に向けまして、関係部署と連携を図りながら、市民や事業者への広報、マイナンバーカード取得やマイキーID設定の支援等に取り組んでいきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） まだ、国からの通達とかも来ていないので、ポイントの付与がどれくらいになるのか、また、どういった仕組み、先ほどのキャッシュレスサービス、これは多分そうなるんだろうと思います。ただ、ポイントがどれくらいになるかというのは答弁ではありませんでしたけれども、新聞とかテレビでは、ことし10月から始まる、プレミアム付商品券の購入額1万円に対して2,500円上乗せされるんですけども、そのことを参考に検討するとありました。テレビでも、2万円を購入したときに5,000円のポイント付与がある、という報道をされているのを見た次第であります。

ただ、一回聞いただけでは非常にわかりにくいんですよ。多分、今、聞かれた方もわからないと思います。全国全ての方に、同じ情報を伝達しなければならないときに、高齢者の方が、これをどこまで理解できるかということが非常に疑問であります。

そこで、高齢者の方に理解してもらうには、今言いました、何度も説明が必要になるのではないかと思いますけれども、高齢者に対する対応というものはどう考えているのかお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

高齢者の方への周知方法でございますが、国において、今後、テレビ、テレビCMやウェブ動画、新聞広告などあらゆる媒体を通じた、マイナポイントについての広報が行われるようでございます。今回、新たに始まる制度であり、特に、マイナンバーカードやキャッシュレス決済などを利用されていない方、また、高齢者の方にとりましては、議員からも御指摘がございましたように、大変わかりにくい部分もあるかと存じますので、市におきましても、マイナポイントに関するチラシ等を作成し、老人クラブや町内会への説明、また、消費者問題に関するデイサロンやミニサロン等での出前講座などを通して、より多くの方に理解していただけるようわかりやすい説明、広報等を積極的に実施してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 高齢者の方への説明はかなり必要だと思いますけれども、気をつけなければならないのが、マイナポイントの開始される前後で、必ずと言っていいほど特殊詐欺が多分出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺の注意喚起も並行して、説明しながらやっていただきたいと。詳細については、まだ来ていないので、それを見ながらということになると思いますけれども、そういったところは要望しておきたいと思えます。

先ほど、答弁の中でも、健康保険証の利用というのがマイナンバーカードに入ってしまうということで、2021年3月から予定されているということでございました、新聞報道とかです。どういった内容なのか、報道によると、マイナンバーカードの保険証利用は、医療機関に設置された機器で、カード裏面のICチップの情報を読み取れば、保険証なしでも患者の保険資格を確認できるようになるとされておりますが、セキュリティ上、大丈夫なのか、その辺についても答弁をお願いします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用でございますが、医療の質と利便性の向上等を図るため、令和3年3月から、マイナンバーカードの健康保険証利用を本格運用する予定とされております。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を国が支援し、令和4年度末までには、おおむね全ての医療機関での導入を目指すこととされております。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用は、医療機関等で、議員からも御紹介がありましたけれども、マイナンバーカードのICチップの中の電子証明書を読み取る仕組みとなっており、医療機関ではマイナンバーカードは預からず、マイナンバーカード自体は利用しませんので、マイナンバーと診療情報がひもづくことはありません。

マイナンバーカードの健康保険証利用が円滑に進むよう、仕組みの安全性についても、国から丁寧に周知することとなっております。また、マイナンバーカードを持っておられない方につきましては、これまでどおり、各保険者が発行する健康保険証を利用していただくこ

ととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） セキュリティー上もマイナンバーカードを預けない、そのチップの中にある保険資格を確認するだけだという答弁だったんですけども、セキュリティー上、いろんな不安があると思うんですけども、今の答弁だと、あまり心配はありません、と聞こえました。12桁の番号だけでは、個人情報とか流出する心配はないということで理解しているんですか。ICチップの情報だけで、保険資格の確認だけで、ほかの情報は全然一切触れるようなことはないということいいんですか。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時12分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（丸本 縁君） お時間を取らせまして、申しわけございません。豊永議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用しましても、他の個人情報とはひもづけられておりませんので、個人情報が漏れることはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 個人情報が流出するということはない、という答弁でございました。安心した次第でございます。

今回の国の方針により、カード普及はある程度は見込めると思いますけれども、本市のカード普及を促進する手だてについて、どう考えているのかお尋ねいたします。また、先ほどの普及されない理由の分析の中でもありましたけれども、顔写真の準備が、伸びない1つの原因じゃないかと思っておりますので、写真撮影は無料でできないかということについても、本市の考えをお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

市民へのマイナンバーカードの普及促進策についてでございますが、平日に、市役所へ出向くことが難しい方のため、本年11月から来年2月まで、月に1回ではございますが、市民課での日曜開庁を予定いたしております。市民課窓口において、カードの交付、マイナポータル端末等によるカードの申請支援、マイナポイント利用のためのマイキーID設定支援を行う予定ですが、写真撮影無料サービスも検討したいと存じます。

また、日曜開庁に加え、昨年10月から開始しましたコンビニ交付につきましても、さらに

周知を図ってまいりたいと存じております。

今後、国から全市区町村に対し、デジタルガバメント閣僚会議で想定された、年度ごとのマイナンバーカードの交付枚数を踏まえた交付円滑化計画の策定要請がある予定となっておりますので、本市の交付円滑化計画を策定し、計画的に円滑なカード取得のための取り組みを推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） さまざま取り組みをされるようであります。日曜開庁も、その1つでございますけれども。

今回のカード普及、あるいは、先ほどの健康保険証のマイナンバーカード利用ということで、マイナンバーカードの番号は、赤ちゃんからお年寄りまで既に配付されておりますけれども、今現在、マイナンバーカードの発行されている中で、赤ちゃんは何人ぐらい発行されているのか。最後に、そこだけひとつお願いします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

赤ちゃんへの交付枚数ということでございますが、令和元年9月6日現在、交付時の年齢がゼロ歳の方への発行枚数が11枚となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 発行に至っては顔写真もついていきますので、多分、赤ちゃんのほうにもついていくのかなと、今、思った次第であります。いずれにしましても、今回の国の政策によって、発行に対する普及はかなり進むのではないかと考えておりますので、先ほど述べたように、高齢者への特殊詐欺とかいろんなことを想定しながら、また、いろんな対策をつけながら取り組んでいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。この件については終わります。

最後に、市民の声からであります。おくやみコーナーについてであります。

身近な人が亡くなられた後の役所に提出する手続が個人によって異なりますが、中には複雑なものも含まれ、御遺族の大きな負担となっております。身近な親族がなくなった後の手続に時間がかかるので、どうにかできないだろうか、との相談を受けました。調べてみると、これは全国的にも課題となっているようでございます。

私も、親が亡くなった際に、何回も窓口へ訪問する経験をしまして、どのような手続が必要で、どの窓口に行けばよいのかというのが、最初はちょっとわからなかったというのもありましたけれども、持参すべき確認書類の忘れ物など、後日、改めて役場に来なければならなかったケースなど、私も含めて、親族が亡くなられたという悲しみの中で、初めて経験する遺族の方も戸惑うことが多いようでございます。

まず、本市の現状として、死亡後の本市への手続や提出書類に関する情報を、市民の方へのお知らせや、窓口に来られた際の対応は、どのようにされているのかお尋ねします。また、どのような提出書類の種類があるのかもお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

御親族を亡くされた御遺族に、まず行っていただく手続として、死亡届、及び死体埋火葬許可申請の手続がございます。届け出は24時間365日行うことができ、窓口開庁時間外は守衛室において受付を行っております。この死亡届、及び死体埋火葬許可申請書は、ほとんどの場合、届出人である御遺族にかわり、葬祭業者から提出されているところでございます。

死亡届が提出されますと、住民基本情報システムにより電算処理を行いまして、今後必要な手続の一覧と、その窓口を御案内する、A4サイズ1枚のガイドメッセージを出力いたします。死亡届の手続に来庁された方には、このガイドメッセージを御遺族の方にお渡しいただくよう、封入したものをお渡ししております。

ガイドメッセージには、市役所窓口での手続に加え、市税、市営住宅などの口座振替を御利用の場合の金融機関での口座振替の変更の手続の御案内といった、市役所以外での手続に関するメッセージも記載しております。また、このガイドメッセージとは別に、御遺族の方に向けた、法務局からの相続登記に関する文書を同封しているところでございます。

なお、死亡届、及び死体埋火葬許可申請を守衛室で受け付けた場合は、死体埋火葬許可証のみの発行のみで、ガイドメッセージは、後日、御遺族に送付をしております。

次に、死亡届、死体埋火葬許可申請書の届け出後に御遺族に行っていただく手続の種類についてでございますが、個人の年齢や家族構成、その他もろもろの状況によって手続内容はさまざまでございますが、一例を挙げますと、故人が国民健康保険、あるいは後期高齢者医療保険に加入されていた場合、被保険者資格喪失届や葬祭費の支給申請、国民年金を受給されていた場合、国民年金等の未支給年金の請求、国民年金の被保険者であられた場合、死亡一時金の請求、65歳以上の方の場合、介護保険被保険者資格喪失届など、その他多数の手続の種類がございます。

御遺族の方には、先ほど御説明申し上げました、必要な手続を記載しておりますガイドメッセージに沿って、該当の部署にて手続を行っていただいているところでございます。なお、手続が隣接する課や係等におきましては、御遺族の方に御負担をおかけしないよう、担当職員が窓口に出向き手続をお受けしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。亡くなられた方が、それぞれ条件は違いますが、いろんな届け出も変わってくると思いますけれども、全国的にも、「おくやみコーナー」というワンストップの窓口を設置されているところがございます。

大分県別府市では、市役所内におくやみ手続に関するワンストップ窓口、遺族に寄り添う「おくやみコーナー」を設置されております。そして、大変喜ばれているということでございました。また、愛媛県新居浜市では、ことし3月に、「おくやみコーナー」を開設されました。御遺族の方へチェックシートを配布し、チェック項目に従って、必要になる手続内容と必要なものが書かれていて、どの窓口が担当なのかも記載されております。人吉市も、同じようなものが配られていると、今ありました。また、三重県松阪市では、御遺族のために「おくやみハンドブック」を発行し、さまざまな手続の案内をするハンドブックとして、葬儀の依頼があったときに渡していただくように、事前に葬儀屋さんに届けているそうです。このハンドブックの表紙には、手続をお手伝いするおくやみコーナーがありますので、ぜひ御利用ください。申請書の作成など、全力でサポートします、という心強い言葉と、事前に予約をしていただくことによってスムーズに御案内ができることを記し、電話番号、受付時間などが表紙に書かれています。そして、このハンドブックの1ページ目には、「ご遺族の方へ」と題して、市長みずからのおくやみのメッセージが載せられています。大切な身内を亡くされ、気を落としておられる御遺族に寄り添い、業務的な手続の前に、まず、市長からのおくやみの言葉が届けられています。

これがハンドブックなんですね、ちょっと大きいんですけども。インターネットでプリントアウトして、今、説明した内容が記されておりました。また、ちょっと説明しますと、死亡に関してよくある質問を、Q&A方式で記載してもあります。死亡に関して生じる市役所での手続、また、市役所以外での手続の事例、年金や保険など個々に違う手続や、相続に関する情報なども細かく記載し、手続に必要なものを確認することができるようなハンドブックになっています。窓口のスピードアップのためには、こうした事前の準備、心構えによって、忘れ物などで二度手間、三度手間にならないような体制が図られております。

本市においても、新庁舎建設に合わせて、今言いましたおくやみコーナーの設置、そしてまた、おくやみのハンドブックの作成はできないかお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

豊永議員におかれましては、おくやみコーナー、おくやみハンドブックの御紹介、大変ありがとうございます。議員からも御説明いただきましたが、近年、他の自治体におきまして、市民サービスの向上の取り組みとして、御家族が亡くなられた際に必要となるさまざまな手続について、一元的に受付を行うおくやみコーナーを設置しているところがございます。

九州では、御紹介がありました大分県別府市が、先進自治体として報道等で取り上げられているところでもございます。また、県内のほかの自治体でも、コーナーの設置とまではいかないものの、共用窓口等において申請をお受けするなど、実情に合わせ、ワンストップに近い工夫をされている自治体もあり、手続に戸惑うことがないため、来庁された御親族には好評を得ていると聞き及んでおります。

大切な御家族を失った御遺族におかれましては、大きな悲しみの中、通夜や葬儀の対応、故人の身の回りの整理など、ただでさえ大きな負担が生じるものと存じます。そのようなときに、役所での手続を行っていただくわけですが、その手続を一元化することにより御遺族の負担を軽減する「おくやみコーナー」は、窓口サービスの向上につながると考えております。

このおくやみコーナーを、新市庁舎供用開始時に設置できないか、との御質問でございますが、大切な御家族を亡くされた御遺族に寄り添える窓口対応の充実のためにも、おくやみコーナーの実現に向けて、今後、関係部署と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと存じております。

次に、おくやみハンドブックについてでございますが、議員からの御紹介により、私も、ホームページ等で検索をして調べました。松阪市を初め、幾つかの状況を調べましたけれども、内容については自治体間で若干の差違はあるものの、おおむね死亡に関して生じる手続の一覧、役所での手続や役所以外での必要とされる手続、あるいは、よくある質問、また、代理の方が手続を行う場合の委任状の様式、法務局からの相続登記の案内文書等が記載されているようでございます。

御質問は、このおくやみハンドブックの作成ができないか、ということでございますが、まずは、現在のガイドメッセージを充実させながら、先進自治体の取り組みを参考に、今後、検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 先ほどのハンドブックの松阪市では、これまで1日がかりの手続だったものが、全ての手続を2時間程度で完了できるように改善されたそうであります。市民目線の行政ということを考えるならば、亡くなられた方の心中を思うならば、こういったサービスが必要でございますので、今後、検討すると言われましたけれども、ぜひ実現をしていただきますよう強く要望いたします、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時43分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。6番議員の宮原です。本日、4人目の登壇となりますが、前の3名の議員の方から、なかなかの好タイムでバトンをいただきましたので、

私も失速することなく質問を行ってまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問は、4項目。1項目めは、総合計画から、第6次人吉市総合計画の策定について、2項目めは、防災・減災から、国土強靱化地域計画の策定について、3項目めは、道の駅「人吉」から、道の駅「人吉」の今後について、4項目めは、財源確保から、広告収入の現状と今後の取り組みについて質問を行ってまいります。

それでは、1項目めの、第6次人吉市総合計画の策定について質問を行ってまいります。

本年度は、第5次人吉市総合計画の最終年度の年となっており、現在、来年度からの本市のまちづくりの羅針盤となる、第6次人吉市総合計画の策定作業が進められております。御存じのことと存じますが、総合計画とは、まちづくりの方向性を示し、目指すべき都市の将来像を、市民共通の夢として策定する、自治体の最上位の行政計画であり、人吉市の第5次総合計画は、まちづくりの理念として「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち」、また、都市像として「自然と相良文化が耀く美しき千年都市ひとよし」の実現に向けた計画となっております。

今回策定する第6次人吉市総合計画でも、自治体を取り巻く環境の変化や時代の潮流などさまざまな課題を見据え、今後のまちづくりの方向性と目標を定めることがミッションではありますが、現在、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢・人口減少社会の進行、財政の悪化、経済のグローバル化など、社会経済情勢はますます厳しさを増しており、第6次人吉市総合計画の策定に当たっては、第5次人吉市総合計画から引き継ぐべきものは引き継ぎながらも、単に引き継ぐだけでなく、優先順位を明確にして、見直すべきものはしっかりと見直し、変えていくといった気概が必要であると思っております。

そこで、最初の質問ですが、第6次人吉市総合計画を策定する上で、先ほども述べたように、第5次人吉市総合計画から引き継ぐもの、また、取りやめるものを判断するには、第5次人吉市総合計画の評価・検証が重要であると考えますが、第5次人吉市総合計画をどのように評価・検証しているのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

第5次人吉市総合計画の評価・検証の状況は、との御質問でございますが、市民への説明責任や事業の費用対効果を図る上で、各種施策の評価・検証の重要性はますます高まっているものと認識いたしております。現在、第6次人吉市総合計画の策定とあわせて、第5次人吉市総合計画後期基本計画の施策の検証についてとりまとめを行っているところですが、第5次の後期基本計画は、議員御指摘のとおり、今年度までを計画期間としており、成果指標につきましても、同様に今年度末の数値を目標値としておりますことから、数値的な達成状況は、今年度が終わりましたからの公表となる予定でございます。したがって、その達成見込みにつきましても、あくまでも定性的な捉え方となりますが、現時点で成果指標を達

成しているもの、年度内には達成する見込みであるもの、達成見込みが立たないものという形でとりまとめを進めております。

そのうち、現時点で成果指標を達成しているものについて、その一例を挙げさせていただきますと、戦略6、地域自治、その3項目に、「持続可能な財政運営」というところがございしますが、そこに「古都人吉応援団年間寄附金額」という成果指標がございしますが、こちらは主に、ふるさと納税に関する項目となります。第5次後期基本計画の終了時、平成31年度末になりますが、その目標値は1,300万円としておりましたが、計画終了の1年前、平成30年度末の時点で約2億5,000万円ということで、既に大幅に目標を達成しております。

このように、それぞれの成果指標について精査を行っている段階であり、検証結果につきましても、今後、各課との調整、並びに全体集計を早急に進めてまいりたいと存じます。

また、第6次人吉市総合計画の策定に当たり、幅広く市民の御意見を伺うため、昨年度、市民意識調査を実施しております。その回答内容をもとに、第5次後期基本計画の施策ごとに、重要度と満足度を数値化し、総体的に検証を行っております。第6次人吉市総合計画の策定においては、このような検証結果を十分に反映しながら進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 第5次人吉市総合計画の検証結果については、今、検証作業を行っているということで、その検証結果については、また、第6次人吉市総合計画にもしっかりと反映するということでありましたが、検証結果のとりまとめが終わりましたら、ぜひ議会にも御報告をいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。この総合計画については、平成23年に地方自治法の一部が改正され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を図るかどうかは、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても、市町村の独自の判断に委ねられることになりました。

本市においては、第5次人吉市総合計画では、第4次人吉市総合計画と同様に、基本構想を策定し、基本構想、基本計画、実施計画の三層構成で総合計画を策定されております。私は、基本構想については、施策や事業における基本概念であり、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の柱であると考えておりますが、先ほども言いましたように、地方自治法の改正に伴い、基本構想、また、総合計画自体の策定は義務ではなくなりました。

そこでお尋ねいたしますが、今回策定する第6次人吉市総合計画は、従来どおりのような形で策定するのか、また、総合計画を従来どおり策定する場合、総合計画の果たすべき役割や位置づけはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成23年8月1日の地方自治法改正により、市町村総合計画基本構想の策定義務がなくなり、策定については市町村の任意となっております。

しかしながら、中長期的な展望を持って市政運営に当たること、また、まちづくりの方向性や、それを市民に明確に示すことは行政の責務であること、などに鑑み、本市においては、第5次人吉市総合計画に引き続き、市の最上位計画として策定するよう準備を進めております。

また、総合計画基本構想の役割と位置づけは、との御質問でございますが、総合計画においては、自治体間競争の激化という環境のもと、直近の時代の変化や社会潮流に適合し、新しい時代へ対応する、市政運営の羅針盤となるもの、という大きな役割がございます。その役割をもって、先ほど申しましたとおり、市の最上位計画として位置づけるものでございます。

なお、基本構想につきましては、まちづくりの理念、目指すべき将来都市像などを掲げ、産業・経済や教育・文化、健康・福祉といった各分野の施策展開をお示しすることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 従来どおり、基本構想を策定するということですので、策定する際は議会の議決事件となっておりますので、議会でもしっかりとチェックをしていきたいと思っております。

それと、今の答弁の中で、総合計画の役割は、新しい時代へ対応する市政運営の羅針盤となるもの、と言われました。今回策定する第6次人吉市総合計画においても、時代の変化や課題を認識し、将来を見据えた総合計画になると思っております。

そこで、第6次人吉市総合計画を策定するに当たって、どのような課題があると捉えられておられるのか、また、どのような基本方針で策定を進めていくのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました市民意識調査の結果について、前回と今回の調査を比較しますと、市が行っております各施策について、市民にとっての重要度と満足度に関する傾向が見えてまいりました。

この中で、重要度が高く、満足度も高い施策、健康づくり、学校教育、子育て支援、水道・下水道などの分野につきましては、本市の強みとして、さらに伸ばしていきたい施策でございますし、逆に、重要度が高く、満足度が低い施策、雇用対策、商工業企業誘致、障がい者福祉などの分野に関しましては、これからの市政運営に際し、大きな課題であると捉えております。

このような状況を踏まえ、今回の第6次人吉市総合計画においては、5つの方針、基本的

な考え方を持って策定を進めてまいりたいと存じます。

まず、1点目は、「市政運営の根幹となる計画」でございます。これは、総合計画を、本市が将来にわたって、生き残りをかけ、長期にわたる地域社会をつくるための行政経営の基本となる方針や、その施策をまとめ、市が実施する各分野の計画や事業の方向づけを行うための指針とするものでございます。

2点目が、「総合戦略を包含した計画」でございます。これは、これからの人口減少社会を見据えた施策展開を図る上で、人口減少に対する施策、及び、地方創生に資する施策を一体的に推進するため、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本計画における重点施策として位置づけ、その内容を包含した計画として策定するものでございます。

3点目は、「実効性・実現性を確保した計画」でございます。これは、人口減少・少子高齢化といった社会背景に対応した、多様な主体による役割分担を可能な限り明示するとともに、政策目標達成のための課題や成果を明確にし、総合的な進捗管理を行うことで、実効性及び実現性を担保するものでございます。

4点目は、「市民参画のもと、市民みんなで作くりあげる計画」でございます。これは、市の将来を担う若者や、まちづくりを支える多彩な人材など、多様な市民の参画を通じ、市民の幸福度の向上を目指した計画策定に努めるものでございます。

最後に、5点目として、計画の構成などについて、可能な限り簡潔な表現とすることで、「誰もが理解しやすい、分かりやすい計画」としてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今、市政運営の課題と、策定における方針について答弁をいただきましたが、1つ気になる点とございますか、確認しておきたい点がございます。それは、方針の2点目、総合戦略を包含した計画にする、というところであります。

現在、本市においては、人口減少問題や地域の活性化に対処していくために、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、平成27年4月から令和2年の3月までとなっており、総合戦略の期間も今年度が最終年度となっております。そこで、お尋ねしたいのが、これは6月議会でも施政方針で言われていたんですけれども、総合計画と総合戦略を統合した新たな総合計画を策定する、と述べられたのですが、総合戦略を包含した計画というのは、総合計画と総合戦略を一本化、つまり1つのものとして策定するものなのか。また、一本化にする際は、具体的にどのように総合戦略を盛り込んでいくのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

今回の総合計画におきましては、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を統合、いわゆる一本化し、策定することとしています。具体的には、これまでのまち・ひと・しごと

創生総合戦略、並びに、現在作成中でございます総合計画の各分野の施策を中心に、今後4年間で、重点的に展開する施策を整備・再構築し、重点施策として総合戦略を構成するということで考えております。

また、国におきまして、ことし6月に、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針が打ち出されたところであり、今後、具体的な国の施策が示される予定となっております。

本市の次期総合戦略におきましても、国の第2期総合戦略との整合を図る必要がありますので、国の動向も注視しながら策定を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 確かに、一本化したほうが市民の皆様にもわかりやすいと思いますし、進行管理においても効率化が図られると思いますので、一本化にすることはいいことだと思います。

また、もう1点、総合計画と総合戦略の関係性について質問したいと思いますが、総合計画を策定する場合、計画を審議する人吉市総合計画策定審議会というのがあって、総合戦略も、総合戦略を策定、また、総合戦略に基づく施策の効果検証を行う人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会がございます。要は、別々の審議会があるということですが、今回、総合計画で総合戦略の内容を包含するというのであれば、総合計画の審議会委員の中に総合戦略の審議会の委員がいなくてはいけないのじゃないかなと考えるのですが、このあたりについて、審議会の委員の構成について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

まず、人吉市総合計画策定審議会につきましては、人吉市総合計画策定審議会条例第3条において、公共的団体の代表者、関係機関の代表者、学識経験を有する者の中から市長が委嘱した委員25名以内をもって組織すること、となっております。また、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会につきましては、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例第3条において、総合戦略に係る関係機関及び団体の職員、学識経験を有する者、その他、市長が必要と認める者の中から、市長が委嘱または任命した委員10名以内をもって組織すること、となっております。

今回は、総合計画に総合戦略を包含した計画としておりますので、策定に当たりましては、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の委員につきましては、人吉市総合計画策定審議会にも参画いただくこととし、委員の構成につきましては、産業・教育・文化・福祉・労働・金融など幅広く多様な分野から御就任いただくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 人吉市総合計画策定審議会の中にも、総合戦略の審議会の委員が参画するということで安心しましたがけれども。今、委員の構成について、幅広く多様な分野から、審議会の委員に就任していただく、と言われましたので、ぜひ、若い人や女性の意見が大事だと思いますので、そういった方々にも審議会の委員として参画していただけるようにお声かけをしていただければと思っております。

また、審議会の委員の意見だけでなく、広く市民の意見を聞くことも大事であると思っております。先ほど、総合計画を策定する際の方針の中にも、市民みんなでつくりあげる計画にする、と言われました。また、市長は常に、対話を重視するとの話をされておられます。

そこで、今回、総合計画を策定するに当たり、市民の皆様からの意見徴収について、これまでの取り組み、そして、今後の予定はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

先ほど御説明しました第6次人吉市総合計画の策定方針の1つとしまして、「市民参画のもと、市民みんなでつくりあげる計画」という項目を掲げております。市の将来を担う若者や、まちづくりを支える多彩な人材など、多様な市民の参画を通じ、市民の幸福度の向上を目指した計画策定に努めるということでございます。

その具体的な手法でございますが、昨年実施した市民意識調査を初め、市の将来を担う若者の意見をいただく方法としまして、地域の高等学校に通う高校1年生を対象に、現在、「まちの将来に対する私の想い」と題したアンケート調査をお願いしているところでございます。

また、現在、市の公式フェイスブックを通じ、広く意見を募集しているところでもございます。これらにつきましては、「10年後の自分のありたい姿」や、「10年後のまちの姿」などの項目について、幅広く御意見をいただくこととしております。さらには、先ほど申しました総合計画策定審議会で御審議いただくほか、計画素案に対するパブリックコメントを実施いたします。

このように、計画策定の段階から、多様な方々に御参画いただき、幅広い意見や思いをいただくことで、市民の思いの込められた総合計画を策定してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 意見聴取の方法として、高校生に向けたアンケート調査や、フェイスブックを使つてのアンケート調査ということで、私もフェイスブックのアンケート調査に回答いたしました。10年後の自分の姿とか、10年後の人吉市の姿を想像しながら、きちんとアンケートに答えさせていただきました。

また、パブリックコメントもされるということで、さまざまな手段で意見聴取をされるみたいですが、今聞いた中では、市民の方々に直接会って、意見を聞く機会がないように思い

ました。スケジュール的に厳しいところもあるかもしれませんが、直接意見を聞くということも大事だと思いますので、機会があれば、そういった場を設けるなど検討していただければと思います。

今回策定される第6次人吉市総合計画には、もちろん、市長が掲げられたマニフェストが反映されてくると思います。そこで、この質問の最後に、市長に質問いたしますが、第6次人吉市総合計画で、市長が目指す人吉市の将来ビジョン、そして、第6次人吉市総合計画策定の策定に向けての市長の意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、ことし42になる年を迎えました。これまで約40年間、人吉市で暮らしてきた時間、他の地域で過ごしてきた時間、ともにとても大切な時間であったと思っております。

私が政治家を志してからのこの十数年におきましては、市民の皆様が、どうすれば幸せになるのだろう、どうすれば笑顔で過ごしてもらえるのだろう、そのような思いを強く持つとともに、そのことについて自問自答する日々の連続であったように思います。私の政治信条として、日ごろより常に思っておりますことは、市民の皆様のお考えを十分に伺うため、また、自分自身の考えを十二分にお聞きいただくため、対話を重視した施策展開を図っていききたいということでございます。

そのような中、今回、新たな総合計画を策定するわけでございますが、本市を取り巻く社会環境等が大きく変化していく中、「人吉号」という大きな船のかじ取りを担わせていただく上で、市民の皆様のご幸福向上につながる、みんなの思いが詰まった計画にしたいと思っております。そのためには、長い時代の流れの中で先人たちが脈々と受け継いできた、相良700年の歴史が育んだこの地特有のさまざまな資産をしっかりと継承していくとともに、未来に向かって新たな一歩を踏み出す、人吉市ならではの新たな価値を創造していく必要があると思います。そのためには、「守る」と「攻める」。今現在、市民の皆様が過ごしておられるこの人吉市のよさを引き出し、守り、育てていくとともに、激動する時代背景の中、新たな施策に対しても果敢に挑戦していく気概を常に持つことが必要であると、強く感じております。

市が行う施策は、全て、市民の幸せに資するものではないと思っております。市民の幸せの追求、このことを念頭に、将来にわたって市政を押し進めていくための羅針盤として、新たな総合計画を策定してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） ぜひ、市民の幸福向上につながる総合計画にしていきたいと思っております。

現在、第6次の総合計画の策定作業が進められておりますけれども、この総合計画が形骸

化しないようにしなくてはならないと思っております。つくったけれども、職員すら見ない、というような計画にならないように、今からしっかりとつくり上げていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。国土強靱化地域計画の策定について、質問してまいります。

8月27日から29日にかけて、九州北部を猛烈な雨が襲いました。今回の大雨により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

先日も、関東地方を台風が襲いましたが、近年、地震や台風、火山の噴火など自然災害が日本各地で発生して、大きな被害をもたらしております。災害は忘れたころにやって来る、と言われておりましたが、今となっては立て続けに自然災害が発生しており、また、発生するのは想定外の災害ばかりで、これまで異常気象とされてきた豪雨災害などは常習化している状況であります。このように、立て続けに、そして想定外の災害に対してますます求められているのは、防災・減災力の強化であります。

東日本大震災の教訓を機に、政府は、国土強靱化基本法を、平成25年12月に公布・施行いたしました。国土強靱化基本法は、正式には、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法と言います。これ以降は「基本法」と呼ばせていただきますが、この基本法では、第4条において、国土強靱化を推進するための体制を整備することが地方公共団体の責務として明記されているとともに、第13条においては、都道府県または市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができる、と明記されております。

国土強靱化地域計画を策定することについては、今後、発生するおそれがある大規模自然災害等から、市民の生命・財産を守ることを最大の目的とし、そのための事前の備えを、効率的かつ効果的に行うとの観点から、私は早急に策定すべきであると考えますし、国土強靱化地域計画の策定推進は、先ほど述べたように、基本法第4条において、国土強靱化を推進するための体制を整備することが地方公共団体の責務である、というこの責務を果たす有効な手段であると考えております。

そこで、まず、お尋ねしますが、本市において、この国土強靱化地域計画について、どのような認識をお持ちなのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、平成25年12月11日に公布・施行されました、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第4条において、「地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されております。また、同法第13条において、「都道府県又は市

町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域内における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されております。

この法律、先ほど議員の言われたように、いわゆる国土強靱化基本法に基づき、国においては、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定し、また、熊本県においても、平成29年度に熊本県国土強靱化地域計画が策定されております。現在、全国の自治体で策定が進められているところでございますが、県内では、令和元年7月1日現在で、策定済が熊本県のみ、また、策定中が熊本市のみとなっております、その他の市町村につきましては、全て未策定という状況でございます。

このことを受けまして、県の指導のもと、現在、各地域の振興局において、国土強靱化地域計画策定に関する市町村勉強会が開催されており、本地域においては、去る8月27日に、第1回の勉強会が開催されたところでございます。本市としましても、今後、県にも協力いただきながら、計画策定を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 計画策定を進めていくと言われましたので、これは、私が一番聞きたかった答弁だったんですけども。

御存じだと思いますけれども、国土強靱化地域計画を策定することのメリットがあります。例えば、国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対しては、国土交通省など関係府省庁が所管する補助金、交付金などにおいて支援が講じられるとともに、その交付の判断においても一定程度配慮されるとありますので、先延ばしになっているインフラ整備等にも、このような交付金等が有効に使えるのではないかと考えております。

それでは、次の質問に移ります。現在、本市には、防災の計画として、人吉市地域防災計画書があります。そこで、今ある人吉市地域防災計画書と、今後、策定を進めようとしている国土強靱化地域計画の違いはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 総務部のほうからお答えいたします。

人吉市地域防災計画書は、災害対策基本法に基づき策定されるものでございまして、地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもので、各災害に共通する対策編を設けつつ、地震災害、応急対策計画、風水害等応急対策計画など、リスクごとに計画を立てているものでございます。

議員御質問の、国土強靱化につきましては、リスクごとに対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避け

られるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を、事前につくり上げていこうとするものでございます。

基本計画では、事前に備えるべき目標といたしまして、8項目設定し、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目いたしまして、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら、リスクシナリオ、起きてはならない最悪の事態を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考え、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを、平時から持続的に展開していくものとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 簡単に言うと、国土強靱化地域計画は、災害発生前、平時のときの計画で、地域防災計画は災害発生後の対応するための計画ということですね。ただ、整合性はとる必要があると思いますので、国土強靱化地域計画を策定した場合は、そこに示された趣旨に基づき、必要に応じて地域防災計画書の見直しもしていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、国土強靱化地域計画は、基本法第13条で、当該市町村等の区域における国土強靱化に係る当該市町村等のほかの計画等の指針となるもの、と明記されており、これは指針性を持った計画ということになります。そこで、指針性を持った計画は、ほかにも、先ほど質問をした本市の最上位計画である総合計画があります。そこで、お尋ねですが、この2つの計画は、同じように指針性を持った計画になるのですが、国土強靱化地域計画と総合計画の関係性はどのようなものになるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

東日本大震災や熊本地震などの震災、短時間での集中豪雨など、近年は、異常とも思える自然災害が多発している状況でございます。そのような中、過去の大災害を教訓に、甚大な被害発生と、長期間にかけて復旧・復興を図る事後対策の繰り返しを避けるとともに、起きてはならない最悪の事態を念頭に、平時から備えを行うことが重要であると認識しており、速やかに国土の強靱化を図ることは、本市の喫緊の課題であると存じております。

現在策定を進めております第6次人吉市総合計画におきましても、策定に係る基本的な考え方としまして、本市が将来にわたって生き残りをかけ、長期にわたる地域社会をつくるための行政運営の基本となる方針や施策をまとめたもので、市が実施する各分野の計画や事業の方向づけを行うための指針と位置づけております。

一方で、国土強靱化地域計画は、人命の確保、災害に対する備えと、被害の最小化など、大災害から国民、市民を守るための指針であり、人吉市総合計画は、市が実施する各分野の計画や事業の方向づけを行うための指針として位置づけておりますことから、将来にわたって、市民の安全・安心を確保するという点におきましては、今後、両計画が車の両輪となるものと存じております。

このようなことに鑑み、両計画の策定におきましては、その関連性などを十分に認識しながら策定を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 市民の安心・安全を確保するという点で、2つの計画が車の両輪となると、また、両計画の策定については、関係性を認識しながら策定を進めていきたいとの答弁でありましたが、そうであるならば、総合計画を策定しているこの時期に、やはり国土強靱化地域計画も策定すべきだと、私は思っております。

同時に策定することで、同じ方向を向くように策定できますし、進捗管理においても、同時に行うことができます。

先ほど、計画策定を進めていきたいと言われましたが、私は、早急に策定するべきであると思っておりますので、ぜひ、このタイミングで国土強靱化地域計画を策定していただきたいと思います。

それでは、最後に、市長は、国土強靱化地域計画の策定について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどから議員もおっしゃっておりますとおり、近年は、全国各地で、我々の想定を超えた大規模災害が多発しております。国におきましても、全国の自治体に対し、国土強靱化地域計画の早急な策定を求めており、本市におきましても、将来にわたって、市民の安心・安全を確保するという、市としての最大の責務を全うすべく、同計画の策定は必要であると認識しております。したがって、本市における国土強靱化地域計画の策定につきましては、県の御協力をいただきながら、市を挙げて、なるべく早い時期に策定してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） なるべく早い時期に策定するという答弁をいただきましたので、この早い時期がいつになるか、大変気になるところでありますが、遅くとも来年の今ごろには国土強靱化地域計画が策定できていることを願ひまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、道の駅「人吉」の今後について質問をいたします。

8月10日の人吉球磨スマートインターチェンジの開通に合わせ、人吉クラフトパーク石野公園に、道の駅「人吉」が開駅いたしました。石野公園の道の駅構想については、前期、特に力を入れてきた事業でありましたので、今回の道の駅「人吉」の開駅を大変うれしく思っております。しかし、それと同時に、大変不安な気持ちでいっぱいでもあります。

そこで、今回、いろいろと道の駅「人吉」について質問しようと考えていたのですが、私以外にも3名の議員の方が、道の駅「人吉」について質問されますし、現在、石野公園の整

備方法や、官民連携の手法等について検討する官民連携事業調査委託業務が進められておりますので、今回は、施設整備等のハード面の質問は避けて、主に、農産物等の販売、ソフト面について質問していきたいと思っております。

それでは、初めの質問になりますが、8月10日に道の駅「人吉」が開駅し、きょうでちょうど1カ月がたちました。

そこで、まだ、開駅して1カ月ではありますが、この1カ月間の来場者数や売店の売り上げ状況はどうだったのか。また、開駅から1カ月がたち、どのような感想を持っているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

1点目の、道の駅の来場者数、来園者ということでお答えさせていただきますが、道の駅「人吉」の来園者の推移に関する御質問でございますが、道の駅開駅前と開駅後の、人吉クラフトパーク石野公園の来園者数の比較でお答えさせていただきたいと存じます。

まず、開駅前の来園者数でございますが、本年度の実績をベースに算出しますと、開駅前の4月から8月上旬までの来園者数は、平日と休日とでは差がございますが、1日平均で約99人でございます。一方、開駅後の来園者数でございますが、1日平均で約503名と増加しており、夏休みやお盆の時期といった季節的な要因もあろうかと存じますが、9月上旬の時点では、開駅前の約5倍の来園者数の状況でございます。

さらに、これを、開駅から約1カ月の同一期間の状況と比較してみますと、昨年8月上旬から9月上旬までは1日平均108人でしたが、本年の同一期間では、先ほど申しましたように、約503人でございますので、こちらの比較においても約5倍の来園者数の状況でございます。

2点目の、売店の売り上げ状況でございますが、来園者の増加に比例して、物産館等の売り上げも順調に伸びている状況でございますが、こちらも、開駅前の4月から8月上旬までの1日平均でございますが、開駅前の約2万2,000円に対しまして、開駅後は約13万8,000円と伸びている状況でございます。さらに、開駅から約1カ月の同一期間の売上状況と比較してみますと、昨年8月上旬から9月上旬までは1日平均3万1,000円でしたが、本年の同一期間では約13万8,000円と、4倍以上の売り上げとなっております。

3点目の、このことへの感想でございますが、単純に数字だけを見ますと、これまで衰退気味であった状況から好転し始めたという喜ばしい面もございますが、8月の夏休みやお盆の時期といった季節的な要因も好転の影響とも捉えておりますので、9月以降の、特に平日の来園者の確保が今後の課題かと分析しているところでございます。ただし、その一方で、工芸体験やアウトドアを中心に、ファミリー層に気持ちよく、居心地のよい空間を提供し、クラフトパーク石野公園の魅力を発揮しながら、道の駅「人吉」への期待も裏切ることのないよう、引き続き、積極的に活性化策を展開してまいらなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 確かによかったですね。駐車場も、車がたくさんとまっておりました。また、物産館に商品を出されている方にも話を聞いたら、道の駅になって、商品の売れ行きがよくなった、というような話もされておられました。確かに、夏休み期間だったということはあるかもしれませんが、少しは道の駅の効果はあるのかなど、私も感じております。

しかし、道の駅に行かれた方々からは、「何も変わっとらん」と、「行ったけど何も売ってなか」と、「野菜とか惣菜ば売らんばわからんばい」と、「あのままじゃだめばい」と、本当厳しい言葉をいただくんですね。中には、農産物を販売している錦の道の駅との差別化を図るために、人吉の道の駅は体験型の道の駅で登録してあるので、農産物なんか置かれないのだろう、と言う方もいらっしゃるんですね。私は、体験型の道の駅であっても、皆様が期待されている道の駅にするためには、農産物や生鮮食品、加工品などを充実していく必要があると思っておりますし、地域の特産品等は十分に置けると、私は思っております。

そこで、この農産物等の販売に関して、道の駅錦との兼ね合い等も含めて、どのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

まず、お隣の道の駅錦につきましては、広大な芝生公園、「錦・くらんど公園」があり、ドライバーの休憩、リフレッシュの場となっていることに加え、地域活性化としての施設、農産物直売所「くらんど市」があり、町の特産品や取れたての新鮮な野菜や果物等を販売され、これを道の駅錦の大きな売りとして運営をされていることと存じております。

そこで、この道の駅錦との兼ね合いについてでございますが、2つの道の駅の設置間隔が10キロメートル未満である場合は、相互の利用者の差別化を図ることが求められておりますが、農産物は置けない、とのことではなく、求められておりますのは、近隣との差別化でございます。

そのような状況下におきまして、工芸体験を初めとする長期滞在型の道の駅として登録を行いました道の駅「人吉」におきましては、これまで当物産館におきまして、石野公園の工芸職人の手による、刃物、民芸、陶芸、手芸品といったクラフトパークならではの商品を初め、これまで販売いただいております納入業者とのお取引といった面や、先ほどのクラフトパークならではの工芸品を販売する土産店も貴重な存在となっている面も考慮いたしますと、道の駅錦同様に、農産物販売所として、同じコンセプトで展開するよりも、お互いの個性を生かしていくことも重要であると認識いたしております。その上で、近隣に位置する道の駅としての差別化が図られるものと存じております。

しかし、その一方で、やはり一般的には、道の駅イコール農産物、生鮮食品といったイメージを皆様がお持ちであることは、私どもも認識をいたしておりますので、来訪者のニーズ

にもある程度はお応えしてまいる必要があるものと存じております。

1つの試みといたしまして、9月からではございますが、物産館内におきまして、地元事業所様から農産物を納入いただき、試験的に販売を開始したところでございます。今後も、物産館内外の状況を見ながら、工芸体験ができるクラフトパークといったコンセプトを保持しつつも、農産物や生鮮食品等を初め、ほかの物産についても販売拡大を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 隣接する道の駅と差別化は大事ですけども、同じ農産物等が置いてあっても、私はいいと思っております。例えば、菊池市にある道の駅「七城メロンドーム」と、山鹿市にある道の駅「水辺プラザかもと」ですが、同じ国道325号線上にあって、距離は2キロもありません。車では、3分もあれば着くんですね。そこは、行ってみると、どちらの道の駅も、物産館の農産物や生鮮食品等の販売スペースは本当に充実しておりました。もちろんレストランもございます。要は、どれだけ本気になって特産品等の販売に力を入れていくか、と私は思っておりますので、今、答弁で、農産物や生鮮食品などについては販売を拡大していきたい、と言われましたので、できるだけ早急に対応していただきたいと思っております。

それでは、次の質問ですが、道の駅の開駅前と開駅後の物産館の商品の内容が、あまり変わっていないような気がするのですが、道の駅の開駅の際に、物産館の出品等の募集は行ったのか。また、移動販売をされている方が出店をしたい、というような話も聞いていますが、移動販売等の出店については、どのような取り扱いになっているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

道の駅化の際の出品募集につきましては、物産館内に既に販売している商品陳列ケース以外に、新たな販売スペースの拡大を十分に行うことは難しいものがあるとの判断から、新たな出品募集については一般募集は行っていない状況でございますが、道の駅開駅後に、物産館内に新規に出品された業者は4業者ございます。また、現在交渉中の業者も数社ございます。なお、物産館内の出品ではなく、今おっしゃられたように、移動販売といった短期的な出品の形態として、公園敷地内でのテント出品や、キッチンカーによる出品も許可いたしております。具体的には、公園内敷地において商行為を行う場合、人吉市都市公園条例第3条に基づきまして、公園使用許可申請書の提出をいただき、出店許可の決裁後に出店販売が可能となる流れでございます。また、その際には、出店の面積に応じまして公園使用料をいただくこととなります。現在のところ、公園の階段より上段のエリアとなりますクラフトゾーンにつきましては観光振興課が所管しており、それ以外の、駐車場や公園敷地内の申請は都市計画課となっておりますが、窓口が複数であることで申請の煩雑化につながりますので、

申請窓口の一本化を検討しているところでございます。

また、現在におきましては、既存または新規で出品販売の御要望をいただいた際には、人吉球磨地域の地元ならではの商品をPRしたいとの観点から、まずは本市、次に球磨郡といったぐあいに、地元の事業者様を優先して交渉をさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 確かに、出店に関しては、担当課がわかりにくいという声を聞いておりましたので、今回、申請窓口の一本化を検討しているということでしたので、早目に担当課を決めていただいて、決まりましたら教えていただきたいと思っております。

また、人吉球磨地域の地元ならではの商品売っていききたい、ということでありましたが、そうすると、やはり、年間を通して人吉球磨の産品を販売できる体制づくりが必要になってくると思います。例えば出荷者組合とか出荷者連絡協議会とかというイメージなんですが、今後、農産物等を計画的に出荷・出品できる組織づくりについて、何か考えがあるのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

現在、道の駅の物産館におきまして出品いただいている事業所とは、特別に契約書を締結する形式でございまして、これは、道の駅となる以前からの形態でございます。

今後、出品者、出荷者等の組合など組織化の考えはあるのか、という御質問でございますが、市の直営で運営している物産館でありますことから、一定の条件を付した契約書の締結は必要と存じますが、出品者、出荷者同士で組合を組織され、出品・出荷されることについては、特に異論はないところでございます。我々行政といたしましても、他の地域における事例や手法を参考にさせていただきながら、また、少しずつではありますが、契約事業所数や商品数も現在ふえてきておりますので、今後、状況を総合的に勘案しながら、最適な販売形態を模索して対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 最適な販売形態を模索していくということでしたが、ちょっと出品とか出店の基準が曖昧な気がしておりまして、今のままいくと、多分、あの人は出品できるのに私は断られたとか、出品する基準がわからないとか、そういった話が出てくると思うんですよね、今後ですね。ですので、組合みたいなものを組織して、道の駅に出品される方は、その組合に入会してもらおうと。もちろん、入会金や年会費は納付してもらおうという形も考えられたほうがいいと思っております。ですので、現在出品されている方や、売店組合、また、関係団体等とも相談しながら、この組織化等についても検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問ですが、道の駅は、物産振興もそうですが、地域の観光振興にもつながなくてはならないと思っております。そこで、施政方針において、広域観光における情報発信拠点の機能強化、石野公園の活性化に推進していく、と述べられましたが、具体的に、どのような観光振興策を考えているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

このたびの道の駅開駅と合わせまして、人吉球磨スマートインターチェンジも開通いたしました。これらによって、石野公園は、今後ますます人吉球磨における広域観光拠点、玄関口としての役割をより果たしていく必要があるものと認識いたしております。

このような中、情報発信拠点としまして、人吉球磨の全市町村のパンフレット配置や、来園者のWi-Fiの御利用によって、観光客の方々に旅の情報収集を行っていただいたり、本市に限らず、周辺町村のイベント開催の情報発信、これは例えば、他町村のイベント告知を石野公園で行っていただくなど、町村の皆様にもこの公園を活用していただくことは、有効なことではないかと存じております。

また、石野公園の活性化につきましては、人吉クラフトパーク石野公園魅力化構想に即しました具現化が最適かと存じますが、特に、観光振興策の実現に向けまして、地理的にも球磨川サイクリングロードと隣接しているというメリットがございます。石野公園は、クラフトパークとして工芸体験ができる施設でございますが、近年、全国的にも、サイクリング向けのサービスが、愛好者のニーズに沿って拡大しており、石野公園においても、今後、どのように日常的かつ非日常的なおもてなし、サービス充実が図られるかにつきまして、サイクリングイベントの誘致や、関係者の皆様との協議を通じまして、個性ある特徴を備えたサイクリング拠点化は魅力的で、効果的であろうかと存じます。

また、キャンプ人気も続いておりますので、アウトドア関係事業所との連携によるキャンプ場活性化策を講じるなど、他の地域・施設にはない優位性を生かしていく必要があるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 私も、道の駅「人吉」は、場所的にも広域観光の拠点になり得ると思っております。今、情報発信について答弁をいただきましたが、ほかにも、道の駅を起点とする観光周遊の提案だったり、道の駅をアンテナショップとして、本店での購入につながる工夫、また、サイクリングの拠点化についても話がありましたので、広域の観光マップ、看板ですね、これを設置していただいて、サイクリングコースも載せていただくと。そうすることで、人吉球磨の観光地や、人吉球磨のサイクルツーリズムのPRにもつながるんじゃないかなと思っておりますので、情報発信についていろいろと御検討をしていただければと思います。

それでは、この項目の最後の質問になりますが、私は、道の駅、石野公園を活性化させるためには民間の活力が必要である、とずっと述べてまいりました。現在、官民連携事業調査業務を実施し、官民連携の手法等について検討されておられますが、この調査結果ができあがるのが来年3月で、それから3年以内に事業化が期待できる、と聞いております。しかし、それでは遅いんですね。3年も、今の状況でいるわけにはいかないと考えております。もちろん、調査結果が出たら、できるだけ早く民間の力を生かして、道の駅、石野公園の活性化につなげていただきたいと思いますのですが、やはり、今から、できることはやっていかなければならないと考えております。

そこで、最後に、市長にお尋ねいたしますが、道の駅、そして石野公園において、民間活力の活用も含めた今後の取り組み、そして、道の駅、石野公園の活性化にかける市長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

石野公園を含む道の駅の活性化につきましては、市民を初め来園者の方など、多くの方から、地域意識の高揚施策として最も期待する声が多く、私自身も、市の最重要課題であり、喫緊に重点的に取り組むべき施策だと強く認識しており、人吉球磨地域の象徴ともなるべく一大観光拠点として打ち出していきたい、並々ならぬ強い気持ちを持っております。

石野公園が、ことしで30周年を迎える節目の年に、道の駅「人吉」として生まれ変わることができたことは非常に喜ばしいことですが、現状のままでは、魅力的な施設としてはまだまだ物足りないところではございますので、どちらかと申しますと、後発的な道の駅である強みとして、ほかの道の駅にはない独自性を持った道の駅、さらには、石野公園の活性化を目指してまいりたいと存じます。

実際に、全国でもまれなクラフト体験が可能であり、アクティビティも可能な、魅力空間を演出できるポテンシャルを秘めた施設でございますので、この恵まれた資源をいかに活用し、魅力を引き出すことができるかが鍵だと認識しております。

活性化の進捗状況としましては、時間軸的に、抜本的に改革を要する長期、ソフト面の充実といった短期に分けて、にぎわいの創出を進める必要があるかと存じます。

まず、長期的な観点として、先ほどおっしゃいました、現在委託を実施しております先導的官民連携支援事業は、支援後3年をめどとして、事業化を要件としてうたわれております。私といたしましても、いち早く、民間事業者と協力した体制づくりにより、公共サービスの向上や財政負担の低減を図りたいと考えておりますが、効果的な設備投資を図ることで、後戻りすることのないよう、法令等に基づき、手順を追って進めてまいりますので、包括的な観点で、供用開始までの間は、来訪者のサービスに直接寄与するソフト面の充実に重点を置き、公共サービスの向上を図るよう努力してまいりたいと存じます。

一方で、短期的な取り組みとして、いわゆる「ヒト」、「モノ」、「カネ」の、「ヒト」

の部分に着目し、取り組んでまいりたいと存じます。具体的には、観光振興課におきましては、10月以降には、現在のくまりばの運営から、石野公園の活性化に重点を置いた組織体制となりますので、これまで以上にマンパワーの充実と、来園者の視点に立ったサービスの向上で、さらなるにぎわいの創出が図れるものと存じます。

また、包括的な民間事業者への委託等には一定の時間を要するわけですが、各種イベントの開催や出店といった、短期的にスポットで委託できる部分もあろうかと存じますので、引き続き、研究を重ねてまいりたいと存じます。

行政側の速やかに、とは申しながらも、民間事業者にとっては待ち長い期間と存じますので、道の駅開駅といった公的要因を逃すことのないよう、ネームブランドに甘んじることなく、供用開始まで、可能な限りのソフト面の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今、市長の、石野公園、また道の駅にかける熱い思いを聞かせていただきましたけれども、やはり、市民の皆様は大変心配されておられます。やはり、長期的な計画、短期的な計画をしっかりと示していく必要があると思いますので、どのようにして周知していくかというのは、また考えなくてはいけませんけれども、市民の皆様や、また来園者の皆様に、今後の計画等を周知していただく方法等もしっかりと考えていただければと思います。

それでは、最後に、広告収入の現状と、今後の取り組みについて質問してまいります。

先日の全員協議会で、人吉市行財政健全化計画の説明がありました。その内容は大変厳しいものでありました。それを受けて、今議会の一般質問では、数名の議員の方がさまざまな視点から、今後の財政運営について質問をされるようであります。

今回示された人吉市行財政健全化計画を見させていただきましたが、どちらかというと、歳出の削減が主なものでありました。確かに歳出を抑制することは大事なことです。それと同時に、収入の確保にも力を入れるべきであり、既存の保有資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき収入をふやすことも考えなければならないと思っております。

そこで、今回は、広告収入の推進について質問していきたいと思いますが、現在、本市が行っている広告掲載事業において、広告の内容、また、年間どれぐらいの収入があるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

初めに、広告掲載事業について説明をさせていただきます。市の資産を広告媒体として活用し、企業及び団体の広告を掲載することにより、新たな財源を確保、及び、経費を節減し、

市民サービスの向上を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する事業でございます。広告媒体といたしましては、市が発行する印刷物、市や市が所有する公用車、もしくは施設、または市のホームページ等がございます。

御質問の、現在の広告収入状況でございますが、平成30年度の実績でお答えをいたします。ホームページバナー広告が4件で、年額15万5,000円、普通財産市有地に広告物を設置し、貸し付けているものが1件、年額2万6,560円でございます。その他では、収入ではございませんが、市が使用しております窓口用封筒や発送用の封筒に、企業や団体の広告を掲載した封筒の御寄附をいただき、封筒代の経費を年間250万円ほど削減をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 封筒は寄附ということですが、年間で結構な額を削減できているなど感じております。ただ、現在の広告収入がちょっと少ないのが気になりますが、もっといろんなものに広告が掲載できると思っております。ほかの自治体の状況を見てみると、広報紙や公用車の車体、公共施設の施設内の壁面等や母子手帳のカバー、職員の給与明細書、そしてごみ袋など、多種多様な取り組みをされておられます。高額な広告料は望めないかもしれませんが、知恵を絞り出せば、必ず収入増に結びつくと思います。

そこで、今後、市の広告媒体として、公用車、ごみ袋、公共施設などに掲載する広告事業に力を入れていくべきだと考えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市財源、収入の確保といたしまして、議員がおっしゃいますとおり、公用車や市有施設等に企業や団体の広告を掲載し、少しでも収入をふやすことは、大変重要なことと認識をいたしております。

他の自治体におきましても、さまざまに広告掲載事業を行っているところもございまして、参考とさせていただきます。今後は、広告掲載可能な施設等の調査、そして検討を行い、広告掲載による収入をふやすよう努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 他市の事例を参考にしながら、ぜひ、さまざまな広告掲載事業に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、既存の保有財産を最大限に活用して収入をふやす方法に、ネーミングライツという手法がございます。ネーミングライツとは、公共施設等に名称を付与する命名権と、附帯する諸権利のことをいいます。具体的に言うと、スポーツ施設などに企業名や社名ブランドをつけることであり、公共施設の命名権を企業が買うといったようなもの

のであります。

現在、多くの自治体で導入が進められており、有名なネーミングライツの一例として、味の素スタジアムや日産スタジアム、福岡ヤフオク!ドームなどがあり、熊本県内を見ても、熊本県の施設である熊本県民総合運動公園陸上競技場がえがお健康スタジアム、藤崎台球場がリブワーク藤崎台球場、八代市の八代市総合体育館が八代トヨオカ地建アリーナ、宇土市の宇土市民体育館がe c o w i n宇土アリーナなど、愛称がつけられております。また、最近では、公園やトイレ、道路にもネーミングライツが導入されている状況であります。

そこで、お尋ねですが、公共施設等のネーミングライツについての認識について、こちらは、メリット・デメリットはどのようなものがあるのかということまでお答えしていただきたいと思っております。また、本市において、過去にネーミングライツの導入を検討したことがあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

施設等のネーミングライツについて、どのように認識をしているのか、との御質問でございますが、議員おっしゃいましたように、市の公共施設等の愛称に企業名や商品名を付すことで、市が行う周知・広報活動、マスメディアによる報道等を通じて多くの方の目に触れることにより、企業側の宣伝効果が期待できると考えております。また、ネーミングライツ料は、市の財源、収入となり、施設等の維持費軽減やさまざまな市民サービス向上に寄与するものと捉えているところでございます。

メリットといたしましては、企業側にとっては、宣伝効果や社会貢献による企業のイメージアップを図ることができ、多くの利用者が見込まれるため、企業名を付与することで多くの人に認識してもらうことでございます。市側にとりましては、維持管理費の負担を軽減することができ、施設使用料だけでは運営経費が困難な状況において、資金を確保することができるものと考えております。

デメリットといたしましては、契約期間の満了により、短期間に何度も施設等の名称が変更されることがあるため、利用される方が混乱し、地域の施設として浸透しない可能性がございます。また、企業側に不祥事が生じた場合、名称を付された施設等のイメージまで損なわれる可能性がございます。施設等の従来の名称を変更することにより、地名や施設機能の語句が除外される結果、所在地や機能等がわかりにくくなる場合や、付された名称が、施設名として適切か、公共性を喪失していないかなど、利用者や市民の方々の理解を得られない場合もございます。

過去に、ネーミングライツの導入を検討したことはあるのか、との御質問でございますが、平成17年に、職員による有料広告掲載プロジェクトチームにより、広告媒体手法等の検討を行った経緯がございますが、ネーミングライツの導入検討までは至っておりません。そのほか、教育委員会におきまして、ネーミングライツではございませんが、平成28年度に、川

上哲治記念球場の外野フェンスの空きスペースを利用し、企業及び団体の広告を掲載し、その掲載料を新たな財源として市民サービスの向上を図ることを目的に、企業及び団体等への広告募集をホームページ等で実施した経緯がございますが、残念ながら応募はなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 確かに、デメリットはあると思います。また、相手方がいることですので、すぐには決まらないということもあるかもしれませんが、私は、ネーミングライツの導入は財源の確保につながり、維持管理にしっかりとお金が充てられるというところで、きれいな施設を市民の皆様に使っていただくということが最大のメリットであると思っております。ですので、本市の公共施設等にもネーミングライツを導入していただきたいと考えますが、今後、本市の公共施設等にネーミングライツを導入する考えがないか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市有施設等へのネーミングライツ導入につきましては、市の収入をふやす手法といたしまして大変有意義だと認識しております。市と企業がパートナーとなることにより、企業側の社会的責任が高まり、一方で、公共施設等の安定した運営を確立することができるものと考えております。

いずれにいたしましても、市と企業側の利益だけではなく、施設等の利用者や市民の皆様に配慮し、理解を求めながら、市といたしましても、ネーミングライツ導入について課題等を整理・調査いたしまして、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） ぜひ、ネーミングライツの導入に向けて調査・研究等をしていただきたいと思いますと思っております。

今回は、広告収入について質問いたしましたが、ほかにも財源を確保する手段があると、私は思っております。市民の幸福の実現のために、知恵を絞ってさまざまな取り組みを行っていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時04分 休憩

午後4時18分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

り)

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） 14番議員の福屋法晴です。

通告に従いまして、質問を行ってまいります。

通告は、道の駅「人吉」から、道の駅「人吉」と石野公園整備について、2点目に、学校教育から、小中学校英語教育について、社会体育移行後について質問をいたします。

まず、初めに、道の駅「人吉」から質問を行ってまいります。宮原議員と重複する点が出てくるかもしれません。また、私の後にも、徳川議員が同じような質問をされますので、そのあたりをうまくすり抜けながらしていきたいなということで考えております。私の場合は、道の駅に関しては、市民の声というほうから質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

クラフトパーク石野公園は、開園30周年のことし、道の駅として、また、人吉球磨スマートインターチェンジ開通効果による、人吉球磨広域観光発信施設として再出発いたします、とのことでした。夏休み特別企画や、石野公園まつり、無料レンタルサイクリング、クラフト製作体験など、多くの催しが開催されました。人吉市民が、待ちに待った施設に、多くの人たちが期待をされておりました。どうだったのでしょうか。これまで、石野公園については何度も質問をいたしてきましたが、道の駅が公園内に認定されましたので、今後について、道の駅「人吉」と石野公園の関係について質問をまいります。

初めに、道の駅「人吉」が、令和元年8月10日に、現地において、登録証の伝達式が盛大に開催をされました。その後、石野公園正面玄関階段下において、開駅式典が行われ、くす玉割りが行われました。令和元年8月10日、登録証の伝達式、開駅セレモニーが行われた後、松岡市長は、現地を見て回られましたか。クラフトパーク石野公園の道の駅「人吉」開園日の、今現在の姿をしっかりと見ていただいたことと思っておりますが、人吉市長として、どう思われたのか、まず、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

率直に申しますと、フルモデルチェンジではなくマイナーチェンジの感は否めなく、魅力ある、人の集まる道の駅と呼ばれるまでには、現状のままでは、強力な核となるものや遊具、資源があるとは言いがたく、まだまだ、これからの施設であるかと存じます。

来訪者のニーズを的確に捉えた、ゼロベースからの道の駅ではなく、道の駅として必要なハード整備等を先行して行うことで、発展途上型の施設としてのオープンでございましたので、今後も、引き続き、他の道の駅との差別化を図りつつも、発展途上型の施設として付加価値をつけていく必要があるかと存じます。

また、石野公園の建設当初は、八代一人吉間の高速道路開通という、明治時代の肥薩線開通以来の交通の大改革に直面し、オール人吉でこの高速道路開通への対応を行い、その拠点

ともいふべきものが、この石野公園であったと認識いたしております。

不易流行という言葉がございますが、このたび、新たに道の駅となった石野公園におきましては、建設当初に思いをかけた、当時の偉人の本質的な気持ちを忘れない中にも、従来の考え方の枠を超えた新しい変化を取り入れていくことが、必要不可欠だと認識しているところでございます。

また、スマートインターチェンジの開通といった数々の好適要因が後押しをする中、時流を適切に捉えた石野公園の魅力を存分に活用した道の駅として、相乗効果を発揮していく必要があるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 率直な意見をいただいたのですが、石野公園は、永田市長時代から、福永市政、田中市政、松岡市政と変わってきているんですけども、そこをどう変えていくのかということ、先ほどの宮原議員も言っていました、この30年間で何が変わったのかなということ、せつかく道の駅ができたのだから、このチャンスに変わるべきじゃないかなということ、これまでいろいろ質問してきたんですよ。

そこで、スマートインターチェンジが開通しましたので、早速、私も利用してきました。道の駅「人吉」の案内標識が、九州自動車道の上下線ともに、しっかりと標識が掲示されておりました。道の駅「人吉」の伝達式において、現地に何があったかが大切であり、今後の施策が大切になるのではないかと、とのお祝いの言葉がっております。現地に何があったのでしょうか。私には、これまでと変わらない、いつもの石野公園でした。

これまで、道の駅認定に関し、議会に対していろいろと説明を受けております。道の駅「人吉」について、観光客が訪れていただけるように、今後計画をしたい、との発言をされていたように感じております。私だけだったのでしょうか、現地に何があったのか大切、とのことでしたが、開駅に当たり、開駅までに何を計画され、実行されてきたのか、私にはわかりません。

そこで、人吉市に道の駅をつくるのが目的であったのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

開駅前の計画及び実行内容につきまして、主に道の駅の核となる、伝統工芸の体験館が位置するクラフトゾーンに関連する部分でお答えいたします。

まず、ソフト面の充実といたしまして、昨年、平成30年度につきましては、専用ホームページ開設、クラウドレジ購入のほか、各館における多言語サイン表示、茶室エアコン設置等を行ってまいりました。

続いて、本年度に入りましてからは、多言語化に対応したくまもとフリーWi-Fiの整備、物産館内の照明や壁面の修繕及び改修を施しましたほか、各館の塗装や補修など、こち

らにつきましては職員みずからの手作業により実施いたしております。また、広い公園内でございますが、日陰の確保が課題でありましたので、御家族などでおくつろぎいただけるようファミリーテントの常設と、これにあわせましてテーブル、椅子の配置を行っております。そのほか、園内マップや受付、トイレのサイン看板設置、授乳スペース設置などを行っております。

一方で、園内のハード面の改修につきましては、トイレ改修工事を初め、大型バス専用の駐車場の整備や、屋外ベンチの設置、案内看板のリニューアルを実施いたしております。

いずれにしましても、ゼロベースからの開駅ではなく、既存の施設を活用いたしました道の駅のオープンでございましたので、開駅に際し、大規模なハード改修は実施できていない状況であり、ソフト面を中心に、また、手づくり、手作業を入れながらの準備を進めてきたところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） これまで行っていたということ、私も何度も行きましたが、その新しい屋外ベンチ、非常にこれはいいですね、木陰の下で、私も利用させていただいたんですが、ステージ前のテーブルについては、もうちょっと考えるべきじゃないかなと。例えば、障がい者関係についてとか子供連れの方については、非常に危ないなということを記憶しております。もう少し、その辺も考えていただければと思います。屋外ベンチについては、もう少しいろんな場所に設置していただくことが、やはり来園者に対してサービスになるんじゃないかなと思いますので、今後とも続けていただきたいと思います。

そこで、道の駅「人吉」では、伝達式において、人吉市の執行部の参加がございましたが、その後、職員の方々も、一市民として家族とともに現地に行かれていますと思います。職員の方々も、どれくらいの方が行かれたのか。多くの職員が、人吉に初めてできた道の駅「人吉」ですから、もちろん行かれたと思いますが、担当部関係の職員の方々も、8月10日土曜日はオープン式でしたので、式典終了後の次の日、11日は日曜日でしたので、現地を訪れていただいたことと思いますが、週明けの担当部局では非常にこのことについて話題になったと思います。話題になったかどうか、また、部長も参加をされておりましたので、現地の印象について、どう思われたのかお尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 経済部の私のほうから、先にお答えいたします。

8月10日土曜日の開駅の式典及びイベントを踏まえての感想についてでございますが、8月10日に式典とイベントがあり、翌日の11日も、引き続き、「人吉よかもん・うまかもん市」と称しましてイベントを開催したところでございますが、率直な感想としましては、道の駅の冠がつくことで、来園者と販売量がこれだけ増加するのかと、実際に公園内が来園者であふれる光景を目の当たりにしまして、道の駅のネームブランドに大変ありがたく、感心

したところでもございます。

ただ、一方では、喜びと同時に、時期的に8月ということもございまして、比較的来園者がふえる時期でもありますので、今後の課題といたしまして、平日の来園者をいかに呼び込むかと、工夫が必要かとも思った次第でございます。9月以降の来園者の嗜好やニーズを的確に分析し、引き続き、魅力ある石野公園としての、一過性に終わらない仕掛けが必要かと存じます。

また、園内に上る階段が大変だ、と多方面から声が届いておりますが、階段をマイナス要因としてではなく、プラス思考で活性化させることができるか、知恵を絞ることが、今後、魅力づくりにつながる、活性化につながることはないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（山下正純君） それでは、続きまして、私から、道の駅開駅当日の現地での印象を述べさせていただきたいと思っております。

8月10日のスマートインターチェンジ開通と道の駅「人吉」開駅に向けて、事業を進めてまいりまして、式典の準備を担当する立場としましては、午前中のスマートインターチェンジ開通式典と、午後の道の駅開駅の式典に、議員の皆様を初め多くの来賓においでいただきまして、無事に滞りなく終えられた、その現場で、まず安堵したというところが正直なところでございます。

式典の終了後に、正面駐車場からクラフトパークでの催し物会場に上がりましたが、多くの来園者、特にお子様連れの方が多く、夏休みのお盆前らしいにぎわいを感じたところでございます。おいでいただいた方々は何かを求めてこられた開駅の当日は、それが、あその場でありました催し物であったと思っております。

道の駅「人吉」を、今後も、多くの方々に利用していただき、満足していただくためには、道の駅の基本機能でございます駐車場とかトイレとか情報発信など、そういったものだけではなく、来園者が求められるものを提供できるような仕組みづくりと、ハード面における整備が、ぜひとも必要だと感じましたし、それを実現させるためにも、現在取り組んでおります官民連携支援事業が重要だと、改めて確信をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） それぞれお答えをいただいたんですが、先ほど宮原議員のところ、1日99人から500人へふえた、という答弁をいただいたんですが、私は毎日のように行っていたんですけども、いつ、そんなに人間がおったのかなということで、ということは、もう1カ月ですから1万5,000人入っているということですね。カウンターをどこでされているのか。あその上がってすぐの事務所にも誰もいないし、ちょっとそれはどうかな、と私は思っているんですけども。それは、先ほど答弁してありますので間違いじゃないと思

ます。今後、確認していきたいと思いますので。

そこで、当日の道の駅「人吉」登録証伝達式において、国土交通省道路局長、池田豊人さんのお祝いの言葉だったと記憶しておりますが、間違いでしたらお許しをいただきたいと思いますが、お祝いの中で、全国に1,154駅あるが、道の駅は、情報発信や休憩所だけでなく、農産物の販売も行う場所である、とのことでした。この発言を受けて、松岡市長は、道の駅「人吉」について、どのように感じておられるのか。また、今後の道の駅「人吉」の計画について、農産物の販売などについては、先ほど答弁もあっておりますが、計画について、松岡市長のコンセプトは何か、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

来賓の皆様は、これからが大事、との叱咤激励をいただき、私自身重く受けとめて、お応えしていかなければならないと強く思った次第でございます。

コンセプトということですが、皆様にお示しいたしました人吉クラフトパーク石野公園魅力化構想が、コンセプトと考えております。この構想を軸にして、民間企業等の活力や知恵とノウハウを取り入れ、行政では思いつかない斬新な提案やアイデアを引き出すことで、この魅力化構想に枝が生え、葉が芽生え、そして大樹に育つ、そういうふうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひ、その魅力化構想を、執行部全員で考えていっていただきたいということを申し添えておきます。

以前、一般質問において、きょう、宮原議員は道の駅をつくる必要があるんだということだったんですけども、私は、人吉の道の駅は石野公園ではなく、現在のくまりばが最適ではないかということを質問いたしております。これは受け入れられませんでしたので、今後、クラフトパーク石野公園及び道の駅「人吉」に、人吉球磨で生活されておられる方々を初め、他県からも多くの方がおいでいただくとと思いますが、訪れていただいた方々に、また寄りたい場所にする必要があると思います。しかし、現状を見れば、訪れることはないと思われまます。道の駅「人吉」について、オープン前に、道の駅「人吉」の広告が新聞に入っておりました。広告には、「人吉よかもん・うまかもん市」開催とのことでしたので、私たちも式典後、友人夫婦と昼食を楽しみに現地にまいりましたが、食べるどころもなく、とても残念でありました。

土産品についても、地元産を期待してこられた方々が多くおられたことと思いますが、開所日に訪れていただいた方々は、皆さん、人吉の道の駅にはどのようなものがあるのか、楽しみに来られていたと思います。道の駅「人吉」は、まず、初めに、高齢者や小さなお子さん連れには、乗り越えなければいけない約62段の階段が迎えてくれます。階段がつかなくても、上りきったときの楽しみに期待して上って行かれることと思いますが、現在の道の駅「人

吉」には何があるのか、と思われたのではないのでしょうか。ただ単に、休憩できる駐車場、24時間使えるトイレ、情報発信する場所だけの道の駅は要らないと、反対の立場で質問してきました。

人吉の道の駅は独自の道の駅でなければならないと思います。他の道の駅と違い、いろいろな体験ができる体験型の道の駅を目指すことについては、大変いいことだと思いますが、それ以上に必要なことがあると思いますが、このことについてお尋ねをいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

人吉市独自ということは、ほかの類似施設との差別化ということになるかと存じます。この道の駅「人吉」は、物産館や工芸館以外にも、ちびっこ広場や展望所、キャンプ場、運動広場など、これだけの周辺施設が整備されている道の駅は希少な存在でもございますので、来園者に、いかにこの広い公園内をフルに活用していただけるかが重要であると認識をいたしております。

また、地元にも愛され続ける公園という視点から見ますと、普段の生活の一部として、日常的に、道の駅の一部でもある石野公園を訪れていただくことも重要になってくるものと存じます。例えばステージ前のお祭り広場、ここにはテントやテーブルを設置しましたので、読書や語らいの場として使用していただいたり、日ごろ運動不足の方は、公園内でウォーキングを楽しんでいただく、隣接する球磨川サイクリングロードでリフレッシュしていただく、そして、サイクリングの後には、石野公園で休憩や買い物をして帰っていただくことも考えられるかと存じます。

いずれにしても、来園者の観点で、まずは訪れていただけること、次に、来園者の方の満足度の向上、さらには、来園者が公園内をフルに活用していただける魅力ある仕組みづくりが必要不可欠かと存じます。来られたお客様には、公園内を一体的に、そして長時間お楽しみいただけるよう、それらを含めた情報を、公園の内外で発信し、また、そして、せっかく階段を上ってきていただきますので、現場スタッフのおもてなしの心、挨拶、整理・整頓、清潔・清掃の意識徹底も含めまして、来られた方々が失望することなく、リピーターとして次につなげることができるよう、魅力ある、かつ、ほかと差別化が図られた道の駅「人吉」として、充実化に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 14番。福屋法晴議員。

○**14番（福屋法晴君）** やっぱり、開駅して、すぐに来られた方が、もう二度と行きたくない、という考えを持たれないような、リピーター客を、開駅当時につかむことが必要じゃないかなど、私はあそこの場所において感じました。

開駅から、現地に何度も私は伺っております。1日に2回とか3回、午前中、昼間、夕方と行っております。家が近いものですから、夕方は散歩がてらに散策に行っております。そ

ここで、来られていた方々にも話を伺ってきましたが、ほとんどの方が、人吉市内の方は、前と変わらないと、これが一番ありました。なかなか石野公園には来ないんだけど、という散歩をされる方々も、来てみたけど何もないからもう二度と来ない、という話をしておられました。

そこで、他県からの来訪者の方々も何があるのか楽しみで来られると思いますが、現実には、道の駅に何があるのか期待をして来られていると思いますが、全てとはいいませんが、道の駅で、地元ならではの食事ができる、そういうことは私の勘違いであるかもしれませんが、道の駅は、ただ単なる道の駅ではなくて、地元の何かを求めて来るのが、今、現代の道の駅ではないかなと、私は思っております。そこで、県外の方が食事の場所を探されておられましたので、その方が「食事の場所はどこですか。」と、お声をかけられましたので、食事をされるのであれば、近くのフード施設を御紹介いたしました。公園内で一番のお尋ねが、食事の場所とのことでした。若い方々は、散策をされて、何もなければすぐ帰っていかれておりました。今の時代、携帯で写真を撮り、情報発信基地から現状について発信されたら、先ほども言いましたが、せつかく九州自動車道の上下線に表示があるんですけど、訪れていただく機会があるのかなと感じました。一度行って、あそこの玄関先で、せつかく、大きい石野公園のモニュメント、それと道の駅開駅に対するフラッグがいっぱい立っており、インスタ映えするんですよね。あそこで撮って、楽しみで上がってきて、何もなかった、これを発信されたらどうなるのかなと考えましたので、今後の対策についてお尋ねをしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

情報発信基地として、関連施設の情報についても詳しく掲載して発信していくべきではないかということでの御質問でございますけれども、平成31年度の工事におきまして、正面駐車場トイレの横に、情報発信施設として情報掲示板を設置をしております。情報を紙媒体でお伝えするとなりますと、掲示板に納まりきれないことから、QRコードを利用した情報発信を行っております。

情報内容としましては、道路交通情報、高速道路情報、気象情報、熊本県の防災情報、人吉市観光情報、人吉球磨観光情報、道の駅「人吉」人吉クラフトパーク石野公園情報、全国道の駅情報などを表示しております。QRコードをスマートフォンなどで読み取っていただくと、今申し上げました専用のホームページが開くようになっており、掲示板周辺にはくまもとフリーWi-Fiの利用もできるようになっておりますので、今後のニーズを踏まえながら、必要であれば、QRコードをふやしながらか対応していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 現代の、私にはわからない世界ですけど、私はまだガラケーといわれる電話を使っておりますので、スマートフォンを使っておりません、タブレットは持ってい

ますけど。だから、あそこに行っても、そういう方々もおられると思うんですよね、全員が全員、スマートフォンを持っているわけでもないし。だから、そのあたりも、今後、考えていただければいけないのかなと。何でこう思うかという、若い人たちが来られているときには、あのあたりでQRコードを読んだりしておられます。でも、あそこに来るときに、若い世代じゃなくて、おばあちゃん、おじいちゃんが子供さんを連れてくるということも、あそこはいっぱいあるんですよね。その方たちにはどう対応するのかと、あそこで見ていて感じたものですから、そこでも、人吉市のある人が、子供を連れて遊びに来たけど、どこに何があるかもわからないし、という話をされましたので、そういうあたりを少し考えていただければと。現代社会の一番便利なツールを、全員が持っているわけじゃないと思うんですよ。だから、多分、ここの中にも、全員がスマートフォンではないと思うんですけれども、そういうところを、少し、執行部の中で考えていただきたいなと、ちょっと要望しておきます。

次に、現在、ありがたいことに、週末には農産物の販売やおまんじゅうなどを出店していただいております。先ほども、質問の中で答弁されておりましたが。来られていた高齢者の方の話聞いたときに、上がるのはいいが、買い物をしたら、足元がおぼつかないの帰りのくだりの階段が怖い、とのことでした。ものを持って階段をおりるのは非常に怖い、という話をされました。

そこで、その方が、どうして下の広場に販売所をつくらないのか、つくったらいいのにね、という話をしていられました。今回、私たち、新生市民クラブで、釧路市、根室市に、移住・交流促進事業とか自立支援プログラムの取り組み、それと、釧路市の、ビジネスサポートセンターの取り組みなどに行っていました。行政視察研修をしてきましたが、移動はレンタカーを使用しましたので、移動の途中で、根室市厚岸グルメパーク道の駅、スワン44ねむろにも立ち寄ってまいりましたが、行政視察研修をしてきましたが、移動はレンタカーを使用しましたので、移動の途中で、根室市厚岸グルメパーク道の駅、スワン44ねむろにも立ち寄ってまいりました。ここは、地元の特産品を使ったグルメがあったり、360度景観、目の前に広がるオホーツク海を初め、すばらしい景色を見ることができる展望所、また、ゆっくり館内で休憩をすることもできました。このように、景観がよかったり、グルメがあったりというのが、現代の道の駅ではないかなということを考えてきました。今後、人吉市ならではの道の駅をつくり上げなければならないのではないかなと、この駅を見て考えてきました。

人吉市の道の駅ではちびっこ広場を充実していただき、ほかにない、子供連れの方々が一度は立ち寄りたい道の駅を目指してもいいのではないかなと思いましたが、このことも少し考えていただきたいなと思います。

以前、一般質問において、わかりやすい園内標識の設置をお願いしていましたが、本日も、牛塚議員から標識についての質問があつておりましたが、なかなか実現ができないのはどうしてなのかなと感じました。道の駅は道の駅、石野公園は石野公園で、部局が違うので関係

ないと考えておられるかもしれませんが、執行部内でどのような話をされておられるのか、人吉市として検討していかなければならないことだと思います。このままでいいと思われているのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

わかりやすい標識の設置をお願いしていたが、実現できないのはどうしてなのか、との御質問ですけれども、御指摘のとおり、正面玄関の案内図の表記は、既存の施設のままととなっております。

石野公園内の標識、案内看板等の案内図を、より詳細にした内容へ改善する必要性は十分認識をしているところでございますが、今後、官民連携事業調査業務の中におきまして、公園全体の整備の方向性を検討しまして、整備をやり直すことがないように進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 官民連携事業調査業務の中で整備の方向性を検討する、ということですが、整備をするんじゃなくて、実現をするというふうに答弁をさせていただければと思ったところです。どうぞよろしく願いしておきます。

それでは、次に、関連でお尋ねいたしますが、道の駅が開駅したら、訪れる方は、物産館を初め体験館を見学していただいたり、中には製作体験をしていただいた方もおられたようです。展望台には足を運ばれると思いますが、現在、展望台には案内の方は誰もおられませんので、上ることができるのかわかりません。また、事故があってはなりませんので、何かあったときの対応は考えておられるのか。展望台の1階には、たくさんのテーブルが、何に使われているのかわからないほど設置されておりました。もう少し整理・整頓できないでしょうか。

道の駅「人吉」と石野公園については、開設から30年経過した場所が、令和元年に、同じ場所に新しい道の駅「人吉」が開設しましたので、担当部が違うからではなく、今後、大切な、人吉市の情報発信をする観光拠点を目指した場所にすることが重要であり、大切ではないかと思います。以前に、イオン側から進入される車に、わかりやすい案内板の設置をお願いしておりましたが、現在には、いかにも急々に対応していただいたと思われる看板での表示がされておりました。なぜ、正式に設置できないのかお尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 私から、展望所の机・テーブル等についてお答えさせていただきます。

展望所に入って右側に設置しておりますテーブルやベンチにつきましては、各工芸館におきます工芸体験に、教育旅行を初めとします団体様の予約が入った際、全ての方が工芸館に入りきらない場合に使用しております、このスペースがあることによりまして多人数の予

約も受付可能となって、対応しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（山下正純君） 私からは、ちびっこ広場への案内看板につきましてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、議員から、平成29年12月議会で一度御質問をいただいているところでございます。そのときの回答といたしまして、「今度ちびっこ広場駐車場と書きかえた上で、向きも見やすい方向に設置し直したい」と答弁をしております。看板の向きは変えてはおりますけれども、文字の書きかえまでには至っておりません。この案内看板につきましても、正面玄関の標識や看板と同様に、官民連携事業調査の中で実現に向けて進めてまいりたいと存じます。

なお、職員で工夫してできるものにつきましては、対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 廣田部長から、テーブルについては団体で使うということで、確認をいただきましたのでありがとうございます。

あそこには、見事な千年杉に、おひな様お内裏様、すばらしいものがあるんですね。現代のおひな様と、千年前の市房杉をくりぬいたすばらしいものがあるって、みんな、あそこに来た人は感動されております。ただ、残念なことに、その横に、何を入れてあるかわからないような物置みたいなものが置いてあります。あのあたりも一度行っていただいて、自分が、もし、どこかに行ったときに、こういうすばらしいものがあるのに、その横に要るか要らないかわからないようなものを置いておくのはどうかなということを多分感じられると思いますので、ぜひ、見に行ってください。一般質問が終わりましたら時間があるはずだと思いますので、行っていただきたいと思います。それはよろしく願いしておきます。

それでは、次に、関連としてですが、古民家については、以前にも、改修工事をするか、できなければ解体して、柱を一本一本売却したらどうですかとお願いをしましたが、最近、古民家の屋根が、多分、開園後の台風襲来の後と思うんですけども、屋根の部分のトタンが下に落下しておりました。この落下の原因はどのようなものかわかりませんが、訪れていただいた方々に対して万が一の事故の影響があると思えば、大変危険だと思いました。また、古民家の高田家、簗毛家の説明看板に、せっかく説明書きがされておりますが、説明書きは全く見えません。前にもお願いしていましたが、この機会に、案内板の設置の場所を変えろとか、せっかく道の駅になって、見ていただくんであったら、案内板をきれいに書き直すとかそういうおもてなしをする必要があるんじゃないかなと私は思います。これはあまり言いたくないんですが、開駅前には草ボウボウでした、そして、開駅されて何日かしたらきれいになっておりました。ただ、草が生えているときに入っていくかもしれないかもしれませんが、きれ

いに整理してあれば、みんな入って、どういうものか。展望所に上がってもらえば、あの中はトトロの森みたいに、きれいに古民家が見えるんですね。そこから、現代社会のイオンが見えて、手前には昔の風景が見えると、すばらしい景色です。人吉市では、ほかにないところといえば、そういう山ですね、連なる、市房から見えますから、そういうのを利用する。例えば、こちらの方向には市房山、白髪岳を書くとか、そういうような、もう少し知恵を使っていたきたいなということで、このことについて検討していただきたいということでお尋ねをしておきます。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

トタンが落ちていたとのことでございますが、確かに確認もできておりませんでした。今後、このようなことがないように、委託業者と連絡を密にとり、危険な場所にあった場合には素早い対応を行いたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

古民家につきましては、ちびっこ広場同様、平成29年12月議会において、議員から質問をいただいております。そのときの回答といたしまして、古民家につきましては、抜本的な改修は、多額の費用がかかることから行われていないところでございます。今後、修復・保存するのか、または解体するのか、石野公園全体の整備計画の中で検討していきたい、と答弁をしております。これにつきましては、先ほど申しましたとおり、今後、民間事業者の提案やアイデアを聞きながら、官民連携事業調査業務の中におきまして、古民家の案内板も含めて、今後の整備の方向性を検討し、整備をやり直すことがないよう進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 前回からすると、少し、今度、官民連携事業で行うような話なんですけど、きょう、牛塚議員から、全国の災害状況についての説明があっておりましたが、台風がたまたま人吉市に来ていないのでいいんですけど、万が一、東北とか東京とか、いろんなところであっている災害があそこに来ていたら、あの古民家は一発で多分なくなっただんじやないかなと思います。なぜかと言うと、一番上の部分が穴が開いて、朽ちているようになっているんですね。そして、あれはわらでできておりますから、だから全てなくなっているんじゃないかと。それが、例えば館内で、そのときに来られたお客さんに影響があったり、その下には国道が通っておりますね、国道に飛んでいって、万が一事故があったときのことを考えたら、早急に、予算的なものとか、官民連携事業の中で整備を検討するとかそういうものじゃなくて、何があったら危ないかということが一番の課題として、今後は考えていただきたいと思います。多分、12月議会ではでき上がったということで報告をいただけると思っておりますので、どうぞその辺はよろしく願いを申し上げます。

そこで、道の駅では、先ほどから申し上げますように、ほとんど、私は毎日のよう

に行っております。そこで、ほとんどの方が上まで上がってこられるんですが、上がってきた瞬間に、五、六分おられますかね、ちょっと歩いたら、みんな帰っていっておられます。先ほども言ったように、食事する場所もないし、見る場所もないし、寂しそうに帰っておられます。

スマートインターチェンジの話もしましたし、自動車道の表示についても、そういう話をしました。今後、あそこに期待をされて来られる人に、執行部としてはどのような対応を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

現在、道の駅内にございます食事処としましては、物産館隣に軽飲食棟がございますが、御承知のとおり、近隣の道の駅と比較しますと、スペースや設備も、レストランと呼べるまでには至らない部分があり、また、営業日も限られている状況でございます。

御指摘のとおり、来園者に、リピーターとして再び訪れていただくためには、飲食の充実が最重要施策と認識いたしております。現在、園内で十分な食の提供がなされていない状況であることは、多くの御指摘をいただいております。市といたしましても最重要課題として捉えておまして、対応が急務であると認識をいたしておりますが、それに伴い、既存の施設の改修といった新たな整備が必要かと存じます。

開駅後、地元事業者の方々によりましてテント出店をいただき、食の提供も行っているところがございますが、これに加え、物産館内の飲食物の拡充、キッチンカー等の出店や、食のイベントの定期開催などによりまして当面の策、対応といたしまして、可能な限り飲食施設棟を補う代替の対応を行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 14番。福屋法晴議員。

○**14番（福屋法晴君）** ぜひ、そのような方向でしていただければと思います。

1つ、標識のことで気になっているんですが、どうしても気になるのが、障がい者が上になるところに標識があるんですけども、そこに「食堂あり」と書いてあるんですよね。でも、「食堂あり」で上がって行ったときに食堂はないんですよね。そして、この間も、障がい者の方だったんですけども、「食堂あり」で上がってこられて、お店は閉まっているんですよね。だから、週末だけの「食堂あり」なのか、やはり、「本日は食堂あり」にバツをつけるとか、何かそういう手だてを考えていただきたいとお願いしておきますので、よろしく申し上げます。

そこで、最後になりますが、道の駅「人吉」、クラフトパーク石野公園、ちびっこ広場、オートキャンプ場などについて、訪れていただく方のためにも、もう少し詳しく掲載していただきたいと思います。例えば、石野公園の閉館時間などの情報を丁寧にお届けたい。道の駅「人吉」で検索しても、現在は情報がない状態です。石野公園で検索したら、あります。

そういう情報を共有して、もう少し、関連事業として情報があつたほうがいいんじゃないかなと感じましたので、この件についてちょっとお尋ねをしておきます。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

公園内での情報案内につきましては、議員の御指摘のとおり、この30年間使い続け、老朽したものもあるなど、サイン看板や誘導案内が十分でないものが多々ございます。特に、道の駅化によりまして、初めてお越しになるお客様もふえ、先ほど議員から御指摘いただきましたが、我々管理者が考えている以上の丁寧さが求められているものと存じております。今一度、お客様や車両の動線、トイレを利用される方々への配慮を確認しながら、来訪者の視点・目線で、きめ細やかな安全かつスムーズな誘導看板の設置と、ホームページやサイン看板等での営業時間の情報等の案内に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） サイン看板というのは非常に視覚に訴えますので、何があるのかわかると思いますので、ぜひ、そういうものも取り入れていただきたいと思えます。

石野公園と道の駅については、9月7日土曜日に、非常に人が多いということで、私は3時ごろから5時ぐらいまでおりました。「閉館をします」というアナウンスが流れるまでいたんですけども、「閉館をします」と言われてから、若いカップルとか観光客がいっぱい上がってこられたんですよ。でも、閉館ですよ、と言われて、え、終わりですか、ということ、物産館で話をされておられました。それで、やはり、そこには、例えば下のほうに、5時過ぎたら鎖が張られますけど、開園時間は何時までだよ、というものを目立つようにつくるか、そういうものも必要じゃないかなと思って考えました。あそこは、散歩するときには、これまではあそこの中に入ってぐるっと回ってきてたんですけども、それは実際にいいのかなとか、不法侵入かなと思いついていたんですけども、今後、その付近も考えていただきたいなと思えます。もし、開園時間を考えるのだったら、今は9時からですので、例えば10時から6時までとかするには条例変更が要りますので、そのあたりも少し検討していただいて、何か月後には、どちらの方向がいいのかを検討していただければと思いますので、よろしく願いしておきます。これについては、終わります。

続いて、学校教育のほうから質問をさせていただきます。

学校教育から、英語教育について。施政方針において、4月に実施された全国学力学習状況調査の結果において、本市の状況では、小学校6年生を対象にした、国語・算数については、県平均、全国平均を上回っているが、中学3年生を対象とした国語・数学・英語の3教科については、県・全国平均を下回るという結果とのことでした。英語においては、全国平均を特に下回っているとのことで、本市中学校の学力面における克服すべき喫緊の課題であるとのことでしたが、全国学力テストの正解率などの全国の小中学校の順位が公表されてお

りましたが、松岡市長が施政方針の中で取り上げるほど、非常事態であるとのことについて、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

4月に実施されました全国学力学習状況調査の、本市中学校の結果を見ますと、国語の正答率は県平均よりも2ポイント低く、全国平均よりも2.8ポイント低い状況でございます。数学の正答率は県平均と同じであり、全国平均よりも1.8ポイント低い状況でございます。英語につきましては、県平均より2ポイント低く、全国平均よりも5ポイント低い状況でございます。

議員のほうからもお話がありましたように、英語に限らずですが、英語につきましては、県全体としても課題でございますが、本市におきましては、さらに厳しい状況であり、1回のテストの結果で全ての学力を測ることはできないものの、喫緊の課題だと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） この結果については、ネットで見させていただきましたが、最下位ではなかったののでどうかなと、同じような番号がいっぱいあったものですからね。40位というのが3件とか、二十何位が3件とかありましたので、62.何とかの正解率となっておりますので、そんなに悪いものじゃないなと考えたんですけど、ぜひ頑張っていたいただきたいなと思っております。

6月議会において、中学校英語検定チャレンジ事業について説明をいただきました。目的として、中学校の英語検定の受験料の一部を補助することで、受験しやすい環境を整え、中学生の受験率の向上と英語能力の向上を図るとともに、保護者の負担を軽減することを目的として予算が計上されましたが、これも、私はとてもいいことだと感じ、賛成をしておりますが、これまでに、各中学校において、受験方法、受験者数、合格率について、できましたら過去3年間についてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

英語検定は、各学校において希望者を募り、10人以上受験者がそろいますと、学校を会場とした受験が可能となります。過去3年間の受験者数及び合格率につきましては、平成28年度の受験者数は145人、合格者が98人で、合格率は67.6%、平成29年度の受験者数は270人、合格者が199人で、合格率は73.7%、平成30年度の受験者数は293人、合格者が202人で、合格率が68.9%でございます。

受験者数は増加傾向にございますが、合格率につきましては、どの級を受験するかによっても変わりますので、年度によって変動はあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 受験者の希望といいますか、10人以上そろえばそういう検定ができるということは確認できましたので、それでは、受験者数が少ないのは検定料の問題だけなのか、検定料を補助することだけで解決するものではないと思います。それぞれの中学校で、担当の先生のもと、英語教育指導が行われていると思いますが、私の中学校時代は、受験のためにしていたように思いますが、現代社会においては、自動車免許と話せる英語は大切であるとの認識を、まず教えることが大切であると教育指導することが必要だと思いますが、教育長にこのことについてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

話せる英語、これは大切であるとの認識は、英語教育の導入期に、英語自体に慣れ、親しませることから始まると考えております。その導入期に当たる小学校におきましては、小学校の柔軟な適応力を生かして、まず、コミュニケーションにおける見方や考え方を働かせ、コミュニケーションの目的を理解すること、そして、見通しを持って目的を実現するための言語活動を通して、聞く、話す、読む、書くの4技能に慣れ親しませることからコミュニケーション能力の基礎となる資質・能力の育成を目指すこととなっております。

議員がおっしゃったように、昔は、受験のための英語という見方のほうが強うございましたが、最近では、コミュニケーションにつながるような英語教育となっているところでございます。特に、生きた言葉として、英語独特のリズムやアクセントを、音楽のように楽しめるような音声を中心とした小学校の授業であってほしいと願っております。また、議員の御指摘のとおり、まずは話すことを大事にしながら、コミュニケーションの能力の基礎となる資質・能力を育んでもらいたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） その話を今後もするかもしれませんので、どうぞよろしく願いしておきます。

それでは、これまで小学校で、全ての教科指導はどのように指導をされていたのかをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

小学校におきましては、基本的には学級担任1人が、全ての教科を指導しております。ただし、各学校の実態に応じまして、限られた学年ではありますが、理科や音楽におきまして、専科という形で担任外の教諭等が担当したり、算数等におきましては、担任と一緒にチーム・ティーチングという形での授業を行ったり、学級を2つや3つに分割して、少人数指導という形で授業を行ったりしております。

具体的には、人吉東小学校では、音楽において担任外の授業が行われております。専科と

いう形でございます。また、算数と理科におきましてはチーム・ティーチングを、算数においては学級を2つに分けた、少人数の授業を取り入れております。人吉西小学校では、理科において担任外が授業を行い、算数におきましては学級を2つに分けた、少人数授業を取り入れております。東間小学校では、理科と音楽において、専科という形で担任外が授業を行い、算数においては学級を2つに分けた、少人数の授業を取り入れております。大畑小学校では、理科において、専科という形で担任外が授業を行っております。西瀬小学校におきましては、理科において、担任外が専科という形をとっております、算数におきましてチーム・ティーチングで授業を行っているところでございます。中原小学校におきましては、理科におきまして、担任外が専科の授業を行い、算数におきまして、チーム・ティーチングという、学級を2つに分けた、少人数の指導を行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 最初に、中学校の英語が喫緊の課題ということで、来年度から、小学校では英語の授業が始まります、ということでありましたが、教育の中身について、これまでは小学校の授業では担任の先生が指導を行っておられたようですが、来年度からの英語指導についての方針はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

本市の独自の取り組みとして、英語指導アドバイザーを配置しております。小学校の先生方の負担感を軽減し、安心して前向きに取り組んでもらえるように、毎日の授業において、英語指導アドバイザーが授業をリードしたり、説明をしたり、補助したりしております。

また、中学校区別に合同研修会を開催し、研究授業を通じた研修を、英語指導アドバイザーが中心になって行っております。さらに、夏期休業中には、発音指導やスピーチ指導、ゲームのさせ方等の指導も個別に行ってきたところでございます。英語教育が始まると、誰が英語の指導をするのかということが一番の課題でございますが、小学校においては、基本的には担任がするというところでございます。

先生方の指導力向上を図ることによって、英語の授業のさらなる充実を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 私も、1階に、来年度の教科書検定の展示がしてありましたので、英語教科については見せていただきました。ヒアリングが書いてあって、非常に難しいというか、私たちが中学校で習ったようなことが書いてありましたので、小学生に、いきなり教科として理解できるのか、ちょっと心配になりました。

そこで、4年生から英語指導をするのにあたって、5年生ではどうなるのかと。5年生で

受けた子は、6年生は大丈夫ですけど、いきなり6年生になって受けるとなったらちょっと心配だなということで、いきなり、それぞれの教科書を使用されて授業が行われるのか。行こうとしたら、担当の先生の確保が必要になるのじゃないかと考えますので、それについてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

来年度から、小学校におきましては、新学習指導要領が完全実施となりますが、既に本市では、その英語についても先行実施を行っております。確かに、小学校の英語は、英語活動ということで楽しむということで始まったわけですが、来年度からは、5・6年生において教科ということで、もちろん評価も入ってくることでございます。

具体的には、来年度の小学校3年生及び4年生の外国語活動、小学校5年生及び6年生の外国語科の授業のスムーズな実施に向け、熊本県教育委員会作成の移行期間用年間指導計画に基づいた授業を実施しております。この熊本県の移行期間用年間指導計画でございますが、新教育課程の内容に児童が戸惑わないように留意され、移行期間である2年間で学習する、中学年と高学年の教科書の単元が抜粋され、整理された形で作成されている教材を、現在使用しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） では、先ほど教育長から答弁をいただいた中で、聞く、話す、読む、書くなどが重要である、という答弁をいただいておりますが、来年度から小学校で始まる英語教育について、教育長として、小学生に対して、どのような教育方針のもと、目標設定をしていかれるのか、お考えについてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

グローバル人材の育成を、本市英語教育の核と捉えており、小中学校の連携した指導が重要であると考えております。小学校は英語を好きになるところ、中学校は英語が上手になるところと捉えて、情意の向上を小学校で図り、それを土台として、中学校で、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能の向上を、小中連携の中でしっかり図っていきたくと考えております。

そして、教師の指導力の養成のためには、やはり授業を通じた研修等が有効だと考えており、人吉市立教育研究所の英語部会というものがございますが、その部会を中心に、教師の不安感を払拭するような指導方法の研究や、資質向上に取り組んでいきたいと考えております。何といたっても、やはり担任が授業をするとすると、不安感があつたり、また、負担感というものもありますので、その付近の払拭ができるように、市全体で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

外国語教育を考えるときに、外国語を学び、得ることは、2つ目の魂を所有することだ、

という西洋の古い言葉を礎にしております、心を伝える手段や、対象がふえることで、子供たちの豊かな人生や可能性につながっていくことを深く期待しております。何はともあれ、楽しく英語と接してほしい、日本語とは随分違うけれども、なんだかおもしろいな、と感じてほしいと願っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 楽しい英語授業になることが、一番重要じゃないかと考えます。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、小学校の教職員の先生方の資格についてですが、これまで働き方改革とかいろいろありましたが、ますます負担になるんじゃないかということで、この資格についてはどのようになっているのか、また、来年度からの小学校に採用する先生は、英語の授業についても必須として小学校の免許をとられておられるのか、そのことについてお尋ねをします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

小学校の教員免許の取得につきましては、各大学での必須となる単位取得がございます。小学校新学習指導要領の来年度からの完全実施に向けての取得単位につきましては、今までと変更はないということでございます。まだ、情報等についても入っておりませんので、情報が入ったときには、また、それなりの対応をしてみたいと考えております。

大学におきましても、これまでも外国語の単位取得は必要であり、特別な意図とか目的による拡充等がなければ、その他の教科と同様ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） それでは、小学校において英語の授業が始まれば、先ほどちょっと検定の話をしました、小学生も、中学校同様に英語検定が始まるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

現在、中学校や、別会場で行われている英語検定につきましては、中学生に限定されるものではございません。小学校の受験も可能であり、実際、先日の新聞にも掲載されておりましたが、小学校の児童が検定試験に合格した、というようなニュースもあったところがございます。

小学校におきましても、受験希望者が10人以上集まれば、準会場として小学校での開催も可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） それでは、最後の質問となりますが、近隣の市町村の来年度からの取り組みについて調査をされておられるのか、また、文部科学省ですから、国からのカリキュ

ラムがあるのか、それとも、人吉市教育委員会独自でカリキュラムを作成して、来年度から始まる小学校英語教育について行っていられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

本市では、小学校新学習指導要領の完全実施に向けて、英語教育につきましては、先ほどお答えいたしましたように、昨年度から今年度にかけて先行実施をしております、球磨管内の全町村でも同様の取り組みを行っております。

また、小学校課程におきましては、来年度、外国語と同様に、他の教科の教科書も変わることから、年間指導計画の作成につきましては、本市独自ではございませんが、人吉球磨の各教科研究会及び教務主任会等に依頼し、人吉球磨全体で共有できるモデルの作成を進めていただいているところでございます。その共有モデルを参考にし、各学校において使いやすいように改良等を図った上で利用できるよう、柔軟な計画となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 英語教育については、子供たちが英語に触れる機会に、楽しいということを実感できるように、ぜひ指導していただきたいなということをお願いしておきます。また、6年後、今の小学生が高校に入学したときには、グローバル化の社会で、人吉市にいられた外国人の方に気楽に声をかけて、観光案内でもできるように、楽しみながら勉強できる場をつくっていただきたいなということを申し添えておきます。学校教育の英語教育については、終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時 35 分 休憩

午後 5 時 49 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） それでは、学校教育から、社会体育移行後について質問してまいります。

ことし4月から、小学校部活動が社会体育に移行しましたが、それぞれの学校での社会体育への参加状況について、学年の参加人数、男女の比率について、4月からこれまでの間に問題がなかったのか、その他気づかれたことについて、お尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、こんにちは。私のほうから、数でお答えさせていただきます。

まず、小学校ごとの社会体育への参加状況でございますが、対象児童は4年生から6年生

となっております。人吉東小学校が、4年生が、男子6人、女子6人の計12人、5年生が、男子3人、女子1人の計4人、6年生が、男子4人でございまして、全員で20人でございます。人吉西小学校が、4年生が男子1人、女子2人の計3人、5年生が男子1人でございます。6年生が、男子2人、女子1人の計3人、全部で7人でございます。東間小学校が、4年生が、男子3人、女子3人の計6人、5年生が、男子1人、女子1人の計2人、6年生が男子1人、女子4人の計5人、13人でございます。大畑小学校が、4年生が男子1人、5年生が女子3人、6年生が女子5人の計9人でございます。西瀬小学校が、4年生が、男子6人、女子4人の計10人、5年生が、男子3人、女子1人の計4人、6年生が、男子8人、女子1人の計9人で、23人でございます。中原小学校が、4年生が、男子3人、女子4人の計7人、5年生が女子2人、6年生が男子3人でございまして、12人となっております。

全体といたしまして、男子46人、女子38人の合計84人でございまして、対象児童数879人に対しまして9.6%の参加率となっているところでございます。

次に、4月からこれまでの間に問題はなかったのか、そのほかに気づいたことはあるのか、との御質問でございますが、指導していただいておりますNPO法人人吉市体育協会からは、現在のところ、児童の事故や学校施設の使用に関しまして特に問題はなく、参加児童は毎回楽しく運動しており、また、回を重ねるごとに総合的な身体能力の向上が見られる児童もいて、喜びも感じている、と伺っております。

気づいた点、課題でございますが、昨年度実施いたしました試行期間の参加状況が26.85%でございましたので、当初は、対象児童のうち約20%ほどの参加を見込んでおりましたが、その半分程度になっている状況でございます。

また、サポーターの登録が、2人と少なく、各学校2人の指導者で対応となっているという現況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 答弁いただきまして、参加率が非常に低いということではちょっと心配をしておりますが、そこで、私も、スポーツ少年団の活動の中で、参加者に話を聞いております。4年生以上の子供たちには、前のように部活動があったほうがいいのか、なくてもいいか、3年生以下の生徒には、学校の部活動に入っておりませんので、学校に部活動があったほうがいいのか、今のままでいいか、ということについて聞いてみましたが、ほとんどの生徒が、100%とっていいと思っておりますが、「学校に部活動があったほうがいい。」という回答でありました。理由として、1番は、「学校の友達と一緒に運動がしたい。」とのことでした。また、「話が合う。」などの意見がありました。

その後、学校教育課として、調査をされたのかお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

各小学校や学校教育課として、部活動があったほうがよいか、否か、そうした調査については実施をしておりません。ただ、本年度からの小学校運動部活動の社会体育完全移行に伴い、年度末等には成果と課題を洗い出す必要があると考えております。したがって、今後、実施主体であります人吉市小学校社会体育運営委員会と相談しながら、本年度の検証と、次年度へ向けた改善に向け、アンケートの調査等の実施を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 始まったばかりですので、ぜひ、年度末には成果と課題、このあたりの検討をしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げておきます。

そこで、保護者に話をお聞きしたところ、これまでの陸上競技の記録会と違い、小学校の陸上競技記録会への参加が非常に減っているということでしたが、減少している原因についてお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

御質問の陸上競技記録会につきましては、参加状況減少の要因を、人吉市陸上競技会協会へ伺いました。

陸上競技記録会は、例年2回、二中で開催されております。今年度の第1回大会は、6月9日日曜日に開催されております。参加者のうち、郡市内小学生の数でございますが、男子68人、女子75人、計143人の参加がっております。昨年度の第1回と比較しますと、昨年度が、男子117人、女子113人、計230人の参加となっております、87人の減となっております。

第2回でございますが、7月28日日曜日に開催されておまして、郡市内小学生の参加につきましては、男子は41人、女子は44人、計85人の参加がっております。昨年度の第2回と比較しますと、昨年は、男子223人、女子207人、計430人の参加となっております、345人の減となっております。

第2回の参加者に大きな差が生じた要因としましては、今年度は、台風5号の影響により1週間延期して大会が実施されたことに加え、同日、球磨郡においても陸上競技選手権大会が開催されたこともあり、参加予定の選手がキャンセルしたことも影響があったのではないかと、とのことでございます。また、昨年の第2回記録会は、第100回という節目の記念大会ということもあり、著名な選手を招いて、昼の時間にイベントを開くなど特別な趣向を凝らされた効果もあって、通常大会よりも参加者が多かった、とのことでございます。

このほか、本市の分析としましても、小学校運動部活動が廃止になったことも大会参加者の減少につながった、陸上人口の減少につながった要因の1つではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 本市の考えたところによると、やっぱり部活動が影響しているのかなというのが出ておりますので、年度末にどのような結果が出るのか楽しみですが。

実は、執行部の教育委員会から、陸上競技記録会については、第100回記念行事のパンフレットをいただいたんですが、非常に内容が濃くて、例えば末續慎吾さんから陸上競技記録会のお祝いメッセージをいただいたり、野林祐実さんはすばらしい記録を持っておられて、注目するのが、この人の指導をされているのが人吉高校出身の方が指導しておられるということでびっくりしました。それで、いろんな参加者の名簿をいただいたら、人吉球磨の指導されている人の参加者が非常に多いですね。いかにすばらしい指導者がいるのかなと。でも、その指導者の中で、陸上競技会が少なくなっていくということは非常に寂しいなと感じております。

そこで、競技会など、これまでと違い、学校に参加依頼がないのか。引率することに問題があるのか。これまでの部活動でないわけですから、参加について参加要件が違うのか、お尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

小学校運動部活動の社会体育完全移行に伴いまして、競技会からの参加依頼はあっていない、と学校からお聞きしております。もし、仮に依頼があったとしても、各学校に運動部活動がないわけですので、学校部活動としての児童の参加や、教職員による引率等はできないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ちょっと確認なんですが、児童の参加や教職員による引率ができないということは、人吉市の陸上競技記録会には保護者が連れて行くということで理解しているのか、その辺の確認をお願いします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

今、議員の御指摘のとおり、大会等については個人での参加ということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 保護者帯同で、保護者が引率するとなったら、なかなか参加は減るのかな、記録会に行くよりも、家族でどこかに遊びに行ったほうがいいのかという考えになるのかなと、ちょっと今考えたんですけど。ぜひ、大会にたくさん参加いただくような手だてを考えていただきたいと思います。

そこで、部活動がなくなり、小学生の体力について二極化するのではないかと思います。専門のクラブに参加する子供や社会体育に参加している子供と、何もしない子供とでは、小学生の体力に格差が生まれるのではないのでしょうか。何もしない子供は、我が家でゲームに

夢中になり、外での遊びも少なくなり、体力が低下するのではないかと心配しますが、今後の小学校での体力低下防止対策について、お尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校における運動部活動の社会体育移行に伴う体力低下につき、御指摘をいただきましたが、我々も懸念をしているところでございます。

各学校におかれましては、毎年実施をされます体力テストの結果をもとに、体育の授業や休み時間を利用して、体力向上対策を進めているところでございます。また、行事としましては、運動会や持久走大会等、あるいは、学年行事としましては縄跳び大会等、体育的行事に合わせた取り組みを通し、体力向上に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 次に、小学校部活動の、例えば野球、サッカー、バスケット、バレーなどのクラブがなくなったことで、学校対抗の競技もなくなってしまったことで、これまでそれぞれの学校で参加する意味があったのではないかと思います。競技に参加することで、それぞれの学校が一丸となり、親睦を図り、互いに一生懸命応援を行っていたのではないのでしょうか。

現在、学校間における大会などの活動は行われていないのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

ことし7月に、人吉市小学校体育連盟が主催する行事といたしまして、いわゆる小体連の水泳記録会が行われました。人吉市小体連水泳記録会は、7月27日に、大畑小学校プールにおいて、市内全小学校の4年生から6年生まで、総勢80人の参加によって開催されました。

自由型、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ等の個人競技やリレー種目も行われ、水泳を楽しんだり、市内小学校児童の親睦を深めたりと、充実した大会であったようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） このような中で、水泳大会が開催されたということは、大変うれしく思います。水泳大会については、今後も、学校対抗でもクラブじゃありませんので、ぜひ続けていていただきたいと思います。それぞれの学校の親睦と、学校の名誉をかけて戦うと言ったらいけませんけれども、そういう機会があってもいいのかなと感じました。

これまで、各学校で獲得したトロフィーを何か利用できないかということを考えていただいて、部活ではなくて、何かで競技ができないかということ、ぜひ、教育委員会で考えていただきたいとお願ひしておきます。

そこで、人吉市の伝統行事として毎年開催をされております、国宝青井阿蘇神社での相撲大会に、各小学校の代表として参加を、これまではしていただいておりますが、参加につ

いて、昨年までは、それぞれの小学校に部活動がありましたので参加できたと思いますが、ことしは、部活動がなくなり、社会体育に移行しましたので、学校としての参加はできないと思いますが、本年度の参加について、現在の体制について、また、今後の活動についてお尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、昨年度までは、部活動に位置づけた上で学校単位の部活動として出場をしておりましたが、今年度は、小学校運動部活動の廃止に伴いまして、同様の形での出場はできなくなったところでございます。

しかしながら、学校としましても、おくんち祭りという伝統的な行事であることを深く認識し、相撲大会の参加者の募集等については、各小学校で積極的に協力することが決定しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） せっかく青井さんでは相撲大会があつて、非常ににぎわっておりますよね。見学に来られる保護者、また市民の方もたくさん来ておられますので、まして、ことし、私の知り合いが、ある企業に相撲部があり、相撲部でこちらに来られて、ぜひ人吉市に協力したいという方がおられます。審判免許を持っているし、子供の指導もしたいということで、青井さんを紹介しておりますので、ぜひ続けていっていただきたいと思っております。まして、各学校にはまわしとか多分用意してあると思うんですよね。これがある限り、また、新しく新調して、青井さんで、人吉市の子供たちが元気に相撲をとる姿を、今度は全国に、情報公開の中でしていただければと思いますので、これはなくさないようお願いをしておきたいと思っております。

そこで、質問が最後になりますが、今後、子供たちが最初に体験するスポーツが、初めての教育の場所の小学校教育現場から、少しずつなくなってきているように感じているのは私だけでしょうか。生涯スポーツを楽しみ、健康で暮らせるための入り口が、小学生からスポーツを楽しみ、体で覚え、健康で、一生涯スポーツを楽しむことになれば、最高に楽しい生涯スポーツとなると思います。部活の解体が、中学校に波及しないことを期待したいと思いますが、今後、中学校の部活動が社会体育に移行しないとしたいのですが、今後についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、これまでもお答えいたしておりますとおり、平成27年3月に、熊本県教育委員会の児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針が示されて以降、検討委員会の皆様の御協力を得て検討を重ねた結果、人吉市小学校社会体育運営委員会を立ち上げまして、本年度4月から、市内の小学校運動部活動は

廃止、社会体育へ完全移行したところでございます。

一方、中学校運動部活動の今後について、との御質問でございますが、中学校及び高等学校の運動部活動については、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」のほか、先ほど御紹介しました熊本県の教育委員会の基本方針にも、中学校・高等学校における運動部活動については、学習指導要領に、社会体育施設や各種団体との連携を図ることが示されていることにより、これまで同様に学校の運動部活動として実施をし、社会体育との連携による運動部活動の充実を図る、とございます。このことから、本市としましても、国・県の動向には注視しておりますが、現時点では、学習指導要領における学校教育の一環として、これまで同様に、学校の運動部活動として今後も継続して実施することといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 社会体育移行については、今後とも、いろいろ課題を克服していかなければならないのかなと考えております。それで、我々も、いろいろなところで子供たちがスポーツに親しむことを検討する必要があるのかなと思います。

私は、この間、鳥栖でサガン鳥栖とヴィッセル神戸の引退試合を、家内と二人で見に行ってきましたが、目の前で見る興奮といいますか、非常にスポーツは、するスポーツだけじゃなくて、見るスポーツというのはすばらしいものがあります。だから、そういう機会がだんだんなくなるのじゃないかなということを、今、危惧しております。

前に質問させていただきましたが、東京オリンピックの年に日本スポーツ少年団の少年スポーツができて、今後にきて、50年たって、子供たちの教育の中からスポーツを奪う年が、東京オリンピックの前かなということで、今後どうなっていくんだろう。やはり日本は、もう少し子供たちにそのあたりをしっかりと伝えるべきじゃないかなということを考えております。以前の質問で、筑波大学の体育指導員の先生が言われたのが、女子大生が、立ち幅跳びを、20年前は1メートル50センチを軽く跳んでいた。それが、近年1メートル、あと10年後には50センチ跳べるだろうか、ということを講演会の中でお話をされておりましたので、教育委員会としては大変難しいところに立っていると思うんですけども、子供のスポーツにどう取り組むのか、どうしたらいいのかを、今後ともいろいろと考えていただければということをお願いをして、私の一般質問を終わります。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の徳川禎郁です。外が明るいうちにここに登壇できまして、ちょっと安堵しております。本日、最終登壇者となりました。2回目の一般質問になりますが、まだまだ緊張しております。どうぞ、最後まで、皆様おつき合いよろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、4項目。1項目めが、道の駅「人吉」及びクラフトパーク石野公園について、2項目めが、吹付けアスベストの建物について、3項目めが、市民の声より、コミュニティセンターの調理室の空調設備について、そして、4項目めが、市庁舎第1別館のバリアフリーについて質問してまいります。

それでは、1項目めの、道の駅「人吉」及びクラフトパーク石野公園について質問に入らせていただきます。

さきに、福屋議員、宮原議員と、道の駅「人吉」と石野公園について御質問されましたが、それだけ市民の皆様の関心と期待値が高いということだと思い、あえて質問させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

8月10日に、人吉球磨スマートインターチェンジ開通を機に、これから、ますます流通と観光とが栄える人吉市になる予感に満ちており、あわせて、道の駅「人吉」の開駅という、人吉市にとってはまたとないチャンスを握っております。私ももちろんでございますが、市民の皆様の喜びと期待を感じております。

そこで、道の駅「人吉」及びクラフトパーク石野公園の今後の展望について質問いたします。

本市では、クラフトパーク石野公園魅力化構想を策定されておりますが、先ほどから何度も答弁いただいた中に出てまいりましたが、その魅力化構想はどのような内容のものでしょうか。また、市民の皆様へ、その構想も含めて、今後の石野公園の展望についての情報提供は行われておりますか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

御質問の、人吉クラフトパーク石野公園魅力化構想につきまして、御説明いたします。

人吉球磨スマートインターチェンジの開通、そして道の駅「人吉」の開駅と、石野公園を取り巻く社会環境は変化をしてくております。この千載一遇のチャンスを逃すことなく、石野公園の活性化はもとより、本市の観光振興、並びに地域経済の活性化につなげるため、石野公園が持つ素材の一つ一つを職員が今一度再認識し、今後、公園で実施する計画、また、事業の方向づけを行うための指針とするべく、庁内各課、横断的なプロジェクトを組織し、平成31年3月に、人吉クラフトパーク石野公園魅力化構想を策定いたしましたところでございます。

この構想の内容でございますが、公園の立地条件や施設の老朽化、そういった現状を踏まえたさまざまな課題を整理した上で、活性化のための基本理念及び基本方針、目標、ゾーニング方針等を定めております。

まず、基本理念といたしまして、「ひとが集い、楽しみ続ける～自然・健康・文化 することたくさん“ING”公園へ～」という理念を定めております。この言葉には、石野公園

が有する自然、工芸体験等のアクティビティ、そして広大な敷地を利用した健康づくり施策への活用を含め、公園が持つポテンシャルを十分に発揮することで、することがたくさんある現在進行形で公園の魅力が向上していく、という意味が込められております。

次に、「魅力の発揮」、「楽しみ続ける公園」、「民間企業等との協働」の3項目を、公園全体の魅力向上、効率的な公園運営を目指すための基本方針として位置づけ、それぞれの項目について、整備の方向性を定めております。さらには、公園の年間入園者数について、平成6年、7年並みの10万人を目標として掲げております。

また、約21ヘクタールという敷地を有する公園の魅力を最大限に引き出し、新たな価値や空間づくりを進め、公園全体でにぎわいを創出するため、クラフトゾーンや芝生広場、運動広場でございますが、憩いゾーン、キャンプ場などのネイチャーゾーンといったゾーニング方針を定めております。

今後は、この構想を柱として、公園全体の魅力化・活性化を目指してまいりたいと存じます。

次に、市民への情報提供は行われているか、との御質問でございますが、本構想は、策定の目的にて述べましたとおり、公園が持つポテンシャルを職員が今一度再確認し、今後の計画や事業の方向づけを行うための指針とするべく策定したものでございますので、現時点では、対外的には公表は行っていないところでございますが、今後、官民連携事業調査事業の進捗を見据えながら、市民にもお示ししてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 全ての職員の皆様に共通理解していただくことはもちろんですが、市民の皆様、道の駅「人吉」、石野公園についての期待が大きい分、今後の動向につきましても、情報提供を小まめに行っていただき、そうして、まず、状況を共有できることが、市民と協働したまちづくりにつながるのではないかと思います。

次に、駐車場及びバリアフリー設備について、お尋ねします。今回新設されました、伝統工芸の村の横の駐車場は、当初の御説明では一般車が30台ほど駐車可能であると伺っていましたが、先日、車で駐車場まで行ってみようと思いましたが、途中で、三角コーンとポールで通行どめにされており、なぜ、入れないのでしょうか、と職員の方にお尋ねしましたら、バス専用で、予約が必要、とのお話でした。駐車場への入り口、通行どめの箇所、そこにはバス専用などの表示も説明もございませんでしたが、大型バスの利用頻度も含め、現在の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、次に、バリアフリーの設備についてですが、私も、平日、休日、雨の日、晴れの日、それぞれ時間帯を変えて、先ほど福屋議員が毎日出向かれた、というお話を伺いましたが、なかなかお会いできませんでした。いかに石野公園の敷地が広いのか、ということが裏づけ

されたと思います。1カ月間、ほぼ毎日、時間を変え、1日に数回通いました。その中で、正面の階段を上ることは、御高齢の方やお子様連れの方に、特にベビーカーを持って階段を上るのは大変なことだということは、一目瞭然でございます。

今後、スロープのようなものを設置される予定はないのでしょうか。あるいは、遠回りにはなりますが、正面階段左手のスロープの利用はできないのでしょうか。現在、門は閉まっております。そちらを空けられる予定はないのでしょうか。また、物産館横に身障者用駐車場が用意されておりますが、その駐車場に、業者の方の車の出入りが結構頻繁にあっているように見えました。業者の方の駐車場の用意はされていないのでしょうか。以上、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

まず、伝統工芸の村の大型バス駐車場についてでございますが、御指摘の、大型バスが進入する園路の途中にあるポールにつきましては、大型バス以外の一般車両の進入を防ぐために設置をしております。予約制なのか、という御質問につきましては、これは予約制としております。その理由といたしまして、大型バスの到着時に、一般車両の進入防止用ポールをスタッフが取り外す作業を行うようにしておりますので、事前の予約をお願いしているところでございます。また、予約をされていない大型バスの利用者の方につきましては、管理室へ声をかけていただきまして、当日予約がなく駐車場が開いている場合には、利用していただくことが可能でございます。

なお、隣接しますスペースにつきましては、将来における駐車場として考えておりますが、公園利用者が利用される園路を通ることから、公園利用者と車との接触事故が懸念されるため、現在、駐車は御遠慮願っているところでございます。

当駐車場の大型バスの利用頻度でございますけれども、8月の供用開始から、予約での利用が11台、予約なしの当日利用につきましては、1日平均1台から2台程度の利用がございます。

次に、ベビーカーを持った方についてでございます。伝統工芸の村までは、どう上がって行ったらいいのかということでございますけれども、物産館横の駐車場を、身障者の方や妊婦の方、小さい子供連れの方を優先とした駐車場としておりますので、ベビーカーを持った方につきましても、物産館横の駐車場を御利用していただきたいと存じます。

なお、業者の方が、搬入の際に身障者用駐車場にとめられておるのを見かけられたということでございます。これにつきましては、身障者の方など利用される方が困られることのないように、業者に対して指導をしてみたいと存じます。

それから、正面階段左手のスロープの活用についてでございます。スロープを上った先が芝生となっております。また、主要な施設からは離れておりますので、現在は利用しておりません。スロープの活用方法につきましては、今後、検討をしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 妊婦の方やベビーカーを持った方も、物産館横の身障者用駐車場を利用してよいということを伺い、とても安心いたしました。それならば、ぜひ、下の駐車場へ、そのような案内を、早速につけていただきたいと思います。

そして、正面階段左手のスロープ——スロープといいますか坂道、結構長い坂道であるんですが、上がった先が芝生で、との御回答でしたが、裏から回ってみました、芝生が大変とてもきれいに手入れされておりまして手入れが行き届いており、ベビーカーは雨の日はちょっと難しいかもしれませんが、階段がつらいと言われる方にとっては利用しやすいのではないかなと思います。また、主要施設より離れているとのことのお答えでしたが、逆に、展望台のすぐ近くにまで行けますし、テラスが用意されている中の芝生へもすぐに行けます。開門の検討は、急いでいただきたいと思います。

次に、駐車場の看板、及び掲示板についてお尋ねいたします。国土交通省の資料によりますと、道の駅の機能の1つとして、道路情報や地域に関する情報を発信する情報発信機能、とあります。トイレの前に新設されました掲示板のガラスの中には、とにかく見づらく、人吉市の場所を探すのも困難な地図が、磁石で貼ってあります。もちろん、国宝青井阿蘇神社の場所さえも見えません、見つけることができません。私は、この地図を見て、人吉市って魅力的なところだな、とは到底感じることはできません。先ほど、福屋議員の質問においても御答弁いただいておりますが、階段横の既存の大きな案内板には、石野公園の地図がありますが、やはり開園の当初のままということ、かなり汚れも目立ちます。もちろん、新しい駐車場の表示もございません。

この2つの掲示板、看板、今後、新しい地図や案内板の設置の検討はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

まず、情報発信施設につきましてでございます。道の駅利用者に、道路規制や道路交通情報、災害・観光情報を提供する掲示板でございます。情報を紙媒体でお伝えするとなると、現在の掲示板には納まらないことから、QRコードを利用した情報発信という方法を使わせていただいております。QRコードをスマートフォンで読み取っていただき、専用ホームページを開いて情報を得ていただくということになります。周辺では、くまもとフリーWi-Fiの利用ができるようになっております。

御質問の、市内の観光案内ルート等の記載についてでございますが、先ほど述べましたように、数多くある観光地のルートを掲示板に掲載するのはちょっと難しいと思っております。QRコードの中には、人吉球磨観光地域づくり協議会が運営するホームページのリンクを載せてございますので、多彩な観光情報をごらんいただくことができますので、人吉球磨の観

光地の情報を収集していただき、カーナビ等でルートを検索する情報源として活用していただきたいと存じます。

また、管理室では、スタッフによる観光案内も行っておりますので、お気軽にお声かけをいただきたいと思います。

次に、正面階段上り口の右手にございます案内看板の内容が古く、内容も詳細にしてほしい、ということでございますが、案内図をより詳細にした内容へ改善する必要は、十分に認識をしておるところでございますが、先ほど福屋議員の御質問にも回答いたしましたとおり、今後、官民連携事業調査の中におきまして、整備の方向性を検討し、実現に向けて進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 山下建設部長には二度も同じような説明をいただきましてありがとうございます。福屋議員も申されましたが、ガラケーの方はQRコードを読み取ることができません。私も、実際、全部のQRコードを読み込みましたが、人吉球磨観光地域づくり協議会がつくられているアプリも私は持っておりますが、なかなか、自分が探すような情報にたどり着くことができません。皆様、一度、登録されてみられた方はいらっしゃるかなと思いますが、その辺のSNSの中身の審査についても、一緒に考えていただければなと思います。

そして、やはり、目で見て、わかりやすいということが、私の願いであります。スペースの問題があって、あの地図しか貼れないというお答えではございましたが、人吉市ならではというところで申しますと、手書きでもいいんじゃないかなと私は考えます。よそにはなか、ここにはごきょうとのある、というものがあってもいいんじゃないかなと思います。スペースの確保というものは、工夫次第で解決できるのではないかと考えます。

そして、管理室でも観光案内を行っているので、お声かけください、ということでございますが、実際、階段から上って行かれて、右手の管理室をごらんになられているとは思いますが、カーテンが窓口の3分の1は閉まっております。上がりながら管理室を見ますと、きょうは営業をしていないのかなと、毎日思います。外から、営業しているかどうかもわからないという印象がとても強くあります。これは、すぐにでも改善をお願いいたします。

また、身障者駐車場の案内板が、正面階段の左側にありますが、身障者駐車場は、右側に上っていかなければなりません。私だけかもしれませんが、人間の心理として、この看板は右側に置いてあったほうがわかりやすいのではないかと思います。もう少し、市民の皆様の、そして、道の駅を御利用になるお客様の気持ちに立って設置をしていただくようお願いいたします。

次に、先ほどから何度も、この難しい言葉が出てまいります、石野公園の先導的官民連携支援事業、この調査の件でございますが、この調査に1,200万円の予算がついております。

その使い道についてお尋ねいたします。また、その調査結果をどのように活用し、今度、どういった計画になるのかも、あわせてお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

1,200万円の予算の使い道ということでございます。6月議会でお認めをいただいたわけですが、官民連携事業調査業務の業者委託費に充てさせていただきます。この業務内容、進め方といたしまして、最初に、石野公園の現状、それから、上位計画、法令などの基本情報の整理を行います。整理した基本情報をもとに、指定管理者制度や包括的民間委託、パークPFI、コンセッション事業など、数多くある官民連携の手法の中から、最も適していると想定される手法について検討を進めてまいります。

次に、検討した手法をもとに、官民連携の市場性があるか、民間事業者に対し、参入の可能性や条件などの聞き取り調査を実施いたします。この調査で得た結果をもとに、石野公園の整備方法や概算事業費、財政負担軽減の効果などの検討を行い、官民連携手法の計画を検討してまいります。最終的には、公園再整備の事業内容や、官民連携の手法、事業スケジュールなど、事業化に向けた計画資料として整理し、とりまとめを行う予定としております。

なお、本支援事業は、採択要件の中に、支援後3年以内の事業化が期待できるものとうたわれておりますので、調査後は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づきまして、実施方針の策定及び公表、民間事業者の募集、選定、事業契約まで、手順を追って進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 調査から事業契約まで、約3年。その後、供用開始まで、どれだけ時間がかかるのかと心配になります。猶予はないと、緊迫感を持って、いち早く進めていただきたいと思うのが願いです。そして、官と民とが手を取り、この補助金を十二分に生かしていただき、1日でも早く、最短で事業が進むことを希望します。

そして、先ほどの魅力化構想のときにも申しましたが、市民の皆様への情報提供、情報の共有を、重ねてお願いいたします。市民の皆様が、石野公園に、自分たちの、人吉市のものだという愛着を持って進んでいく事業になることを望みます。

また、現在、石野公園には、地域おこし協力隊の方がいらっしゃいます。今回の、この絶好の好機に、地域おこし協力隊の若い力と発想を存分に発揮していただき、そして、人吉市に愛着を持っていただき、定住へとつながるように期待します。

それでは、次の質問に移ります。

建築物に使われております吹付け石綿——アスベストといわれていますが、有害性が高く、環境汚染の危険性があることから、平成7年に禁止になり、さらに、平成18年には、全面的輸入・製造・使用が禁止になりました。

そこで、現状についてお尋ねいたします。人吉市内に、アスベスト使用の可能性がある建物のうち、撤去及び飛散防止措置などが、まだされていない建物の把握はされていますでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

吹付けアスベスト除去対象建物の件数についてでございますが、熊本県が把握をしております。熊本県にお尋ねしたところ、アスベストが吹付け材に使用されている可能性がある建物の件数については、人吉市内で311件ということでございます。このうち、早急に分析調査が必要となる区分の建物が27件あると、熊本県から報告を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 人吉市に、まだアスベスト使用の可能性のある建物が311件もあることに、驚きを隠せません。

その調査方法といたしまして、どのような手順で行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

調査の方法についてでございますが、熊本県に確認いたしましたところ、床面積が1,000平方メートル未満の鉄骨造やコンクリート造の建物を対象としまして、アスベストが吹き付け材に使用されている可能性がある建物を、熊本県が、アンケートや目視による調査を委託しまして、平成25年から平成30年にかけて、建物調査を行ったと聞いております。

本市の対象建物につきましては、平成29年度に実施をした、と報告を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 平成29年度の調査から、文書発送までかなりの時間を要することにも驚いております。人吉市のある建物の件で、私が、7月に、熊本県南広域本部の景観建築課へ問い合わせをしましたところ、十数年前に調査対象となり、熊本県より調査依頼の文書が送付され、当時、所有者より問い合わせがなく、そのまま放置となっている建物ということがわかりました。近隣の住民の皆様は多大なる健康被害の不安があり、子供さんを外で遊ばせるのも、洗濯物を干すのも不安で、窓も開けておきたくない、と言われております。

そこで、今回、早急な分析調査の対象となる27件の所有者の方への対応は、どのようになされますかお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

熊本県から、27件分の事業者リストを提供いただいておりますので、27件全件に、電話などにより連絡を行いまして、補助制度がございます、この内容などを御説明し、申請をしていただけるよう対応していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今回、この調査に、国からの補助金が計上されております。市民の皆様の安心・安全のために、今回の補助金を無駄にすることなく、対象の方への対応を最後までしていただき、また、今回、調査依頼対象外となりました建物につきましても、熊本県としっかりと連携をとっていただき、必ずや全件、飛散防止措置等の工事までの対応を希望いたします。吹付けアスベスト建物についての質問を終わります。

それでは、次の質問にまいります。

人吉市には、東間、東西、中原、西瀬、大畑と、5つのコミュニティセンターがあり、全てに調理室が完備されております。その5カ所のコミュニティセンターの空調設備は、どうなっているのでしょうかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

コミュニティセンターの調理室の空調設備について、現状は、という御質問にお答えいたします。

中原コミュニティセンターにおいては、平成29年度に、調理室の改修工事を行っておりますので、2階から1階に調理室を下ろしておりますので、その際に空調設備を整備したところでございます。他の、東西、大畑、西瀬、東間コミセンの4館につきましては、調理室には空調設備はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 私も、全てのコミュニティセンターに伺い、調理室を見させていただきました。

大畑コミュニティセンターには空調設備はございませんが、とても風通しがよく、扇風機で十分、というお話でした。東間コミュニティセンターは、調理室向かいの会議室より、西瀬コミュニティセンターは、隣の会議室より、クーラーの風を送るような対処をされておりますが、火を使う調理室へは、焼け石に水のような状態です。また、東西コミュニティセンターにつきましては、隣の会議室から風を送るのも構造上難しく、まず、扇風機もない、とのお答えでした。今後、空調設備の設置の予定はありますか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

現在、各コミュニティセンターは、経年の老朽化により、毎年修繕箇所が多く、優先順位をつけながら対処している状況でございますので、御利用の皆様には、御不便や御迷惑をおかけしているものと、申しわけなく存じております。

コミュニティセンター調理室に、空調設備を整備する予定はないのか、との質問でございますが、今後も、それぞれの施設の状況、利用者の安全確保も含めました、施設の活用状況、

財政状況などを見ながら、その中で施設全体の適正な維持管理と整備をしていきたいと存じております。その中で、考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 先日の市長の施政方針にもありましたように、人吉市行財政健全化計画がございました。予算確保の面からも、簡単に設置が叶うことだとは思っておりません。ただ、夏休みに、子供たちの料理教室をしたいと思っても、この温暖化の昨今、空調がない調理室は使えません。実際、無理して使い、熱中症の症状が出た、という子供さんもいらっしゃるそうです。

結局、空調設備のある、中原コミュニティセンターを利用されるそうです。車で行ける人は、それでも構わないと思いますが、小学生は、校区外へは自転車では行けません。それで、断念する子供たちもおります。

車での移動が難しい御高齢の方や子供たちも、その地域のコミュニティーの場として利用できることが、まさしくコミュニティセンターではないかと思えます。快適なスポットクーラーや冷風扇ならば、低予算での設置が可能ではないでしょうか。一度に、全てのコミュニティセンターに設置、とは思っておりません。順次でも、設置の方向でお願いしたく、要望いたします。コミュニティセンターの空調設備については、質問を終わります。

それでは、最後の質問になります。

さきの6月議会で質問いたしました、市庁舎第1別館トイレの手すりの設置についてお尋ねいたします。

保健センターとしての改修における第2期工事にて検討されている、との答弁をいただきましたが、第2期工事となりますと、新庁舎完成後ということですので、かなり時間がかかるのではないのでしょうか。もし、トイレについて、大きな改修の計画がないのであれば、トイレの手すりの設置だけでも、先行して取り組むことはできないでしょうかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

第1別館、通称、西間別館と申しておりますが、このバリアフリーにつきましては、トイレの手すり設置を先行して取り組めないのか、とのお尋ねでございますが、第1別館のトイレの手すりにつきましては、現状では、1階の多目的トイレには設置をいたしておりますが、その他のトイレについては手すりがない状況でございます。

手すりが必要な方には御不便をおかけしておりますが、現在のトイレ個室のスペースも十分ではない状況でございます。手すりをつけることにより、スペースが狭くなり、使い勝手が悪くならないよう、トイレの個室ごとの構造等を詳しく調査いたしまして、どのような手すりを、どの位置につけるのか十分な検討を行った上で、改修しなければならないと考えて

おります。

そのようなことから、第2期工事による改修を検討しているところでございますが、調査の結果、手すりの設置のみで、トイレ個室の改修工事までは必要ないと判断できました場合には、先行して取り組むことは可能かと存じております。なお、それまでの期間は、トイレの利用に手すりが必要な方は、御不便をおかけして申しわけございませんが、1階の多目的トイレを御利用いただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 前回の6月議会のときにも申しましたが、市民の皆様が、日々利用され、特に第1別館は、御高齢の方の御利用が多いところだと思います。安心して御利用いただけますように、1日も早い設置を要望いたします。

また、同じく、6月議会において質問いたしました、耳の御不自由な方への対応といたしまして、筆談ができるよう表示と設置をお願いいたしましたところ、「筆談をお申し出ください」という耳マークを、見やすいところに設置し直していただいたり、正面玄関への表示もしていただき、感謝を申し上げます。ただ、一番御利用されるのではないかと思います市民部への設置が、まだのように見受けられます。あわせて、こちらの設置も要望いたします。

最後に、人吉球磨スマートインターチェンジの開通、道の駅の開駅と、希望に満ち、わくわくするようなこのチャンスを逃さないように、皆で知恵を出し合い、思いを寄せるといったことが大切なのではないのでしょうか。

先ほども申しましたように、私は、毎日、石野公園に出向くにつれ、何もお金をかけることだけがまちづくりではないのではないかと、思うようになりました。あの階段は、という声をよく聞きます。確かに、私もそう思います。先導的官民連携事業、先ほども何度も出てまいりましたが、それを待つ間、何か、何かと、私も素人なりに考えました。せっかくの来園者を、リピーターになっていただくために、その階段を上りたくなる階段にしてはどうでしょうか。例えば、素人考えではございますが、子供たちがタイルに絵を描き、それを階段の蹴込みの部分に貼るなど、もし、その子供たちが大人になって都会に出て、帰ってきて、自分の絵がある階段がある道の駅には、必ずや訪れることだと思うんです。そういうようなことだったら、きっと予算がそんなにかからなくてもいいんじゃないかなと考えます。また、クラフトゾーンの手入れの行き届いた広い、広い芝生、その周辺の隅々まで、私は歩きました。何とすてきなところだろうと、改めて感じております。建造物がないことが、実は最も魅力なのではないのでしょうか、ということも思います。

さきの6月議会での松岡市長の施政方針に、「「地域に誇りと愛着を持つ」まちづくり」、とありましたように、今こそ、一人一人が人吉市に誇りを持ち、官民が1つとなり、立ちど

まることなく、心をあわせていかなければならないときだと思います。そして、いま一度、安心・安全なまちづくりに心を尽くしていただきたいとお願いをいたし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時57分 散会

令和元年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月11日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和元年9月11日 午前10時 開議

- 日程第1 議第60号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第61号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第62号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第63号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第64号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第65号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第66号 令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第67号 平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第68号 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第69号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議第70号 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程第12 議第71号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議第72号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第73号 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第74号 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第75号 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第76号 人吉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第77号 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第78号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第20 議第79号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第80号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第81号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第82号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第83号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第84号 人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第85号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第86号 人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について
- 日程第28 議第87号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第88号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第89号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第90号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第91号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第92号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第93号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第94号 人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第95号 損害の賠償について
- 日程第37 議第96号 損害の賠償について
- 日程第38 議第97号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第39 議第98号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第40 一般質問

1. 平 田 清 吉 君
2. 宮 崎 保 君
3. 大 塚 則 男 君

4. 本 村 令 斗 君
 5. 塩 見 寿 子 君
 6. 犬 童 利 夫 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	松 村	太 君
2番	徳 川 禎 郁	君
3番	池 田 芳 隆	君
4番	牛 塚 孝 浩	君
5番	西	洋 子 君
6番	宮 原 将 志	君
7番	塩 見 寿 子	君
8番	高 瀬 堅 一	君
9番	宮 崎	保 君
10番	平 田 清 吉	君
11番	犬 童 利 夫	君
12番	井 上 光 浩	君
13番	豊 永 貞 夫	君
14番	福 屋 法 晴	君
15番	本 村 令 斗	君
16番	田 中	哲 君
17番	大 塚 則 男	君
18番	西	信 八 郎 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松 岡 隼 人 君
副 市	長	松 田 知 良 君
監 査 委 員		井 上 祐 太 君
教 育 長		末 次 美 代 君
総 務 部 長		迫 田 浩 二 君

企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	水野二郎君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栗原亨君
庶務係	長	井上京子君
書	記	青木康德君

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日も、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。10番議員の平田清吉でございます。本日も、昨日同様6人の議員の方々が市政等の疑問点をたずねべく一般質問を通告されております。一般質問の終了時間が、昨日以上の時間にならないように質問していきたいと思っておりますので、しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の項目は2項目、市民の声からと施政方針からです。市民の声からの通告要旨は3項目、1つは、市庁舎移転建設関係についてと防災関係について、並びに、ふるさと納税について質問をしていきます。また、施政方針からにつきましては1項目、財政健全化について質問します。

まずは、市民の声からの市庁舎移転建設関係について。第1回目、新市庁舎建設本体工事の今後の建設計画についてお尋ねいたします。

昨年度2回にわたる新市庁舎建設本体工事の不調・不落を受けて、本体工事の竣工を1年延伸すると執行部から説明を受けましたが、今後の新市庁舎建設本体工事の建設計画は、どのようなスケジュールとなるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

昨年度の市庁舎建設建築本体工事の入札不調・不落を踏まえた新たな発注方針に基づき、令和元年8月8日に市庁舎建設工事に伴う条件付一般競争入札の公告を行っております。今後は令和元年10月29日に開札を予定しておりまして、順調にいけば11月上旬に落札業者が決定する運びとなっております。

また、本工事は入札参加者をふやす方策の1つとして、余裕期間制度を採用しており、現在の建設需要過多の状況のもと、確保が難しいと言われている監理技術者等について一定期間の配慮が必要となり、柔軟な工期設定等を通じて受注者が建設資材や建設労働者等を確保できるようにすることといたしております。

請負業者は、技術者の調整を踏まえ、令和2年4月1日までに工事着手日を任意に設定す

ることができる工事となっております。仮に、工事着手日を令和2年4月1日とした場合は、工事の完成が令和4年1月、供用開始が同6月となります。ただし、請負業者によっては、工事の着手・完成が1カ月から3カ月早まるといったこともございますので、計画スケジュールの確定は、契約締結後になってまいります。契約締結議案につきましては、令和元年12月議会に上程することとしておりますので、その際に改めて新市庁舎建設工事の計画スケジュールを御説明させていただきたいと存じております。

いずれにいたしましても、当初計画した令和3年4月ごろの供用開始から1年ほどおくれが生じ、市民や関係者の皆様に御不便や御心配をおかけしているところでございまして、一刻でも早く分散した庁舎を集約し、堅牢な防災拠点を整備し、市民行政サービス、福祉の向上に資する庁舎の実現に鋭意努めてまいりたいと存じております。

なお、今回の発注に際し、現計予算内で対応できるように設計書から外した分の工事も含め、今後の事業の進め方につきましても議会に御相談をしながら進めてまいりたいと存じます。特に、現計予算以外でも什器整備や電話・情報システムの整備、引っ越しにかかる費用や維持管理費などさまざまな課題がございますので、事業費の圧縮を第一に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 近年の自然災害は、いつ、いかなるときに発生するかわかりません。

しかし、昔の人はいい言葉を残しております。「物事は過去から学べ、歴史は繰り返される」と、この言葉は、私自身今回の熊本地震によって学ばせてもらったような気がします。

ある日の新聞記事によりますと、熊本地震の過去と題して、「熊本城は約150年ごとに地震による大規模復旧が繰り返されてきた」との記事が掲載されていたことを覚えております。本当に歴史は物語っているように思われます。また、「災害は忘れたころにやってくる」とも言われております。特に、地震につきましては、150年以上生きた人に聞かなければ、過去に経験した話は聞けないと思われます。しかし、考古学者の方は知っているはずですが、なぜならば考古学者の方は、過去の歴史をひもとく人たちだからです。地域の古文書に過去の歴史や地史に残されているかもしれません。ちなみに、人吉球磨地方での地震の被害は、約300年ごとに城下町の瓦屋根の瓦が落ちる程度の被害を受けていたと言われております。台風被害や集中豪雨の被害については、近年の地球温暖化の影響のように、線状降水帯と呼ばれる集中豪雨による被害が多発していますので、避難の判断指示が難しいところがありますが、これも昔の人たちからよく聞かされた言葉であります。「川の近くには家は建てるな。」とか「山裾や山の崖下には家を建てるな。」とかよく聞いた記憶があります。また、「過去浸水した経緯がある場所には家を建てるな。」とかいろいろあっております。

ところで、ことしの本市におきましては、よく避難勧告あるいは避難指示が多く発令され

ております。人命を守るためには、最大限の被害を想定して避難するしかありません。堅牢な避難場所として、また市民の簡潔で総合的な行政手続の場所として、しかも未来の人々に負担を負わせないために総事業費の圧縮を極力考察し、早期に新市庁舎建設に当たってもらいたいと思います。

続きまして、第2回目。旧麓町庁舎は既に解体されまして、瓦れきの撤去も終了し、旧本市庁舎跡地の文化的発掘調査も昨年終了したと聞いております。また、発掘調査した跡地はさらなる将来の調査員のために遺構を壊すことなく、現況のまま埋め戻し、跡地の有効活用に努めたい旨聞いておりましたが、今後の旧市庁舎跡地の利活用をどのように考えておられるのかお尋ねします。

○**教育部長（小林敏郎君）** 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

旧麓町庁舎跡地につきましては、昨年7月から12月にかけて史跡人吉城跡発掘調査事業を実施しております。この調査において、旧麓町庁舎跡地の地下遺構の存在範囲や、その遺構の損壊等の状況確認を行ったところでございます。

昨年度の発掘調査により、旧本庁舎玄関前駐車場付近に、相良家家臣の屋敷区画の境界跡と思われる石の列、今でいうところの境界ブロックのようなものが出土しております。このため、今年度はこの石の列の延長部分を新たに確認することが望ましいとの有識者の御指導を得まして、石の列の伸びる方向や位置等の調査の必要性が生じており、また昨年度の発掘調査において、旧本庁舎の地下部分の一部が固い土質のため、人力による発掘ができなかったことから、これらの遺構箇所の発掘調査を改めて実施することになっております。

今後の予定につきましては、2カ年にわたる発掘調査の成果などを踏まえまして、今年度策定作業を進めております、史跡人吉城跡整備基本計画の中で、市庁舎跡地を含む近世城郭や中世城郭一帯を範囲として、整備方針を検討していくこととしております。今後、市民の皆様方からの御意見をこの計画に効果的に反映することができますよう、意見交換の場を設け、よりよい旧麓町庁舎跡地の利活用についても検証を行ってまいります。

なお、イベント開催時等の旧麓町庁舎跡地利用につきましては、利用される市民の皆様のご安全が担保できる範囲になるかとは存じますが、関係部署とも協議の上、可能な限り利用について配慮をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 10番。平田清吉議員。

○**10番（平田清吉君）** 人吉城跡広場には、1月には人吉市消防出初式、2月にはひとよし温泉春風マラソン、4月には人吉お城まつり、8月には人吉花火大会、10月にはおくんち祭り、11月には人吉産業祭——本年度は、道の駅人吉にて開催予定でありますけれども、等々の多くのイベントが行われ、毎年来場者や来客者の駐車場やイベント準備場所の確保が困難となっております。そのため、旧市庁舎跡地の利活用には価値あるものがあると考えます。

また、多くの観光客の来人を進めている本市におきましては、本市に大型観光バスを駐車するような場所が少なく、大規模観光客の誘致が難しい環境にもあります。そのような観点からも駐車場として、また市民や観光客の憩いの場として、旧市庁舎跡地が利活用できれば、利用価値が一段と高くなると思われそうですがいかがでしょうか。

しかし、まだ近世の城郭跡の発掘調査を考えているとの回答でありましたので、旧市庁舎跡地の利活用はおくることが必至ですが、近・中世城郭の発掘調査の範囲は、広範囲に計画をされていると思いますので、まずは、旧市庁舎跡地部分の発掘調査を優先的に進められて、跡地の利活用を早期に進められることをお願いしておきたいと思います。

続きまして、市民の声からの第2項目め。防災関係について質問していきます。第1回目、近年国内におきましては、地震や台風、集中豪雨や土砂災害、高潮や津波災害と各地で甚大な被害を受けております。本市におきましても、本年、長雨や集中豪雨、台風の影響により連続的に避難勧告や避難指示が発令されております。

そこで、自主避難所や指定避難所の運営はどなたが担われているのか。また、避難所の開設に当たってどのような経費が発生するのか。また、各避難所への避難される方の心構えやどのような避難準備所持品が必要とされているのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

まず、自主避難所と指定避難所の違いについて御説明させていただきたいと存じます。

自主避難所は、市が発令する避難勧告、避難指示（緊急）を受けてではなく、御自分の判断で避難する施設、知人や親戚の家などの安全な場所が確保できない方のために、町内会の判断や市の要請で開設する避難所でございます。

次に、指定避難所とは、市が警戒レベル4、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合には、主な避難所として開設する施設でございまして、災害が発生したときや災害の危険性があるときに開設を行います。

以上のことから、自主避難所の運営は町内会で行い、指定避難所の運営は市が行っているところでございます。また、市が警戒レベル4、避難勧告、避難指示（緊急）を発令し、指定避難所を設置する場合は、食事の提供は行っておりますが、自主避難の場合は、市から食事の提供は行っておりませんので、御自身で毛布とか水とかこういったものを御用意していただくという必要がございます。したがって、自主避難の場合の経費というものは、市からは発生しておりませんが、そういうことで御理解いただきたいと思います。

この件につきましては、広報ひとよし等で引き続き周知してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 私が聞き及んだところによりますと、災害対策支部や避難所を開設するに当たっては、場所によっては、施設の使用料や避難者等の食料品や飲料水等の購入費、

災害対策支部勤務の職員手当等が発生すると伺っておりますが、本当でしょうか。

続きまして、第2回目。9月1日の防災の日になんだ人吉市総合防災訓練に参加した折、県庁の防災担当者の方から、防災講話を聞く機会がありました。その中で、本市における自主防災組織は100%編成されています。現在100%編成されている地域は、県下にはありません。しかし、本市の防災組織の活動率は今のところ68%である旨、話を聞くことができました。

そこで、本市の自主防災組織及び防災サポーターの現状について、特に自主防災組織の活動状況と防災サポーターの支部ごとの人数、年齢幅、定数はどのような状態になっているのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えする前に、先ほどの第1回目の御質問で、いわゆる避難所を運営したときの経費の支出でございますけれども、指定避難所等を開設した場合は、先ほど議員がおっしゃいましたように、当然それに対する使用料あるいはその災害対応に従事する職員の勤務した場合の手当、そして食料費を当然支給いたしますので、そういった費用等は発生しているというところでございますので、その辺は申し添えておきたいと存じております。

それでは、自主防災組織及び防災サポーターの現状についてでございます。本市におきましては、自主防災組織を町内会単位としておりますが、その活動の状況につきまして、毎年4月に熊本県から自主防災組織の活動状況についての調査がまいりますので、本年度の調査結果からお答えをさせていただきたいと存じます。

アンケート調査でお尋ねした活動項目が16項目ございまして、その項目は、シェイクアウト訓練、これは初動対応訓練のことでございます。避難訓練、安否確認訓練、情報伝達訓練、消火訓練、救出救助訓練、炊き出し訓練、要配慮者の把握、避難所開設運営訓練、防災資機材の点検・購入・使用、防災講演や勉強会、避難所運営ゲーム、災害図上訓練、AEDの操作講習、危険箇所の確定、防災グッズ等の配布となっております。その中で最も多かった活動が要配慮者の把握38町内、危険箇所の把握32町内、防災公園や勉強会15町内、避難訓練・安否確認訓練13町内など、その他含めまして延べ190町内が活動を行っている状況でございます。

次に、防災サポーターの災害対策支部ごとの人員数、年齢幅、定数についてお答えいたします。

防災サポーターの現在の人員数は63名ございまして、災害対策東支部9名、西支部6名、川南支部2名、間支部21名、このうち10名は大塚地区を活動拠点とした隊員でございます。大畑支部8名、林・薩摩瀬支部3名、西瀬南支部9名、中原支部5名の計63名となっております。

次に、年齢の幅でございますが、一番若い防災サポーター42歳から74歳までとなっております。

ます。70歳を超えている防災サポーターは、大塚地区を活動拠点としている方たちでございます。平均年齢は53.7歳でございます。

また、定数でございますが、特に定数は定めてはおりませんが、防災サポーター設立時に70名の加入をいただいておりますので、70名を目標とし、募集を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 災害対策支部にはおおむね指定避難所が併設され、防災サポーターの配置があるように回答がありました。自主避難所には配置されないのでしょうか。また、防災サポーターの活動は、大規模災害時には地域消防団員とともに活動してもらうことから、地域消防団員の経験を有した人から選任されているようですが、防災サポーター自身の声として、防災サポーターの人員が少ないのではないかと。防災サポーターの年齢が高いのではないかと。の声を聞きます。人員の増加と若年齢者の選任をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、3回目。大規模災害時には市職員は災害復旧等の対応に忙殺され、指定避難所等の運営には手が回らなくなると予想されます。9月1日の防災講話におきましても同様に、公助は期待できないとの話がありました。

そこで、大規模災害時の避難所の運営は、自主防災組織及び防災サポーターの自助・共助の力をお願いしていくべきではないかと考えますが、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

現在、指定避難所の運営におきましては、市の救護部職員等が行っておりますが、これが大規模災害になってまいりますと、市指定避難所をふやす必要が生じてまいります。その場合、対応する市職員も限りがございますので、市職員だけの運営は困難となるところでございます。発災直後は、やはり住民の協力は欠かせないものと存じますし、自主防災組織に御協力いただけるような避難所運営の組織体制を構築することが重要であると認識しているところでございます。

また、防災サポーターにおきましては、本年度から避難所運営につきましても災害の活動の1つに追加しておりますので、必要に応じて避難所運営の活動に当たっていただくことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして4回目になります。民有地での災害被害、特に民地のり面の崩壊や田畑畦畔のり面の崩壊、山林等斜面の崩壊、農用水路への土砂の堆積、生活道路上の樹木の伐採等、災害予防対策について行政からの支援は得られないのか。また、公的に防災対策や被害復旧ができる範囲についてもお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

市が行う災害復旧工事は、基本的に市所有施設、例えば市が管理をしている道路、橋梁、公営住宅、スポーツ施設などを含む教育施設、庁舎、山林などを含む市の所有地などでございまして、市が所有している土地・建物に限るところでございます。ただし、市が管理している施設において著しく支障が生じる場合、例えば、市道上に民地から土砂が流出して、車両の通行を阻害している場合や、竹や樹木が倒れて、通行に支障がある場合などは、道路管理者として法令に基づき除去する場合がございますが、民地に対する処置は行わないものでございます。

他の自治体におきましては、民地を行政が直接工事できないことから、個人が災害復旧あるいは予防的対策のための工事を行う場合に、助成金を支給しているところもございます。薩摩川内市では、私有地等の崩土除去や災害予防工事に対して補助率3分の2、上限20万円の補助金を交付されている事例もございます。

しかしながら、本市におきましては、財政再建が喫緊の課題となっておりますので、一般財源での対応には慎重にならざるを得ないところでございますので、重要課題と受けとめ、今後検討させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 自然災害の復旧です。高齢化と年金生活の市民にとって、果たしてまたの問題となっています2,000万円の財テク、これを完備しておられる市民が幾らおられるでしょうか。中にはおられるかもしれませんが、そのような人は例外的で、他市では補助もされている市もあるというふうに先ほど伺いました。財政健全化、これは喫緊の課題ではありますが、市民の生活の安全を守るためにも、崩壊土砂の撤去費用だけでもまた倒木の危険性が高い樹木の伐採費用等についても補助をしていただけないかお願いしておきたいと思っております。

続きまして、第5回目。災害シーズンになりますといつも人吉市地域防災計画書や人吉市防災マップを見ております。この人吉市地域防災計画書と人吉市防災マップは、県防災課において作成されていると聞いておりますが、2カ所だけ気になっているところがあります。それは、災害危険箇所が判明しているのにもかかわらず、一向に改善された箇所がないという点と、急傾斜地における土砂災害被害箇所の表示がなされていない点があることです。

そこで、地域防災計画書や防災マップは常に見直しておくべきではないかと考えますが、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えをいたします。

人吉市地域防災計画書に掲載をしております危険箇所は、土砂災害に関する危険箇所となっております。この危険箇所におきましては、急傾斜地崩壊指定危険区域、地すべり危険箇

所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険箇所そしてこれらを網羅した土砂災害警戒区域と特別警戒区域指定がございます。この土砂災害危険箇所は全て熊本県において調査を行い、区域等の指定をされた情報を掲載しておりますので、県の区域指定に変更があった際には、本市の地域防災計画書へ反映させてまいりたいと存じます。

また、土砂災害危険箇所におきましては、たとえハード整備がなされたとしても、地形上土砂災害の危険性がなくなるわけではございませんので、危険箇所からの削除は、基本的にないものと伺っております。

次に、人吉市防災マップの見直しについてでございますが、現在の防災マップは、平成29年3月に新調をしまして、全戸配布を行っているところでございます。策定から2年が経過したところでございますし、あと二、三年後を目標に最新の情報に更新しまして作成してまいりたいと考えているところでございますので、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 人吉市防災マップの作成は、5年ごとに見直していると聞いておりますので、マップの見直しはなかなか早急には困難かと思いますが、土砂災害危険地域がほかにないか徹底的に再調整されて、危険箇所の市民へのさらなる周知徹底を図られるようお願いいたします。なお、危険箇所の発見には、一人一人危険の感じ方が違うと思われしますので、多くの目線で確認されて見直しを進めていただきたいと思えます。

続きまして、市民の声からの4項目め、ふるさと納税についてお尋ねします。

第1回目。本市における今年度のふるさと納税の実績はどのようになっているのか。また、本市の一般財源の確保の面から少しでも多くの寄附を集めるべきだと考えますが、寄附額増加に向けた取り組みをされているのかお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 皆様おはようございます。お答えいたします。

今年度のふるさと納税の実績でございますが、8月31日時点で寄附件数が2,888件、寄附額は6,584万5,000円となっており、昨年と同じ時期との比較で寄附件数が230%、寄附金額は169%で進捗しております。

次に、寄附額の増加に向けた取り組みでございますが、これまでの主な寄附の窓口となるふるさと納税サイトの「ふるさとチョイス」と「楽天ふるさと納税」に加え、初めてふるさと納税をされる方が多い「さとふる」にも今月6日に新たに申し込み窓口の開設をいたしました。また、本市に寄附をしていただく際には、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業など、6つのメニューから寄附金の使い道をお選びいただき、それぞれのメニューに応じた事業に寄附金を活用しており、毎年寄附者の方に寄附金の使い道を報告する冊子を送付しております。

今後も引き続き、寄附金を具体的にどのような事業に活用させていただいたかを寄附者の

皆さんに情報提供していくことで、寄附を通じた本市への応援をお願いしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） ふるさと納税の使い方、集め方につきましては、私たちの会派で今回根室市を行政視察させていただいた折に、根室市は漁業の町で、人口減少で若者も少なくなっている。どうぞ漁業者を助けてくださいというように何かアピールされて大分集められているそうです。人吉市のほうも、県下8割の文化財が残っているということです。国・県・市指定の文化財におきましては、修復財源が多少はあるかと思いますが、指定されていない文化財につきましては、地域住民の方の出資ではなかなか維持できない現状にあります。そこで、ふるさと納税の寄附をしてもらった折には、人吉の700年以上続いた文化財を保護するんだ、保護したいという声も挙げられてもいいんじゃないかと思います。

続きまして、第2回目。本市の返礼品の現状と課題はどのようなものか。また、返礼品に関して熊本市内の民間事業者にも業務委託をされておりますが、本市内の事業者にも委託することはできないのかお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

現在、本市の返礼品は約500品目を数え、内容としましては地域の特産品である球磨焼酎や球磨川のアユなどのほか、市内宿泊施設への宿泊券やラフティングなどの体験型返礼品など多岐にわたり、特にHITTOYOSHIシャツは人気で本市を代表する返礼品の1つになっております。その一方、返礼品目の多さに比べて、野菜など農産物の数が少ないのが本市の課題であり、今後寄附額をふやしていく上においても、地元農産物の採用は重要なテーマであると考えております。また、実際に本市へ足を運んでいただく体験型返礼品については、繁忙期など時期的なものや当日の天候など幾つかの課題もありますが、新たな体験型返礼品の開拓に向けて関係する事業者の皆様と協議を重ねております。

次に、ふるさと納税の返礼品に関する業務でございますが、現在は昨年度公募にて選定を行った熊本市内に本社を置く民間事業者にも業務委託をしております。委託業者の選定に当たっては、「ふるさとチョイス」など本市が開設しているふるさと納税サイトの効果的な返礼品掲載手法や返礼品の発注から配送手配、代金決済に至る出品事業者との取引に関する条件、返礼品の到着日や品質に関する事など、さまざまな寄附者からの問い合わせの対応力など、ふるさと納税に関する業務全般についてのノウハウを有することとしております。

今後、委託先の見直しの公募を行う際には、積極的に地元事業者にも参加していただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） ふるさと納税の返礼品に対する取り扱いのノウハウを、ぜひ地元業者

に詳しく説明・指導し、地元業者による返礼品の発送手続きができるように進めていただければと思います。

続きまして、施政方針からの項目の財政健全化について質問していきます。

第1回目。本市の行財政基盤及び財政健全化の現状についてお尋ねします。いつも繰り返しの質問になりますが、平成31年度一般会計当初予算における自主財源と依存財源の比率について、また自主財源と依存財源の主なものは何かお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本年度、平成31年度一般会計当初予算における自主財源と依存財源の比率でございますが、自主財源が31.8%、うち市税の占める割合が22.1%でございます。また依存財源が68.2%、うち地方交付税が占める割合が28%でございます。市税と地方交付税で約半分の財源を占める状況となっており、この動向が市財政にとっては大きな影響を与えるものとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 本市も、3割自治と言われる範囲に入っている状況であります。続きまして第2回目。歳入につきまして、大きなウエートを占める2つの項目についてお尋ねいたします。1つは、市税の平成30年度決算見込みと10年前、平成20年度の決算額の比較、及び主な増減理由は。もう1つは、普通交付税の平成30年度の決定額と10年前、平成20年度の決定額の比較と主な増減理由、並びに今後の見通しについてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市税の平成30年度の決算見込み額は36億2,841万5,000円で、10年前の平成20年度の決算額は40億150万7,000円となっており、10年前と比較いたしますと3億7,309万2,000円の減となっております。

主な増減の理由といたしましては、個人と法人を合わせた市民税が約7,700万円の減、固定資産税が約2億8,300万円の減、都市計画税が約4,900万円の減、軽自動車税が約3,700万円の増となっております。固定資産税における3年に一度の評価替えの影響が大きいようでございます。

また、普通交付税の平成30年度の決定額は41億3,468万9,000円で、10年前の平成20年度の決定額は40億4,235万6,000円となっており、10年前と比較しますと9,233万3,000円の増となっております。

主な増減理由といたしましては、三位一体の改革により一時的に交付税総額は減少したものの、近年は地財計画による総額確保がなされ、約44億円程度までふえたところでございましたが、人口減少等の影響もあり減額となってきており、できるだけ交付税算入のある起債を活用するなどし、10年前と比較した際には、大きく変動していない状況となっております。

しかしながら、来年度令和2年度は国勢調査の年に当たり、その翌年度からは、令和2年度調査の国勢調査人口が反映されることとなりますことを考えますと、人口減少に伴う普通交付税の減というものが懸念されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 一番大きな要因といたしましては、やはり人口減少といったところかと思えます。

続きまして、第3回目。歳出の気になる点についてお尋ねいたします。やはり社会保障費と扶助費が増嵩をしているところが一番心配しているところでございます。そこで、扶助費の平成30年度決算見込みと10年前、平成20年度の決算額との比較と主な増減理由についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

扶助費の平成30年度の決算見込額は44億4,182万2,000円で、10年前の平成20年度の決算額は30億4,978万1,000円となっており、10年前と比較しますと13億9,204万1,000円の増となっております。

主な増減理由は、保育所運営費負担金が約4億8,600万円の増、障がい者福祉事業の扶助費が約4億9,700万円の増となっております。

扶助費ではございませんが、その他といたしまして、高齢化等に伴う介護保険事業への繰出金や後期高齢者医療への負担金もここ10年で約3億8,000万円増となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、4回目。今後の財政健全化対策について。財政健全化を図るためには、とにかく本市の借金を減らすことが最大事だと考えますが、その点についての市の考え方についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市債残高につきましては、市庁舎建設事業に係る市債発行が今後増加することが予想されることから、今回策定いたしました人吉市行財政健全化計画の取り組みの1つとして挙げております投資的経費の抑制、将来的な公債負担の縮減に努めていかなければならないものと存じております。

ただし、市庁舎建設といったビッグプロジェクトが予定される期間は、当然市債の発行額が大きくなり、過去にも第一中学校改築、スポーツパレス建設の際には、数年間にわたり起債残高は増加、償還が終われば起債残高は減少するといったことを繰り返してきたところでございます。

継続事業を行う以上、市債または市債残高が増加・減少を繰り返すことはやむを得ないものと考えており、それゆえ発行する市債は償還に際し、交付税措置等があるような極めて有利な市債発行を目指していくべきであると存じております。

また、市債につきましては、国の地方債計画に基づき、対象となる事業を選び出しているところでございますが、夕張市の財政破綻により、財政健全化法が成立したこともあり、市債発行に際しては、国・県の厳しい審査をクリアしなければならないところでございます。現在、県下14市において、本市は市債残高が2番目に少ない状況にあり、これまでも適正に市債発行を行ってきたところでございます。

今後とも将来を見据え、市財政に対し負担を与えることがないよう、市債発行に関しましては総合的に判断をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 今後、この市債の現状について質問をしていきたいと思っております。県下2番目に市債の額が少ないと言われても、本市の歳入額に匹敵する140億円ほどの起債を抱えております。一般家庭では約3割のローンの組み立てが関の山であると常々思っております。いつ大きな災害が発生するかわかりません。そのときは大きな市債を抱えなければいけないと思っておりますので、市債の減少に常に気を配って努めていってほしいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） 議員の皆さん、こんにちは。9番議員の宮崎保です。

今回は、2項目について通告しております。1項目めとしまして、環境関係から生ごみの減量について。2項目めとしまして、市民の声より、テレビによる自治体情報データポンの活用についてを一般質問させていただきます。

まず、1回目ですが、通告に従いまして環境問題として、ごみ問題があると思っております。ごみについては、分類しますと可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種類に分けられると思っております。そのごみを毎週曜日を決められてごみ収集をされております。その収集されたごみですが、人吉球磨クリーンプラザへの持ち込みとなっております。人吉市としてごみの搬入量はど

のくらいあるのか。また、その中で可燃ごみの量はどのくらいか。また、可燃ごみの中に入っております生ごみの量につきましてどのくらいあるのか。平成28年度から平成30年度までについてお尋ねします。1回目を終わります。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。お答えをいたします。

初めに、平成28年度から平成30年度までの人吉球磨クリーンプラザへの人吉市分のごみの搬入の総量でございますが、平成28年度は1,060万170キログラム、平成29年度は1,066万671キログラム、平成30年度は1,067万3,350キログラムとなっております。また、そのうち可燃ごみの搬入量につきましては、平成28年度は989万5,450キログラム、平成29年度は994万2,400キログラム、前年度と比べまして5万3,250キログラム、0.54%の微増です。平成30年度は994万8,700キログラムで、前年度と比べまして6,300キログラム、0.06%の微増となっております。

次に、可燃ごみのうちの生ごみについてでございますが、市では個別のデータはとっておりませんので、人吉球磨クリーンプラザにお伺いをいたしました。人吉球磨クリーンプラザでは、年に4回ごみピット内でのサンプル調査を実施しているとのことございました。その直近の平成30年度の組成調査の厨芥類——生ごみでございますけれども、その割合は約12%とのことございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） ごみの搬入量については、現在少子高齢化で人口の減少の状況においても人吉球磨クリーンプラザへのごみの搬入量は年々ふえているようです。やはりこれについては、人口とは逆に反比例をしているように考えられます。また、可燃ごみの量につきましても、それと同様だということでもあります。また、生ごみの搬入量についてのデータはとっていないと。人吉球磨クリーンプラザのほうにおいては、年に約4回のごみピット内でのサンプル調査を行っている、その中での可燃ごみの組成調査の中では、生ごみの割合は約12%ということですので、こっちも人吉球磨クリーンプラザへの搬入量は、単純に計算してみますと、平成28年度が約118万7,500キログラム、平成29年度が約119万3,100キログラム、平成30年度は約119万3,800キログラムと年々増加の傾向にあるようです。

それでは、その人吉球磨クリーンプラザでごみを処理されておりますことに対して、ごみの処理費用について人吉市としての負担はどのくらいかかっているのかお尋ねしたいと思っております。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

平成28年度から平成30年度までの人吉球磨クリーンプラザでの人吉市負担分のごみ処理費用についてでございますが、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどといったごみの種類ごとの処理費用は算出できませんので、全て含まれたごみ処理施設費としてお答えをさせていただきます。

きます。

人吉球磨広域行政組合負担金の清掃費負担金のうち、赤池ごみ処理施設費は、平成28年度が3億4,954万6,000円、平成29年度が3億4,274万2,000円、平成30年度が3億3,802万2,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今答弁いただきましたように、ごみの搬入量につきましては、年々ふえていると思います。それに対しても人吉球磨広域行政組合の負担金の清掃費負担金については、年々減ってきているようです、年度ごとに。一概に言えないということみたいなんですけど、やはり施設の管理上ごみの量がふえたからといって一概には負担金がふえるということでは単純に計算できないということだろうと思います。

それでは、平成4年度から家庭から排出される生ごみを分解・乾燥・堆肥化することにより、生ごみの減量化を目的として購入の補助を開始された生ごみ処理容器、また平成9年度から開始された生ごみ処理機について、購入申請状況と補助額について平成29年度と平成30年度の状況と、補助が開始された平成4年度、平成9年度から平成30年度までの累計の補助件数と補助額についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

初めに、平成29年度、平成30年度過去2年間の生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の補助交付状況でございますけれども、まず補助金額等につきましては、生ごみ処理機が1基につき購入額の2分の1で3万円が限度、生ごみ処理容器は1基につき購入価格の2分の1で3,000円が限度となっております。

申請状況につきまして平成29年度及び平成30年度の補助実績でお答えをさせていただきます。平成29年度が処理機が8基、補助額が19万500円、処理容器が6基、補助額が1万4,000円、平成30年度が処理機が8基、補助額が24万円、処理容器が8基、補助額が1万9,100円となっております。また、補助制度が始まってからの通算の補助実績でございますが、平成4年度から平成30年度までで、生ごみ処理機が567基、補助額880万1,200円、生ごみ処理容器が1,353基、補助額334万915円。補助金額の合計が1,214万2,115円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 生ごみ処理機と生ごみ処理容器の申請状況を決算特別委員会の資料を見てみました。そうしますと、生ごみ処理容器の事業については平成4年度から、生ごみ処理機については平成9年度からの事業となっているようです。

補助につきましても先ほど言われましたが、生ごみ処理機の補助額は、限度額が開始された当初平成9年度からは1万円が始まっているとなっております。しかし、平成12年度につ

いて1万5,000円ということで5,000円の増額になって、平成24年度から3万円になっている現状のように見られました。また、生ごみ処理容器についての限度額は、開始された平成4年から現在までそのまま3,000円で据え置かれているのが現状のようです。

申請件数について、やはり推移について見てみますと、平成9年度時に生ごみ処理容器の申請は、生ごみ処理機の補助事業がなかったことも伴いまして、かなりの数があったように見えます。また平成9年度に生ごみ処理機の補助が始まってからは、生ごみ処理機のほうが生ごみ処理容器よりも申請がかなりふえているように見受けられます。やはりこれについては、庭などといった土地がなくても、簡単に家庭内で利用できるということなどで年々ふえてきているのではないかというふうに推測をしております。

それでは前回の答弁の中で、「生ごみ処理容器や生ごみ処理機は使用しているうちに故障や破損があり、買いかえが出てくることがある。再度の補助申請はできるか。」の質問に対して、「買いかえによる購入費補助金の再申請については、前回の交付決定の日から5年経過していれば申請は可能。」とのことでありましたが、現在まで再申請は行われているのか。平成26年度から平成30年度まで5年間ということでもありますので、この5年間の比較をしてみたいと思いますので、それについてお尋ねしたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

過去5年間の生ごみ処理機、生ごみ処理容器の再申請者は何名いるのかという御質問でございますけれども、生ごみ処理機は平成26年度が2名、平成27年度が2名、平成28年度が2名、平成29年度が2名、平成30年度が1名でございます。

なお、生ごみ処理容器においては、再申請はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 先ほどやはり申し上げたように、家庭内で簡単に利用できる生ごみ処理機については、再申請が毎年あっているようですが、やはり生ごみ処理容器については、土地などといった庭がないと利用しにくいという面があるのではないかということで、再申請がなかったのではないかというふうに推測をしております。

それでは、次に、人吉市では何年か前に生ごみの減量化に対してキエーロといったものがあつたと思いますが、キエーロといったものの仕組みや利用方法はどのようなもので、メリット、デメリットについてどのようなものか。また、現在も購入費補助の対象となっているのか。購入費補助に対する申請はあっているのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

キエーロとは、土の中の微生物により生ごみを分解する木製の処理容器でございますが、平成26年度に実施の人吉市ごみ減量見える化事業の導入施策の1つとして、実証試験を行いました。その中でモデル町内等のリーダーにより生ごみ処理器材45基を使い、ごみ計量や生

ごみの自家処理の実践と測定を行いました。現在でもその多くが使用されております。

その特徴は、手づくりが可能なことや太陽の光と土壌の微生物等を使うことから、初期投資のみで電気代が不要であり、また臭いや虫の発生も少なく、既成品よりも大変有効であるという成果も報告されており、メリットになるのではないかと考えております。一方で、適度な温度が必要なため、冬場や置き場所によっては分解能力が低下したり、タケノコの皮など分解できないものもあるとのことでございます。また、その取り扱いの煩雑さなどにより失敗事例も報告されておりまして、このあたりがデメリットになるのではないかと考えております。

このキューロは、平成27年度から生ごみ処理容器としての位置づけで、購入をした場合のみ補助の対象としているところでございますが、これまで購入補助の申請はいただいている状況でございます。しかし、現在まで数件のお問い合わせをいただいております。手づくりが比較的容易なことから、御自分で製作されているという報告をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 平成26年度から、人吉市ごみ減量見える化事業の施策の一環として、モデル町内等を制定しながら、リーダーによる生ごみ処理器材45基で実証試験を行ったということで、そしてそれにつきましても、やはり平成27年度からは処理容器としての位置づけで、補助の対象としているということですが、太陽とか微生物関係でメリット、デメリットについてもいろいろ分析をされているようですが、そういう中にあっても、現在までの問い合わせはあるものの、これまで購入補助の申請がないということで、やはりこれについては、今後どのようにしていくのか検討していく課題があるように考えられます。この点についてよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、以前もお伺いしましたが、議会も新しくなっていますので、再度お伺いいたします。近年は、高齢化社会や共働き、ひとり暮らしなど生活環境の変化が進む中において、生ごみを出すことも大変になってきています。生ごみの減量やごみ出し労力の減少に効果の高いディスポーザーというものがありますが、仕組みについてはどのようになっているのか。また、歴史も含めた中でお尋ねしたいと思っております。

○水道局長（水野二郎君） 議員の皆様、こんにちは。それでは御質問にお答えいたします。

宮崎議員におかれましては、過去の一般質問でもディスポーザーの質問をされております。その答弁と重複する部分も出てくるかと思いますが、御了承をお願いしたいと思います。

ディスポーザーの歴史、仕組みについて説明をさせていただきます。ディスポーザーの歴史でございますが、1930年代頃、アメリカでディスポーザーが開発され、衛生面や利便性の良さから普及し、1970年代、今から約49年ぐらい前ですが、日本の一部メーカーが製造販売されました。当時はディスポーザーに対応できる下水道処理施設は、大都市の一部にしか

く、このときには普及率も低かったようでございます。その後、下水道の整備に伴い、少しずつ現在は普及しているようでございます。

次に、ディスポーザーの仕組みでございますが、ディスポーザーは台所の流し台にある排水口のすぐ下に設置され、調理くずなどの生ごみを排水口から投入し、これを細かく粉砕しまして水と一緒に排水管に流し出す生ごみ処理機のことでございます。

ディスポーザーの構造でございますが、円筒内側に固定された固定刃とモーターで起動する回転円盤で構成され円盤状のカッター及び固定刃による衝撃とせん断により生ごみを粉砕する構造となっております。ディスポーザーは、生ごみ等の処理は可能ですが、金属類、陶器、大きな骨などの硬いもののほか、ゴム類・ラップ・ビニールのような柔らかく、引きちぎりが難しいものは処理ができないようでございます。

また、ディスポーザーの種類を大別しますと、単体ディスポーザーとディスポーザー排水処理システムという2種類がございます。単体ディスポーザーは細かく砕かれた生ごみを排水と一緒に直接下水道や浄化槽に流す装置で、主に一戸建て住宅に用いられるものでございます。一方、ディスポーザー排水処理システムは、ディスポーザーで細かく砕いた生ごみを一旦排水処理槽または乾燥装置で処理を行い、固形物と水分に分け、水分のみを下水道管や側溝等へ流す装置で、主にアパートなどの集合住宅に用いられているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 衛生面や利便性のよさから普及をし、外国で開発されたものが1970年代に日本へ入ってきたと。調理くずなどの生ごみを細かく粉砕して水と一緒に排水管に流し出す生ごみ処理機のディスポーザーの歴史と仕組みについて詳しく説明をいただきましたが、それでは、先ほど述べられましたディスポーザーの種類には、単体ディスポーザーの直接型とディスポーザー排水処理システムの処理槽付きの2種類があるとのことですが、それでは、その2種類について現在設置許可を出している自治体は、全国でどのくらいあるのかお尋ねしたいと思います。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

現在の設置許可状況でございますが、平成29年4月に国土交通省が実施いたしましたディスポーザーの導入状況調査によりますと、単体ディスポーザーの設置を認めている自治体が全国で1,724自治体のうち26自治体でございます。約1.5%となっております。ちなみに、九州管内においては、単体ディスポーザーの設置を認めている自治体はございません。

また、ディスポーザー排水処理システムの設置を認めている自治体は、1,724自治体のうち622自治体でございます。約36.1%であるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 全国1,724の自治体において、単体については26自治体、排水処理システムについては622自治体がそれを行っているということで、やはり普及が進んでいるところについては、例えばやはり雪の多いところとか高層マンションやアパートなどが多くある大都市の部分であって、生ごみが出しにくい、困難な自治体が多いのではないかというふうに推測をいたします。

昨年質問の中で、答弁の中で「平成30年度までには、本市人吉市と条件に近い自治体を研修先として選び、それについて研修をしていきたい。」ということでしたが、単体ディスポーザーを認めている自治体に視察研修に行かれたと聞いておりますが、研修に行かれたのであるならば、その研修内容はどうだったのかについてお尋ねをしたいと思います。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

単体ディスポーザーの設置を平成27年4月から認めておられる神奈川県秦野市において、ことし2月に視察研修を行ったところでございます。秦野市は下水処理施設が本市と同じ分流方式でございまして、下水処理施設の供用開始時期が昭和56年2月と、本市とほぼ同じ時期に開始され、下水処理施設、管渠等の経過年数による影響も含め、単体ディスポーザー設置後の影響を比較、検討しやすいため、視察研修地に選定したところでございます。

視察研修の内容でございますが、まず、秦野市上水道課よりディスポーザー導入に至るまでの経緯、また下水処理施設、管渠などの影響について説明を受けた後、実際に動作の確認を行い、細かく砕かれた野菜くずなどの排水状況を視察したところでございます。

この研修を踏まえまして、本市におきましては何点かの検討課題が浮かび上がったところでございます。その検討課題でございます。まず1点目でございます。管渠、つまり下水道管でございますが、単体ディスポーザーによる排水の滞留及び堆積物の増加により、管渠閉塞の原因となること。2点目に、蓄積物による硫化水素等のガスが発生し、それに伴う悪臭と管渠が腐食、また管渠の腐食による漏水や道路陥没などの可能性があること。3点目に単体ディスポーザー排水の処理に対応していない本市の下水処理施設では、負荷量の増加に伴い汚水処理能力が低下しますので、処理施設の増設等も必要になること。4点目に汚泥発生量もふえ、汚泥脱水機の運転時間、薬剤及び汚泥処分量の増加につながり、電気料、汚泥処分費などの処理費用が増大すること。以上の検討課題もございました。

単体ディスポーザーの導入については、今後も慎重に検討する必要があるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） ただいま言われましたように、下水処理施設の供用開始時期が同じ時期の自治体を研修地に選んで行ってきたと。そしてディスポーザー導入に至るまでの経緯などさまざまな施設に対する影響の説明や、実際に動作の確認などを視察して来られ、人吉市

としては何点かの検討課題もあり、慎重に検討する必要があるとのことではありますが、その検討を一日でも早くされ、設置の可能性についての検討化等をよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、浄化槽に流すタイプと直接下水道に流すタイプの2種類があると思いますが、ディスポーザーを設置するとした場合において、補助の対象となるのか。また、それについての申請の方法については、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

ディスポーザーを設置する場合、生ごみ処理機購入の補助対象となるかとのことですが、ディスポーザーには、先ほど水道局長の答弁にありましたように、ディスポーザー排水処理システムと単体ディスポーザーの2種類がございます。

まず、ディスポーザー排水処理システムは、細かく砕いた生ごみを固形物と水分に分け、水分のみを下水道や浄化槽へ流す装置でございますので、生ごみ処理機と同等のものとして扱うことができ、補助対象となるものと考えております。

次に、単体ディスポーザーは、細かく砕かれた生ごみを排水と一緒に直接下水道や浄化槽に流す装置でございます。このうち、浄化槽に流す単体ディスポーザーにつきましても、補助に該当するのではないかと考えております。しかし、下水道に流す単体ディスポーザーにつきましても、排水状況等の関係もありますので、今後水道局での検証結果を踏まえまして、補助対象についての検討をさせていただきたいと考えております。

なお、補助の申請手続につきましては、これまでの処理機等におきましては、購入後に領収書などを添付していただき、申請をいただいておりますけれども、ディスポーザーにつきましては、設置前に事前に御相談をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） ただいまディスポーザーの排水処理システムについては、生ごみ処理機と同等として補助対象としたいが、単体の直接下水道に流すディスポーザーについては水道局での検証結果を踏まえた中で、今後補助対象については検討させていただきたいとこのことでありますので、水道局でのよりよい検証結果をお願いしておきたいと思います。

次に、前回の答弁で、「国において高齢者の看護の観点から、介護士等の労力の軽減からも、粉碎した紙おむつの下水道への受け入れについても検討を進めている。本市においても老朽化した環境、施設などの更新の際にはこれらを踏まえて計画的に進めていく必要がある。」とのことでしたが、今後は単体ディスポーザーに対応した管渠や処理場の更新を行うべきと思いますが、それについてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。また、浄化槽について単体ディスポーザーに対応した浄化槽の設置を推奨していくべきだというふうには考えますが、そのことについてもお尋ねをしたいと思います。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

まず、管渠や処理場の更新についてどのように考えているかという御質問でございますが、現在、本市におきましては、下水道事業のストックマネジメント計画を進めており、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化進展状況を考慮いたしまして、リスク評価等により優先順位づけを行い、最適な施設管理、施設更新を現在実施しているところでございます。

議員の御指摘のとおり、国土交通省においては高齢者介護などの観点から、粉碎した紙おむつの下水道への受け入れや吸収ポリマー材などを使用しない紙おむつの研究開発も含めて、検討されているところでございますが、昨今問題となっておりますマイクロプラスチック等による海洋汚染問題など、新たな環境汚染問題なども取り上げております。単体ディスポージャーに対応した管渠や処理場の更新は、検討課題を整理し、他の自治体の動向も見ながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、単体ディスポージャーに対応した浄化槽を設置していくべきではないかとの御質問でございますが、現在の浄化槽は、ディスポージャー対応型のものもつくられておりますが、一般的な浄化槽と比べて、本体価格や工事費、また浄化槽の維持管理費が割高となるようでございます。浄化槽設置につきましては、状況や用途に応じ、浄化槽を設置する方が選択していただくことになると考えております。

また、本市といたしましては、引き続き合併浄化槽の普及促進のために、広報・啓発もさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今言われましたように、ストックマネジメントの計画を進めていると。長期的な視点で施設全体の老朽化の進展等を考慮しながら、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、施設の点検、調査、修繕等の最適な施設管理を現在実施している。また、先ほども言いましたように、国土交通省のほうも、粉碎した紙おむつの下水道への受け入れについて検討されている段階での更新については、やはり他の自治体の動向を見ながらということで、慎重に進めていきたいということですが、本市が他の自治体の模範となるように、本市のほうで進めていってもらうようお願いをしたいと思います。

言われますように、ディスポージャー対応型の浄化槽は、一般的な浄化槽と比べると割高になるとは思います。しかし、設置された後は、高齢化社会や共働き世帯、またひとり世帯などが住む中において、生ごみ出しに対する労力の軽減になり、生ごみの鳥獣などによる被害も減少するものと考えております。まだまだディスポージャーに対して、市民の方の認知度は低いと思いますので、ディスポージャーに対応した浄化槽もあるということの推奨についても、今後よろしく願いをしておきたいと思っております。先ほども言われましたように、確かに設置するかしないかについては、設置をされる方の選択の部分だと考えておりますので、その点

についてそのように理解はしております。

それでは、単体ディスポージャーの設置や利用については、どのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

単体ディスポージャーの設置や利用について、どのように考えているかというお尋ねでございますが、視察研修でも挙がりました検討課題を踏まえまして、単体ディスポージャーの導入による公共下水道施設への影響や環境、高齢者介護など、さまざまな問題を総合的に検討していくべきと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 確かに言われるように検討していかれるということではありますが、やはり早目、スピード感を持った検討・検証のほうをよろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、環境問題の生ごみの減量について最後にお伺いいたします。先ほどから何回も申しておりますが、少子高齢化の中、またひとり世帯などが数多くふえてくると思えます。またその中でも共働きなどといった部分がふえてくると考えられますので、やはりごみ出しについて夜のうちにディスポージャーだったらできるとか、持っていくまでの高層マンションとかアパートから出すのも簡単にできると思えますので、その点についてはよろしく願いしたいと思います。

前は、ごみの減量についての啓発運動についてをお伺いいたしました。今回は、生ごみの軽減・減量についてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

生ごみの軽減・減量等についてどのように考えているのかということでございますが、議員もおっしゃられましたとおり、近年は高齢化や共働き、単身世帯の増加などの生活様式の変化に伴い、生ごみ発生の実態やその対策も日々変化をしております。これまでも出前講座や分別体験研修等におきまして、御家庭において食事をつくり過ぎたり、注文や購入をしすぎたりしないように注意し、食べ残しをしないような取り組みの実践をお願いしているところでございます。

その趣旨を施策として展開しておりますのが、ごみ減量大作戦の「3切る運動」でございます。内容は、「食材を使い切る」、「調理したものは食べ切る」、「出た生ごみは水を切る」の3つでございます。今後も御家庭での実践につなげていく取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、生ごみ減量はごみ減量リサイクルのキーワードの3R、リデュース——排出抑制、ごみを元から減らす、リユース——再利用、繰り返し使う、リサイクル——再生利用、資源

として再び利用する、の中のリデュースに該当し、ごみとして出さない行動につながります。

生ごみ処理は家庭でできる自家処理であり、大変効果が見込める処理の1つです。処理容器など補助制度を活用した生ごみ処理につきましても、引き続き推進してまいります。生ごみの減量により、ごみ出し回数や費用負担の軽減、また台所がにおわなくなるなどの衛生面の効果も期待できますことから、今後も生ごみ処理につきましても、あらゆる機会を通し、啓発及び補助制度の周知を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 言われましたように、市民の生ごみに対する関心は高いものがあるというふうに私も思っております。しかし、それらの仕組みなどについて知られていないことが多くあり、周知していく必要が大事ではないでしょうか。確かに個人の判断で行われるものであるということは考えております。やはり市民の利用しやすい環境も大事にしていてもらいたいと思います。この点についてはよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、2項目めの質問ですが、市民の声より、自治体情報でテレビのデータ放送を利用した住民情報サービス「データポン」というものがありますが、平成29年3月の質問の中でも答弁をいただいておりますが、新しい議員の方もふえておりますので、データポンとはどのようなものなのか、現在は熊本県下でどの位の自治体が利用されているのか。また、利用されている自治体はどのような情報を発信しておられるのかをお尋ねしたいと思います。また、自治体によっては、まず開始された時点からやめられたところもあるとお聞きしておりますので、そのやめられた理由等についてもお伺いしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

データポンとは、株式会社熊本放送が提供しているデータ放送による行政情報提供サービスでございます。テレビやパソコンのほか専用アプリをインストールする必要がございますが、スマートフォンやタブレットでデータポンに加入している自治体が発信する行政情報をいち早く閲覧することができるサービスでございます。

次に、データポンを利用している自治体でございますけれども、熊本県内において本市のほか八代市、山鹿市、美里町、多良木町、あさぎり町が利用しているようでございます。発信する行政情報のカテゴリー——種類でございますけれども、各自治体似たような内容となっております。防災情報は必須項目となっておりますが、そのほか行政情報、お知らせや学校情報、イベント情報、電話帳、各課への直通電話番号などが掲載されております。

また、本市がデータポンを始める際に、データポンを利用されていた自治体で現在やめられている自治体が2市1町ございまして、それぞれやめられた理由をお聞きしましたところ、1市は、スマートフォンを活用した別の情報発信システムへ移行したとのこと。もう1市は、費用対効果が少ないとの判断で削減されたとのことでございます。もう1町は、SNSが充

実してきたとのことで、情報発信の方法を見直したという状況でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今言われましたように、データポンを利用する自治体は人吉市を含む同じ6市町ではありますが、やはり前回の平成28年度に利用されている自治体と、約半分の部分が入れ替わっているというような状況にあるということで、理由としましてはスマートフォンとSNSの活用、充実などが理由になっているという答弁を受けました。

情報発信は、やはり防災情報が必須項目になっているということでもあります。その中では、行政情報やイベントなどが掲載されているところですが、では、本市がデータポンを利用するに至った経緯と、どのような情報を発信されているのかお尋ねしたいと思います。また、市民の方から「データポンて何や。」などといったデータポンについてよくわからないという声をよく耳にします。導入してから約2年6カ月が経過をしております。データポンの知名度は低いと感じますが、利用状況について把握されているのか。また把握されていなければ、何らかの形で把握する必要があるのではないかと思います。その点についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、本市がデータポンを利用するに至った経緯でございますが、利用を検討し始めたのは、利用を開始した平成29年4月の前年、平成28年度でございまして、防災災害対応の観点から情報発信手段をふやす目的や、市防災行政無線屋外拡声子局、このスピーカー放送が聞きとりにくい市民の方々へ、どのように行政情報をお伝えするのかという課題を解決するため検討を開始しました。

データポンの大きな特徴は何と言いましても、テレビを使った文字情報による情報発信であるということで、各家庭に普及が進んだテレビは、市が新たに設備や備品を整備する必要はございません。また、文字情報は繰り返し読むことでしっかり内容を理解することが可能であり、老若男女が使いやすく市民がわかりやすい形で情報を発信できることが見込まれ、その表示方法がカテゴリー別となっており、内容を把握しやすいという点で、データポンを利用することに至ったところでございます。

次に、本市が発信している情報でございますが、現在掲載している情報のカテゴリーは、防災情報、防災行政無線の放送内容、お知らせ、学校関係、イベント情報でございます。それぞれ広報紙や防災行政無線等により市民へ周知している内容をデータポンに改めて掲載しており、情報入手手段の多角化を図っているところでございます。

続いて、市民の利用状況でございますが、データポンの契約先であります株式会社熊本放送に閲覧数を把握していないか問い合わせたところ、総閲覧数を把握するすべはなく、今後もそのためのシステム改修を行う予定はないということでございました。したがって、現在市では、利用状況は把握できていない状況でございますが、利用実態把握の必要性は感じ

ておりますので、機会を捉え、市民に向けたアンケート調査を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） やはり言われましたように、市の防災行政無線の聞きとりにくいところについて、情報の提供ということでそれを補うために行っていると。やはりテレビについては家庭に1台はあるということで、文字の情報発信があり市としても新たに施設や備品の整備を行う必要はないなどといったことでありますし、利用状況については現在のところ把握をしていないと。また情報については5つの情報を発信しているということではありますが、情報の伝達手段として大変よい取り組みだと思っておりますので、実態把握についてはよろしくお願いをしておきたいと思っております。

それでは、このデータポンを利用するに当たって、費用はどのくらいかかるのか。また、財源についてはどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

費用でございますが、月7万円の12カ月分に消費税額を合わせた額となっております。今年度は年額91万5,600円、次年度は年額92万4,000円となります。

財源は、県の補助金であります球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金でございます。こちらの補助率は、事業費の3分の2でございますので一般会計からの支出は、今年度が30万5,600円、次年度が30万8,000円となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 費用については、月額約7万円と。年間で91万円から92万円程度となっておりますけれども、県の補助があるということでその3分の1の約31万円程度の費用ということでもあります。しかし、その費用単価を単純に足しますと、人吉市の令和元年度8月末の世帯数は1万5,605世帯ということでもありますので、それを世帯数で割って計算してみますと、1世帯当たりの年間額は約60円弱であります。さらに県からの補助があるということでもありますので、1年間に約20円弱程度で情報の手段が得られるということで、非常に自治体の情報の伝達手段としてはいいものではないかと考えております。

それでは、その情報の更新についてはどのようにされているのか。例えば、発信の利用といたしまして、今月9月7日に行いました人吉市医師会と人吉下球磨消防組合におきます「救急フェア2019」など他機関誌の広報に載っているイベントなどの情報発信などの利用はできないのかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、情報の掲載、更新についてでございますが、これは人吉市で行っております。各課でデータポン掲載、更新用ホームページにログインし、発信したい情報をデータ入力いたしま

す。その際に掲載期間を設定することで、終期に到達しますと自動的に更新、この場合は消滅するということになります。

次に、他の公的機関や関係機関のイベント、スポーツ大会情報のデータポンによる情報発信について、いつでも市民が文字で情報を入手できるという情報を生かし、データポンが各種イベントの告知や関係者の情報確認、共有の一助となれば有効な利用方法であると考えます。こうしたデータポンの柔軟な利用につきましては、掲載する情報の基準や掲載に至るまでの各機関とのやりとりなどと合わせ、今後検討していきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 更新自体は随時されているということですので、その点についてはよろしく願いいたします。また、答弁の中で、他の公的機関や関係機関の情報発信も今後できるような方向で検討していきたいということですので、その点についてもよろしく願いをしておきたいと思っております。

今まで、情報の更新がなされず、市民の方から何カ月も記載内容が同じというようなことも聞きましたし、更新が月単位であるように言われますが、更新について随時更新でできないのか。また、更新とか入力についてはどの課でもできるのかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

随時更新は可能であり、掲載や更新の時期についても特に制約は設けておりません。掲載、更新用ホームページへのログインアカウントを各課に配付しているため、どの課も随時に更新することができます。更新期間につきましては、システムの設定は通常1カ月となっておりますが、掲載期間は任意に設定することができますので、周知したい期間に合わせて各課で設定を行っているところでございます。

議員御指摘の更新がなされず長期間掲載がある内容につきましては、土砂災害に関する情報かと存じますが、土砂災害の防止・周知啓発のための出水期間中であります6月から9月末まで掲載することとしていたものでございます。このように掲載期間は任意に設定することが可能であり、随時に更新が可能となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 更新自体は言われましたように随時可能であり、どの課でもできると。そのためのできる分については随時更新をしているということですので、その点についてはよろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、費用単価も安く、いつでも何回でも閲覧できますし、家庭にはテレビが数台持たれているところもあります。また、事業所などの施設にもテレビやパソコン等が普及していますし、個人の方もスマートフォンやタブレットなどを持っておられ

る方が多くおられると思います。しかし、そういう面におきましてもまだまだ認知度が低いというふうに思いますが、認知度を高めるための周知についてどのように考えておられるのか。例えば、市防災行政無線でさまざまな情報を発信されるときに、データポンについてはこういうのが載っていますという形とか、ごらんくださいというような形のもしていいのではないかと思いますので、その点についての今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

市民の方とこのデータポンについてお話をした際に、全然知らなかったといったお声をいただくことがあり、私たちとしまして一層の周知努力を図らねばならないと感じているところでございます。

まず、現在行っております市民への周知でございますが、毎月の広報ひとよしへの掲載や校長会での周知、小中学校保護者へのチラシ配布、災害対策支部会議などでの周知、町内会等で行います防災講話などの機会で行っており、熊本放送におかれましても番組の間にデータポンのコマーシャルを流し、視聴者への周知を図っているところでございます。

次に、防災行政無線放送によるデータポンの周知でございますが、さきの答弁でも触れましたが防災行政無線放送が聞こえづらい地区への情報発信を補完するという導入時の目的に沿い、かつ市民の認知度を高めることにつながる方法であり、今後前向きに検討してまいりたいと思います。

そして市民への周知については、市民の認知度を高めることを1つの課題とし、データポンをもっと知っていただき、利用していただけるよう無線放送のほか、出水期前に広報ひとよしへの掲載枠を大きくするなど方法を検討するほか、各課においてあらゆる機会を捉え、市民に対し周知をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今まで2項目について述べましたように、ディスプレイの設置で今後高齢化やひとり世帯などがふえると考える中で、出勤前の朝からの生ごみ出しの軽減やアパートの高層からの生ごみ出しの軽減といったことにつながっていくと思いますので、この点についての検証方はよろしく願いしておきたいと思います。

また、自治体情報システムのデータポンは、情報を届けるには費用対効果も先ほども述べましたように非常によいものであると思います。さっきも言いましたように、補助額を差し引きますと1世帯当たり年間約20円弱で利用できるということで、効果も大変高いものだということふうに考えております。そういうことから周知度をまだまだ高めていく必要があると思いますので、その点についてはよろしく願いしておきます。

先ほど言われましたが、放送局の番組とかコマーシャルで流されているということですが、その番組しか見なければ知り得ないという部分もありますので、よろしく願い

しておきます。あとは広報に対してもスペースの欄がかなり小さくしか掲載されておりませんので、その点についてもよろしくお願ひし、より一層の周知努力を要望しておきたいと思ひます。

まず、できない理由ではなく、どうしたらできるかといったことを考え、スピード感を持った行動をお願いしておきまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。17番議員の大塚則男です。9月議会一般質問の時間をいただきありがとうございます。

今回は、1点目、人吉市行財政健全化計画について、2点目、人吉中核工業用地の今後の方向性について質問させていただきます。

その前に、今回会派にて8月20日から22日まで視察研修をさせていただきました。東京多摩市では、多摩市健幸まちづくりについて——この多摩市の「けんこう」は健康の「健」に幸せの「幸」と書く健幸まちづくりについて。埼玉県白岡市では図書館を兼ね備えた生涯学習センターについてそれぞれに視察研修を行ってきました。一般質問の中で提案したいと考えていましたが、今回の財政健全化計画をお聞きして、とても提案できるような雰囲気ではないように感じましたので、ほんの一部を紹介します。

多摩市においては「健幸まちづくり」として、全部署が担当であるとの認識のもと、市民に呼びかけ推進されていました。それでも市民の半数近くの方は無関心のため、このような本「あなたの「生き方・老い方」応援本」を作成し、市役所の窓口、コンビニ、書店などで販売されていました。1冊500円です。また、40歳になられた方には全員にこの冊子「for 40」を配布しているとのことでした。昨日、豊永議員からおくやみハンドブックを紹介されましたが、私は、老いを学ぶテキストあるいは人生半分これからの健康・生き方に興味を持っていただくための施策のテキストを紹介させていただきます。人吉市において参考になるならありがたいと思ひます。

それでは1点目、人吉市行財政健全化計画についてですが、私はことしの3月議会において財政問題として質問させていただきました。財政調整基金、減債基金などの推移、補助費、扶助費などの現状と課題についてお伺ひいたしました。大変厳しい状況であり、しっかりとした財政運営に当たっていただくようお願いしたところです。

今回、人吉市行財政健全化計画では、近年取り崩している基金額約3億円の解消とされています。そこで、確認させていただきませんが、人吉市行財政健全化計画ですが、前回はいつ出されたのか、そのとき危惧される点はなかったのか、どのような成果が示されたのかお尋ねします。また、なぜ財政調整基金、減債基金がここまで減少したのか、その理由についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

前回、人吉市行財政健全化計画はいつ出されたのかという御質問でございますが、ここまで掘り下げた内容での行財政健全化計画というものは初めて策定をするものでございます。と言いましても、これまで何もして来なかったのかということではございません。これまでも事務事業の見直しにつきましては、行政改革大綱の取り組みとして、また財政面においては実施計画と連動して、中期財政計画として状況把握、説明を行ってきたところでございます。

今回、継続して基金の取り崩しが生じており、基金が枯渇するような状況も予測されることから、財政面に重点を置いた内容として、初めて人吉市行財政健全化計画を策定したところでございます。

また、これまでの取り組みの中で、危惧された点や成果はあったのかという点でございますが、まず危惧する点でございますが、これまで取り組んできた行政改革の取り組みの中で、事業仕分け等にも取り組んでまいりましたが、なかなか事業見直しを実施することは難しく、今回も事業見直し削減につきましては、相当の労力を要するものと考えており、覚悟をもって取り組まなければならないものと存じております。

次に、これまでの取り組みとしての成果でございますが、当時の金利状況等を勘案し、土地開発基金を廃止し、市庁舎建設基金へ積み立てを実施いたしました。結果として今後の庁舎建設起債の償還財源確保につながったことは1つの成果であるものと存じております。

もう1つの御質問の基金の減少の要因についてでございますが、財政調整基金、減債基金の保有額につきましては、一番多かったときが平成7年度に21億3,400万円でございますが、平成30年度末時点で約5億6,200万円でございます。また、平成31年度当初予算におきまして、財政調整基金、減債基金あわせて2億6,000万円の取り崩しを計上している現状でございます。

なぜ、ここまで基金が目減りしたのかということでございますが、主なものとしたしましては、国の制度改正による地方負担の増が挙げられるところでございます。具体的に申し上げますと、国の三位一体の改革による普通交付税の大幅な減額や、2012年平成24年に制定されました障害者総合支援法に伴う自立支援に要する経費や、都市部における保育の受け皿づくりとして制度化された認定こども園制度に伴う経費といった扶助費に対しての地方負担が増となったことが、継続的に基金の取り崩しの要因となっているところでございます。

そのほかにも、高齢化の進展等に伴う特別会計への繰出し負担も年々増加しているところでございまして、介護保険事業や後期高齢者医療などの経費増も、継続的に基金の取り崩しの要因となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今答弁いただきましたけど、私も議員にさせていただいてずっと決算特別委員会にもおりましたが、そのたびに監査委員のほうから非常に厳しい状況にあるということは再三私に伝えておられました。そういったことも考えますと、やはりもっと早目にこういった資料を出すべきではなかったかと。確かに今話の中で行政改革とか実施計画とかいろいろと中期財政計画を出されていると思うんですけど、ただ、出してあるにしても今までは厳しい状態であるわけですから、もっと早い段階でこの議会にも提出すべきではなかったかと思えます。それと確かに成果も出ているのはわかりますが、全体的に見まして、やはり社会保障費の高騰、これが一番大きいのかなと受けとめます。それはそれとしまして、それに対して取り崩しをされたんでしょけど、後の補いがなかったと。それに対して繰り入れがなかったものですから、だんだん落ち込んでいってしまったのが現状かと思えます。ですから、何にしましても早目の情報と、何に金がかかっているんだということを、やはり議会に早く知らしめてほしかったなという思いでおります。

次に、令和2年度から令和4年度までの3年間で、財政健全化を達成するとされています。達成は実現可能と考えておられるのかお尋ねします。3億円基金の取り崩しゼロを目指して、事務事業の見直し、公共施設などのコストの縮減、売却などさまざまに実施項目として示してありますが、それぞれの施設あるいは事業主催者に対して、これまで協議もしくは今後の方向性などについて説明はなされたのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

まず計画書を策定する上で、最終的にどうありたいのか、目的・目標を設定することが重要であると存じております。ただ、今回の数値目標につきましては、社会保障費等を含む扶助費の増嵩や今後予定をされております会計年度任用職員制度の導入等の課題を考えますと、非常に高いハードルであるとは存じておりますが、今後持続可能な行財政運営を行っていく上では、可能な限り解消できるよう努めなければならない数値であると存じております。

また、計画書の取り組み内容について、それぞれの施設あるいは事業主催者等に対して、これまでの協議内容もしくは今後の方向性などについて説明はなされたのかという御質問でございますが、計画書に掲げている取り組み、例えば使用料・手数料の見直しや、公共施設の今後のあり方についての検討等につきましては、毎年開催をいたします当初予算説明会において、各部各課に配付をいたします予算編成要領というものがございまして、見直しについては言及してきた内容や各部との意見交換の中で出てきたもの、過去に実施してきた事

業仕分けの際に出ていた意見、予算編成過程の中で検討してきた内容を計画書の中に溶け込ませていただいたところでございます。そのようなことから、行政内部での協議・情報共有はなされているところではございますが、各種団体や市民の皆様につきましては、これからの説明となるところでございます。

特にこの計画書は、令和2年度から令和4年度までの3年間の中で実施をしていくものでございますので、これから丁寧な説明に心がけ、御理解をいただきながら実施をまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ハードルは高いが可能な限り解消に努めたいということですが、現実的には厳しいものがあると考えます。市民の皆様、各種団体には説明を行っていくとのことですが、将来の人吉市、将来の市民皆様のさまざまな不利益を考えますと、私は心配でなりません。抜本的な見直しを行う考えだと受けとめますので、特に財政状況については、理解をいただけるようにわかりやすく、親切丁寧な説明に心がけていただきますようお願いいたします。

次に、財政の立て直しは必要であるとしながらも、今回の財政健全化計画を見ますと、少なからずとも市民の皆様への影響、あるいはさまざまな企業への影響を危惧するところです。そこで、市民の皆様の日常生活に及ぼす影響や、投資的経費の抑制などにより、さまざまな企業に与える影響についてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

また、公共施設管理コストの縮減として、遊休資産の売却などの検討、あるいは売却可能施設、官民連携を含めたところの施設運営の検討などを掲げてあります。そこで、地域の実情性と現在の利用状況及び買い手側の魅力、あるいは現状のままでの指定管理や官民連携を行うことがこの3年間で方向性が見出せるのか疑問に感じています。どのような考えで進めていかれるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

今回の行財政健全化計画の推進に当たりましては、市民の皆様方には御協力をお願いしなければならないことに対しましては、非常に心苦しく感じているところでございます。しかしながら、このまま何も変えないままに施策を続けるならば、基金が枯渇することは予想され、赤字に転落するともなれば、市民サービスの維持どころかさらなる負担の御協力をお願いしなければならないことが考えられ、そうならないためにも今しっかりと見直さなければならぬもっと強い覚悟を持っているところでございます。

また、投資の抑制についてでございますが、今回の計画書は歳入増加策、歳出削減策の双方において取り組むこととしており、双方が実施できて初めて健全化が図れるわけでございますので、御理解を賜ればと存じております。

投資につきましても、今後3年間はビッグプロジェクトでございます新市庁舎建設も始まり、投資といたしましても大幅に伸びるわけでございますので、その他の投資として、新規のものや抜本的な改良について抑制を図っていくことで、懸念される後年度負担を抑えるとともに施設の総量圧縮を図っていくこととしてはおりますが、老朽化したものに対しては今後もしっかりと維持管理は実施していかなければならないものと存じており、過大な企業等への影響とならないよう努めてまいりたいと存じております。

もう1つの指定管理や官民連携を行うことが、この3年間で方向性が見出せるのかという御質問でございますが、指定管理制度や官民連携導入を検討している施設につきましては、議員がおっしゃいますとおり、時間・労力を要する事項であると認識をしているところでございます。しかしながら、人口が減少する中で経済が縮小していくことは明らかでございますので、今後はそのことを前提として、また公共施設等総合管理計画に基づく施設の総量圧縮に取り組む必要があるものと存じております。

計画書の中でもお示しをしておりますように、公共施設の中には多額の費用を要し、維持している施設もございますので、今回の機会を捉え、早急に検討を行い、何とかこの3年間で方向性を見出してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 確かに人口減少、経済の縮小になっていくことは明らかであり、必然と税収も落ち込んでいきます。さらに、国からの交付税も減額になってきますので、多額の費用を要している公共施設、必要な施設としながらも維持経費に多額の費用をかけている施設などについては、新たな方向性を考えるべきと考えます。

ただ、投資的経費の抑制については、箱物など新規のものや抜本的な改良について抑制していきたいとのことですが、場合によっては経済の活性化を鈍らせ、ひいては事業税などの減収にもつながっていくこととなります。市内事業所が受ける影響には、十分な配慮をもって行っていただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、行財政健全化計画書に示してあります方策の大項目、1、投資的経費の抑制、2、公債費の平準化、3、公共施設管理コストの縮減、4、事務事業の見直し、5、歳入の最大限確保、6、人件費の圧縮を掲げてあります。そこで、これら全てを達成できたとしての計画なのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

この計画書においては、歳入の確保策及び歳出の削減策と歳入歳出双方で取り組む内容としております。議員御質問のとおり、6本の柱における項目がバランスよく実施できることが条件になってくるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 「削減目標額：3億円～基金の取り崩しゼロを目指して～」として、掲げてありますが、歳出の抑制割合が大きく、歳入については非常に厳しい中での目標になりますから、容易には達成可能とは受けとめにくく、かなりの労力と期間が必要になるのではないかと私は考えるところです。

次に、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868、石野公園、梢山多目的グラウンドについては、入館料、入園料、使用料の検討との項目があります。検討項目だとは思いますが、少なくとも市民の皆様、観光などでお越しの皆様に対して影響を及ぼすわけです。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868においては、現況のままでの検討は私はあり得ないと考えます。入館料をいただくには魅力に乏しく、まずは市民・観光客の皆様が納得される、さまざまな企画を工夫していく必要があると考えます。

石野公園については、道の駅人吉に登録されたばかりです。道の駅に入園料の検討とは私は信じがたいです。どこに入園料を設けているところがあるのか、あったら教えていただきたいと思います。入園料を設けるとするなら、道の駅にする必要もなかったのではないかと私は考えます。この施設も、先ほど述べました人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868と同じで、やはり魅力度にまだ欠けていると思いますので、いかがなものかというふうに考えています。

実はつい最近、石野公園に行ってみりました。あそこにいらっしゃる方から伺ったんですけど、きのうもいろいろ質問といますか苦言といますか出ておりましたが、同じようなこともありました。例えば、来店者からの反応として、食堂がない、階段を上がるのがつらい、駐車場を上にしていただきたい、道の駅と聞いたからわざわざ来たんだけど何もない。がっかりの声があっていたということ、あそこの物産館の方から言われました。きのうも出ておりましたので深くは申しませんが、やはりここら付近のことは十分改良しないといかがなものかと私は思います。

さらに、梢山多目的グラウンドなどの使用料については、平成28年12月議会において、受益者負担と使用料徴収は考えられないか質問をしております。当時の答弁として、「グラウンドやテニスコートの施設利用に対して使用料は徴収していない、今後も徴収するという考えは現時点ではない。」との答弁があっています。「使用料を徴収することになると、徴収に係るシステムづくりなどへの投資が必要になる。受益者負担という考えもあるが、本市独自の施策として大切だと考えている。」と述べておられました。

要するに、今述べました3項目については、検討項目だとは理解しながらも、投資、見直しの必要性、あるいは矛盾を感じているところですが、どのように受けとめておられるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分があるかと存じますが、施設の使用料の改定につきましてはこれまでも予算編成のたびに検討を指示してきたところでございます。

内容といたしまして、使用料は、特定の利用行為の応益性に着目して徴収するものであり、住民負担の公平の見地から、当該収入をもって執行する行政経費と収入の間に著しく均衡を失っているもの、現在の経済情勢に相応しないほど低額なもの、類似のケースとの均衡が保たれていないものについては、積極的に改定を行うこととしており、そのことを計画書で明確にしたところでございます。

議員がおっしゃいますように、これまで使用料を徴収していない施設や今後のあり方、指定管理制度や官民連携の導入を検討する施設につきましては、今後のあり方の手法や施設管理に対する費用、支出状況、また類似施設の状況等と合わせて、使用料をどうするのかを検討していくべきものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今お答えいただきましたけど、これからのことだろうと思うんですけど、入園料・入館料を設けることは、先ほど述べましたが、それに値するだけの魅力がないと人は離れてしまいます。料金徴収の検討を否定するわけではありませんが、まずは魅力ある施設の整備づくり、環境づくりについて、検討をぜひ行っていくべきではないかと私は考えます。

次に、事業費見直しにおいて、中・長期的な視点として掲げてある20項目が削減の大きなウエートを占めています。項目によっては市独自の判断ができないもの、市民の皆様の日常生活に直結する項目、子ども・子育てに関する項目を含んでおり、財政健全化計画に向けた取り組みとして協議を行っていかなくてはならないとしながらも、この三、四年のうちに方向性を示すことができるのか、これもまた疑問に感じるところです。

そこで、中・長期的の年数についての考え方についてお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

計画書における中・長期的な取り組みの中には、人吉球磨圏域で取り組む事業も含まれており、非常に厳しい、また難しい項目であると認識はしているところでございます。しかしながら、これもまたそのまま維持をしていくことが困難な状況が迫っており、できるだけこの3年間の中で方向性をとは考えておりますが、まずは、議論のテーブルに上げていくことが重要なことと存じております。

今回の行財政健全化計画につきましては、毎年進捗状況を確認していくこととしておりまして、中・長期視点での取り組みにつきましては、進捗状況を勘案しながら検討を行い、次の市長任期へ引き継ぐべきものもあるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 見直しを実施したい事業を見ますと、非常に厳しい項目あります。私もこれを見まして、私自身これは三、四年ではとても無理だろうと思っております。しかし、今述べていただいたように、まずは議論のテーブルに上げていただきたいと思います。特に人吉市の将来といいますか、財政運営のためにも、ぜひともこれはテーブルに上げていただいて、今の市町村負担とかですね。そうしないと本当にだんだんだんだん厳しい状況に追い込まれていきますので、市長におかれてもなかなか大変だと思うんですけど、これには必ず手をつけていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、事務事業の見直しの中には、任意団体の補助金原則一律10%の削減を実施とされ、ただし事業の内容によっては補助の見直しを実施するとされています。この任意補助金については、平成28年度から平成30年度にかけて審査されていて、「おおむね適正」「改善を要する」「減額を含めた見直しが必要」「原則交付すべきではない」などの判断が行われたところだと思います。今回の削減提案は、補助金審査委員会の意見を踏まえてのことかとは存じますが、一律10%とされています。3年間の審査結果の判断との整合性、補助金を活用されている団体への説明はどのようになされるのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

まず、補助金審査委員会につきましては、平成28年度から平成30年度までの3カ年、45の任意団体への補助金の適正支出について審査をいただいたところでございます。補助金審査委員会の指摘の中では、補助金交付の長期化が見受けられ、既得権化、形骸化を招くおそれがあることから、補助金交付の終期を設ける必要性が指摘をされているところでございます。

ただし、補助金審査委員会においては、補助金支出を決定するものではなく、支出された補助金が適正に活用されたかどうかという点を御判断いただき、御指摘事項を次年度の予算編成に生かしていくというものでございます。

今回の行財政健全化の取り組み項目、補助金の一律10%削減というものは補助金審査委員会と異なり、一線を画すものでございまして、これまでも補助金審査委員会の審査とは区別して、財政健全化を図る取り組みとして、平成25年度当初予算編成において任意団体補助金の一律5%削減を実施させていただいた経緯もあるところでございます。

また、補助金を活用されている団体への説明はとの御質問でございしますが、当然来年度の予算編成方針や予算編成要領等につきまして、各部各課へ10月から11月にかけて説明を行うこととし、その中で、今回の行財政健全化計画を踏まえた内容も再度徹底をしてみたいと考えておりますので、その後補助金を活用されている団体は、所管をしております関係部署から本市の財政状況等も含め、丁寧な説明を行い、御理解を賜りたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 確かに補助金ありきの事業というのは、確かにいけないと思うんですけど、そう言いましてもこれまで補助金というのをしっかり運営上当てにしていたというか、考えてこられたところにとっては、やはり削減というのは非常に頭が痛いと思うんですね。ですから、そうは言いながらも、先ほど言いますように財政健全化を考えた場合には、そういう処置もやむを得ないかなと思います。ただ、これも同じようにやはり丁寧な説明をぜひやっていただかなくては、不平・不満が残ると思うんですよ。そのところはきちっと。先ほど平成25年には5%のカットを行ったということですけど、今度はさらに10%ですのでやはり事業される方にとっては、非常に痛いところだと思いますので、より親切な説明をお願いしておきたいと思います。

次に、人件費の圧縮について。全員協議会の場においての説明では、職員の給与見直しについては確定ではないと述べておられますが、これまで職員組合との協議はなされてきたのかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

職員組合との交渉でございますが、これまで8月6日と8月28日の2回行っております。2回目につきましては、副市長及び財政課長も同席し、交渉を行いましたが、現段階で組合の理解は得られていない状況でございます。職員組合とは、引き続き協議を継続していくこととしておまして、組合の理解を得られるような案としてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 8月6日、8月28日の2回まで組合交渉されていますが、組合からの納得は得られていないと。きょうまでの中で得られていないということなんですね。やはりこれは一番大事なところなんですよ。実は先ほど言ったかもしれませんが、今回の削減案を見ますと一番大きなウエートを占めているんですね。その中での交渉ですので、これは私はそう簡単にはいかないのかなと思っております。やはり職員の皆さんが納得される条件といいますか、そういったものを提示していかなくては厳しいのかなという気はしております。ただそうは言いながらも、ここは、しっかりといろんな話をさせていただいて進めていただければと思います。

この組合交渉がまだやっていない中で、市長にお尋ねします。人吉市行財政健全化計画において市長の言葉として、「これまで聖域とされてきた職員給与削減にまで踏み込むことも視野に入れて取り組まなければなりません。健全財政への道のは厳しく、茨の道が続くものと思いますが、私とともに職員一丸となって、この難局に立ち向かいましょう。」と述べてあります。また、計画書の方策にも記載があり、しかも人件費見直しが一番大きなウエートを占めています。

今回示されているさまざまな見直し、廃止、売却などについては、即効性に乏しい事業も多く見受けられます。しかしながら、今から取り組んでいかないと人吉市の将来は厳しい状態になってしまいます。市長御自身それ相当の覚悟で財政健全化に向けた取り組みを行われる中、今回副市長の再任を提案されています。

そこで、今回の財政健全化計画の実現性に向けての考え方、副市長再任の必要性の2点についてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、こんにちは。質問にお答えいたします。

市に対しましては、日ごろから町内会長や市民の方々から地域の課題や市民生活についての改善策を、また本議会においても多くの議員から市政に対する御提案や御要望をいただいているところでございます。我々は真摯に御要望に応えるべく、あらゆる方策を考え、その実現に向け精いっぱい努めておりますが、これらの需要を満たす市税等の収入が確保できない中、毎年基金を取り崩さないと予算編成ができない状況にあることから、皆様の御期待に十分応えることができているとは言えず、大変心苦しく思っています。

私は、行財政改革は、行政が時代に合った施策を展開していく上で、絶えず取り組んでいかなければならない永遠のテーマであると思っております。今回の行財政健全化の取り組みについても本市が人口減少の時代にあっても、将来にわたり、住民の福祉の向上に係る市民サービスを持続的に展開できるまちづくりを進めるための手段、言い換えれば、人口減少社会という新たな課題に対する本市の基礎づくりであることをしっかり共有することが重要であると認識しております。

そのためには、まずは市役所が率先して意識を変え、働き方を変え、組織機構を変えて、新たな行政機能を構築し、市議会を初め、市民の各界、各層の皆様におかれましても、このような変化に対し、御理解・御協力をいただくことが不可欠であると存じますし、また、いつの時代も常に本市の将来を見据えたまちづくりを進めるために、改革は必要であるという意識を持って取り組んでいくことが何より大切であると考えております。

副市長選任についての私の考えはということでございますが、副市長に求められる役割や職務、職責についてはさまざまにあります。やはり私が市長として最優先に考えなければならないことは、私に不測の場合があっても市政が停滞することなく、その職務を代理するしっかりとした人物を選任していくことでもあります。そのことは、市政を預かる私に課せられた重要な責務の1つでもあります。また、今後行財政健全化計画を進めていくわけですが、このように市政運営に困難な課題があるときこそ、副市長の役割の重要性が高まるものと思っております。

松田副市長は、議員も御承知のとおり元市職員であり、その豊富な経験から昨年からのことしにかけ、長年の懸案であったくま川下りの事業再生について、株式会社シークルーズとの業務提携を実現に導きましたが、このような粘り強い姿勢や時期を逸しない行動力は、この

行財政健全化を進める上でも欠かせない力であると思っております。私は常々このまちを子や孫たちの次の世代に引き継いでいくために、ありとあらゆる努力をしていくことを申し上げておりますが、松田副市長につきましてもその目的を共有し、私とともに行財政健全化を初めとした市政に係る課題について、責任を持って行動をする補佐役として今回引き続き副市長として選任同意を上程したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ただいま市長から説明をいただきました。実は、この人吉市行財政健全化計画を全員協議会の場で説明をいただいた折、私はそれを聞いて特に人件費とか載っていますので伺ったときに、つい、「そんなに厳しかったら、副市長はいらんのじゃないですか。」ということ発言した1人です。私は、財政状況が安定しているなら、特段申し上げることはないのですが、市民、職員、あらゆる事業所などに対して、辛抱してくださいとお願いをしなくてはならない状況にあるわけです。この御理解をいただくためにも、歳出の抑制を考え、現金確保の即効性を私は求めるべきだと考えます。そのためには、資産の売却、期限付きでの補助金廃止、管理職そして職員の理解を求めての人件費見直しなどが効果としてはすぐにあらわれるのではないかと考えます。ただ、市民の皆様の負担、市民サービスの低下、職員の皆さんの理解などを考えますと、今回提案されています人件費見直しだけで御理解いただけるのか、私は非常に疑問に感じるところです。もちろん、私ども議会としても、できる対応策は十分考えていくべきだと私は思っております。

そういった中で、松田副市長お尋ねしますが、今回再任を提案されています副市長、今回の厳しい行財政健全化計画を提案されている中で、副市長としての立つ位置についてはどのように受けておられるのかお尋ねします。

○副市長（松田知良君） 皆様、こんにちは。私は今議会に副市長として選任同意が提案されている身であり、この場において発言することが適当か悩むところではございますが、御質問ですのでお答えいたします。

本市は、昭和17年の市制施行以来、戦後の我が国の発展と足並みをそろえるように、九州山地に囲まれた相良700年の歴史と文化が今も色濃く残る地方都市として発展し、住民の暮らしを支えてまいりました。そこには、そのときどきの地域における問題や市政における厳しい課題について歴代市長初め市職員、そして市議会が議論を重ね、判断をし、今の本市の礎を築いてこられたという歴史がございます。これまでの助役や、副市長の職におられた先輩方もそういった時代の中で、常に市長を支え、課題解決に向け、時にはその中心となり、職責を果たされてこられたと思っております。

今回、選任同意の案件提出前に、松岡市長から引き続き副市長としてその職務に精励するようにお言葉をいただきましたが、現在の市政における最大の課題が、行財政健全化である

ことは十分理解をしております。私も職員時代、財政課の職員そして課長として予算編成を担い、住民の福祉の向上と財政規律の堅持の両立の難しさは身をもって経験いたしております。

今回の行財政健全化計画は、現在の住民生活の機能や福祉施策を維持し、将来に向けて引き続き展開していくためにも成し遂げなければならない改革であると思っております。私も市長と同様、このまちを次の時代に世代にしっかりと引き継ぐための責任の一端を担っており、それは立場の違いはあれ、市議会も同様であると思います。松岡市長をしっかりとお支えし、ただいま申し上げました本市の将来について、その職責を果たしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 先ほどは市長から必要性、また副市長からぜひ支えていきたいというお言葉をいただきました。副市長という立場は、私が思いますにやはりこういった厳しい状況になったら、市長は矢面に立って調整をやってほしいというそういった立場なのかなと思います。特に松田副市長におかれましては、市長に失礼ですけど、松岡市長よりも長いしですね、そういった意味では十分対応していける立場にあるのが副市長かなというように受けとめておりますが、何せ財政が厳しい折ということでもありますので、そのところはしっかりと考えてほしいなという気持ちもあります。

今回示されました行財政健全化計画は、何としてでも取り組んでいかなければならないものと思います。今、市の財政状況について一番危機感を抱いているのは執行部だと思います。何も行わず人吉市が財政再建団体になった場合、さまざまな影響を受けるのは市民の皆様です。もちろん職員の皆様にもさまざまに不便な状況が起きてくることになります。私自身非常に心配でなりません。絶対に市民の皆様がさまざまな不利益をこうむることは避けなければなりません。そのためにも、行政と議会が正確な情報を共有し、そして市民の皆様の協力を得ることが前提になるかと思えます。今回のこの資料の説明だけで内容を理解するには不十分だと思いますので、いま一度丁寧な説明を議会に対して行っていただくようお願いしておきます。これで、行財政の件については終わります。

次に、人吉中核工業用地の今後についてお尋ねします。このことについては6月議会においても質問させていただきました。先行き不透明のままで交付金の期間切れも近づく中、市長の発言として、「企業や関係する方々を訪問した。」とありますが、どのような企業、また関係する方々とはどのような方なのか、そのことからどのような方向性が考えられたのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

今回の施政方針におきまして、去る6月議会以降の7月から8月にかけて、こちらから訪

問あるいは来庁の上、協議させていただいた企業や関係する方々について述べさせていただいておりますことから、それらにつきましてお答えいたします。

まず1点目の企業につきましては、覚書を締結いたしております株式会社カミチク、及び人吉球磨地域に既に立地している食肉関連企業、並びにその双方と取引関係があります県外の食肉関連企業でございます。

2点目の関係する方々とは、主に行政関係でございまして、内閣府、熊本県畜産課及び球磨郡内の関係自治体でございます。

次に、3点目のどのような方向性を考えたのかとお尋ねでございますが、まずもって人吉ハラル促進区の核となるマザー工場の誘致、いわゆるハラルセントラルキッチン構想につきましては、県を含む周辺自治体や既存企業、農業団体との屠畜場等に係るコンセンサスが取れておらず、工場建設に着手できていないという状況が現在でも続いているところでございます。

したがいまして、まずは屠畜場を持つ既存企業と進出予定企業の連携がなければ、当該事業の進捗はなく、また県や周辺自治体、各農業団体の支援協力も得られず、ひいては現行の地域再生計画の実現にはつながらないことから、既存企業と進出予定企業との相互理解及び良好な関係の構築が必須であるとの観点に立って、本構想の実現のために関係各位との意見調整や相互の関係構築を第一に取り組みさせていただいているところでございまして、現在もその取り組みを継続しているところでございます。

一方で、現行の地域再生計画の期間満了を本年度末に控えておりますが、いまだ核となる食肉加工施設の立地が進まないことから、期間の延伸を含む地域再生計画の変更を国に認めていただく必要がございます。ついては強い危機感を持って、関係各位との意見調整や相互の関係構築を第一に取り組みさせていただいているところでございまして、このようなプロセスを丁寧積み上げながら、地域再生計画の変更計画案を取りまとめ、国、内閣府との協議に臨みたいと考えている次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今答弁いただきました。6月以降ですね、さまざまに働きかけをしていただいて大変ありがたいとは思いますが、なかなか民間企業ですと個人の既存企業といえますか、なかなか厳しい状況にあるということは、前々から伺っておりましたけれども、改めて厳しいものがあるなど受けとめるわけです。

ただ、今説明いただいた中で、近隣町村ということがありましたけれども、ではその近隣町村との協議はスムーズにいつているのか、なかなかうまくいつていないのか、そこはどんななのでしょう。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

人吉球磨の自治体についてでございますが、近隣町村、6月議会以降に既存企業と深い関連のある自治体に職員が出向きまして、既存企業や進出予定企業、熊本県などとの本市の協議状況につきまして御説明をさせていただいて、情報を共有させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 確かに国、内閣府といますか、あるいは県といますか、そういった窓口の了解を確かに受けることは必要なんですけど、やはりそれと同時に人吉市を取り巻く町村との協議をしていく中で、そこもしっかり連携をとっていかないとなかなかこれは進まないのかなと私は思いますので、そういった連携ですね、そこをしっかりとお願いしたいと思います。

この人吉中核工業用地のハラールセントラルキッチン構想については、6月議会において、「実現のために関係各位との意見調整や相互の関係構築を第一に取り組んでいて、現在も継続している」との答弁でした。今回市長の発言では、「意見調整や相互の関係構築を第一に交渉を進めており、現時点における本市や関係者それぞれの立場や課題については、整理共有されてきたと認識している」と述べておられます。このことは本構想の実現に向け、前進していると捉えていいのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

ハラールセントラルキッチン構想の核となる食肉加工施設が、人吉中核工業用地に立地が進んでいない現状においては、必ずしも本構想の実現に向けて前進しているとは言いがたいと認識いたしております。一方で、覚書を締結いたしております株式会社カミチクとの関係につきましては、従前どおり良好に保ちつつ、屠畜場を持つ既存企業との関係におきましては、近年地道に協議を重ねておりまして、本年7月から8月の期間のみを見ましても、既に5回の協議をさせていただいております。つきましては、屠畜場を持つ既存企業と市との間においては緊密に協議ができる環境が整いつつありますことから、双方の意見調整や関係構築という点では、従前に比べますと進んでいるものと認識いたしております。

また、熊本県との関係においても、人事交流等も行っておりまして、特に県畜産課との情報交換や相談については、関連企業との協議と並行して緊密に行っているところでございます。このことにつきましても従前に比べますと進んでいるものと認識いたしております。

そのような状況を踏まえまして、地域再生計画の期間満了が本年度末となる非常に限られた期間の中で、本市や関係者、それぞれの立場や課題がどのようなものであるかについて、本市を媒介としまして互いに整理・共有してきたと認識しているところでございます。しかしながら、そのことが中核工業用地への食肉加工施設建設に向けた直接的な動きとなるには、まだ本市としまして、相当の努力が必要であると厳しく認識いたしているところでもござ

います。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今説明の中で、テーブルの上ではすごく協議しながら話ができているということなんですけど、現実事業自体は動いていない、前進していないというふうに受けとめざるを得ません。特にカミチク様とは、従前から良好な関係にあっているとのことなのですが、企業進出までには至っていないということです。さらに今後も、時間を費やすことが心配されているのではないかと私は思います。

そこで、実は提案なんですけど、カミチク様とこれだけ良好な関係にあるとするなら、例えば皆さん御存じかと思うんですけど、伊佐市において、伊佐市は郊外なんですけどカミチク様が伊佐牧場直売所というのを経営されているんです。食肉販売とセルフ焼肉ですね。そういう施設をどうでしょうか、思い切って石野公園に誘致できないか、交渉してみるお考えはないかちょっとお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

石野公園の課題として、多くの方々から食事処の充実と農産物の販売について御指摘をいただいているところであり、また執行部といたしましても、そのことを大きな課題として強く認識しているところでございます。株式会社カミチクは、球磨郡内に牧場も保有されておりますことから、昨年度は地場産品としてふるさと納税の返礼品に参画いただいた実績もございまして。

今後とも何らかの形で御縁を生かして、共同の取り組みができないか模索しているところでもございます。

議員からの御提案にもありましたとおり、株式会社カミチクは、近接の伊佐市において直販店と食事施設を運営されておりますし、関西を中心に外食チェーンも直営されているところでございます。そのような実績やノウハウを生かして、人吉クラフトパーク石野公園、道の駅人吉の活性化のために御協力をいただけるかどうか、今後本市といたしましても検討してまいりたいと存じます。貴重な御意見をありがとうございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今部長のほうから検討をしてみられるとのことなんですけど、きのうですね、宮原議員のときですか、市長のほうから「人吉クラフトパーク石野公園を、一大観光拠点にしたい。」というような発言をなさっています。ところが現在は、今出ましたけど食べる場所もないというそういった問題も起きておりますので、やはりあそこに、人吉球磨内にそういった焼き肉とか販売をされる業者があつて、積極的なところがあれば別ですけど、私が思うには、カミチクさんが良好な関係ということを伺ったものですから、おまけに

中核工業用地に進出もできない状態であるならば、思い切って石野公園でつくりませんかということなんです。ですから、あそこで作りますと何がいいかというのは、キャンプ場も近いんですよ。利用できるんです、来られる方も。ふだんの食事もできるんですよ。焼肉、セルフで、ほかのもできます。ですから、私はあそこは場所的にもいいし、ぜひこれはしっかり取り組んでいただきたい1つと思いますので、市長を初め、よろしくお願いいたします。

次に、株式会社カミチクの誘致及びその他のハラール関連企業の誘致を最優先して進める中、乗り越えなければならない課題も多いと述べておられます。6月議会の答弁において「屠畜場の整理・合理化、そのことに対する地域内のコンセンサスを取っていくことが大きな課題。」と述べておられますが、さらに乗り越えなければならない課題とはどんなものがあるのか。国・県、関係機関と調整を図り取り組んでいきたいとされていますが、実際実現可能と捉えておられるのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

それぞれの企業、関係機関において、立場や課題が整理共有されつつあるところでございますが、一方で乗り越えなければならない課題もまだまだ多いところでございます。

そのような課題の1つといたしまして、関係者の皆様が共通して言われますことは、まず食肉業界におけるハラール関連の状況につきましては、数年前に比べまして変化してきているとのことでございます。ハラール対応牛肉につきましては、輸出、国内向けともに一定の出荷はあるものの、多くの人口を擁する東南アジアや中東などのムスリム圏諸国向けの輸出が、当初想定されていたように需要が伸びていかないというジレンマがあるようでございます。また、国内在住のムスリム向けや東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンド向けの需要についても、業界といたしましては依然不透明ということでございまして、製品の出口である販売先、いわゆるマーケティングに苦慮されている状況でございます。そのため工場の新設など多額の投資を必要とする新規事業につきましては、現時点では精度の高い事業計画が必要であり、慎重にならざるを得ないといった状況があるとのことでございます。

したがって、現時点においては、ハラール牛肉につきましては地域の強みとして大切にしつつも、それに加えてハラール以外の需要の掘り起こしも合わせて行っていくことで、事業の採算性を担保する必要があるのではないかとということが共通の課題として認識されております。

そのような前提に立って、本市の今後の方向性としていたしましては、引き続き株式会社カミチクや地元既存企業の仲介役として、双方の連携に向けての意見調整を図ることが最重要と認識いたしております。しかしながら、事業推進には多大な投資が必要であり、連携に向けては、企業それぞれ独自の事業方針や計画もありますことから、その一致を見ることが乗り越えなければならない課題と認識しているところでございます。また、このことにつき

ましては、投資負担を軽減するための補助金等の関連もありますことから、熊本県の指導・助言をいただきながら取り組んでまいりたいと存じます。さらに、人吉中核工業用地への誘致の有無にかかわらず、既存の屠畜場の老朽化への対応及びその存続についての将来構想につきましても、人吉球磨地域全体の課題として捉えるべきであり、それらを検討する場も早急に必要ではないかとの認識も共有されつつあるところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、地域再生計画の変更案を模索しているところでございまして、関係各位の調整を図られましたならば、国、内閣府との地域再生計画の変更協議に取り組むことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 部長の答弁として、国と協議を重ね、地域再生計画の変更手続について考えていくと。国・県とも協議を進めている状況を述べておられます。実際、現在は変わりはないと思うんですけど、今のは6月にも言っていた答えなんですけど、今変わりないと思います。ただ、残り3カ月で具体的な内容の課題解決ができないような状況が発生した際には、交付金の返還もあり得ると述べておられます。そのような状況になった場合、どのような影響が考えられるのか。また人吉中核工業用地の進む方向性についてお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

国・県との協議の状況についてのお尋ねでございますが、国につきましては、7月に内閣府に担当職員が出向きまして、今後の変更計画の協議スケジュール等について確認しているところでございます。その際に、精査・検討する時間が必要との理由から、早目早目の協議を要請されているところでございまして、10月中にも1回目の協議を予定いたしているところでございます。また、その際には計画の確度、いわゆる実現性の具体的な担保が協議のポイントとなるものと認識しておりまして、7月の協議の際には、本市における株式会社カミチクや地元既存企業との連携に向けた取り組み、そのことに対する熊本県等の支援の状況等についても説明をいたしております。なお、今後どの程度の計画の確度が求められるか国から明示されておきませんが、詳細かつ具体的に説明可能な実現性が求められるものと認識いたしております。

県との協議につきましては、計画の実現のためには補助金等の支援が必要でございますので、引き続き情報交換とともに指導・助言をいただいているところでございます。

次に、2点目の具体的な内容の課題解決ができないような状況が発生した際の対応でございますが、これにつきましては関連企業等の合意形成が得られた上で、地域再生計画の変更を国に申請したがこれが認められなかった場合、及び関連企業等の合意そのものが得られず、本市みずからが地域再生計画の変更を断念した場合、この2つの状況が想定されると考えて

おります。そのいずれにしましても交付金の返還が必要となりますことから、本市財政に与える影響ができるだけ最小限となりますよう、必要な財源の確保に努めてまいりたいとそのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今説明いただきました。この地域再生計画の変更手続というのは、ハラール関連のを今やっていますけれど、それを延長することだと思っただけで、今の段階では。それが認められれば、その延長になるんですけど、これを認めてもらうためにはそれなりにかなりハードルは高いということですね。

もう1点は、全く違った業種を持ってくると交付金を返さなくちゃいけない。そのハラール関係でも国が認めてくれなかった場合は、返還しなくてはいけないことだと思っただけで、今その市民に影響を与えないようにしたいということなんですけど、実際現時点で交付金、あつてはならないんですが、返還となる場合は額にして幾らになるんでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

国の返還の対象となりますのは、地域再生戦略交付金でございまして1億4,071万6,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今伺いましたように、1億4,000万円近くですか、返還しなくてはならないとなってまいります。そうなったときに、この財源をどうするかと。またこれが大きな難題になってしまうわけなんですね。ですから、もちろんそのハラール関連でぜひ進めてほしい気もするんですが、今までの答弁をお聞きしたらかなり厳しいと。食肉関連の産業自体がなかなか変わってきていて、果たして可能かなと、実現難しいのではなかろうかという気がするんですね、私は。それでも、国のほうに延長を申し込んでいくということですけど、お願いしたいなという気持ちはあるんですが、ちょっと複雑な思いなんですね。

そこで、市長にお尋ねしますが、ハラールセントラルキッチン構想について、本当に実現することができるのか。市長は6月議会において、「熊本県と連携を図り、その他の業種からの問い合わせについても真摯に対応させていただき、地域再生計画の趣旨とは異なる業種の誘致の可能性も模索していくことも重要と考えている。目的達成のための最適な判断をしてまいりたい。」と述べておられます。その判断時期については、どのように捉えておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現時点におきましては、現行のハラールセントラルキッチン構想を基本としつつ、新たな食肉加工施設の立地に向けて、関連企業や熊本県、関連自治体との連携を図り、今年度末を

もって満了となる現行の地域再生計画の変更に向けて、残された期間全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

一方で、6月市議会定例会で述べましたとおり、その他の業種から中核工業用地への進出の問い合わせ等がありましたら、真摯に対応させていただき、地域再生計画の趣旨とは異なる業種の誘致の可能性も模索していくことも重要と考えております。

いずれにいたしましても、まずは多くの市民の皆様の願いである雇用の場の確保が最大の目的でございますので、その目的の達成のため、市長としまして最適な判断をしてまいりたいと存じます。

判断の時期についてでございますが、関連企業等の協議の状況及び国・県との調整次第ではございますが、それらの手続を踏まえたと現時点では遅くとも来年の3月までには然るべき判断をする必要があると認識しております。なお、状況の変化に伴い、それ以前に前倒しで判断すべき場合におきましても、遅滞なく速やかに適切な判断をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今市長のほうから遅くとも3月まで、あるいはもっと前になるかもしれないと判断をさせていただくということで、本当に市長にとられても重大な判断になってくると思うんですよ。市としてもぜひ実現したいという思いで取りかかってきた中核工業用地なんですけど、非常にここに来て——ここに来てと言いますかこれまでもどうなのかなという不安を抱いておりましたけど、現実問題本当に可能なのかということは今改めて考えるところです。市長御自身もそうだと思うんですけど、多分に厳しい状況かと思いますが、それに加えて財政上厳しい中、新たな負担にもなってくると思うんですけど、ぜひ、人吉市の将来を考えて、確かに人吉球磨全体で取り組むということも大事なんですけど、あの中核工業用地が修理とかそういったものだけ、まだ何も生産しないのに修理とかで金を食ってしまっている。今回も擁壁のずれで1,000万円を計上しているんですね。何も生産してないのにそういうふうにかかっているわけなんです。だから、速やかなぜひ判断をお願いしたいと思います。

最後に、新市庁舎建設も重要な局面にあります。今回お尋ねさせていただきました行財政健全化計画、中核工業用地についても先行き不透明であり、仮に中核工業用地誘致事業の延伸申請が認められなかった場合、交付金返還となり新たな財源確保が必要となってさらに大変厳しい状況になります。将来の人吉市、市民生活への不安を思うとき、私自身心配でありません。この難局を乗り越えるには、市長が述べておられるように「道のりは厳しく、茨の道が続くと思います。職員一丸となって、この難局を乗り越えましょう。」の言葉を、市民、職員、管理職、特別職、議会も真摯に受けとめ、お互いに理解できる最善策をぜひ示し

ていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 26 分 休憩

午後 2 時 41 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

主に、大きく分けて4点あります。1点目が行財政健全化計画ということで、市民生活への影響について、新市庁舎建設の見直しについて。2点目が、ダムによらない治水対策でありまして、破堤しにくい堤防について、それから出水川の内水排水ポンプ場について。3点目に崩壊の危険性がある宅地への対策ということで、馬氷川横の宅地についてです。4点目に市民の声よりでありまして、市道鬼木地内第2号線の補修についてです。

では、1点目の行財政健全化計画について質問してまいります。6月に行財政健全化計画の大まかな内容が示されました。そこで、私は6月議会の一般質問で、「事業の見直しなどと書かれていますが、具体的にどのような事業が縮小・廃止の対象になるのかお伺いします。」と質問したところ、「各部各課との調整を図りながら、9月議会までに詳細な公表ができるよう努めてまいる所存でございます。」という答弁が返ってきました。そして9月3日の全員協議会で、さらに詳細な計画が示されました。その中を見てみますと、市民生活に大きくかかわるものが書かれています。これらの内容について、さらに各部各課と検討をされるそうですが、市民生活が大変になるのではないかという思いから、この質問を行います。

まず、行財政健全化計画の中には、ごみ袋の値上げが書かれています。ごみ袋1つ当たりの値上げ額はそう大したものではないかもしれませんが、年間を通じればいくつも買うものです。また、高齢者にとってみれば年金はどんどん下がり、介護保険料は上がり、さらにこの10月からは消費税増税です。市営住宅に夫婦でお住まいの高齢者の女性に話を伺うと、「ごみも出せないという思いだが出さないわけにはいかない、本当に困ります。」と話をされました。また、民間の安いアパートにお住まいの高齢者の方に話を伺うと、「消費税増税でいろいろなものの値上がりが見込まれる。例えば、近くの食堂では、食材の値段も上がるので500円の定食が700円になると聞いた。みんなの生活がさらに大変になることは見えている。小さな額とはいえ、そこまでやらなくてもいいのではないか。」と話されました。ごみ袋の値上げは、とりわけ低所得者の生活をさらに苦しめるという認識はないのかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回、人吉市行財政健全化計画を進める上で、事業の見直しや歳入増加策などさまざまな取り組みについて、市民の皆様へ御協力をお願いしなければならないことに対しましては、非常に心苦しく感じているところでございます。しかしながら、この健全化に向けた取り組みは、現在展開している住民の福祉などの市民サービスを今後も継続して展開していくためには避けては通れないものであり、仮に、このまま何も変えないままに施策を続けるならば、基金が枯渇することが予測され、さらに赤字に転落するともなれば、市民サービスの維持どころかサービス全体の見直しを行わなければならなくなることが予測されます。そのため、ここで一度立ち止まり、行財政改革によるあらゆる方策を展開することで持続可能なサービスの提供ができる収支のバランスを取り戻すということが、市政を預かる私自身に課せられた使命であり、しっかりと取り組んでいかなければならないものと存じております。

ごみ袋の値上げについてでございますが、このことは予算編成過程の中でも協議してきた内容でございまして、今回の計画書の中に溶け込ませていただいたところでございます。ただし、行政内部での協議・情報共有はなされているところではございますが、各種団体や市民の皆様につきましては、これからの説明となるところでございます。

また、この行財政健全化計画は、令和2年度から令和4年度までの3年間の中で実施をしていくものでございますので、しっかりと事業検証を行うとともに丁寧な説明に心がけ、御理解をいただきながら実施をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） いろいろ今から検証をされることでは確かにありますけれど、やはり市民の声として、本当に大変になるだろうというふうに思っていますので、特にこの問題というのは、別に言うと環境問題でもありますし、市民がなかなかごみを出すことをためらって、長期に置いといてそれが衛生上の問題にかかわると思いますし、あるいは不法投棄などあってはならないし、そういうことにもつながっていきますので多面的な面も考えなければならぬと思います。やはりとりわけさっき言ったみたいに低所得者の生活を苦しめると思っていますので、これは、ぜひとも私は上げるべきではないということを申しておきたいと思えます。

それから、2つ目の行財政健全化計画の中には、使用料の値上げも含まれています。ある文化団体の役員の方に伺うと、「困ります。そもそも人吉市の使用料はこの市の規模に対しては高い。むしろ安くしてほしいと思っていた。施設を使う人がますます減るであろう。自分たちの団体としては死活問題。」と言われました。

使用料の値上げは、市民活動の活性化に逆行するという認識はないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施設使用料の値上げにつきましては、先ほどの御質問のごみ袋の値上げと同様に、予算編成の過程の中で議論をしてきた内容を計画の中に受け入れていただけたところがございます。先ほどの大塚議員の御質問の中で、総務部長が答弁をいたしました。使用料は、特定の利用行為の応益性に着目して徴するものであり、住民負担の公平の見地から、当該収入をもって執行する行政経費と収入の間に著しく均衡を失っているもの、現在の経済情勢に相応しないほど低額なもの、類似のケースとの均衡が保たれていないものについては、積極的に改定を行うこととしており、収支状況など計画書の中で明確にしたところがございます。

この取り組みも先ほど同様に、令和2年度から令和4年度までの3年間の中で実施をしていくものでございますので、丁寧な説明に心がけ、御理解をいただきながら実施をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 行政経費と収入の間に著しく均衡を失っているものと言われましたけれども、それぞれに均衡、全く要するにそれに使う経費分ですね、その会場とかにですね、その分を全部使用料で払っていたら、それはものすごく上がるわけですね、当然使用料は。そしたら、やはり使えないようなところで使用料はありませんから、当然市民が使いやすいものというのは考えていかなければならないものだと思います。そういった面で、やはりどの辺のいろいろ考えないといけないことですね、市民の文化の活動の向上とかあるいは学習会を行われることとか、あるいは交流の面ですね。そういったことを考えるとやはりそういう著しく均衡だけでは論じられない問題もありますし、こういうふうな人吉市の市民の声を聞いても、いろいろこんな使用料を値上げをしたら、その辺が非常に活性化に逆行すると私は思いまして、値上げはすべきではないということをもう一度言っておきたいと思います。

それから、3点目に聞きたいのは、行財政健全化計画の中には、特定教育・保育施設等利用者負担金、いわゆる保育料の値上げについても書かれています。財政課に伺うと、国の方針で3歳以上の保育料は無料になりますが、ゼロから2歳の保育料を引き上げる計画であることがわかりました。

子育てについて人吉市がどのように考えているのか、平成27年3月に出された「人吉市子ども・子育て支援事業計画」を見てみますと、「第6章 計画の取り組み」の中の1の基本施策④「経済的な支援」の現状と課題にはこのように書かれています。「ニーズ調査でも子育てをする上で不安に思っていることや負担に感じていることについては、「子育てで費用がかさむ」という意見が最も多く、子育てをする上で経済的な負担が大きいことがわかります。第2子の出生に影響する要因としても、経済的な要因が挙げられています。また、第3子以降の出生には、子育てや教育に伴う費用が大きく影響しています。子育てにかかる経済

的負担の軽減は、市民のニーズが高く、その取り組みを推進していく必要があります。」というものです。保育料値上げの対象となる子供を持つお母さんに値上げについて話を伺うと、「子供の養育費を得るためにも共働きをしなければならない。親が安心して働こうにも保育料が上がると割に合わない。親が経済的にも安心して子育てができる環境づくりをしてほしい。」と話されました。保育料の値上げは、子育て支援とさらには少子化対策に逆行するという認識はないのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

保育料につきましては、これまでも国基準と比べ安価に抑えてきたことから、本来保護者負担となるべきところを市が一部一般財源により補填している状況にあり、年々その負担も増加する傾向にあったところでございます。

また、このことは今回の行財政健全化計画策定以前に、これまでの一般質問の中でも議論がなされてきたところでございまして、保育料等の見直しにつきましては、そのような経過を踏まえ、今回の計画書の中に明記したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 国基準以上に一般財源から出していると言われましたけれども、きょうちょうどいいぐらいに熊日新聞に出ていましたけれども、保育料に関してはゼロから2歳児まで完全無料化をしているのが五木村と産山村が載っています。今の少子化対策の必要性などを考えられてされたことと思いますけれども、少子化対策というのは全国の問題でもあります。各自治体が取り組む問題でもありますし、やはりそれは人吉市もその一端を担っていると思いますので、やはり保育料の値上げはすべきではないと私は思うということを申し上げておきたいと思います。

4点目は、行財政健全化計画の中には、パワーアップ教室の廃止が書かれています。平成29年度決算に係る主要な施策の成果報告を見てみますと、夏休み・放課後パワーアップ教室事業について書かれています。施策前の概要のところには、「児童の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図り、学校の授業以外での学習支援を行うことで、学習意欲を高める必要があった」と書かれており、施策の成果のところには、「この事業に対する保護者の期待は大きい」と書いてあります。

パワーアップ教室ではありませんが、私の知人にボランティアで、ある小学校に学習支援に行かれた方がいたので、話を伺うところ言われました。「2年生、3年生で、掛け算九九についていけない子がいて、フォローアップしていた。この時期を逃さずマスターさせることは大切だと感じた。」というものです。パワーアップ教室の廃止は、フォローアップすべきときにその機会を失ってしまうものだと思います。パワーアップ教室の廃止は子供たちの学力向上に逆行するという認識はないのかお伺いします。

○教育長（末次美代君） 皆様、こんにちは。

行財政健全化計画につきましては、恒常化する財源不足等を解消するために、市の組織全体で取り組まなければならない課題、命題であると認識をしております。

議員御指摘のとおり、事務事業見直し②のナンバー11の項目として、パワーアップ教室、はなまる学習事業の廃止が位置づけられており、計画に沿った対応が求められているところでございます。その理由としましては、熊本県補助金の減少等に起因しているものと認識をしております。

しかし、議員が御心配されているように、特に小学校4年生、5年生を対象にした放課後パワーアップ教室や小学校3年生を対象にした夏休みパワーアップ教室は、基礎学力及び確かな学力を身につけるための振り返りの事業であり、しかも学習サポーターを初め、多くの皆様に支えられながら長年にわたって続いている事業でもございます。その取り扱いについては、慎重に配慮をしていく必要性を感じております。また、市長の政治理念である「まちづくりは人づくりである」という思いに照らしても、発展的方向性等を見出す必要性を感じております。

今後は、議員の御指摘されている児童の学力の定着やフォローアップにつながるというようなことも踏まえて、十分に留意をしながら所管課を中心に関係者を含め、協議・検証を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 答弁からは、必要性は非常に感じられるんですけど、私も無料塾とかで小学校、中学校の子供を教えますけど、やはりそのときに教えないとだんだん内容は難しくなりますから、その必要性は非常に感じるところで。保護者の期待が大きいというのは、やはり子供たちがそこでわかるようになったという声があるんだと私は思うんですね。そういう面では、このパワーアップ教室はやはり残すべきだという思いがあるということをおっしゃりたいと思います。

それから、行財政健全化計画には、敬老祝金などの見直しも含まれています。ある町内の老人クラブの役員に話を伺うと、「そもそも郡部のほうが祝金の額が大きいと聞いている。戦後頑張って来られた高齢者のおかげで、このような世の中をつくることができた。祝金をもらって長生きできてよかったというその楽しみをとるとするのはしてほしくない。」と言われました。敬老祝金の見直しは、高齢者のささやかな喜びを奪うという認識はないのかということをお伺いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

敬老祝金につきましては、高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者の福祉の増進に寄与する取り組みとして捉えているところでございます。見直しにつきましては、これまでの対象者

の状況や支給に関する課題等を整理し、計画書の中に明記をしたところでございます。今回の取り組みにつきましては、財政面だけの見直しではなく、高齢者の満足向上と事務の効率化の双方を満たすための改善策として取り組むものでございます。

この取り組みにつきましても、繰り返しになりますが令和2年度から令和4年度までの3年間の中で実施をしていくこととし、丁寧な説明に心がけ、御理解をいただきながら実施をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 満足度とかのいろんな考え、そのあり方と考えるのはいいんですけど、行財政健全化計画の中で出されていることは、やはりその予算は減ると捉えられるわけですね、どう考えても。そういった面では、やはりその楽しみを奪うことにひとつなると思っていますので、そういうふうなことはすべきではないということは申しておきたいと思えます。何もいろんな制度上のお金のやり方ではなくて、もっと喜ぶ方法があるという論議はいいんですよ。ただ、この行財政健全化計画でその予算を減らすということは、あってほしくないということをおきたいと思えます。

それから、6点目です。行財政健全化計画の中には各種健診委託料見直しも含まれています。市長は、前期の市長選挙において、国保税や介護保険料の軽減促進を掲げて当選をされました。一般質問などの答弁によると、健康診断の受診率を上げ、医療費を削減し、国保税を引き下げるといったことのようにですが、その後の施政方針や一般質問の答弁でもこのことについてよく触れられており、その思いは強いものであることは私も感じております。各種健診委託料見直しは、市長の公約や思いにも逆行するのではないのでしょうか。私も健康推進員をやっており、これまで市民健診の受診勧奨を行ってきました。仲間の健康推進員に話を伺うと、「家族がいろいろな自治体にいるので健康診断の受診料をしてみるが、これまで人吉市の受診料は平均的なところだったと思っていた。だからまあまあ市民健診に行きやすかったようだ。健診を受けるかどうかは健診料によって決められるべきではないが、健診料が上がれば受ける人は減るだろう。」と言われました。

各種健診委託料の見直しは、医療費を削減し国保税を引き下げるといった市長の公約や思いにも反するのではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私自身、市民の皆様が健康でお過ごしいただくための健康増進策を通じ、医療費の削減さらには健康保険制度の健全運営につながることににつきましては十分理解をし、そのようなまちづくりを進めているところでございます。

各種健診の見直しにつきましては、単に全ての健診項目を見直すということではなく、事業検証を行いながら、市民の皆様にとりまして、効率・効果的な健診となっているのか、他

の自治体と比較して適正な健診項目となっているのかということを経査しながら、取り組みを進めていくこととしているところでございます。

そのような取り組みを進めることと合わせて、健診受診率を向上させ、医療費の削減には努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 状況を見ながら、効率とかでするのはいいんですけど、やはりこれは行財政健全化計画の中で出されていますので、やはり出す費用を減らすということなので、いろんな受ける健診の費用があるものが高くなったりするようなことは予測できるわけですよ。やはりこれまでそれを受けることによって、早目に病気が見つかった人たちもいるということも思いますので、そういうのを削減されることは医療費削減にも結びつかなくなりますものから、やはりこのような各種健診の委託料見直しなどもやるべきではないことではないかと私は思うということをおしえておきたいと思っております。

それから、今までいろんな暮らし・福祉にかかわることで、いろいろそれぞれ質問してまいりましたが、やはり根本的に考えることと思うんですけど、地方自治体の一番の仕事についてです。地方自治法第1条の2には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と書かれています。地方自治体の一番の仕事は、住民の暮らし・福祉を守ることであることを理解しているかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私も、今議員がおっしゃいましたように地方自治法第1条の2の項目のように、住民の幸福向上に努めることが責務であると認識をしているところでございます。これまで御質問いただいた内容として、受益者負担に係る部分を値上げをせずに効率・効果的に運営ができることが一番の最善策とは存じますが、現状の市全体の財政状況を考えたとき、今後ふえ続ける住民福祉に係る経費を毎年の収入で補うことが難しくなり、仮に赤字にでも転落し、市民サービスにおいて相当な負担を含めた改善を図らなければならないことを考えるならば、基金が残る現時点で適正な改善を図り、早急に収支バランスを取り戻すことが私自身にとって最大の責任であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） やはり幸福向上に努めることが自治体の一番の責任だと感じていることでもありますので、それだったらそちらのほうのことを見直すんじゃなくて、やはり私は市庁舎建設について見直す、これは聖域とせず見直すことが大切ではないかと思っております。

施政方針において市長は、わざわざ行財政健全化の項目において、「新市庁舎建設事業に

については、財源等の確保はできた」と述べています。あたかも市庁舎建設が行財政健全化計画に何の影響も与えてはいないかのように述べています。6月議会で私はそうでないことについて述べていますが、まだ言われているようですので、再度お伺いします。新市庁舎建設における人吉市の実質負担額は幾らで、市庁舎建設基金の積立額は幾らかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本年3月の一般質問でもお答えいたしておりますが、実施設計時にお示ししました総事業費約57億円に対します一般財源の持ち出し総額は、元金及び利子の償還額を含めると約11億円と見込んでいるところでございます。また市庁舎建設基金の積立額は、平成30年度末現在で6億7,526万1,000円基金を積み立てているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今言われたように、市庁舎建設には一般財源などから4億円以上出さなきゃいけません。これを考えると、やはり財源等の確保はできたということはとても言えないと思います。また、行財政健全化計画そのうち3億円の分をやはりそこからつくらなきゃいけないという計画でありますので、やはり4億円ぐらい市庁舎建設に一般財源を出さなければならない中で、やはり行財政健全化計画にも影響は与えているというのは当然そこからも見えてくるものだと思います。

それで、さらに今述べた市庁舎建設基金について、「市庁舎建設基金6億7,000万円は、償還がピークとなる令和5年度まで市庁舎建設関連以外の補填財源としない」と行財政健全化計画の中にわざわざ書いてあります。行財政健全化計画で市民生活が大変になろうとする中で、市庁舎建設はあたかも聖域と言わんばかりの内容です。そこで、市庁舎建設基金の財源は、住民の血税であることを認識しているのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉市庁舎建設等基金条例が、平成14年3月27日に公布され基金が設置されました。この基金は、将来の庁舎建設等に要する経費の財源に充てるため、長年にわたりまして繰越金や土地売却費などを財源とした積立金であり、熊本地震後に多くの方々からさまざまな思いの詰まった寄附金等も含まれておりまして、市民皆様のものである公金という認識を持っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 市民の税金も含まれた公金であるということは認識されているようですので、わざわざこのような目的が書かれているんですね。市庁舎建設基金というんですね。それをわざわざ書くということに、非常に私は違和感を感じまして、ほかの市民の方にも見てもらったんですけど、そのところにやはり目が行かれまして、なんでわざわざ書くんだ

と。同じことを言われたんですけど、そういうふうに住民の血税であることを認識しているのかと。やはりなぜわざわざ書くのかと、そこにちょっとした違和感を感じるということだけは言っておきたいと思います。

それから次の質問ですけど、6月議会において私が「財政が大変というならば、市庁舎建設も聖域化すべきではなく、規模を縮小するべきです。市長の見解をお伺いします。」という質問に対して、市長は、「これまで、市庁舎の機能や規模、目的などを、市議会とともに1つずつ議論し、積み上げてきた現計画こそが、市民生活の根幹を支える市政の拠点、防災機能や役割を備えた堅牢な市庁舎として、市民の皆様の期待に応える最善の計画であると確信をしております」と述べています。これまで確かに議会の中でも論議されてきました。しかしその後、本年6月にこの行財政健全化計画を進めることを報告されました。そうであるならば、財政面において新市庁舎建設を取り巻く状況は大きく変わったと考えるべきです。当然市庁舎建設のコストダウンも考えるべきであり、そのようなことができないかほかの自治体と比較検討を行い、本当に今の建設計画が最善の計画なのか再度検討すべきだと思います。行財政健全化計画の必要性が明らかになった以後に、他自治体の庁舎建設と比較検討を行ったのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

行財政健全化計画を策定することになった後に、他の自治体と比較したのかというお尋ねでございますが、各自治体におきましては、建設予定地の敷地形状、浸水状況、地盤、地質などそれぞれ物理的条件が違い、その主体構造、耐震性能、杭打設の必要性、階数、その地域色を醸し出すデザイン性も多種多様でございます。また、庁舎建設に求める住民のニーズは多様化しておりますので、平面図の配置もそれぞれ違っております。そして、職員規模、機構組織、財政規模等のさまざまな状況も違いますので、基本構想の策定では他自治体の規模等を参考にさせていただきましたが、基本設計・実施設計時点で各自治体を比較検討することの実益性は低く、公表されている情報は、基本構想・基本設計・実施設計など時期による違いに加え、予定価格や延べ床面積だけでは発注内容や設計内容、含まれる工事内容でそれぞれ異なってまいりますので、単純に比較できるものではないと認識をしているところでございます。

本市の市庁舎建設の原設計は、将来の負担を減らすためのランニングコストも含めた費用対効果の検討を含めてまとめておりますので、経済性のとれたものであると認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 比較検討はしていないことになるんですけど、その中で6月議会で申しましたが、私の計算によると人吉市の新市庁舎の平米単価は、水俣市新市庁舎建設基本構

想における平米単価より16%高くなっています。そこで私は、9月2日に水俣市の新市庁舎建設について行政視察を行ってきました。水俣市の新市庁舎は柱頭免震構造という免震の方法で建てられていますが、1階から3階が鉄筋コンクリートづくり、4階が鉄骨づくりで建てられていることがわかりました。事前に送った質問書の中に、「このような構造で免震が十分に機能するのか。」という質問に対して、「本市は柱頭免震構造を採用しますので、免震装置が1階の柱に設置されます。鉄骨づくりはこの免震層の上部4階になります。設計事務所により構造計算をしておりますので、免震機能については問題ないと考えております。」と文書で回答をいただきました。そこで、「この構造によって事業費の軽減ができたと考えられるのか。」と、口頭で聞くと「上のほうが軽くなるので3階までの柱なども軽くなり、事業費の軽減につながっていると考えられる。」と答えられました。

ほかの市庁舎建設の状況を調べると、市庁舎建設の事業費を抑えられる可能性は大いにあると思います。他自治体の庁舎建設と比較検討を行い、新市庁舎建設は抜本的に見直し、規模を縮小すべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

さきの6月議会でも同様の質問にお答えいたしておりますが、現在進めております市庁舎建設事業につきましては、国が認可の条件としておりました公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約といった趣旨に添いまして、これまで国・県との協議を重ね、一般単独災害復旧事業債の適債性をお認めいただいておりますことや、起債後の償還につきましても市庁舎建設基金の充当を予定するなど、確実な財源確保が図れているものと認識をいたしておりますので、行財政健全化計画策定の見直し項目には含めておりません。

また、原設計は耐震性を十分に確保するための免震構造を採用しており、3日間の自家発電装置、受水槽、雑用水槽による給水の維持、緊急時の排水槽を整備することとしております。また、災害対策本部機能としての強化を図るために、国、県、警察、消防、自衛隊、災害派遣医療チームなどの受け入れスペースを確保し、さらにさまざまな会議用として選挙の期日前投票の会場として、また税務申告会場等として活用します庁舎南側の大会議室のスペースは、災害時には被災者の一時受け入れ、支援物資・食料・飲料水の仮置き場、職員待機スペース、罹災証明書の申請受付スペースとしての転用を図るなど、人吉盆地南縁断層帯による大地震や、局地的な豪雨災害等に備えた防災拠点としての機能を兼ね備えた設計としていくところです。

平成26年に実施した市民アンケートの結果でも、新市庁舎に求める一番の機能が防災拠点でございました。安全・安心を守り、行政サービス、福祉の向上という市民の負託に応えるためにも、現在進めてきている設計方策が最善であるものと確信をしておりますので、抜本的な規模縮小といった検討の余地はないものと存じます。

ただ、今後見込まれる事業費として、今回分離した通路・屋根の附帯工事等の検討も含め

執務室に配置する什器類、電算関連経費等も、議員の皆様にも御意見を賜りながら事業を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、抜本的な規模縮小といった検討の余地はないと言われたんですけど、私は一応水俣に行きまして、1つの例として4階部分のつくりを鉄骨づくりに変えたりを示したんですけど、ほかの自治体を見ればいろいろと規模縮小できるような例も探ればあると思うんですね。その中で他の自治体との——行財政健全化計画をしなければならぬと考えた後、やはりその状況に見合っているいろいろ検討をされるべきだと思うんですけど、その中であって私は見直す余地があるというのは、水俣市を例として私はそういう根拠があるという示したわけですけど、市長が抜本的な規模縮小といった検討の余地はないというその理由、根拠というのは何かちょっとお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、現在進めております庁舎の設計に関しましては、これまで長年にわたり議会ともしっかりと議論を重ねてきた案でございますし、公共施設等の総合管理計画にもしっかりと適合したものであるというふうに考えており、国・県とも協議を重ね、そして一般単独災害復旧事業債も適債化があるということで、我々は現在の計画、設計が最善のものというふうに考えておりますことから、規模縮小の検討の余地はないというふうにお答えをさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 先ほど言いましたけど、行財政健全化計画を出さなければならない状況ですから、状況は大きく変わったと思います。その中で、やはり今答弁があったように、前の計画のままです。その中で市長が今みたいに、答弁の中身もそういうことなんだと思います。前の計画でいくということですので、その中で比較検討がない中で、抜本的な規模縮小といった検討の余地はないということに関して、市民の納得は得られないだろうというのは私は思います。やはり新市庁舎建設は抜本的に見直して、規模縮小して、それも市民生活が守られるようにサービス減や負担増がないようにすべきだということを最後に申して、次の質問に移ってまいりたいと思います。

それから2つ目は、ダムによらない治水対策です。川辺川ダムにかわる球磨川水系の治水対策を国と県、流域12市町村が検討する球磨川治水対策協議会の第9回会合が6月7日に開催されました。そこで国土交通省は、河川を6区間に分けて、複数の対策を組み合わせる10案を提示しました。前回の会合で引堤、河道掘削、堤防嵩上げ、遊水池の設置、市房ダム再開発、放水路の整備の6対策を軸に組み合わせ案を検討することを申し合わせていました。

今回の10案では、引堤を柱に、球磨川上流部と川辺川の県管理区間上流部は河道掘削とするなど、複数の対策を組み合わせたものになっています。インターネットでこの案を見てみると、人吉市での引堤は市街地まで大きく球磨川を広げるものとなっており、市民の理解を得ることはかなり困難な案になっていることがわかります。その一方で、コンクリートと鋼矢板による堤防の嵩上げは10案の対象外になっています。このコンクリートと鋼矢板による堤防は、一昨年の意見公募で住民から提案されたものです。実際に白川でそのような堤防が建設されており、極めて現実的な提案です。このような住民からの提案を真摯に検討しない国交省の態度は横暴以外の何ものでもないと思います。市長は、市民の代表ですので、市民の要望に対しては、国はその要望に応えるようにするべきだと当然思われていることだと思えます。住民から提案されたコンクリートと鋼矢板による堤防は、きちんと検討されるべきだと思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

去る6月7日に開催されました第9回球磨川治水対策協議会におきまして、引堤や堤防嵩上げ、河道掘削等の中心対策案と、補完対策案を組み合わせた10案が示されるとともに、安全度や概算事業費、工期、実現性、地域社会への影響など、各案の評価とその課題についての説明があったとの報告を受けております。

その中で球磨川の人吉地区における堤防嵩上げに関する対策案の選定につきましては、土堤と特殊堤の構造の堤防案及びコンクリートと鋼矢板による構造の堤防案の2案について比較検討をされた結果、移転戸数や用地買収面積、概算事業費で有利な土堤と特殊堤の構造の堤防案を提示されたと伺っております。

今後におきましても、住民からの要望や提案も含め、同協議会での議論を注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 一応内容をお聞きしたということなんですけど、国交省は今後どうするかわかりませんが、やはり住民からの意見はちゃんと検討されるべきだということは、私はそのことを申しておきたいと思えますけれど、近年の豪雨が激しさを増しています。そのためインターネットで国土交通省のホームページより調べてみると、平成30年11月14日に国土交通省の水管理・国土保全局河川計画課河川技術調査官の林雄一郎氏は、激甚化する災害への備えについてを出しています。その中では、近年の主な水害として平成27年9月関東・東北豪雨や平成29年7月九州北部豪雨、平成28年8月北海道・東北豪雨、平成30年7月豪雨の特徴として課題を分析し、水防災意識社会再構築ビジョンという対策を提案しています。その中で主なものの1つは住民目線のソフト対策ですが、もう1つ危機管理型ハード対策というものを示しています。その項目にはこのように書かれています。「氾濫リスクが

高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など約1,800キロメートルについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を2020年度をめどに、今後概ね5年間で実施。」と書かれています。またその下には説明図が描かれており、「堤防天端の保護」のところには「堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす」と書かれています。また、「堤防裏法尻の補強」については、「裏法尻をブロックなどで補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす。」と書かれています。

このように激甚化する水害の状況の中、国土交通省も破堤しにくい堤防の建設が必要であることを認めています。このことを人吉市もきちんと認識すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先般の九州北部地域における集中豪雨など昨今におきましては、異常とも言える自然災害が多発している状況でございます。そのような中、国におきましても被害を最小限に食い止めるよう、あらゆる施策を講じておられるものと認識をいたしております。

本市といたしましても、球磨川流域の治水安全度を高める方策について引き続き国や県、流域市町村と議論を深めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 議論は深めていきますけど、国交省は今のような策を実際出しているわけですので、提案をですね。そのことを踏まえて、やはり人吉市は求めていくべきじゃないかと私は思うわけです。

そこで、このように国土交通省も破堤しにくい堤防の建設が必要であることを認めています。コンクリートと鋼矢板による堤防は、この方向性に沿ったものであり、市街地の既にコンクリートになっている堤防については、このような鋼矢板とコンクリートの堤防への改善が促進されるべきだと思います。また市街地以外では土堤の部分も多く残っています。これらの堤防については、堤防裏のり尻をブロックで補強したり、堤防天端の方法がなされていない部分については、保護する対策が講じられるべきだと思います。これらのことを国に要望すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、球磨川治水対策協議会の場において、球磨川における中期的に必要な治水安全度を高めるべく協議が進められているところでございます。本市といたしましても同協議会を含むあらゆる場での議論を注視していくとともに、流域市町村とも連携を図りながら、国などに対し、球磨川流域の治水安全度の向上につきまして強く要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 要望は今後続けていってほしいと思うんですけど、このような方法を国が持っていることを踏まえて、特に私はこういうふうに分けてブロック部とコンクリートの部分と土堤を分けて言ったのは、環境を非常に気にされる方もおられますので、今あるコンクリート部分をコンクリートと鋼矢板による堤防に替えることと、土堤の部分と同じようなほとんど形は変わらない形で強化していくということに対しては、環境を非常に気にする方にも反感が少ないというか、そういう方法であると思いますので、ぜひそういうふうに市民の理解が非常に得られる方法だと思うので、そういう考え方でぜひこのことを知ってもらって、要望をしていただきたいということを申しておきたいと思います。

それから、次の質問に移ります。崩壊の危険性がある宅地への対策です。国道219号の南側で馬氷川左岸に造成された宅地が、崩壊の危険性にさらされています。およそ1年前にこの問題を最初に聞いたときに私は現地を視察し、住んでいる方のお話を伺い、人吉市の担当課に何らかの対策が打てないかお願いをしました。また昨年11月には、その造成地に住まれる13世帯の方々から松岡市長宛に嘆願書が提出され、そこにはこのように書かれています。

「私どもは、馬氷川の下流域側に住まいを居しております。毎年地下水による地盤沈下が激しく下記の被害が出ております。個人で部分的に補修できるところはやっておりましたが、これ以上の補修は困難なため、早急な対応が必要となり、ここに行政の御協力をお願いする次第です。」というものです。この質問をするに当たり、まず一番馬氷川に近い方に改めてお話を聞くと、「前の駐車場が傾いている。川のほうへ引っ張られている。家の中でボールを床に置くと川のほうへ転がっていく。8年前に来たときよりもドアの開け閉めが困難になってきた。大雨のときに一気に崩れないか心配で朝すぐに川を見に行く。増水したときは知り合いのところに泊まりに行っている。」と言われました。また、この家の裏の方は、「前の家との境界のブロックがうちのほうへ倒れてきている。」と言われました。さらに2軒隣の方は、「川とその方向へ開け閉めするサッシは、全く開かない。内壁にひびが入っていて壁紙も剥がれている。川のほうへ引きずられているのがわかる。ビー玉も川のほうへ転がっていく。トイレの水がなくなっていることがあり、下水のパイプも地下でずれているのではないか。前からじわじわあったが熊本地震以降ひどさが早くなった。川岸の竹林も地震のとき崩れた。できたら早急に対策を打ってほしい、3から4年後どうなるかわからない。人の命を守るために考えてほしい。自分たちではどうにもできない。」と言われました。またその隣の方も、「障子やふすまの開け閉めが困難になり、家ごとジャッキアップしてもらった。」と言われました、人吉市は、私がお願いしたときや嘆願書が提出された後にきちんと行動されているようですが、この造成された宅地の危険性を市はどのように認識しているかお伺いします。

○議長（西 信八郎君） 本村議員にお尋ねします。出水川の内水排水ポンプ場については質問どうされますか。（「あっ、します」と呼ぶ者あり）前後しますか。（「はい」と呼ぶ者あり）後で、はい。では、今の質問をお願いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現地は、下原田町瓜生田の馬氷川の終点、球磨川合流地点付近の住宅でございまして、馬氷川沿いにある宅地造成地でございます。平成30年10月31日に家主の方から御相談を受け、現地を確認しており、その後も何度か訪問をしているところでございます。

家主様の御相談内容としましては、「住宅が傾いており地盤も沈下しているとのことで、敷地に亀裂が入っているため何度もコンクリート補修を行っているがいたちごっこである。これ以上自費での補修は困難であるため、何か補助はないのか、地盤沈下を抑える方法はないのか、護岸コンクリート擁壁の改修を市でできないのか。」との相談を受けたところでございます。現地は確かに住宅の傾きがございまして、敷地内の亀裂も確認をいたしております。また、川沿いのコンクリート擁壁につきまして、河川側に約40センチ押し出されていることを確認しております。家主様のお話では、8年前に引っ越してきたとのことで、「その当時からコンクリート擁壁が少しずれていたが、ここ数年ひどくなった。宅地下に地下水脈があり護岸の排水溝から水が出ていたものが、今は別の場所から流出しているの、水道が変わり地中の土を洗い流しているのではないか。」とのお話を伺ったところでございます。現地を確認した職員によりますと、このまま放置すればコンクリート擁壁のずれはさらに広がり、住宅への影響も大きくなると報告を受けておりますので、その時点で同様の認識を持っていたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 市も詳細に現地の様子をつかまれていることはよくわかりました。今のような認識に基づいて、人吉市は熊本県とも協議を行い、9月3日に最も被害のひどかった家を訪れて話をされたように聞いています。市はどのように行動し、どのような状況になっているのかお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

11月28日にこの嘆願書が市に提出をされまして、10月31日に御相談をされました方ほか、周辺住民の皆様など12名の連名となった嘆願書を提出されております。嘆願書の内容といたしましては、先ほど本村議員がおっしゃいましたように、「毎年、地下水による地盤沈下が激しく、次のような被害が出ております。擁壁の倒壊のおそれ、家屋の傾きによる建具のふぐあい、敷地の沈下並びに陥没、水道管・排水管の決壊、老人・子供たちの歩行並びに遊び場として危険、フェンスの決壊のおそれでございます。個人で部分的に補修できるところはやっておりましたが、これ以上の補修は困難なため、早急な対応が必要となり、ここに行政

の御協力をお願いする次第です。」以上が、要約した嘆願書の内容でございます。

本市といたしましては、10月31日に御相談いただきました直後から、市の建設部局それから馬氷川の河川管理者であります熊本県球磨地域振興局と協議を行っておりまして、何らかの対策を講じることができないか調査を行ったところでございます。

県におかれては、馬氷川の調査を行っていただき、県の管理する河川には異常が認められなかったとのことであり、河川管理区域外の民有地における擁壁の対応は困難であるとの意見を平成31年2月14日に受けたところでございます。

市におきましても、基本民有地を市が施工することはなく、また補助事業も見つからないという状況でございました。しかし相談されました方のお話の中で、熊本地震後にコンクリート擁壁のずれが広がったように思われるとお話をお受けいたしまして、熊本地震に係る事業メニューがないか県に御相談することにし、前段として熊本地震による被害調査や罹災証明の発行の有無、地震当時の状況など周辺住民の皆様に聞き取りを行い、地震の影響度合いを調査したところでございます。

その後、令和元年6月に熊本県土木部へ相談に向かい、熊本地震に関する事業メニューについて助言をいただきましたが、嘆願書にありますとおり、原因は地下水であろうとなっておりますし、熊本地震が直接的な原因と証明するものが何もない状況においては、市として事業申請するのは困難であると判断をしたところでございます。

令和元年9月4日に、相談されました方へ市防災安全課及び球磨地域振興局職員と同行し、現時点での状況を御説明に上がったところでございます。

今後は、予防的避難等を含め、ソフト対策面で御支援をさせていただきたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今自治体がいろんな施策ができない大きな理由は、民地であることが1つのネックになっていることがわかりました。それで次の質問をしたい。ちょっと今の答弁で、動かれている面はあるんですけど、一応可能性として聞いておきたいのは、民地であっても宅地のような民地でも全国を見ると自治体が予算を出して対策をしている事業があります。

1つは、被災宅地復旧支援事業です。これは熊本市でも行われており、宅地ののり面や擁壁、地盤の復旧作業に、また宅地基盤の傾斜修復工事に補助金を出すという事業です。もう1つは宅地耐震化推進事業で、これは崩壊のおそれがある擁壁にグラウンドアンカーや固結体、抑止杭などの施設を設置し、崩落を防ごうという事業です。これらが基本的には震災があった地域で行われたようですが、この馬氷川沿いの宅地でも適用できないかと思えます。多分、今の答弁からすると、この辺も探ってこられたのかとは思いますが、このような事

業などを活用して対策が打てないかお伺いします。

○建設部長（山下正純君） 議員の皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

馬氷川横の宅地について、被災宅地復旧支援事業や宅地耐震化推進事業などを活用して対策を打てないかとの御質問でございますが、まずはこれらの事業の概要について御説明をさせていただきます。

被災宅地復旧支援事業についてでございますが、本事業は平成28年熊本地震により被災した宅地の復旧に要する費用を、平成28年熊本地震復興基金の交付を受けて補助をする事業でございます。内容につきましては、熊本地震により被災した宅地をのり面の復旧工事や擁壁の復旧工事、地盤改良工事、住宅基礎の傾斜修復工事などにより工事を行った費用から50万円を控除した額に、3分の2を乗じた額が補助金額となりますが、対象事業の上限額が1,000万円となっておりますので、最大633万3,000円の補助を受けることができます。

次に、宅地耐震化推進事業についてでございますが、大地震時などにおける大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、国からの交付金を受けて市などが事業主体となり、造成宅地の変動予測調査及び滑動崩落防止対策を推進する事業となっております。内容につきましては、熊本地震により被災を受けた造成宅地で、盛土高さ2メートル以上かつ盛土上の家屋が2戸以上という要件がございます、復旧のための擁壁の新設やアンカー工などの工事費及びそれに必要な設計委託費が補助の対象となり、事業にかかわる費用の2分の1ずつを国と市がそれぞれ負担するというものでございます。

このように、被災宅地復旧支援事業及び宅地耐震化推進事業につきまして、いずれの事業も熊本地震により被災した宅地が補助の対象となりますので、これまでの経緯を考えますと熊本地震により被災した宅地であるということを証明することが難しいことから、先ほど総務部長も答弁しましたとおり、市として事業申請をするのは困難であると判断をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 熊本地震の被害の証明ができないということで、これは使えないということなので、こんなものもあるのかと思って提案したんですけど、それは非常に私としても残念なんですけど。今後とも、いろいろ私としてもどのような可能性があるかは勉強してはいきたいと思っております。この間、おとといは山本県議会議員に来てもらって一緒に担当課とお話をしたところなんですけど、私としても集团的にもいろいろ知恵を絞るようにしていきたいと思っております。

また、市のほうにも今後ともこれに向かっていただきたいと思うので、質問していきたい

と思うんですけど、市民の命を守るのは市の責任だと思います。このように市民から相談が持ちかけられている中、市は市民の思いに寄り添って引き続き解決策を探究していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうかということをお伺いします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

この事業に関しましては、住民の皆様のお気持ちは十分に理解しているところでございます。ただ、さきにも答弁いたしておりますように、市としましてできること、できないことがございますので、そこは御理解を賜りながら今後も住民の皆様のお話をお伺いし、何らかの改善策がないか、また今できる安全対策などソフト対策を含め対応してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思うし、私も市ともいろいろまた協議をしていきながら、どうかかできないか考えていきたいと思っております。

次は、先ほどは失礼しました、ちょっと飛ばしてしまった出水川の問題に戻ります。出水川が球磨川につながる樋門周辺の土地は、人吉市内でも球磨川に対する地盤が低いところとしてよく知られるところですが、近年は家屋の浸水までいくことはほとんどないようですが、周辺の畑地がよく冠水していることを聞いています。ハザードマップにおいて想定される浸水の深さは5メートル以上となっています。そのため家屋の浸水にまで及ぶことを恐れて、大雨のたびに私に電話がかかってきて私も何度か現場の様子を見に行きました。この出水川の冠水については、平成25年9月議会の会議録を見れば、人吉市も排水ポンプ場の設置の要望を行っていることがわかります。

そこで本年6月5日に行われた全国公害被害者総行動の中で、「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」が出した熊本県内の治水ダム問題についての要望の中に、「出水川に内水排水ポンプ場の建設がなされるよう、国が熊本県を支援すること」という要望を入れてもらいました。私はその要請行動には参加できませんでしたが、参加した人の報告によると、国土交通省の職員は、「内水排水ポンプ場は防災・安全交付金という国の制度を使えばお金が出る。県の職員も知っているはず。」と回答したそうです。

そこで、まず国の防災・安全交付金というのはどのような交付金であるかお伺いします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

国の防災・安全交付金とは、社会資本総合整備計画に基づく社会資本整備総合交付金の1つでございます。

最初に、社会資本整備総合交付金を御説明しますと、地方公共団体等が行う社会資本の整備とその他の取り組みを支援することにより、交通の安全確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び

向上を図る事業でございます。

次に、防災・安全交付金事業は、道路事業、河川事業、砂防事業など全部で15の事業がございます。この事業は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や事前防災・減災対策に取り組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援する事業でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今みたいな交付金の性質がわかりました。熊本県が出水川に内水排水ポンプ場を建設するなら、防災・安全交付金という今述べられた国の後ろ盾があることがわかりました。

この防災・安全交付金を活用して出水川に内水排水ポンプ場を建設するよう、再度県に要望すべきではないかということをお伺いします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

出水川は上流端の下林町から球磨川の合流地点でございます温泉町までの延長が900メートル、熊本県が管理をする球磨川水系の1級河川でございます。過去には球磨川の水位上昇に伴う内水面の被害が発生している状況でございました。現在は、国土交通省の支援により、大雨の際には仮設的に排水ポンプ車を設置していただき、内水を強制的に球磨川へ排水している状況でございまして、内水被害も軽減しているところでございます。

議員御指摘の県への要望に関しましては、先ほどの防災・安全交付金の河川事業を県から国に要望することになるかと存じます。この防災・安全交付金の河川事業は、事業メニューも複数ございます。出水川の被害状況の確認や河川事業における採択基準もございますので、市といたしましては、熊本県へ現状を踏まえて検討をお願いしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 確かに近年はなかなか冠水していませんけど、やはり今の現状だとどれだけ雨が、突然豪雨が来るかもわかりませんので、このような交付金をぜひ活用して、内水排水ポンプ場が建設されるように県と話を進めていただきたいと思います。

次の市道鬼木地内第2号線について質問していきます。ほかの地域から見れば余り危険性を感じないけれども、その地域に住み、毎日のようにそこを通っている住民にとっては、危険性を感じる道路というものもあるのではないのでしょうか。鬼木町を通る市道鬼木地内第2号線の田中クリニック前の交差点から、鬼木橋の区間もその1つだと思います。この区間が地元住民にそう感じさせるのは、この道路は車がやっと離合できるほどの幅しかないのに、車の交通量が多く、その中であって路面にでこぼこがあることです。

そこで、まず市道鬼木地内第2号線において、田中クリニックから鬼木橋の間の市道は、

道が狭いのに交通量が多いことを認識しているかお伺いします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

議員お尋ねになりました鬼木地内第2号線でございますが、起点が鬼木町公民館近くの鬼木橋で、終点が前田団地近くの国道445号に接続する箇所になります。全延長約620メートル、幅員は最小幅員で4.4メートル、最大幅員で7.9メートルでございます。田中クリニック様から鬼木橋までの区間延長が210メートル、幅員が最小幅員4.4メートル、最大幅員5.7メートルでございます。最も狭い部分につきましては、車両や自転車、歩行者の同時通行となると危険な状態になるかと思われまます。

また、交通量につきましては、交通量調査を実施しておりませんので実態は不明ですが、人吉インターチェンジへの抜け道として利用されている可能性や、高校、病院も近くにあることから他の路線より交通量が多いことは認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 他の路線より交通量が多いことや、道幅が狭いことは認識されていることがわかりました。それで、私が住んでいるところは、同じ鬼木町内でもこの市道より離れたところですが。しかし、この市道を改修してほしいという要望があることは耳にしています。

6月23日に鬼木町のグラウンド・ゴルフ大会がありましたが、その後の懇親会において、老人クラブの方々に囲まれて座ることになりました。ある方が「本村さん、田中クリニックから鬼木橋の間の道の舗装をきれいにしてもらおうよう市に言ってほしい。あそこは路面がでこぼこしていて、特に自転車が通るところに段差があるので、転倒するのではないかとよく感じる。とりわけ車の交通量が多いので転んだときに車にひかれるのではないかと心配だ。」と言われました。そうすると周りにおられた数名の方々も、そのとおり市に要望をしてほしいと言われました。そのとき、私もこの区間の危険性を多くの高齢者の方々が感じていることを知った次第です。

この鬼木地内第2号線において、田中クリニックから鬼木橋の間の市道の改修ができないかお伺いします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

市道鬼木地内第2号線の状況を確認しましたところ、議員がおっしゃいますとおり舗装面の亀裂、それと、下水道課で管理しておりますマンホール周辺及び下水道污水管路の埋設部分に段差が生じておりました。いずれも経年劣化によるものと思われまますが、段差による事故の発生も懸念されますので、詳細に現地調査を行い、危険箇所を把握し、道路管理者であります道路河川課と占用物件の管理者であります下水道課とで十分な協議を行いまして、補修をする方向で検討したいと思いまます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 補修する方向で検討していただくということで、やはり非常に高齢者の方々が危険を感じている道路であります。一刻も早く補修が進むようお願いいたします、私の質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時07分 休憩

午後4時23分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員、日本共産党の塩見寿子です。

今回の一般質問は3項目です。初めに災害対策で、宅地の崖崩れ災害の対策について質問をします。次に、難聴の方の補聴器購入助成で、日常生活に支障を来すような中等度の難聴の方にも補聴器購入の助成ができないか質問をし、最後に幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担の問題について質問します。

1項目めは、災害対策で、宅地の崖崩れ災害の対策を求める質問です。7月に大雨が降ったとき、矢黒町の市道に面した崖が崩れました。大きな石や土砂が市道に流れ出し、道をふさぎました。かなりの量が崩れ落ち、崖の部分の石や土がむき出しになっています。この崖崩れに対して、市はどのような対応をされたのでしょうか。お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

塩見議員御質問の箇所につきまして、去る7月13日の梅雨前線による大雨の影響によりまして、矢黒町の市道麓町矢黒線に隣接する一段高い場所ののり面が崩れ、道路に土砂が流入したものでございます。このため、車両や歩行者などが通行できない状況となっており、夜間でもあることから車両などが誤って進入しないよう通行どめの措置を当日速やかに行ったところでございます。翌朝になりまして、できるだけ早く通行を可能とし、市民の皆様の御不便を解消するため土砂の除去を業者に依頼をしたところでございます。その際、本箇所の土砂除去を行う前に、土地所有者の方と面会し、土砂が道路に流入している状況と早く通行可能としたいために市で土砂の除去を行わせていただきたいことなどを説明し、土地所有者の方の御了承を得た上で作業に取りかかり、当日中に通行が可能となったものでございます。

その後日になりますが、複数の関係者の方から道路上部の崩れた箇所の復旧工事について、市で対応できないか御相談があったところでございます。この件につきまして検討しました結果、個人で実施された巨石石積み箇所の復旧工事を市で対応することは難しいとお答えを

したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 通行どめや土砂除去の対策はされたということでした。ですが、1カ月たっても、そして2カ月になろうとしているのに現状はそのままです。崖がむき出しになっています。危険だから何らかの対策はできないかと市に要望しても、民地は所有者が管理する責任があるという回答でした。私も何度か担当課に相談しましたし、日本共産党の山本伸裕県議とも一緒に要望しました。私だけでなく同僚議員もこの件で要望されています。

私は近所を回って住民の方にお話をお聞きしました。「通勤のとき通っているが怖い。」「雨のときは遠回りになるが別の道を通っている。」「災害だから市は工事をしてくれんとうらやろうかと家族で話している。」「毎日通っているので対策をとってほしい。」「通れないと不便。」「娘が市役所に電話をしたら、市役所では対応できないと言われた。本当ですか。」この住民の声に何と答えるのでしょうか。また、所有者の方は「雨の降る日は崩れないかと気が気でない。しかし私有財産は自己責任と言われても、個人が容易には手を出せない。以前4カ所ほど崖の部分を市が工事をした形跡がある。安全対策として近所の方の安全を守るために、最低市道に面した部分の擁壁やフェンスなど土台部分の対策をしてもらえないだろうか、斜面を固めるとかは民地であり自分たちでします。」と話しておられます。

そこでお尋ねします。住民の声や所有者の声をお聞きになっているのでしょうか。この声に基づいて、具体的な対策をとるつもりはありませんか。お尋ねします。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

市として災害箇所具体的な対策を考えているのかとの御質問につきましては、まず、道路管理者の立場といたしまして、本箇所を通行される車両や歩行者などに対する仮設の措置としまして、落下してきた土砂などを受けとめる大型土のうなどを道路上に設置するよう対策を検討してまいりたいと存じます。

次に、このような道路に接する民地の災害復旧に対する対策でございますが、土地所有者が行う災害復旧工事について市から補助金などの助成措置などにつきましては、県内他市の状況などを調査し、助成措置の有無を確認した上で本市の財政規模・財政状況もございまして、また、限られた予算の中での調整が必要となりますので、これらを勘案し検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 仮設の措置として大型土のうの設置を検討したいというお答えでした。そして土地所有者の方が、工事をするのに対して助成措置ができないか、そういう他市の例も検討するというお話でした。

やはり、ほかの市は個人負担という原則はあるが、でもその個人だけの責任じゃない、それに任せていたらなかなか進まないということで、市としてもその何分の1かは助成するというそういう制度をつくっておられるんだと思います。つまり、全て所有者の責任ではなくて、市もそれを後押しするというスタンスです。

私が言いたいのは、何よりも大切なのは住民の命です。危険な崖が存在しており、住民からはどうかしてほしいという要望が出ているのですから、その要望に寄り添い、真摯に対策を具体化することが必要だと思います。市には住民の命を守る責務があります。このままでは崖が危険という判断があれば、市のほうから崖の所有者に対し、適切な対策をとるよう求めるべきではないかと思います。そして所有者の思いも受けとめて、親身になって解決策を考えたらどうでしょうか。まだ、そのような働きかけもないまま、協議のテーブルにもついていないことに問題があると私は思います。市民の命と安全のために、市ができることを真剣に検討して協議を始めることと、一刻も早く対策をとることを強く求めて1項目めの質問を終わります。

2項目めは、中等度の難聴の方の補聴器購入費の助成制度について質問してまいります。難聴の方への支援について取り上げるきっかけとなったのは、市民の方からの声です。「老人クラブの例会で、何さま補聴器が高かという話題になった。耳が遠くなっても補聴器が高すぎて年金暮らしでは手が出ない。けがや病気の痛みと違って、耳が悪いのは辛抱できると、不自由だけど我慢している人は多いのではないか。聞こえの悪い人には補聴器は必需品と思うけど、いざ自分が必要となったときに買えるかどうかわからない。私も辛抱するんじゃないかと思う。」そんな話をされました。

それではまず、現行の補聴器の購入に対する公的な助成制度はどうなっているかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

本市の補聴器購入に関する補助制度の状況についてでございますが、対象者の方々に対しまして障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度として助成を行っております。

制度の概要といたしまして、聴覚の状態により身体障がい者としての認定を受けて、障害者手帳を交付された方の補聴器の購入に係る費用のうち、原則9割を国及び県、市町村で負担するものでございます。また、難聴児に対する助成といたしましては、難聴児補聴器購入助成事業がございます。これは身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児の補聴器を購入する費用の一部を助成することにより、言語の獲得及びコミュニケーション能力向上を促進し、福祉の増進に資することを目的としているものでございます。対象は18歳未満の児童でございまして、市内に住所を有していること、また両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳交付の対象者とならないこと、医師の判断により補聴器が装着されることで言語の取得等に一定の効果が期待できることなどがございます。

なお、交付対象児の保護者の属する世帯の課税状況によりまして、助成金は受けられない場合がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 障害者総合支援法の補装具費支給制度として助成があるということでした。その対象者は、身体障がい者として障害者手帳を交付された方、これは聴覚障害6級以上で身体障害者手帳が交付された方で、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方に9割の補助がされるという制度です。また、難聴児補聴器購入制度事業もあるとのことでした。

一方、WHO（世界保健機関）は、41デシベルからの補聴器使用について推奨しています。この41デシベル、いわゆる中等度難聴の方への補聴器購入の助成制度はどうなっているでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、難聴の度をあらわします単位について御説明いたしますと、通常はデシベルという単位であらわされております。先ほどお答えいたしました補聴器の購入に対する助成制度につきましては、聴力レベル70デシベル以上の身体障害者手帳をお持ちの方と、難聴児に対するものでございまして、先ほど議員がおっしゃられましたWHO（世界保健機関）が、補聴器の使用を推奨する聴力レベル41デシベルから70デシベル未満の難聴の方に対する助成は実施していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 41デシベルから70デシベル未満の方へは、そういう補聴器の購入への助成は行っていないというお答えでした。ということは、70デシベル以上になる、つまり身体障害者手帳の対象になるまでは、自費で補聴器を購入するしかないということになります。先ほどからデシベルという言葉が出ています。ここで70デシベル及び41デシベルの聞こえ方はどなんぐあいなのか、わかりやすく説明してください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

難聴の程度、聴力レベルのことでございますけれども、4段階でございまして、聴力レベルが25デシベル以上40デシベル未満の軽度難聴は、小さな音や騒音がある中での会話の聞き取り間違いや、聞きとりにくさを感じる程度でございます。

次に、お尋ねの41デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴につきましては、普通の大きさでの会話の聞き間違いや、聞きとりにくさを感じる程度で、41デシベルはこの中等度難聴に相当するようでございます。

3番目に、段階の70デシベル以上90デシベル未満の高度難聴は、非常に大きい声か補聴器を装用しないと会話が聞こえない、聞こえても聞き取りに限界がある程度でございまして、

70デシベルはこの高度難聴に相当するようでございます。

最後の段階の90デシベル以上の重度難聴になりますと、補聴器を装用しても聞き取れないことが多くあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 70デシベルというのは一般に高度難聴と言われ、耳元で大きな声で話さないと聞き取れない。これは40センチ以上離れると会話が理解できないというレベルです。相当に重度な難聴、高度な難聴に限定して、現在の支給制度があります。41デシベルというと中等度難聴と言われ、普通の大きさの会話での聞き違いや聞きとりにくさを感じるレベルということです。

このような中等度の41デシベルでなぜWHO（世界保健機関）は、補聴器をつけたほうが良いと推奨しているのでしょうか。その理由をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

聴力レベル41デシベルで補聴器を推奨する根拠につきまして、WHOでは41デシベルから福祉サービスを必要とする聴覚障害と位置づけておりまして、また日本聴覚医学会でも中等度難聴者とどちらも40デシベルを超える場合に、補聴器の使用を推奨しているようございます。その理由といたしまして、41デシベルという状態は先ほどの繰り返しになりますけれども、普通の声の大きさを会話をしていて聞き間違いや、聞きとりにくさを感じる状況にあるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） WHOが福祉サービスを必要とする聴覚障害と位置づけていることから、あるいは日本聴覚医学会も補聴器の使用を推奨しているからという御説明でした。普通の声の大きさを聞きとりにくい、そういうレベルが聴覚障害と位置づけてあります。

私が調べたところでは、そのレベルを放っておくとさらにひどくなるということです。そのままにしておくともう認識できないことがふえていく。ですから、この段階から補聴器をつけたほうが音の認識が保てるということであり、41デシベル以上からつけるべきだとWHOが言っているのはそういう意味からです。

ここで、市民の声を紹介します。80代の女性の方です。「人が話していても何を話しているのかわからない。でもわかったような相づちを打つ。講演を聞きに行っても内容が聞き取れない。会場でみんなが笑ったとき、自分を取り残されたような気になる。そんな聞こえない人は多いんじゃないか。去年耳鼻科に行ったが、補聴器は40万円すると言われて高く買えなかった。」70代の男性です。「聞き取れないとストレスになる。いちいち聞き返すのも面倒だ。会議などに出て、小さな声だったらわからないので困る。家族との会話で話の内容

がわからないまま返事をして、後で聞こえとっとねとけんかになることもある。認知症が心配で補聴器を買った。近所には聞こえが悪くなって付き合いが悪くなり、家に閉じこもってひきこもりになった人がいる。」

このような困りごとをお持ちの方は多いのではないのでしょうか。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合の出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障がいが起こるとされています。さらに難聴は認知症のリスクにつながると言われています。

そこで、難聴は認知症のリスクにつながるという認識をお持ちでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員が今おっしゃられましたように、難聴が認知症の危険因子である可能性が指摘されておりますことから、厚生労働省におきましては、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防を検証するための研究を、日本医療研究開発機構において平成30年度から開始されているようございまして、そのような議論や研究がなされていることは認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 国のほうでも厚生労働省のほうでも、平成30年度から補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知症予防効果を検証するための研究が始まっているそうです。認知症予防の国際会議では、認知症の修正可能な9つのリスク要因の1つに、難聴が挙げられ、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながると指摘されています。さらに、厚労省の介護予防マニュアルでは、高齢者のひきこもりの原因の1つに聴力の低下を挙げて対策を求めています。しかし、実際はどうでしょう。現在難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないという日本補聴器工業会の推計もあります。

その理由の1つが補聴器の価格です。補聴器は3万円から30万円以上のものもあり、購入価格平均で1台15万円、価格が高すぎるとの声が多くあります。この補聴器の給付そして購入助成など難聴者の支援については、国による公的な支援を求めることが本来必要だと思います。しかし、国による対策を待つだけでなく独自に補助を実施する自治体も生まれています。

そこでお尋ねします。全国で障害者手帳を持たない高齢者の補聴器購入の助成制度を実施している自治体はいくつあるのか、わかる範囲で教えてください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

中等度難聴者の補聴器購入に対する助成制度につきましては、調査をいたしましたところ、全国的には20の自治体で行われているようございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 全国で20の自治体が補助を実施していることがわかりました。助成額、対象年齢とともに、住民税非課税世帯や住民税非課税の人など、所得制限があるところ、全く所得制限がないところなど、補助の内容は地域の運動や事情、自治体の財政力によってさまざまです。助成金でなく現物支給、つまり補聴器を支給しているところもあるようです。

福岡県田川市では、住民税が均等割のみの世帯で聴力が50デシベル以上70デシベル未満の方を対象に、補聴器購入に購入費の2分の1を上限に、2万1,500円を上限に助成をしています。田川市に問い合わせをしたら、田川市は炭鉱町で低所得の方が多い。平成19年に低所得の方の社会参加事業を取り組んだとき、メガネの購入助成と補聴器購入助成が始まったそうです。メガネの購入助成はなくなったけれど、補聴器購入助成は継続している。病院の証明書が必要で年間5件ぐらいの利用があるということでした。

静岡県長泉町は、所得要件はなく聴力が50デシベル以上70デシベル未満の方を対象に、購入費の2分の1、3万円を上限に助成をしています。平成24年に高齢者福祉で何か事業はできないかと協議をして、医師会の意見も参考にして障害者手帳がない人にも補聴器購入助成をということで始まったそうです。平成25年度初年度には29件の利用があったが、大体年に10件前後の実績とのことでした。

最後に、市長にお聞きします。難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にし、家族や社会からも孤立して生活の質を落とす大きな原因になります。生きる意欲さえ低下させることもあります。また最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。補聴器をさらに普及させることで、高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健康に暮らすことができ、うつ病や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。そこで、本市でも障害者手帳を持たない中等度の難聴者に対して補聴器購入の助成制度をつくるお考えはありませんか。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

手帳を持っておられない中等度難聴者に対する補聴器購入助成制度についてでございますが、難聴は日常生活や仕事の支障となるばかりでなく、先ほど部長が答弁いたしましたように、近年は難聴が健康に及ぼすさまざまな影響についても研究が開始されているようでございます。こうした中で早目に補聴器を使って難聴に対処することの有用性がさまざまな場面で取り上げられておりまして、本市でも、身体障害者手帳の交付対象ではない難聴児に対しての購入費助成に取り組んでいるところでございます。

議員御質問の手帳をお持ちでない中等度難聴者に対しての補聴器購入につきましては、先行自治体があることから、全国の動向には今後も注視してまいります。現時点では大変厳しい状況であるというふうに捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 市長は、難聴の影響、そして補聴器使用の有用性をお認めになりました。誰もが長生きをすれば高齢者になり、中等度難聴者になる可能性はあります。そんな中等度難聴者に対してどんな支援ができるか、真剣に調査をして検討をしていただきたいと思っています。

先ほど紹介した田川市の予算は11万円、長泉町の予算は36万円とお聞きしました。大変難しい、本市ではすることは困難だというところの言葉の裏には、行財政健全化計画があると思います。行財政健全化計画を持ち出してまで、補聴器の助成ができない理由にはならないと私は思います。市庁舎建設の予算は事業費も減らさず優先的に確保する一方、市民の暮らし・福祉に関する要求は健全化計画ということで犠牲にする、このような市長の政治姿勢は私は納得できません。このことを申し上げて2項目めの質問を終わります。

最後は、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担についての質問です。10月から幼児教育・保育の無償化が実施されますが、保育園給食費負担の取り扱いが焦点になっています。副食材料費、国基準で月額4,500円は、公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。国は無償化に伴い年収360万円以下の世帯を免除対象としましたが、年収360万円を超える世帯にとっては新たな負担となります。無償化と言いながら保育料をゼロにするのではなく、副食費は徴収するというのは看板に偽りありではないでしょうか。

これに対して、自治体独自の負担軽減の対応が広がっています。秋田県では保護者の負担を軽減しようと、世帯年収に応じて月額4,500円を上限に助成する「すこやか子育て支援事業」を6月議会で定めています。そして、秋田県横手市ではさらに独自助成を上乗せして、全ての世帯の副食費を無料にする補正予算案を9月議会に提案しています。熊本県では、宇城市が保育園・幼稚園児の副食費を全額負担する方針を固めたという新聞の報道がありました。

そこで、無償化に伴い独自の取り組みとして副食費への補助を行う自治体がありますが、本市の対応はどうするのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今回の幼児教育・保育無償化につきましては、施設利用料が無償化の対象となりますので、これまで保育料の一部としてお支払いいただいていた副食費が残る形となりまして、今後も保護者の負担となるところでございます。ただし、国の制度によりまして、これまで保育料が無償となっておられた子供、例えば、生活保護世帯や市民税所得割額が一定基準以下の世帯、ひとり親世帯の第2子以降の子供及び多子世帯軽減による第3子以降の子供に関しましては、副食費が免除となりまして結果的に負担がふえることはございません。さらに先ほど議員のほうからも御紹介がございましたけれども、年収360万円未満相当の世帯に関しましては、今回の制度により第1子から副食費が免除されますので、負担軽減の範囲はさらに拡

大されるということになっています。

熊本県の動きといたしましては、国の制度で免除とならない熊本県多子世帯子育て支援事業対象者、これは18歳未満の子が3人以上いる世帯の第3子以降の全てのお子様につきましての副食費に対しまして、2分の1を補助する予算を9月県議会に上程されました。本市も足並みをそろえる形で、2分の1を補助する予算を本議会へ上程させていただいたところでございます。

今述べました副食費免除の対象となる子供さん以外の支援といたしまして、議員から御紹介をいただきましたとおり、独自の施策として副食費の一部補助、また全額補助といった支援制度を行う予定の自治体があることは把握しているところでございます。本市といたしましては、まずは、県の多子世帯子育て支援事業対象者への補助を行い、これまでと同様に多子世帯への支援を継続してまいりたいと存じます。なお、副食費への一部補助または全額補助といった支援につきましては、現在の財政状況を考えますと非常に厳しい状況であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 一部補助や全額補助、これは財政状況から見ても困難であるという回答でした。財源問題が出てくるとは思っていたのですが、実は、無償化によって不用となる自治体独自の保育料軽減財源があるのではありませんか。無償化によって市の財源が軽減されるその額は、一体どれくらいになるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

内閣府の都道府県等説明会資料またはこれまで県が実施しました無償化に伴う説明会によりますと、無償化に伴う財政負担として今年度に限り国が全額国費で負担し、次年度以降は国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担割合となるところでございます。

まず、最初に御説明させていただきますと、今回の幼児教育・保育無償化では、保護者の負担が軽減されるということで、市が負担している一般財源分が将来にわたって軽減されるかにつきましては、まだまだ不透明なところがございます。今年度に限って申し上げますと、この負担の根拠となる保育料が、各自治体の単独で軽減した後の保育料ではなく、国基準の額で算定をいたしますことから、国基準と本市が軽減をしております保育料との差額分につきましては、市が軽減のために継ぎ足しております一般財源負担分が一部軽くなると見込まれているところでございます。

では、御質問の実際にどのくらいの負担軽減になるのかというところでございますけれども、今年度は国が全額負担するため、10月から半年分でございますが約4,700万円、次年度以降につきましては、市が4分の1を負担する予定となっておりますけれども、公費負担につきましては、まだ不確定な部分がございます。負担軽減額につきましては、予想ができません。

いところでございます。

なお、今年度国の交付予算総額は2,349億円でございますので、その金額を全国各自治体における地方負担額相当額により案分した額が臨時交付金として配分されることになっておりまして、市の負担額が本当に算定上の軽減となるかは、まだまだ不透明なところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 今年度に限り国は全額をみると。来年度からはもう一つ不透明だということですが、今年度の10月からの半年分で約4,700万円軽減されるとわかりました。政府は、国は5月30日の自治体向け説明会で、この財源に言及して副食材料費の実費徴収に伴う負担増への対応を求めているのではないのでしょうか。この軽減された財源がどのように使われるか、大変注目されるところです。7月31日に保育園連盟と厚生委員会との意見交換会がありました。そこで保育園連盟から出された意見書には、軽減された予算で就学前の子供たちのさらなる環境改善を要望されていました。紹介しますと、小中学校と同じく給食費1,000円補助、給食費の滞納者に対する対応、軽度障害児に対する対応の改善、新規事業、5歳児健診の完全実施、療育相談員の増員の6点です。

そこでお尋ねします。保育園連盟からも軽減された財源で給食費1,000円補助について要望があります。この要望に応えることはできないのでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

1回目の御質問で御答弁させていただきましたとおり、副食費への一部補助また全額補助といった支援につきましては、2回目の答弁でも述べさせていただきましたように幼児教育・保育の無償化に伴う市の一般財源負担減が予測できない状況を考慮いたしますと、全体的な事業見直しなどを図らなければ、現時点での実施は非常に厳しいものであると認識しております。

9月3日の全員協議会で御説明いたしました行財政健全化計画にも記載しておりますとおり、児童福祉に要する経費を含む扶助費が非常に高い状況が続いている状況からも、今回の無償化に伴う財政負担の軽減が図られた場合につきましても、平成30年12月28日の関係閣僚合意、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針で国が示していますように、次世代へのつげが回らないようこれまでの財政負担へ充てる活用など、全体的な視野に立って判断をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君） 今の答弁をお聞きして、行財政健全化計画の影響がここにも出ていますと受けとめました。行財政健全化計画がなければ、先ほどの軽減された財源を宇城市のよう

に、給食費の負担軽減に充てることができたのではないかと思います。財政健全化の名のもとに、人吉市では市民の暮らしに密着した補助金の見直しが進められようとしていると強く感じました。

地方自治体の一番の役割は、市民の暮らしを守ることであり、そのための財源は優先的に確保すべきである。それより庁舎の財源を確保するのは全く逆立ちした考え方だと指摘し、質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時10分 休憩

午後 5 時24分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の犬童利夫です。きょう初めに6番目ということで、挨拶の中でこんばんはと言わなければならないのかなと時間帯もちよっと想定して来たんですけども、きのうよりも幾分早いようでございますので、さっといきたいと思います。よろしく願いいたします。一般質問も2日目、本日6番目ということで大変お疲れとは存じますけれども、今しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

一昨日台風15号が首都圏を直撃し、3人の方が亡くなられ十数名の方が負傷されています。また交通機関も乱れ、270万人以上の方に影響したとのことでございます。送電線の鉄塔や電柱が倒壊するなどして、約93万戸が停電し、その停電により熱中症の疑いで2名の方が亡くなられたという報道がされておりました。

また、記録的な大雨に見舞われました佐賀県では、8月29日市街地に取り残された住民の救助やポンプによる排水作業が報道されておりました。武雄市では29日早朝、浸水した住宅から高齢者と見られる女性の遺体が発見されたとのことでございます。この大雨の災害で、福岡県を含め3名の方が亡くなられました。行方不明の方もおられるとのことでございます。

この大雨や台風災害で犠牲になられました方々の御家族に心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、この災害により被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、安心・安全な生活と一日も早い復旧・復興が進みますようお祈り申し上げます。そして、市民の皆様には大変な心労もあったのではなかろうかと思うところでございます。御慰労を申し上げます。

また、消防庁長官から要請を受け、熊本県消防緊急消防援助隊が編成され、城南ブロック隊に所属する人吉下球磨消防組合から3隊9人を含む県下40隊130人の隊員が、佐賀県の現場で救急や救助、情報収集の活動をされたことが報道されました。大変な御苦勞に感謝と御

慰労を申し上げます。大変お疲れさまでございました。

それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。今回は2項目通告しております。1項目めが熊本県消防力強化推進計画についてでございます。2項目めが浄化槽法の一部を改正する法律についてでございます。2項目めの浄化槽法の一部を改正する法律についてでございますけれども、議長の許可をいただきましたので通告要旨の順番を変えて浄化槽の特性等について質問を行い、その後、改正の背景と概要について質問させていただきたいと思いますので、訂正方よろしくお願いたします。

まず、1項目めですが、熊本県消防力強化推進計画について、通告書の要旨に沿って質問させていただきます。熊本県消防保安課によりますと、本年2月に熊本県内全45市町村と12消防本部・消防局から意見を聞き、約6割が財政負担の軽減や市町村の枠を超えた災害対応などを理由に一本部体制が必要と回答され、これを受け県内一元化を検討するとの新聞の報道がありました。大規模多様化する災害の対応だけでなく、財政面や人員面など各消防本部が抱える課題もあり、計画の内容なども含めまして注目しているところでもございます。その広域化の取り組みにつきましては、十数年前から全国的に進められており、熊本県でも計画検討がなされてきたところがございますけれども、これまでの取り組みと経緯についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

消防の広域化について、これまでの取り組みと経緯を御説明いたします。消防の広域化につきましては出動態勢や車両等の確保に限界があることから、平成6年に全国的に消防の広域化が進められました。その後、平成18年に市町村の消防の広域化に関する基本指針が告示され、熊本県においては4ブロックに分割し、広域化を進めてきたところがございます。人吉を含む城南ブロックにおいては、平成21年に城南ブロック消防広域化協議会を設置し、関係市町村長等との関係者による協議を重ねてこられたところがございますが、平成24年10月に広域化によるメリットを見出せないとの理由で、複数の自治体が脱退を表明され、結果的に足並みがそろわなくなり解散となっております。

その後平成25年には、人吉球磨地域消防力強化検討会が設置をされ、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合、県、10市町村によるこの人吉球磨地域の消防体制強化に関する協議がなされたところがございますが、救急態勢の低下や通信体制の整備など検討課題が多く、実現には至らない結果となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今これまでの経緯について御説明いただきましたけれども、メリットが見出せなかったということで、実現には至らなかったという答弁でありましたけれども、近年大地震あるいは局地的な豪雨や大型化する風水害など大規模な災害が頻発しております。

熊本県でも県内の活断層帯、人吉球磨では人吉盆地南縁断層帯による地震の発生の可能性などが指摘されておりますが、そのような中、「熊本県消防力強化推進計画」がなされております。その目的と必要性についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

県の消防力強化推進計画案について、その目的と必要性を御説明いたします。経緯でも若干触れましたが、小規模な消防本部においては限られた職員数による出動態勢、車両や資機材、専門的な要員の確保など適正な活動に限界があること、また財政的な運営の厳しさなど数多くの課題が挙げられております。また、大規模化・激甚化する災害の頻発や少子高齢化の進展による救急需要の増大も懸念されており、引き続き住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

この計画案では、スケールメリットを生かした常備消防の効率化・合理化により、現場要員の増強や専任化、施設設備の高度化等を進めることで質の高い消防サービスを提供できる体制の確立を図ることを目的といたしております。当然ながら、スケールメリットにより各市町村の財政的な負担も軽減するものと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 済みません、訂正をちょっとお願いいたします。今の質問で「熊本県消防力強化推進計画案」と言わなければならないところを、「熊本県消防力強化推進計画」と言ってしまいました。案に訂正方お願いしたいと思います。

今、スケールメリットを生かした災害対応の体制を図ることを目的とされ、各市町村の財政的な負担軽減にもつながるということでございました。

次に入りますが、熊本県内の人口減少や高齢化などから見た県内の消防の現況と、本市の現況並びに将来の見通しなどについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

県内の消防の現況と将来の見通しについてお答えいたします。現在県内では12の消防本部がございます。しかしながら、それぞれ規模や職員数、資機材などの消防力は異なっております。管轄人口で見ますと70万人を超える規模の消防本部が1つ、10万人以上20万人未満の規模が5つ、10万人未満の小規模が半数の6つとなっております。また、消防力の実情といたしましては、国が定める消防力の整備指針に基づく職員数の基準と実員数で比較いたしますと、全国平均が77%に対し、県平均は72%となっております。人吉下球磨消防組合においても71%と全国平均を6%近く下回り、消防や救急、通信指令など各種業務を兼務している状況となっております。

次に、将来の見通しにつきまして、東日本大震災や熊本地震により常備消防や消防団への被害の発生など多くの課題を残しております。また、南海トラフを震源とする大地震の発生

も高確率で予想されております。さらには近年多発する風水害などの自然災害や大規模火災、特殊災害など複雑多様化する災害への対応が懸念をされております。人口減少高齢化の進展による救急需要の増大について、国立社会保障・人口問題研究所の結果によりますと、平成27年国勢調査178万6,000人と比較いたしますと、県の30年後の——これは2045年の人口予測では、144万人で、約2割減少すると予測されております。65歳以上の高齢化率につきましても、平成27年国勢調査時は28.8%で、30年後、2045年には37.1%となっております。人吉市におきましては、2045年の人口予測で見ると2万1,632人、高齢化率で見ると46.6%とさらに深刻な数値となっております。

今後人口減少が進むことで令和7年、2025年には、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が6本部から8本部にふえる予測が出ております。さらに高齢化により救急需要も増大し、即応体制の確保にも支障が生じることが懸念されております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今答弁いただきましたけれども、県内の人口も30年後には2割減少すると予想されているとのことをごさしました。本市におきましても、2045年の人口予測では2万1,600人強で、高齢化率も46.6%になる深刻な数値が示されているとのことでありました。また、県内全体を見ても10万人以下の、今消防組合が組織しております組合もかなりふえるということで、県下全域で深刻な問題であろうかと思えます。

そのような中、熊本県が目指す消防の体制について全域で広域化を目指す構想であるのか。また、消防指令センターの共同運用なども視野に入れた計画がなされるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在県が示している計画案では、本県消防の目指す姿として県下全域を視野に入れた消防力を確保することや県下の消防力を結集し、人員配置などを効率的に行いながら、資機材の整備充実など、最大限のスケールメリットを生かして消防体制の強化を図ることが望ましいとされております。

県が平成31年2月に各市町村消防本部に対し実施した、推進計画方針案の意見照会においても、県下1本部体制が必要であるとの意見が多く示されていますことから、県下1本部体制を将来の目指す姿として位置づけられております。また、消防の広域化には時間を要すること、さらには各消防本部において整備・維持のための経費、要員の確保などの負担も大きいことからスケールメリットを追求するため、消防指令センターの全県一区での共同運用についても計画案に位置づけられているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 目指す姿としては、県下1本部体制を将来の目指す姿として位置づけられており、消防指令センターについても、県全域で共同運用についても検討されるという答弁であったと思います。

次に、広域化を進める上で消防団、市町村並びに医療機関関係の連携や連絡体制など重要になってくると思っております。地域に密着した体制が望まれると思っておりますが、市町村、消防団など関係機関の連携に関する具体的な方策等についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在検討されております消防広域化の対象は常備消防とされており、消防団につきましては、これまでどおり各市町村の組織として市町村に設置することとなっております。

御質問の関係機関との連携につきましては、県の計画案における関係機関として消防団、医療機関、防火・防災関係団体などが挙げられており、特に消火活動においては消防団、救急活動であれば医療機関など日常的に密接にかかわっております。広域化することでより広範囲を管轄することになりますが、それぞれとの関係が希薄化しないよう連携を密にする必要がございます。

具体的には、管轄する複数の消防団長の中から連絡調整担当の団長を設ける、当該区域における消防署等との定例的な連絡会議の開催、地域メディカルコントロール体制の再整備、救急救命士再教育などと絡めた病院実習の充実などを想定されております。

いずれにいたしましても、広域化することで関係が希薄化することがないよう、むしろ密接に連携するためにもこれまで以上の取り組みが必要であろうと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 関係機関と密接に連携するためにも、これまで以上の取り組みが必要であると答弁をいただきました。市町村や関係機関の理解と何よりも住民の方の理解が必要であると思っております。

今後、消防力強化を推進するため学識経験者や市町村、消防など関係機関で協議される新しい組織などの設置が計画されているのかお尋ねします。また、関係機関や住民の方々への周知と、今後の検討会などのスケジュール等についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

広域化推進に伴う組織体制についてでございますが、昨年11月に市長会、町村長会代表など行政関係者や議会関係者、医療機関、学識経験者などで構成されます熊本県消防力強化検討委員会が県において設置され、今月9日——これは一昨日でございますけれども、検討委員会が開催され、計画最終案をまとめられたようでございます。しかしながら、まだ正式に市町村へ計画最終案に関する県からの報告がまだありませんので、今後のスケジュールについて現在わかっている段階でのお答えになりますことを御了承お願いしたいと存じま

す。

昨年、市町村の消防の広域化に関する基本指針が一部改正され、推進期間が令和6年、2024年4月1日まで6年間延長をされております。県によりますと、今後、県、市町村代表、消防本部等の実務者レベルで構成される広域化検討会及び連絡協力推進検討会が設置され、調査・検討を行うとのこととございます。

こうした検討を進め、広域化や連携協力の方向性が定まった後、市町村長の代表者から構成されます協議会の開催を予定されているとのこととございます。住民、関係機関への周知につきましては、計画案によりますと広域化が具体化するまでの間、消防力強化の必要性や理解促進のための情報提供を行うとされております。また、さまざまな取り組みが具体化していく段階で、メリットやデメリットも含めたより具体的な広報を行うとされております。

本市におきましても、今後実務者レベルでの検討が始まれば、協議内容等につきまして消防団を初め、防災団体等への周知に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今部長から答弁をいただきましたけれども、今部長の答弁の中で9日に検討会が開催されたことを紹介されましたけれども、昨日10日の新聞でそのことがちょっと報道されておりました。それによりますと、県は9日、県消防力強化検討委員会で推進計画の最終案をまとめたということが報道されておりました。それによりますと、9月中に消防と市町村担当者による検討会を設置し、2020年度までに経費分担や消防団の連携などについて協議し課題を整理するとのこととございました。また、2021年度以降に消防と市町村による協議を始める考えで、これから本格的に市町村長の協議が始まるんだろうと思いますけれども、2021年以降に計画をするとのこととございました。具体的な実現の期限については定めていないということとございました。

また、先ほど県下1本部体制ということで説明もありましたけれども、この1本部体制の過程の中で一部自治体で自主的に広域化の検討が進んだ場合には、過渡的な体制として編成や統合を支援する方針も盛り込むことが提示されたということで、委員会では了承されたということが報道されておりました。本年度から担当者によるいろいろな検討をされると思いますが、広域化の前提は何と言っても先ほど部長から答弁もいただいておりますように、平等な住民サービスの向上にあると思います。そのことが住民の方々の理解につながるものと思っております。関係機関や住民の方々の理解をいただくために、説明や広報による周知などよろしくお願ひしたいと思ひます。

住民にとって大規模災害などに初期の段階で人あるいは機械を投入して、人命救助のための初動態勢が重要であり、そのためには広域化が有用であると思っております。今回、熊本県は県内を一元化として県下1本部体制とする方針を盛り込んだ県消防力強化推進計画案の

素案が公表されています。平成27年6月定例会で松岡市長就任当時、消防力の強化についてお尋ねしたところでもありますが、改めて消防の広域化について連携なども含めましてその必要性あるいは市長の考えなどについてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

常備消防の広域化につきましては、先ほどの総務部長の答弁にもありましたとおり、これまで関係自治体の首長を交えた議論が重ねられております。しかしながら、さまざまな要因があり、結果としてはいずれも白紙の状態となっています。消防の広域化によるメリットについて単純に経費的に見ますと、車両や設備購入の経費、保守点検などの維持費などの経費の削減が図られると思います。しかしながら、第一に優先すべきは地域住民の安全・安心の確保であると思います。適正な人員、資機材、装備品を満たし、あらゆることを想定し、厳しい訓練を受けた消防職員の有事の際の迅速な活動が、地域における安全・安心につながるものと考えます。

近年、全国各地で発生している災害については、局地的に大規模化する傾向にあります。また人吉市に限らず、全国的に人口減少が加速しています。高齢化も進み、救急件数の増加や頻発する災害対応など、現在の人員では対応できない事態だけは避けなければなりません。今後の人口減少、高齢化など消防を取り巻く環境を考慮しますと、消防広域化は、地域の防災力の強化につながる有効な手段と存じております。

今後は、県や自治体の動向に注視し、関係自治体と連携を深め、協力できる部分はぜひ協力していきたいと考えております。また、当然ながらこれまで以上に常備消防と消防団が協力して補いながら、住民の負託に応えていくことを期待しています。消防組合議会でもたび重なる議論がなされております。今後実務者レベルや首長レベルでの協議も進められると思います。消防組合管理者等の会議でこの問題は今後も協議していきたいと思っておりますし、その経過につきましては、折を見て議員の皆様へも御報告させていただきたく存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 広域化については消防力の強化につながるということで推進したいということで答弁いただきました。安心・安全の確保が第一ということでありました。

近年、地震や大雨などの自然災害が多発する中で、地域における住民の方の不安は高まってきています。今日の地域住民の最大の関心事は、先ほど市長が述べられたように、安心・安全な生活であろうかと思っております。人吉球磨のリーダーシップをとっていただき、人吉球磨全体の方向性を人吉市が中心となって進めていただきたいと思いますところがございます。今後さらなる消防力の充実強化に向けて取り組んでいただきますようお願いいたしまして、熊本県消防力推進計画についての質問を終わります。

次に、浄化槽法の一部を改正する法律についてでございます。下水道が整備されていない

地域で、台所や風呂場などの生活排水をまとめて処理する合併浄化槽の整備や、浄化槽の管理を強化するための改正浄化槽法が可決成立したことが報道されていました。

そこで、浄化槽の現状についてお尋ねいたします。浄化槽は、污水处理施設として下水道とともに水環境のため重要なインフラ施設であると思っています。本市の場合、下水道処理区域外では浄化槽により処理することになると思いますが、浄化槽の特性と単独浄化槽から合併浄化槽への転換の必要性についてお尋ねいたします。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

まず、浄化槽について御説明をさせていただきたいと思います。浄化槽は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の2種類がございます。単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを浄水処理し、台所や洗濯、風呂などから流す生活排水はそのまま河川、水路などに流れるものでございます。一方、合併処理浄化槽は、トイレ、台所も含め全ての生活排水を浄水処理するものでございます。これにより単独処理浄化槽を合併処理浄化槽と比較しますと、単独処理浄化槽の水質汚濁度は、合併処理浄化槽の約8倍と言われております。

このような背景から浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の新規設置は禁止され、既存のものは合併処理浄化槽への転換に努めることとされております。

次に、浄化槽の特性とはとの御質問でございましたが、ここでは合併処理浄化槽の特性としてお答えさせていただきたいと思います。合併処理浄化槽の主な特性でございますが、1点目に微生物の浄化機能により、公共下水道並みの排水処理ができる。2点目に軽自動車1台程度——約4平方メートルぐらいのスペースですが、小さなスペースに設置ができ、工事期間も約10日間程度と短いことが挙げられます。そして3点目が、1戸ごとの設置のため長い管渠——つまり下水道管でございしますが、これが不要で地震などの災害に強いということが挙げられます。以上、3点の合併処理浄化槽の特性でございます。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性につきましては、生活環境の改善や河川の水質保全、快適な市民生活の実現を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要と考え、現在、本市におきましても積極的に推進しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今、合併処理浄化槽について詳しく特性などについて説明いただきました。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を積極的に推進しているということで現状も答弁いただきました。浄化槽に関する文献によりますと、単独処理浄化槽は衛生的な生活環境を実現するため、トイレの水洗化を目的として高度成長期から急激に普及したとのことでございました。現在も全国的には数多く存在しているようでございます。

次に、転換の手続と補助制度についてでございますが、くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換手続に係る本市の現行の補助制度の内容についてと、これまでの実績

そして過去3年間の推移についてお尋ねいたします。また、浄化槽設置補助制度について市民向けの広報紙によりますと、たとえ下水道認可区域であっても市長が必要と認める場合には、浄化槽設置に補助制度が活用できるとのことでありましたが、どのような場所であるのかお尋ねいたします。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換手続きにつきましては、浄化槽設置届出書の提出や補助金交付を希望される場合、各種申請手続の必要がございます。

次に、本市の現行補助制度の内容でございますが、合併処理浄化槽の新設及びくみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換におきましても、補助金を交付しておりまして、浄化槽の規模、大きさに応じた補助額が33万2,000円から最高54万8,000円まででございます。また、単独処理浄化槽を撤去する場合の加算は9万円でございます。以上の財源につきましては、国・県・市がそれぞれ3分の1の負担となっているところでございます。

また、これに加え本市単独の上乗せ補助制度として、くみ取り及び単独処理浄化槽からの転換に対する補助や、市内工事業者施工に対する補助がそれぞれ5万円ございます。その他に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合、熊本県浄化槽協会からも5万円の助成金等もあるところでございます。

続きまして、これまでの浄化槽設置補助の実績でございますが、補助事業を開始した平成2年度から昨年度までに752基に対して補助を行っておりまして、直近過去3年間におきましては平成28年度が18基、平成29年度が21基、平成30年度に23基に補助を実施しております。この直近3カ年のうち単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、62基のうち4基でございました。この浄化槽補助制度につきましては、設置箇所が下水道認可区域であって、下水道の未整備地区に対しましても補助対象としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今実績についても報告、答弁いただきましたけれども、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については4基ということで今答弁をいただきましたけれども、ちょっと非常に少ないのかなと思ったところでもございます。これからまたいろいろ検討もされると思いますけれども、こういう補助制度、こういう補助金についていろいろ広報などを通じて、また徹底してやっていただければ申請がふえるのではないかと考えております。

先ほどちょっと浄化槽の特性で説明もあっておりますけれども、浄化槽内ではこの微生物の活躍により水をきれいに行っていることは認識しているところでございますが、さまざまな装置や仕組みがなされていると思います。その機能を維持するには、その装置の点検や管理が必要であると思いますが、どんな点検や検査が必要か、検査費用などは決められているの

かお尋ねします。また、浄化槽設置後は保守点検などの維持管理の個人負担が発生してくると思っておりますけれども、現在の負担額などは幾らになるのかお尋ねいたします。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

維持管理費用につきましては、一般的な5人槽の場合で御説明させていただきたいと思っております。保守管理料と清掃料が月額4,536円、年1回の定期検査手数料が3,800円で、年間負担額にしますと5万8,232円となりますが、年一括払いをされる場合は、お得な割引もございます。この割引料は4,536円となっているところでございます。

また、浄化槽新設後に1回だけ実施する必要がある法定検査手数料は、別途9,800円が必要となります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今答弁の中で、特に割引のところを強調していただきましたけれども、こういうことをやはり市民には広げていくべきじゃなかろうかと感じたところでもございます。

保守点検料等についても答弁いただきましたけれども、家族の人数で若干の違いはあると思っておりますけれども、私個人的に比較した場合、私は下水道を使用しているわけですが、下水道料のほうが幾分高いのかなと感じたところでございます。これは要するに水道の使い勝手にまた全然違ってくると思うんですけれど、幾分かやはり高いなと今感じたところでもございます。

次に、浄化槽法の一部を改正する法律について伺います。下水道が整備されていない地域で合併処理浄化槽の整備を促進するため、浄化槽法の一部を改正する法律が令和元年6月に可決、成立しました。この改正の背景と概要についてお尋ねいたします。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

ことし6月19日に公布されました浄化槽法の一部改正でございますが、これにつきましては浄化槽法第2条第1号の2の新設ほかの改正でございます。その一部改正の背景といたしましては、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すこと。それと水質に関する定期検査の受検率が低い浄化槽管理を強化すること2つが目的とされております。

具体的な改正内容につきましては、既存単独処理浄化槽の管理者に対し、合併処理浄化槽への転換の助言・指導・勧告・命令ができること。浄化槽による適正処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域に指定できること。浄化槽処理促進区域内の土地建物所有者の同意を得た上で指定し、公共浄化槽の設置計画を作成し、公共浄化槽の設置ができることなどが主な追加内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今改正法の背景、概要について答弁いただきましたけれども、それによりますと、浄化槽の老朽化が著しい場合などは、撤去や更新を所有者に勧告・指導・命令できるようになるなど、浄化槽の管理の強化が挙げられているようでございます。また、その改正の中で、市町村は浄化槽による汚水の適正な処理を、特に促進する必要があると認める区域を浄化槽処理促進区域として指定することができるのとことのでありました。そして市町村で、公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て設置できるとありましたが、公共浄化槽とはどういうものか。また、促進区域の指定を推進する考えがあるのかお尋ねいたします。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

まず、公共浄化槽とはどういうものかという御質問でございますが、公共浄化槽は、市町村が浄化槽処理促進区域内居住者のために設置した浄化槽や、個人が設置された浄化槽を市町村が管理を行うものでございます。この公共浄化槽は使用料の負担はございますが、市町村が事業の実施主体になることにより、整備費が個人設置より安くなるかと思われま。

しかしその一方、市町村におきましては事業費負担や使用料徴収事務、維持管理業務等が発生いたしますので、事業費や業務量が市町村に負担になることも予想されます。

推進する考えはあるかという御質問でございますが、事業の推進につきましては、地域住民の方のニーズの把握や設置同意の可否、費用対効果、本市の財政に与える影響等も含めて十分な調査・検討を行っていく必要があるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 現状では、浄化槽処理促進区域として指定することや公共浄化槽の導入については、住民の方の同意あるいは費用対効果などの問題から、十分な調査と検討が必要であると答弁いただきましたけれども、合併処理浄化槽の普及促進は先ほども申しましたように、転換も含めて将来的に必要不可欠であろうと思っております。調査・検討を行っていく必要があるとのことで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、今後の合併処理浄化槽の普及促進に対する課題や行政の課題など、本市の考えについてお尋ねいたします。

○水道局長（水野二郎君） お答えいたします。

今後の合併処理浄化槽の普及促進に対するまず課題でございますが、国・県補助金の確保を初めとした財政的な問題や、設置者の経済的負担の軽減、生活環境の改善や河川の水質保全に対する市民の意識向上または浄化槽関係技術者の人材育成等が挙げられます。

本市の考えといたしましては、生活環境保全及び公衆衛生向上の観点から、合併処理浄化槽の普及について課題等もございまして、現行の補助内容の拡充や積極的な市民への広報活動の実施など、多方面から合併処理浄化槽の設置の推進をしまいたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 国・県の補助の財政などの確保とか人口減少、そういうものの対応に課題があるということで、今後いろいろ検討していただくということでございます。また、人的負担の増加とか技術者の人材育成、これなども課題として考えられるというようなことでもございました。

浄化槽は少子高齢化、人口減少社会において、柔軟に効率的に社会のニーズに応えることができる分散型インフラとして、そしてまた資本費が低く将来につけを残しにくいインフラ設備として、地域人口の増減などにも柔軟に対応できるのではないかと考えています。そして、東日本大震災では岩手県、宮城県、福島県において震度6弱以上を観測した津波被害地域を含めました地域での浄化槽の全損率は3.8%であったとのことです。地震等の災害にも強く、先ほどこれについては局長からも答弁がっておりますけれども、個別処理であることから施設が全損した場合でも影響範囲はその家屋にとどまるため、広範囲に影響を及ぼしにくい特性を持っていると言えるということでございます。

昨日、宮原議員の質問でありました、国土強靱化基本計画でも災害時に被害が最小化され、迅速に復旧できる汚水処理システムであることが求められております。人が生活する上で、トイレや生活排水などの汚水処理については必ず必要な環境であります。人口減少社会であっても、むしろ将来にわたって浄化槽のニーズは増加するのではないかと考えております。本市におきましても昨今の厳しい財政状況から、職員数の確保も困難な状況であると思いますが、生活環境の保全や公衆衛生面からも、浄化槽設置など辛抱強く推進に努めていただきますようお願いしたいと思います。

いろいろ先ほど局長のほうからあっておりますように、課題もあろうかと思えます。どうぞ環境整備あるいは地震等の災害にも強いということでございますので、推進していただきますようお願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時20分 散会

令和元年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月12日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和元年9月12日 午前10時 開議

- 日程第1 議第60号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第61号 令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第62号 令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第63号 令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第64号 令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第65号 令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第66号 令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第67号 平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第68号 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第69号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議第70号 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程第12 議第71号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第13 議第72号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第73号 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第74号 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第75号 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第76号 人吉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第77号 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第78号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第20 議第79号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第80号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第81号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第82号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第83号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第84号 人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第85号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第86号 人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について
- 日程第28 議第87号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第88号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第89号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第90号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第91号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第92号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第93号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第94号 人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第95号 損害の賠償について
- 日程第37 議第96号 損害の賠償について
- 日程第38 議第97号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第39 議第98号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第40 一般質問

1. 井 上 光 浩 君
2. 高 瀬 堅 一 君
3. 松 村 太 君

4. 西 洋 子 君

5. 池 田 芳 隆 君

日程第41 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	松	村	太	君	
2番	徳	川	禎	郁	君
3番	池	田	芳	隆	君
4番	牛	塚	孝	浩	君
5番	西	洋	子	君	
6番	宮	原	将	志	君
7番	塩	見	寿	子	君
8番	高	瀬	堅	一	君
9番	宮	崎	保	君	
10番	平	田	清	吉	君
11番	犬	童	利	夫	君
12番	井	上	光	浩	君
13番	豊	永	貞	夫	君
14番	福	屋	法	晴	君
15番	本	村	令	斗	君
16番	田	中	哲	君	
17番	大	塚	則	男	君
18番	西	信	八	郎	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君		
副	市	長	松	田	知	良	君	
監	査	委	員	井	上	祐	太	君
教	育	長	末	次	美	代	君	
総	務	部	長	迫	田	浩	二	君

企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	山下正純君
総務部次長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
水道局長	水野二郎君
教育部長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栞原亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。12番議員の井上でございます。昨日まで、12名の議員の皆さん方が登壇されておりまして、私と重複する部分があるかと思えます。私も簡潔に質問をしてみたいと思いますが、執行部から「検討する」という答弁をいただかないように、頑張ってみようと思っております。

今回の質問項目は、施政方針より、人吉中核工業用地・企業誘致を含めた経済振興策について、もう1点は、市民の声より、本市職員採用について、災害時及び避難行動等発令の周知についてであります。

まだまだ残暑が残っておりますけれども、庭先を見ますと、彼岸花が咲いておりました。今週末には、これまで齢を重ねてこられ、さまざまな人生を歩んでこられた皆様方の敬老を祝う会が、町内各地で開かれると思えます。頑張ってこられた先輩方が守ってこられましたこの人吉市を後世に残すべくには、経済振興が大切であると私は常々思っております。

そこで、1点目。松岡市長は、就任以来、341社、企業誘致で訪問された、と3月定例議会で答弁をされております。その後、改めて改選を迎えられ、訪問された企業から、新たな申し込み、企業誘致に対する問い合わせはあったのでしょうか。まず、お尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

これまでに、4年間で341件の企業訪問等を行ってきたところでございますが、まず、この内訳としましては、人吉中核工業用地に進出を表明いただいている株式会社カミチクを初め、食品製造加工業、物産関連企業、IT関連企業、既に立地いただいている地域企業などに加え、国・県、ほか自治体など、企業誘致に関する訪問及び協議なども含めた件数となっております。

訪問した会社から、その後、問い合わせ等があるのかという点につきましては、既に立地いただいている地域企業への訪問を重ねました結果、本市の企業立地支援制度を御活

用いただき、株式会社村田産業、共栄精密株式会社、人吉アサノ電機株式会社、山下機工株式会社が工場を増設され、森松工業株式会社におかれましては、梢山工業団地の用地を取得していただき、新たな雇用の場を創出していただいたところでございます。

ただ、人吉中核工業用地関係で訪問などを行った企業につきましては、お問い合わせや現地視察等の依頼を受けておりますが、残念ながら、現状では最終的に誘致するまでには至っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） さまざまに企業訪問されて、なかなか結果が出ていないと、残念であります。

ただ、改選を終えて、まだ3カ月ちょっとでございますのでいたし方ないかなと、私は思っております。その点は理解をするところでございますけど。

これは、追加で質問をお願いをいたしましたので、執行部のほうには伝えておりましたので、お聞きしたい点がございます。

昨日の同僚議員の質問の中で、中核工業用地において、このまま進まなかった場合に返還金、というくだりがございました。1億4,071万6,000円、という答弁がございました。私、それを聞いておまして少し疑念が生まれまして、それ以外にも経費はかかっていると私は思っておりました。

そこで、これまで、中核工業用地に関して、関連事業として相当額起債等を起こし、整備をしてまいりました。この点について、改めて、この場で答弁をいただきたいと思っております。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

工業用地の造成を目的としました起債でございますので、その目的から外れなければ返還する必要はないものでございます。

対象となります工業用地造成事業債につきましては、20年の償還予定でございまして、2年据え置き18年の償還となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 地方債の償還計画ということで資料を持っておりますけれども、やはり、令和18年度までの償還があるわけですね。しかしながら、いい方向に進んで、土地売却が進むならば、その売却益で埋めていくという計画であったと思います。これは変わらないと思いますが、そういった点を考えますと、やっぱり中核工業用地、何とか成功しなくてはいけないと思っております。

きのうの同僚議員からの質問をおさらいをいたしますと、どうしても乗り越えなければいけない課題がある、と答弁をされております。私は、重要なところで、10月に、国・県との

協議がある、という答弁だったと思いますが、関連企業等の合意形成が得られた上で、地域再生計画の変更を国に申請したが、これが認められなかった場合、及び、もう1点は、関連企業等の合意そのものが得られず、本市みずからが地域再生計画の変更を断念した場合、この2点が想定される、と申されました。途上についての大きな課題というものは私どもも理解をしておりましたが、いよいよタイムリミットが近づいてきましたので、こういったことが起きた場合に、どのように市民に説明をされるのでしょうか。その点を、はっきりとお答えいただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

現時点におきましては、現行のハラールセントラルキッチン構想を基本としつつ、新たな食肉加工施設の立地に向けて、関連企業や熊本県、関連自治体との連携を図り、本年度末をもって満了となる現行の地域再生計画の変更に向けて、残された期間、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

取り組みの結果につきまして、地域再生計画の変更が可能となった場合、残念ながら変更が不可能で、現行計画を断念せざるを得ない場合、そのいずれになりましても、これまで、議員の地元、大畑・矢岳校区の皆様を初め市民の皆様にご説明してきた内容と異なってまいりますので、しかるべき説明が必要と考えております。

判断の時期についてでございますが、遅くとも来年の3月までには判断をする必要があるとともに、状況の変化に伴い、それ以前に前倒しで判断すべき場合におきましても、遅滞なく適切な判断をさせていただきたいと考えております。その際には、議員各位にも御報告の上、説明させていただくとともに、これまで多大な御協力をいただきました人吉中核工業用地周辺の大畑・矢岳校区の住民の皆様には、説明会等を通じまして、直接御説明させていただく所存でございます。

また、その他の市民の皆様にも、あらゆる機会を捉えまして広くお知らせするとともに、御説明する必要があると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 昨日からの同僚議員とのやりとりを聞いておりまして、少し落胆をいたしました。大変厳しい状況であるというのは認識をしております。

先ほど市長が言われましたとおり、私を含め、西議長も出身地でございましたので地名が出ましたけれども、やはり、大畑校区だけの問題でなくて、これは人吉市全体の問題であります。地域経済浮揚策として精いっぱい努力をされた職員の方々がいらっしゃるということは、私も認識をしておりますけれども、やはり、ここまで来てしまったんだということを考えますと、新たな取り組みについても早急な取り組みが必要じゃないかと思っております。なぜならば、個人的なつながりとして問い合わせがあることも事実であります。やっぱりそ

ういったことも一緒にやっっていこうと思っておりますので、議会には早く、さまざまな説明をしていただきたいと思いますと思っております。

これは重要でしたので、質問を重ねていこうと思っておりましたけれども、きのう、本当にこと細かく質問がございましたので、ここで打ち切りたいと思います。

そこで、人吉市全体の経済振興ということで、店主の皆さん方、そして小規模事業者の方々、人吉市で多く頑張っておられます。しかしながら、経営者の方々は、高齢化、後継者不足に伴い、事業引き継ぎがなかなかできない状況にあると、私は認識をしております。

先般、テレビを見ておりましたら、事業引き継ぎ支援センターについて報道がございました。千葉県いすみ市が紹介されておりましたけれども、私どもも、第三セクターの鉄道で有名などころでございましたので、研修に行った経験がございますけど、やはり、首長さんが精いっぱい先頭に立って取り組んでおられるという報道がございましたので、この点に着目して、今回、質問をさせていただきたいと思っております。

本市において、このまま廃業しなければならないというおそれのある事業者に対し、また、このような事業承継問題に対し、熊本県事業引き継ぎ支援センターを、本市において活用された事例があるのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

本市の事業承継問題についての御質問でございますが、事業承継問題は、国も喫緊の課題と位置づけているところでございます。

熊本県事業引き継ぎ支援センターは、中小企業庁が、全国各県に事業承継支援の相談窓口として設置したもので、熊本県においては平成27年度に設置され、事務局は熊本商工会議所内でございます。

当該センターは、金融機関、商工会、商工会議所、よろず支援拠点など、県内の産業支援機関と事業承継のネットワークの1つに位置づけられており、特に商工会、商工会議所とのやりとりが多いとのことでございます。また、当該センターの特徴といたしまして、会社を譲りたい企業と譲り受けたい企業の双方をマッチングし、最終的に、M&Aといわれる企業の合併や買収といった形での事業承継の実現を支援されております。

当該センターを利用したことがあるか、との御質問でございますが、過去に、人吉商工会議所の相談者を紹介し、当該センターを通じて、マッチング、そしてM&Aにより事業承継に成功した事例がございます。また、金融機関等を通じて、事業者みずからが、直接当該センターに相談されるケースもあると聞いており、市内事業者の一定数の利用はあっていると聞いております。

なお、Hit-Bizから相談者を紹介した事例はございませんが、今年度4月に、Hit-Bizの松山センター長と市職員で当該センターを訪問させていただいており、紹介に適した相談案件がございましたら、活用してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 私も、県のほうに連絡をとって資料等を請求した覚えがございますので、参考として、執行部より資料をいただきまして、全く一緒でございましたけど。

中小企業庁によりますと、今後10年間の間に、経営者の平均引退年齢である70歳を超える中小企業、小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち半数の127万人が、後継者未定というデータが出ていると示されているということでもあります。また、この現状を放置すると、2025年ごろまでには累計で650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるという試算も出ているようでございます。これは、国が力を入れていく事業でございますけれども、本市に置きかえまして、市として、この状況、事業者数、経営者の年齢等を数字ベースで把握をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

本市としまして、事業所数、経営者の年齢等の状況を把握しているか、との御質問でございますが、人吉商工会議所は、会員企業の情報から、その概要は把握されているようでございますが、本市独自で調査したデータはございません。

そこで、議員のほうから御説明いただきました、平成26年度経済センサスにおきまして、国が示した全国データからの推計ベースで試算いたしますと、市内の官公庁といった公務を除く事業者数が約2,200件、そのうち、今後10年で、70歳以上の経営者が1,400件で、その半数の700件の事業者が後継者未定の状態にあるとなります。

なお、国からの試算は全国のデータですので、高齢化率が全国の平均より高い本市におきましては、さらに深刻な状況にあると推測され、後継者未定の事業者数はさらに多くなることが予想され、事業承継問題は、本市にとって深刻な課題であると認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 深刻な状況にある、と答弁をいただきました。

ならば、先ほどの答弁の中にありましたけれども、H i t - B i zの中でもこういったデータは大事じゃないかなと思います。数字が出てこない、全然その状況は読めないわけですね。だから、今回もこの質問をしたんです。やはり、きちんとしたデータを持って、商業の皆さん方に、こうなっていますよと知らしめるべきだと思います。

そこで、私は、松岡市長に、御自分のお考えとどうマッチングするかわかりませんが、商工会議所の皆さん方とよく意見交換をされると思います。そこで、この承継問題について、よくよく意見交換をされた方がいいと私は思っておりますので、この点についてお考えをお聞きしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市といたしましても、事業承継は喫緊の課題であると認識しており、国・県、人吉商工会議所や人吉しごとサポートセンターとともに推進していく必要があると存じます。

事業承継の相談は、H i t - B i zにおきましても事業承継補助金の採択に成功した事例などもあり、今後も、きめ細やかな支援を実施してまいりたいと存じます。また、他地域のB i zの取り組みや成功事例を参考にするなど、B i zのネットワークを生かした取り組みも行ってまいりたいと存じます。

また、現在、本市が都市圏の企業等と連携し、関係人口増加のために取り組んでおります人吉市I T企業等協創促進業務において、人吉商工会議所と協力しながら、後継者不在の小規模事業者と都市圏の経営者や起業家をマッチングする、スモールM&Aを活用した地域企業の承継問題解消等の取り組みなども行っております。

市内事業所の持続的発展は、地域の持続的発展を考える上において、本市の活性化に直結するテーマでございます。本市としましても重要課題として、現在策定中の第6次人吉市総合計画での指針が必要と考えております。人吉商工会議所においても、新たな経営発達支援計画を、国の推奨により策定中とのことであり、両計画が策定できましたならば、それぞれの位置づけに基づき、人吉商工会議所と本市とさらに連携を強化しまして、事業承継対策事業に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 本市の第6次総合計画策定中であります。それと、商工会議所においても経営発達支援計画を策定中ということでもありますので、そういったことを活用しながら、人口減少、急速に進みますけれども、これを緩やかにやっていく。これは、行政、また、私ども議会も考えていかなければいけないことだと思えます。

松岡市長におかれては、薩摩藩の血が流れているとお聞きしておりますし、私も薩摩の血があります。島津斉彬公のようになれとは言いませんけれども、経済振興に力を注いでいただきたいと、私は切にお願いをしておきます。

次の要旨に入ります。市民の声より、災害時及び避難行動等発令の周知についてであります。

皆さん方、新聞を見られたと思いますが、「大雨県内避難率0.47%」という記事が、9月11日にございました。レベル4避難勧告の発令自治体と避難者ということで、人吉市、対象人数が3万2,387人、避難者数140名、0.43%ということで新聞報道されておりました、ここに記事がございますので。こういったことも踏まえながら、質問をしてまいりたいと思えます。

私が思いますのは、私どもの地元、山間部でありますので、非常に避難所まで遠い方がいらっしゃいます。大体、朝早く避難所に行きますと、同じような方が避難をされております。

「怖いもんだから」ということで声があります。しかしながら、私は、大畑校区542件ございますけども、大体どこに住んでおられるのかわかるんですが、遠い方たちに対して、どのように対応されているのかということ、今まで聞いておりませんでした。ですので、まず、それをお聞きをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） 議員の皆さん、おはようございます。お答えいたします。

避難所への避難行動につきましては、市民各自で移動手段を確保する、もしくは、近所の方で誘い合って、ともに避難するなど、自助・共助により行うことを原則といたしております。

しかしながら、井上議員おっしゃいましたように、自宅から避難所まで遠く、どうしても移動手段が確保できない事情を抱えた市民がいらっしゃることも承知をいたしております。そうした市民からの連絡があった場合、災害対策支部が対応できる範囲内で、支部職員が現地まで迎えに行き、避難所まで送り届けたという実績がございます。

これまで、対応する職員数も限られている中で、さまざまな災害対応業務の範囲内で対応してきた状況でございますが、今後は、防災サポーター等と連携を図りながら、高齢者等の避難所への移動について対応してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 西議長に申し上げたいと思います。大変申しわけございません。また、執行部の皆さん方、議員の皆さん方申しわけございません。私が項目の順番を勝手に間違えまして、順番が入れかわりましたけれども、このまま続けさせていただきたいと思います。申しわけありません。

防災サポーターの校区別についても、同僚の議員から質問がございました。多いか、少ないか、私は少ないと思いますけれども、大変な責務だと思います。

そこで、健康福祉部長にお聞きをしておきたいと思います。避難行動要支援者の校区別の人数は、どのようになっていますでしょうか。なぜかといいますと、要支援者の名簿につきましては大変守秘義務がございますので、私も持っておりませんし、大体あの辺にあの方がいらっしゃるな、疾病を持っておられるなということは把握をしておりますけれども、そういった把握が簡単ではございませんので、避難行動要支援者数だけを校区別をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから、避難行動要支援者数についてお答えさせていただきたいと思います。

本年6月末現在での数字でございます。東校区が319名、西校区が178名、東間校区が214名、大畑校区が58名、西瀬校区が185名、中原校区が122名の合計1,076名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 校区別に答弁していただきました。

大体、この校区にどのくらいかなと大変興味深く思いましたが、避難行動要支援者のうち、障がいをお持ちの方々がいらっしゃると思います。例えば視覚障がいをお持ちの方、聴覚障がいをお持ちの方、また平衡機能障がいをお持ちの方いらっしゃると思いますが、避難行動要支援者のうち、障害者手帳をお持ちの方でございますけれども、どのくらいの数の中にいらっしゃるのか。今申し上げました、視覚障がいをお持ちの方、聴覚障がいをお持ちの方、また、平衡機能障がい別ということで、お答えをいただきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

避難行動要支援者のうち、障害者手帳をお持ちの方の数でございますが、視覚障がいの方が43名、聴覚障がいの方が15名、平衡機能障がいの方は名簿の中にはいらっしゃいません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 私、平衡機能障がいをお持ちの方と申し上げましたが、やはり聴覚障がい、視覚障がいの方、その中の大まかな括りの中に、このようになるそうですね。医療関係の方にちょっとお聞きしましたら、そう言っておられました。そこが間違いないかわかりませんが、今、名簿の中にはおられませんということでしたので、そういうことで確認をしておきたいと思います。

では、先ほどお聞きしました、障がいをお持ちの方への避難の周知方法はどのように行っておられるのでしょうか。昨日、同僚議員からありました、デタポンでということで。この後、同僚議員も質問を控えておられますので詳しくはお聞きしませんが、例えば、1例として、聴覚障がいの方へはファックスにてお知らせがいくということでお聞きをいたしました。それでは遅いので、目でわかるような周知方法はないですかということで質問をしたところでございます。そういったことを含めて、答弁をいただきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在、市民に向けた避難情報の周知につきましては、防災行政無線、人吉市ホームページ、デタポン、フェイスブック、Lアラート——これは電子メールやテレビテロップでございます、こういった媒体を利用して行っております。ただし、障がいをお持ちの方に対しては、それらの方法だけでは伝わりにくいことも承知をいたしております。

そこで、聴覚障がいの方で電子メールでの連絡を希望されている方には、防災行政無線を放送するのと同じタイミングで、放送内容を記したメールを一斉に送信するようにしております。また、ファックスの連絡を御希望されている方もいらっしゃいますので、無線放送の前後に、放送内容を伝えるファックスを送信しているところでございます。この方につ

きましては、つい最近、電子メールでの送信も御希望になりましたので、現在は電子メール、ファックスの2つの手段で、防災行政無線の放送内容をお伝えしているところでございます。

また、携帯電話、スマートフォンにデタポンのアプリをインストールしていただければ、デタポンへの情報配信と同時に、トップ画面に新着情報の通知が届き、本市からの情報発信を直ちに確認することが可能となりますので、聴覚障がい者の方にも御利用いただきたいと存じております。

本市といたしましても、提供可能なさまざまな手段を利用し、必要とされている避難情報等を速やかに、また、正確にお伝えするよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 努めていただくということでございますけれども、その方と筆談をさせていただいたんですが、一生懸命、「連絡方法を」ということでありましたし、実はその方たちの業界の方に、同じ聴覚障がいをお持ちの方、3人いらっしゃったんです、びっくりしました。4月の改選時期でありますけど、それに驚いて、何とかわかりやすくできるように周知方法をしないといけないですねということで、お話を聞いたところでございました。

そうしておりましたら、5月24日の人吉新聞には、松岡市長と一緒に写真に写っておられまして、ちょっと御紹介いたしますが、聴覚障がい者の熊本県情報提供センター人吉球磨地区情報提供室「We R o u（ウイロウ）」の開所式にお見えになっていると思います、ここにごございますので、そういった際にこういった要望があっていると私は思いますけれども、会っておられたのであれば、御承知おきされておりますが、やはりこういった声は大事にしていなければならないと思います。この方たちのグループの横のおつき合いというのはものすごく強固でございまして、お一方にきちっと連絡すれば、横にパッといくような感じでございましたので、そういったことを大事にしていなければならないと思います。

そこで、市長から、何かひとつございましたら、感想を含めて答弁いただければと思います。

○市長（松岡隼人君） なかなか難しい御質問ですが、お答えさせていただきます。

私も、事あるごとにそういった聴覚障がいをお持ちの方等々から、さまざまなイベント等が開催される時は御案内をいただいております、出席をし、意見交換等を行わせていただいている状況でございます。やはり、災害時の不安というのは、私も井上議員と一緒にように感じているところでございまして、先ほど答弁させていただきましたように、ありとあらゆる手段を用いて情報発信をしておりますが、特に、やはりメールで直接、状況とか避難の指示を発信させていただいたりとか、私個人としても、フェイスブック等々で発信をさせていただいているところでございます。

まだ、私もちょっと手話を練習しなければいけないなと思っているんですが、なるべく寄

り添い、対話ができるような努力も重ねて、私も努めていかなければならないと思っているところでございます。

以上、お答えになったかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 松岡市長のお人柄が出たと思います、寄り添いたいと、寄り添う心、と表現をされましたけども、私も一緒だと思います。やはり、私たちのような健康で、普通に生活ができる私として、お会いしましたときに、もう少し早く出会っておけばよかったなと心より思ったところです。きょう、一般質問いたしましたけれども、これを見ておられると思いますけれども、どういったふうにとめられたかわかりませんが、私も松岡市長と一緒に、皆さん方に寄り添っていきたいと思います。また、執行部におかれても、所管の部署におかれましても寄り添っていただければとお願いをしておきたいと思います。

その代表の方は記事を寄せられております、「東日本大震災や熊本地震では、感情をうまく伝えられず、周りに大勢いる避難者でも不安や孤独を感じた。」と、そういう記事がありましたので御紹介をしておきたいと思います。

次は、済みません、順番を間違えましたが、最後の項目に入りたいと思います。本市職員採用についてであります。

少し資料をいただきまして、見させていただきました。平成26年度から平成27年度、そして平成28年度、平成30年度、ことし令和元年の採用試験を控えておられますけれども、地方公務員の場合はA日程、B日程、C日程ということで、人吉市はC日程を採用されていると思います。

そこで、先ほど申しました過去5年間の採用試験において、年度内に2回採用試験が行われた年がございます。なぜ、年度内に2回採用試験を行われたか、これは明確に説明を聞いたことがございませんでしたので、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

過去5年のうち、年度内に職員採用試験を2回実施いたしました年度は、平成26年度、平成27年度、平成30年度の三度でございます。

そこで、なぜ、年度内に採用試験を2回実施したのかとの理由でございますが、各年度によって理由は異なりますが、主な理由といたしましては、まず、1点目といたしまして、申し込み受験者はあったものの、最終的に合格に至らなかったため、2点目といたしまして、申し込みはあったものの、受験者がゼロであったため、3点目といたしまして、申し込み自体がゼロであったため、4点目といたしまして、二次試験合格者が辞退したため、5点目といたしまして、年度の途中で職員が都合退職したためとなっております。

以上のような理由によりまして、各年度の1月に、2回目の採用試験を実施しております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 理由はよく理解するところでありますけれども、やはり市民感情としては、少し温度差があるようでございます。

インターネットやさまざまな媒体で、試験を実施しますよというお知らせはされると思います。しかしながら、一度落ちてしまって、まさかその年度にもう一度あるということを感じていなかったという方も、私どものほうには届いております。よって、こういった場合には、努力はされているのはわかっているんですよ、わかっていますけれども、周知徹底を、人生が決まる採用試験には、皆さん方受けてこられたのでわかると思います、人生が決まるとも言えると思いますので、日本の公務員試験というものは、国から始まり、ずっと来るわけですね。最後にもう一回あったんだということを聞かれると、やはり疑念を持たれる市民の方もいらっしゃるということで、この場はおさめておきたいと思います。

そこで、いただきました資料に、一般事務、行政事務A、行政事務Bということで、これは経験者ということでございますが、これは社会人として一回お勤めになって、そして人吉市役所に勤めたいということで受けていただいた方だろうと思いますが、受験資格はどのようになっておるのでしょうか。生まれた年しかございませんでしたので、説明をいただきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

令和元年度の人吉市職員採用試験要項に基づきまして、お答えをさせていただきたいと存じます。行政事務B（民間企業等職務経験者）の受験資格は、昭和59年4月2日以降に生まれた人で、令和元年7月1日現在において、民間企業等での職務経験が5年以上ある人としたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 職務経験が5年以上ということで、大変、即戦力になれるんじゃないかなと思います、社会人としての常識もお持ちでしょうから。こういったことについては異論はございませんけれども、優秀な方が採用されて、頑張っておられる姿も見ておりますので、頑張っていたきたいなと思いました。

こと細かく聞くようでございますけど、これを見ておりましたら、少しびっくりする部分がありました。皆さんのお手元に配っておりませんのでわかりませんが、技術、土木、民間企業経験者も含めてですが、技術職、専門職と言われる職員の方の採用がないような状況であります。

そこで、専門職、技術職の職員の方は不足されているんじゃないかなと私はと思いますが、特に、現在、農業専門職の方がいない状況であられると思います。そこで、先日、同僚議員

から質問がございましたが、第1次産業として農業は基幹産業である、ということで質問をされておりました。それを考えるならば、農業専門職が必要ではないかなと私は思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

議員おっしゃられましたように、これまで、農業専門職として職員を採用した実績はございません。しかしながら、その必要性につきましては、この近年、特に感じていたところでございます。

これまでの農業行政におきましては、一部において、農業を兼業している職員や農業大学校を卒業した職員を配置するなどして行政運営を行ってまいりましたが、近年、これらの職員が定年退職を迎え、農業経験者の職員数が減少してきている現状にあります。

そこで、平成30年度の職員採用試験におきましては、農業技術者の採用試験を実施したところでございますが、残念ながら、採用予定1人程度に対し、申込者ゼロ人という結果でございました。引き続き、本年度におきましても、昨年度同様に、農業技術職の採用試験を実施してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 農業はやはり基幹産業であります、人吉市においてもですね。こういった技術職というの、なかなか育成するのに時間がかかるんじゃないかなと私は思っておりますので、その辺の考え方というのも大事ではないかなと思います。

そして、いただいております行財政健全化計画の中にもあるようであります。人件費の圧縮ということで、職員採用の抑制ということで、皆さん方はお持ちでございますので見ておられると思いますが、令和2年度退職者9名、令和3年度採用2名、そして令和3年度退職者13名、令和4年度は採用6名ということで、非常に厳しい採用試験の状況になってくるんじゃないかなと思っております。

定員適正化計画に沿ってやってこられていたのではないのかなと思いますが、そこまで聞けませんけれども、この後、行財政健全化計画も質問をされるようでございますので、この件につきましてはお任せをしたいと思っております。

そこで、広報ひとよし8月号を見ておりましたら、人吉市職員（障がい者対象）採用試験ということで公告をされておりました。これで少し気になる点がございますので、1点、お聞きをしておきたいと思っております。

障がい者対象の職員採用試験の受験資格において、広報ひとよしには、身体障害者手帳などの交付を受けた方と明記されているが、身体障害者手帳などの取得の基準に該当しない、何らかの障がいをお持ちの方がいらっしゃるんです。ぎりぎりのところで障害者手帳をいただけない、それで就職もできない、残念ながら車の免許を取得することもできないという方

がいらっしゃると思います。今後、広げてくださいというわけにはいきませんが、例えば医療機関からの証明書があれば、この受験資格を認めるなど、今後、障がい者対象試験の受験資格として検討していただく余地はないのでしょうか。お尋ねをしておきます。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、障がい者対象の職員採用試験につきましては、昨年度は、身体障害者手帳所持者のみでの受験資格でしたが、本年度から、身体障害者手帳所持者に加え、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者にまで受験資格を広げたところでございます。

次に、議員御質問の、身体障害者手帳などの取得の基準には該当しないが、何らかの障がいをお持ちの方について、障がい者対象試験の受験資格として検討してもらう余地はないのか、との御質問でございますが、障がい者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体においては、常用労務者数に対する障がい者の雇用割合を設定し、事業主等に障がい者雇用率達成義務が課せられております。つまり、各種手帳を所持していなければ、この障がい者雇用率の算定に入れられないこととなります。

本市としましては、障がい者雇用率達成義務をクリアするため、必要に応じまして障がい者対象試験を実施しているところでございます。この障がい者対象試験につきましては、高校卒業程度の学力を有する試験内容でございまして、採用基準につきましても、一般職と同程度の基準で実施をしておりますので、市職員として一般職の職員同様のスキルが必要となる試験内容となっております。

障がいのある人の勤労意欲が高まっている中で、障がいのある人が希望や能力、適正を十分に生かし、障がいの特性等に応じて活躍することができることが普通の社会、障がいのある人とともに働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用政策の一層の充実が必要となっております。

こうした状況の中で、国、地方公共団体、民間企業等の事業主は、障がいのある人が、有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力し、その雇用の安定を図るよう努めることなどの責務を有しており、さらに、募集、採用段階、及び採用後において、障がいのある人に対する合理的配慮を講ずることも義務づけされております。

国及び地方公共団体は、障がい者雇用施策全体の推進を図る責務があるだけでなく、みずから率先して障がい者雇用を進めていく責務がございまして。障がい者の雇用については、この障害者雇用促進法に基づく運用が地方公共団体に課せられており、この障害者雇用促進法の中で優先雇用される障がい者については、一定の基準が設けておりますので、この法律の趣旨に即した採用とさせていただいているところでございます。

法律が規定する一定の基準以外の方まで門戸を広げてしまいますと、本来優先雇用されるべき方が雇用されないという事態が生じるおそれもございます。

しかしながら、障がい者を対象とした職員採用試験につきましては、今申し上げましたように、原則としましては障害者雇用促進法に則した運用をしなければならないとは思っておりますが、議員御指摘のとおり、広く、障がいをお持ちの方の雇用機会をふやしていくことも大事であろうと存じますので、今後、県下の他市の状況等を調査しながら、障がい者対象試験の対象者の範囲を含め、調査検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） さまざまに問題点、課題があると思います。しかしながら、調査・研究はされてもいいんじゃないかなと思います。他の自治体の状況等もあると思いますので、そういったことについても調査・研究をしていただきたいと思います。

今回の質問につきまして、要旨の順番をおわび申し上げますけれども、冒頭、申し上げましたが、私は思うところがあります。この人吉市、今後、自然豊かな人吉市、そして情緒ある人吉市を後世に引き継ぐように頑張るのが私どもの使命ではないかと、いつも思っております。ですので、大変厳しい、今、人吉市は岐路に立っていると私は感じておりますので、そういったことを含めて、今後、行政におかれましては、また議会においても、二元代表制の両輪として進んでいければと思っております。

私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の高瀬堅一です。一般質問も、本日最終日で、残すところ、私で4人となりました。大変お疲れと思いますが、もうしばらく御協力のほどお願い申し上げます。

今回、通告をいたしましたのは、1、市長の政治姿勢について、2、新市庁舎建設について、3、公有財産管理運営について、4、市民の声からとしております。

新市庁舎建設につきましては、昨日、2名の同僚議員が質問をされておりますので、できるだけ重複しないように、議長のお許しをいただいておりますので、一部割愛をしたり、また、角度を変えて質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、市長の政治姿勢についての中から、所信表明と施政方針からを質問いたします。

市長が行う所信表明と施政方針は、その本質が違うものと理解しております。行政実例や参考文献等から見ても、明らかであります。市長が行う所信表明とは、市長が、任期の4年間を見通した政策の方向性について、選挙後に開催される市議会定例会で表明するものとなっており、一方、施政方針とは、市政運営に当たり、市長が重要施策や予算について、市議会で表明するものと解釈されております。

このようなことから、6月議会での市長の所信表明は、選挙後の最初の議会定例会で行うことですから、4年間を見通した政策の方向性や、市長の政治理念を含めた抱負と公約、また、市民に感動を与えるものにならなければなりません。

しかし、全く期待を裏切るものでありました。ただ、ひょっとすれば、今回の9月議会に先延ばしされたのではないかと期待を抱いておりましたが、期待もむなしく、むしろ、従前の施政方針より希薄なものであったと感じております。

このようなことから市長にお尋ねするものですが、市長は、所信表明と施政方針をどのように理解しておられ、また、4年間を見通した方向性や、また、選挙後で訴えられた公約などを含めた所信を、なぜ述べられなかったのか、この点についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、6月の市議会定例会の冒頭において、市長2期目のスタートに当たり、私が選挙時に訴えてまいりましたまちづくりにつきまして、5つの政策の柱に沿った形で、その思いや意気込み、決意といったものを、所信の一端として申し述べさせていただきました。

また、所信表明と施政方針についてのお尋ねでございますが、私が議員に申し上げるまでもないと思いますし、今、先ほど議員もおっしゃいました、辞書をひもときますと、「所信」とは、信じている事柄、信じるころ、でございますして、それを明らかにすることが所信表明で、「施政方針」は、政治を行うときの方向、政治の目的・方法・理念などを意味するようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいま答弁をいただきましたけども。あれだけたくさんのマニフェストを掲げて選挙戦を戦ってこられた市長ですけども、6月の所信表明にも盛り込んで発表したと言われておりますけれども、私の認識不足でしょうか、そのような熱気というものを感じられなかったというのは事実であります。

私もそうですけれども、市民の方々も、再選された人吉市長、これからの市政がどのように変わっていくのか、たくさんの方々が期待をして、表明を期待して見ておられたと、私は思っております。そのように申し上げておきたいと思っております。

所信表明及び施政方針にしる、限られた時間、そして、文字に引き起こしても、そこに制限があるということは承知しておりますけれども、しかし、ここに持っております、市長が

選挙中にたくさんの政策を訴えられてきております、このようにかなりの数があります、これだけのマニフェストが掲げられているわけであります。当選するために、やはり市民に政策を訴えてきたということは、選挙公約であり、政治公約であると思っております。全部とは申し上げませんが、熱く市民に訴えられたことを整理して、やはり市議会で表明をされるべきだったと、私は思っております。それが、就任して、市長の最初の責務であると思っておりますけれども、市長、いかがでしょうか。再度お尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、6月の市議会定例会におきましては、私が選挙中に訴えてまいりました5つの政策の柱に沿った形で、その思いや意気込み、決意といったものを、私としては申し述べさせていただいたと、そのように思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 先ほどと同じような答弁ということであります。私だけでしょうか、私には市長の弁解にしか聞こえないと思っておりますけれども。

私たちは、市長の所信表明というものは、やはり、あの激しい選挙戦によって当選をされ、しかも再選された後の、政治家、松岡隼人市長の目標とされるものに期待をしておりました。決して、事務的な松岡市長に期待したものではありませんけれども、当然、政治家として期待をしたものであります。市長の議会での表明や方針の発表は、あくまでも、議会を通して市民に表明をするものだという認識と自覚を、私は持っていたきたいと思っております。

それでは、次に、これと大きく関連をいたしますので、公約の達成についてをお尋ねいたします。

先ほどもお見せいたしましたけれども、多数のチラシやパンフレット、市長が選挙中に事前に活用されたものでありますけれども、先ほども申し上げました、ものすごい種類と枚数であります。SNSなどでも、その発信は熱気を帯びていたと思っております。我々、選挙に出る者の演説や広報、そして広告、宣伝、中でも、特に紙媒体やSNSでは、発信内容は少々針小棒大になることは否めませんし、投票される方も、それはある程度理解をしておられます。また、そのあたりは社会通念上のこととして、長い歴史の中でも、万人の方が認めておられることであると。市長選挙においても、多少の違いはありますけれども、ここまで大々的に宣伝をされるとすれば、その概念は通用しないと思っております。市長は市民の代表者であり、行政執行の責任者となられる方ですから、市長の発信は最大の選挙公約であり、全く別次元であると思っております。

そこで、お尋ねしますが、ここで市民との約束事として述べられている数々の選挙公約、政治公約として認識してよろしいものなのでしょうか、お尋ねをいたしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今春の市長選挙に際し、私や、私の後援会などが発行したチラシに掲げさせていただいた政策等は、全て、私の市長2期目の任期に取り組みたい施策を示したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） そのように私も認識をしておきたいと思っております。

それでは、以下、質問をいたしますけれども、この数ある紙媒体、そしてSNSなどから、従前の公約の達成に関する事項と、今回提案された中から、公約の達成に関する事項について、時間の都合がありますので3つの事案を抜粋して質問することにいたします。

まず、1番目に、今まで掲げられた公約の達成度の表現のくぐりでありまして、「続けよう、人吉の改革、公約達成度88%」ということです。タイトルの的にも大きく掲げられております。

そこで、これは、何をもち、何を基礎として、何の基準に基づき、さらに、どのような算出方法から88%と出されたものでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私の1期目の選挙公約となる108の施策につきましては、これまでも、議会や市民の皆様に対し、その達成状況について御説明申し上げてまいりました。この達成状況につきましては、取り組みに着手したものを含め、その達成率は、代替の1事業を含めまして88%でございます。

この108の施策につきましては、「健やかに暮らせる人吉」、「経済的に安定した人吉」、「夢が持てる人吉」、「誇りある人吉」、「地域社会を支える行政」の5つの施策に沿って事業を体系化しており、その達成状況の把握につきましては、108の施策の中の一つ一つの項目に関連した個別事業をもとに、進捗管理を行ってきたところでございます。

その5つの施策につきまして、施策ごとの達成率を申しますと、まず、「健やかに暮らせる人吉」、こちらは、主に子育て・福祉・介護の分野になりますが、中学校卒業までの医療費無料化など、全23事業全てが実施済みであり、その達成率は100%でございます。

次に、「経済的に安定した人吉」、こちらは、主に経済・産業・雇用の分野になりますが、遊休施設などを利用したひとよし起業促進センターの設立など、全20事業のうち19事業が実施済みであり、その達成率は95%でございます。

次に、「夢が持てる人吉」、こちらは、主に学校教育・図書館・スポーツ・コミュニティーの分野になりますが、最新ICT環境の充実とプログラミング教育の実施など、全16事業のうち10事業が実施済み、ほか1事業が代替により実施済みであり、その達成率は約69%でございます。

次に、「誇りある人吉」、こちらは、主に環境・防災・防犯・社会資本の分野になりますが、空き家・空き店舗などの有効活用策の検討など、全32事業のうち27事業が実施済みであ

り、その達成率は約84%でございます。

最後に、「地域社会を支える行政」、こちらは、主に行政改革・公共施設の分野でございますが、市全体及び校区ごとで子ども議会の設置など、全17事業のうち15事業が実施済みであり、その達成率は約88%でございます。

このように、1期目に掲げさせていただきました私の公約につきましては、この4年間で、少しずつではありますが、芽となり、実となってきたのではないかと存じます。この出始めた芽、そして、膨らみ始めた実を、これからの4年間でしっかりと大きな実にて育てていくことが、2期目における私の使命であると思っておりますし、この気持ちを常に念頭に置き、これからの市政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいまの答弁を聞いておりますと、実施した、取り組んだから達成したんだ、というような答弁だったようにも、私はちょっと聞こえておりますけども。

私が思うに、公約の達成率が88%であれば、108項目の施策の実現も含め、行政執行目標のほとんどを達成されたことになり、特段ほかに何もなくていい状況にあると思っております。このようなことがあるはずがありませんけれども、そういう観点から見ても、市長の答弁ではなかなか理解に苦しむところでもありますけれども、さらに、深掘りしますと、1期目のとき、三大公約に付随した政策公約108項目の施策の実現、先ほども申し上げられましたけれども、このことについても、何度もこれまで質問をしてまいりました。それで、全く同じ時期に、日にちを前後して、達成率が80%であったり、86%であったりと、不可解なことも多くあったわけです。

このようなことから考えますと、この公約の達成率は、松岡市長が策定された第5次人吉市総合計画後期基本計画、平成28年度から平成31年度に掲載されたものに取り組んで実施したということで、公約達成と言われているのではないかと私は推察をするところでありますけれども、私は、公約の達成の発表は、やはり、その達成のための担当部署が、そのプロセスと、また、その労力の内容、そして財政支出などがどのようなものであったのかというものを示してこそ、達成されたものと発表し、その集合体で達成内容が、達成率の公言ができるものと思っております。

市長は、このような基本的なことについて、どのような見解を持っておられるのか、このことについてお尋ねします。また、ぜひ、先ほど申し上げた内容を加えた、達成項目などの詳細な一覧表など資料を提供いただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。あわせてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私の選挙のときに掲げた108の公約についての御質問だと思いますが、議員も御存じのと

おり、その後、総合計画、しっかりとそれぞれの担当部署で精査をし、総合計画に織り込み、総合計画に沿って市政運営を行っているところでございますし、現在策定中の第6次総合計画におきましても、そのようなプロセスをたどるものでございます。

その中から、あえて、私が選挙のときに掲げた公約ということで、現在の御質問に対して御説明をさせていただいておりますが、その進捗に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、ときを見ながら、進捗をそれぞれの部課で管理し、そして、代替等も含めまして抽出したときに、そういった達成率が出てきたというような御説明をさせていただいております。高瀬議員がおっしゃるような経過を、我々はしっかりと踏んでいるものだと認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） そのように言われるのであれば、やはり、先ほど申し上げました労力の内容であったり、財政支出などが、どういったものに、どのように支出されているのかというような、それで何パーセントかというものが出てくるのではないかと私は思っておりますので、そういった資料について提出いただけるのかというのはいかがでしょうか。この辺、お尋ねしておきます。

どのような財政支出で労力がどのようなものだったのかということは、恐らく把握されていないのじゃないのかなと、私は思っております。このことについては、残念ではありますけれども、このあたりでおさめておきたいと思えます。

それでは、次に移りますけれども、2つ目の事例の質問になります。

前回、市長任期中の公約の1つであった学校給食費の全額補助の件になりますけれども、私は、かつて小中学生の医療費、学校給食費の全額無料化については、これは子育て保護者の負担が親の責務ではないかと、再三主張してまいりました。しかし、子育て中の私に、私を取り巻く環境の若い方々から猛反発を受けてまいりました。私は、これが、当時の選挙で608票差の原点だなど感想を抱いた次第でありますけれども、しかし、この公約については、松岡市長の熱意ある、何としてでも実現をしたいという熱意ある訴えで、議会では採択した経緯があることは、皆さん御承知のとおりであります。これを境に、民主主義の原則として、一旦決定した政策であるので、特に子育て中の方々や、これから就学を迎える若年層の方々に、給食費の全額無料化の政策を訴えてまいりました。

その後、いろいろな状況変化がありながらも、いよいよ完全無料化の時機到来と思ひ、ことしの3月議会で、他の公約にも触れつつ、市長に、公約の給食費はまだ全額補助ができていないのではないかと質問した際に、市長は、幾ら公約の1つであったとしても、その施策の1つが突出して財政の逼迫を招くことがあってはならないものとの判断から、その後の給食費の段階的な補助については断念したところでございます、と答弁をされました。

そこで質問ですけれども、この「断念」というのは、財政上から、当面の断念と捉えていいのでしょうか、それとも、松岡市政においては、将来においても断念ということになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ことし3月市議会定例会で、高瀬議員の給食費の無料化に関する一般質問の答弁につきましては、市長の1期目の最後に当たり、4年間の統括として、結果的に任期中の事業の実現ができなかったというような状況を答弁させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） もう一度、将来において、今後、松岡市政4年間においては断念ということでもいいのでしょうか。もう一度、確認をさせてください。よろしくお願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私も、今回の選挙に向けて、給食費について掲げさせていただきましたし、そういう強い思いは持っております。ただ、皆様方にもお示しいたしましたように、今回、市が取り組むこととしている行財政健全化計画は、現状の基金に頼らなければ予算編成ができないというような危機的状況を脱却するため、歳入、一般財源の安定確保とともに、あらゆる事務事業を徹底的に見直し、歳出の抑制を図るというものです。

まずは、その中で、新たな一般財源が生み出されることとなれば、新たな事業展開も見えてまいりますことから、まずは、市の財政状況を安定させることを念頭に市政に取り組むことが、最終的には、私が掲げさせていただきました公約の達成に結びつけることができるのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいまの答弁を聞いておりますと、なかなか理解に苦しむところでもありますけれども。財政状況厳しいという中で、今後、松岡市政においては、将来においても断念、と理解してしまいますけれども、そのようでもよろしいのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

断念という言葉は一言も発しておりませんで、行財政健全化計画における給食費助成の考え方については、市の財政状況を安定させることを最優先に、市政運営を進める上で、給食費の助成事業の優先順位を総体的に示したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 3月議会でも、そのように答弁いただければなと思ったところでもありますけれども。はっきりとなかなか答弁が見えないというか、理解に苦しむところであり

ますけれども。このことについては、3月議会では断念をするというようなことを答弁をされていますけれども、選挙前の未来会議などでは、財源の見通しが立ったら補助する予定である、というような発言もされているようです。そのように、私は認識をしておきたいと思っております。このことについては、ここでとどめたいと思っております。

それでは、3つ目の事案に入ります。これは、公約の内容についてでありますけれども、これも1つの例でありますけれども、細かい文字のところは割愛しますけれども、タイトル部分を読み上げます、「日本で最も豊かな地域を目指して」と表して、「夢ある、快適に暮らせるまちづくり、ひとよしスマートシティ構想」ということですが、力強く、熱気あふれ、笑顔で公約、いわゆるマニフェストということですが、これだけの立派なもので、イラスト入り、また、難しい理論構成と、夢にあふれる選挙公約のチラシであります。私の認識不足でしょうか、これまで、ここに述べられているこれらのことは、議会でも、私的な機会でも、聞いたことがないと思っております。この壮大な理念であるひとよしスマートシティ構想について、概略で結構ですので説明をお願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

全国的に少子高齢・人口減少社会が進展する中、農林業や商工業、建設、観光、福祉など、あらゆる分野において人手不足、担い手不足といった状況が生まれることが懸念されております。このことは、本市においても例外ではなく、さまざまな分野で、サービスの提供や事業の存続が危ぶまれております。

そのような中、本市におきましても、これからは、この少子高齢・人口減少社会の進展を見据えた施策展開を行う必要があると考えますことから、その対策として、人材の確保や、新たな発想による事業の再構築が重要であると認識をしているところでございます。

そのためには、まち全体の機能やサービスを高度に効率化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、市民が安全・安心に暮らせるためのまちづくりの実現に向けた取り組みを推進していく必要があると存じます。

このような状況において、私が市長2期目として取り組んでまいりたいと考えておりますのが、このひとよしスマートシティ構想でございます。本市におきましては、これまでもスマート林業や球磨川水害タイムラインなど、全国に先駆けた取り組みを行ってきたところでございますが、先ほどの農林業や商工業、観光に関する取り組みや健康増進、河川の水位監視、公共交通など、地方が抱えるさまざまな課題を克服していくために、I o TやA Iといった技術を活用し、私たち行政や市民の困り事などを解決するための1つの手段として、このスマートシティ構想を展開してまいりたいと存じます。

そして、この「スマート」という言葉が、ある意味、全ての分野のキーワードとなっていくことで、市民の皆様にとって、住みやすい、暮らしやすい生活空間の提供を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） この構想については、市長の言葉で熱く語られるのを期待しておりましたけれども、なかなか、そういう熱い気持ちが聞こえてこなかったと思っておりますけれども。この構想についても不可解な点と疑問点ばかりで、絵に描いた餅と言わざるを得ない。どうしても、市長の政治姿勢の確たる理念がわかりません。いま一度、これらも含めて、きっちりと整理をしていただいて、いわゆるマニフェストの講評をしていただきたいと願っております。私も、市民の方々も、言葉の羅列でハイレベルすぎて理解できないと。本件については、今後、しっかりと精査をして、さらに問題提起をしてみたいと思っております。それでは、次に、ひとよし未来会議についてお尋ねします。

私が手元に持っております、こちらは、平成27年度ひとよし未来会議及びひとよし未来カフェ実施計画は執行部からいただいたものですが、これは、市長が初当選された年度に作成されたものでして、この実施計画書をあらかじめ伝えておきましたので、担当部署から、前段の目的の1と、ひとよし未来会議の部分のみで結構ですので、読み上げていただければと思います。その後、読み上げていただいた実施計画書は、どのような位置づけで、また、どのような目的で計画されたのかということをお尋ねいたしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） 議員の皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

平成27年度に作成されたひとよし未来会議実施計画書に記載された内容とのものでございますので、読み上げさせていただきます。

ひとよし未来会議。1、目的。市の抱える課題について、関係するもの同士で集まり、住民と行政が対話しながら解決策を話し合う。単に要望を言い合うだけではなく、そこから自発的に取り組み、官民協働につながるきっかけをつくる。2、テーマ。特定課題に応じたテーマを、所管課が設定する。3、参加対象者。テーマに応じた関係者を、所管課が選定する。4、会議の構成及び進行。フューチャーセッションで構成。2時間程度、所管課が中心となり進行する。自由な意見交換、ビジョンづくり、プロジェクトづくり、発表。5、会議後の展開。最終的には、自主的なプロジェクトの完成を目指す。完成後も、所管課において継続的にサポートを行う。6、開催時期。所管課において決定する。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） できれば、どのような位置づけで、どのような目的で計画されたものなのか、この点についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

このひとよし未来会議は、先ほど申しました1の目的、市の抱える課題について、関係する者同士で集まり、住民と行政とが対話しながら解決策を話し合う。ただ単に、要望を言

い合うだけではなく、そこから自発的に取り組み、官民協働につながるきっかけをつくる、このことを目的として会議開催をしております。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 大変失礼しました。先ほど、目的は聞いておりました。

それでは、この実施計画書は、歴然とした公の事業を明記した計画書であります。

それでは、質問ですけれども、今読み上げていただいた実施計画書の中に何回も出てまいります、「所管課で決める」、所管課は何部の何課なののでしょうか。

また、ことしの3月から4月にかけて開催をされた、松岡市長のひとよし未来会議については、担当課においてどのように把握されているのか。また、開催された回数、テーマ、及び参加者並びに運営の構成員などについて御説明いただければと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

これまでのひとよし未来会議の開催状況についてでございますが、各所管課で行っております状況を、企画政策部のほうでまとめて御説明させていただきます。

平成27年度におきましては、平成27年10月から翌年2月にかけて、健康福祉政策から、「10年後の人吉市を考える」や、「10年後、稼げる人吉市になるために、私たちが今からやるべきことは何か」などをテーマに、それぞれ行政職員や市民20名から40名程度を主な参加者として、計5回開催しております。

次に、平成28年度は、6月に、「熊本地震で冷え込んだ地域経済の活性化」をテーマに、市内商工業・観光業関係者や行政職員23名の参加により1回、また、翌年1月に、「やませみの魅力を広く、市民の皆さんに知ってもらう」をテーマに、市民など58名の参加のもと、シンポジウム形式により1回開催しております。

また、平成29年度は、12月から翌年2月までに、「20年後のまちづくり」をテーマに、高校生、U・Iターンの学生や、仕事づくり、少子化対策などの分野ごとに分かれた8つの分科会により、それぞれ3回、計24回開催しており、市内高校生から市内移住者を含むさまざまな市民により、延べ156人に参加いただいております。

さらに、平成30年3月には、その8つの分科会で議論されてきた内容の総まとめとして、「ひとよし大未来会議」と題し、スポーツパレス大アリーナにおいて、分科会参加者及びその他市内外の住民、計129名の参加のもと、盛大に開催されたところでございます。

なお、平成30年度、平成30年4月以降ですが、ひとよし未来会議の開催実績はありません。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいま答弁をいただきました。これまでの開催回数など答弁いた

きましたけれども、私も、3月から4月にかけての部分をお聞きしたかっただけですけれども、開催をされていないということでもあります。要するに、ひとよし未来会議は、市長の選挙運動に使われたものであります。個人演説会として、市長、選挙の事務局長、市長の親族の方、後援会の代表者で構成された私的なものであります。いわゆる、公的に設置しておきながら、私的な選挙運動に利用した、極めて公私混同であり、法律に抵触するのではないかと危惧をしております。その点について、なぜ、このような公私混同であり、どのような認識で開催をされたのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市が主催をしてまいった会議というものは、ひとよし未来会議、「人吉」がひらがなで表現をされておまして、私の後援会等々で開催をしてまいりました市政報告会などは、「人吉」が漢字で表現をされているところがございます。

市民の皆様、市主催の広聴事業と、私の私的な後援会が主催する市政報告会の名称、呼び名が同じというのは、市民の皆様に混乱を生じさせてしまいましたことにつきましては、おわびを申し上げます。

御心配されております市政報告会の運営につきましては、当然、私の後援会が行っており、行政のかかわりはないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） まさか、私も、そこで市長の口から、ひらがなと漢字の違いということで答弁されるとは思ってもおりませんでした。これは、まさに公私混同です。今の市長の答弁にはかなり無理があると、私だけでしょうか、皆さん思っておられるんじゃないでしょうか。

ですから、私は、3月の議会で、このことについては市民に、先ほど謝罪されましたけれども、誤解を与えていると、公私混同ではないかということで指摘をさせていただきました。ましてや、頑張ろう三唱アピールの画像も多く出ていましたので、疑問視する方が続出しているのは当然のことではないかと。このようなことが行われますと、市長への不信につながるのではないのでしょうか、先ほどの答弁を聞いてちょっとびっくりしたんですけれども。ひらがなと漢字の違いということには驚きを隠せませんが、やはり、このようなことについては、これ以上申し上げませんが、このような誤解を招くようなことのないように、猛省を促しておきたいと思っております。

それでは、次に、公約の達成の施策について。先ほど、公約の内容については確認をさせていただきました。今後、公約の施策をどのように達成、どのように進めていかれるのか、このことについてお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、内容について少し説明をさせていただきますと、5つの柱を定め、その中に、今回の108つからなる政策等を掲げさせていただきました。

その5つの柱ですが、1つ目の柱、「住民と行政が手を携え、自分たちのまちは自分たちでつくりあげる」では、身近な課題に対し、「住民と行政が知恵を出し、解決する校区自治を推進する」など、21の施策を掲げております。次に、2つ目の柱、「地域に誇りと愛着を持ち、人が輝き躍動するまちづくりを推進する」では、「公民連携により、たくさんの方が訪れる中心市街地の再生に取り組む」など、30の施策を、3つ目の、「地域における新たな価値の創造に努め、将来を見据えたまちづくりを推進する」では、「IoTを活用したスマートシティを構築し、まち全体の効率化や住みやすさを追求する」など、17の施策を、4つ目の、「学び続けることで、生きる力を身につけ一人一人が豊かな人生を歩むよう支援する」では、「妊娠期から出生、就学、社会人になるまでの子どもの成長過程を一体的に支援する」など、19の施策を、最後に、5つ目の、「市民の皆様と一緒に人吉の創造に取り組む市役所を目指す」では、「誰もが自由な発想から政策を立案し、挑戦できる職場風土を醸成する」など、21の施策を掲げさせていただいたところでございます。

これらにつきましては、現在一部実施、または、着手はしているものの、執行部内で具体的にどのように実施していくか議論を深めているところでございまして、今後、第6次人吉市総合計画の施策等と照らし合わせながら、具体的な事業として構築してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 取り組む公約がかなり多すぎて、非常に難しい点もあるかとは思いますが、そのように答弁されたように理解はしまして、選挙公約を今後整理されて、政治公約として完全なる実現を期待してまいりたいと思っております。

それでは、次に、行財政健全化計画からとしておりますが、これまで、同僚の大塚議員と重複する部分もありますけれども、角度を変えて質問をさせていただきます。

こちらの資料は、議会の開会日、全員協議会で配付され、説明を受けたものでありますけれども、9月3日のことでもあります、まだ、詳細に解読し、熟知しておりませんので適正を欠く点もあるかとは思いますが、そのときは御了承いただきたいと思っております。

この人吉市行財政健全化計画を見て、これは職員の給与の削減計画ではないかとちょっと感じた次第であります。本日は、その1点だけに絞って質問をいたします。

そこで、まず、この計画の趣旨、目的を、この計画書の冒頭に、「人吉市長 松岡隼人」として記載してありますが、概略で結構ですので、端的かつわかりやすく説明いただければと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

御質問の、今回の行財政健全化計画策定の目的についてでございますが、近年、市税や普

通交付税収入が減少し、住民福祉に係る社会保障費等が増加する中で、毎年、基金に頼らざるを得ない状況が続いており、これまで以上に財政負担の軽減を図る取り組みを強力に押し進めていかなければ、市民生活を支える基礎的な行政サービスを確保していくことが困難となる可能性があり、歳入確保策及び歳出削減策の双方からの取り組みにより、基金取り崩しの解消と行財政運営の安定化を図るために、今回、6本の柱からなる行財政健全化計画の策定を行うものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 私には、どうしても、この計画の最大の目的が人件費の圧縮、いわゆる職員給与の見直しが最大の目的ではないかと推察をしておりますけれども。それは、マニフェストに基づく措置として、市長を初め副市長、教育長、監査委員、いわゆる特別職四役の給与削減がなされたからであります。

以前、この特別職の削減提案に、議会は反対否決をしたことがあります。そこで、今回は、入念な計画のもと、特別職の給与削減が実行されたものと推察するところです。そこを十分考慮してお尋ねするものですが、特別職の給与の削減がされた後の、市長、副市長、教育長、監査委員の現在の給与と賞与、そしてまた、任期終了後に支給される退職金の内訳を教えてくださいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、特別職の給料月額についてでございますが、市長が85万4,000円、副市長が65万3,000円、教育長が54万3,000円、常勤の監査委員が43万4,000円となっておりますが、7月1日から、それぞれの職にある者の任期満了の日まで減額の措置を行っておりますので、20%減額中の市長が68万3,200円、10%減額中の副市長が58万7,700円、5%減額中の教育長が51万5,850円、同じく5%減額中の常勤の監査委員が41万2,300円となっております。

次に、退職手当の積算根拠と金額についてでございますが、退職手当につきましては、人吉市長等の退職手当の支給に関する条例に基づきまして支給することとなります。

まず、市長につきましては、在職期間48月に、在職期間1月につき給料月額の100分の50を乗じて得た額2,049万6,000円、副市長につきましては、在職期間48月に、在職期間1月につき給料月額の100分の30を乗じて得た額940万3,200円、教育長につきましては、在職期間36月に、在職期間1月につき給料月額の100分の20を乗じて得た額390万9,600円、常勤の監査委員につきましては、在職期間48月に、在職期間1月につき給料月額の100分の20を乗じて得た額416万6,400円を支給することとなります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいま答弁をいただきましたけれども、それぞれに減額をされてお

りますけれども、個人的な感覚を申し上げますと、大変言いづらいところでもありますけれども、高額な受給額と、正直感じたところでもありますけれども。

それでは、一般職の市職員の方々についての給与についてお尋ねしますが、国家公務員との比較で地方公務員の給与水準をあらわす指数、いわゆるラスパイレス指数、県下において、本市は何番目の位置にあるのかということをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） ラスパイレス指数につきまして、お答えいたします。

本市における平成30年4月1日現在のラスパイレス指数は96.7ポイントで、前年より1.6ポイント上昇をしております。

また、県内での順位につきましては、45自治体中19番目となっております。

次に、全地方公共団体の平均につきましては、99.2ポイント、熊本市を除く県内市町村の平均は、97.7ポイントとなっております。なお、九州平均は公表されておられませんので、御了承いただきたいと存じます。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいまの答弁を聞きますと、少々上昇しているけれども、非常に低い水準であると、非常に驚いておりますけれども。この状況を、議員の方も御存じでない方がほとんどではないかなと思っておりますけれども、そのようなことから、私は問題提起するわけですけれども、職員の方々の給与減額は、正直、してほしくないと思っております。また、これ以上、一般職の給与削減を行えば、職員のさらなるモチベーション低下と、また、今後、優秀な人材の確保も困難につながっていくのではないかと思っております。

議会全員協議会で、迫田総務部長は、人吉市行財政健全化計画に職員一丸となって取り組んでいくと、声を大にして訴えられましたけれども、全員一丸となって行われることは大変結構なことであり、このことに異論を挟む余地は全くありません。しかし、職員給与の見直し、いわゆる減額については、私は、職員の方々は複雑な心境だと推察をいたします。人件費の圧縮については、昨日、大塚議員も質問されておりましたが、別の方法も視野に入れて検討すべき時期に来ていると思います。

このことについて、市長の心境をお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員の御質問の趣旨が、行財政健全化を進める上で、今後、市民の皆様方に御負担をおかけする中では、市長みずからが身を切る覚悟がなければ市民の賛同は得られないということもあると思いますし、私も同じ思いを抱いていることでございます。

このことにつきましては、4月の市長選挙に挑むに当たり、厳しい財政状況の中で政策を推進していくために、私の意気込み、姿勢をお示しする方法として、さきの6月定例市議会におきまして、特別職の給料月額を減額する条例改正案をお認めいただいたところでござい

ます。その際、私の給料減額の根拠などについて一般質問をいただきましたが、市長として取り組む決意や、その姿勢を具現化する方法は、各自治体のそれぞれ異なる事情や背景、環境の違いなどにより、その減額する目的や理由もさまざまであろうと思っております。

今回、行財政健全化計画を策定するに当たり、熊本県のほかに、本市に先行して行財政改革に取り組まれた福井市と富山県魚津市の事例を参考にさせていただいておりますが、この2市につきましては、市長等の特別職や職員のほか、議員もみずからの給与削減に取り組んでおられます。行財政改革に取り組む1つの例としての御紹介でございますが、行財政改革に取り組むに当たり、特に人件費の削減にどう取り組むかということにつきましては、模範解答があるわけではなく、その自治体なりの行財政健全化を達成するために努力を重ねた結果であろうと思っております。

本市におきましても、行財政健全化に取り組むための1つの方策として、人件費の圧縮も避けては通れない状況にあり、本市の将来のために、職員の皆様方にも厳しい判断を強いることになるかもしれませんが、市役所一丸となって、この難局を乗り越えていかなければならないと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 今回の人吉市行財政健全化計画の質問につきましては、とりあえず、人件費の圧縮の中の職員給与等の見直しについてのみ行っておきますけども、今後、さらに、本計画につきましてはしっかりと調査研究を行って、今後、問題提起を行ってまいりたいと思います。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、次に、新市庁舎建設について質問に入りたいと思いますけれども、その前に1点だけ、議長のお許しをいただいておりますけれども、先ほどの行財政健全化計画の中から、本市におけるラスパイレス指数、そして、県内においてどれくらいの順位にあるかということで質問したときに、答弁の中で、45自治体中19番目ということで答弁をいただきました。その中で、大変低い水準であると私も申し上げたんですけれども、45自治体中の19番目となると、聞かれている中では、そんなに低い水準ではないんじゃないかなと思われる節があるんじゃないかなと思いましたので、県下14市中においたときに、人吉市

の水準が12番目ということですので、低いほうではないかなと思っております。そのことを申し上げておきたいと思えます。

それでは、次に、新市庁舎建設についてであります。

執行部におかれては、新市庁舎建設に関する特別委員会が、従来からの9名から、選挙後、18名の全議員によって構成されたことにより、特別委員会に説明、同意を受ければ、議会の同意を取りつけたと思われるのではないかと感じているところがあります。これは、私ばかりでしょうか。

しかし、はっきり申し上げておきますが、特別委員会は市民の方々の傍聴は許されませんし、議論の展開を聞くこともできません。また、たびたびマスコミの傍聴も禁止されている状況であります。もちろん、特別委員会は尊重するものの、やはり、最終的には本議場での本議会にあると思っております。よって、特別委員会で繰り返された質疑応答や意見などになると、同じような質疑になると思いませんけれども、そこはしっかりと御理解の上、執行部の対応をお願いしたいと思います。

まず、経緯と現状からですが、市民にもわかるように、簡潔に、今日までの経緯と現状をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

入札不調・不落の経緯につきまして、改めまして御説明申し上げます。

人吉市庁舎建設にかかわる第1回の条件付一般競争入札を、平成30年10月9日に公告を行いました。平成30年11月9日までに、建築本体工事に1JV——これは特定建設工事共同企業体でございますけれども、電気設備工事に2JV、機械設備工事に2JVの入札参加申し込みがありました。建築本体工事に申し込まれましたJVが参加資格要件を満たしていなかったため、全ての入札を中止し、平成30年11月21日に入札中止公告を行ったところでございます。

入札不調を受け、人吉市庁舎建設第2回条件付一般競争入札を、平成30年12月18日に公告をしております。前回と同様に、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事と3つに分けて行ったところでございますが、建築本体工事の総合評価値を1,500点以上とし、技術者に免震工事施工実績を外すとの要件を変更したところでございます。

平成31年1月25日までに、建築本体工事に1JV、電気設備工事に2JV、機械設備工事に1JVの入札参加申し込みがあり、平成31年2月12日までに入札がされ、翌13日に、建築本体工事の開札を実施しましたが、予定価格に達せず、翌14日に再度の入札がなされましたが、予定価格に達しませんでした。

建築本体工事が不落になったことに伴い、電気設備工事、機械設備工事の入札を、平成31年2月14日に中止し、同日、中止公告を行ったところでございます。

不落を受け、次回の発注方法の参考とするため、4月22日に、建築一式工事の人吉市工事

指名競争入札参加者名簿に登録されている、総合評定値1,500点以上の建設業者に対しましてアンケート調査を実施いたしました。その後、6月議会で設置されました新市庁舎建設に関する特別委員会で、発注に係る基本的方針案、及び設計の見直し案等につきまして説明を行い、その後、人吉市庁舎建設第3回条件付一般競争入札を、令和元年8月8日に公告を行ったところでございます。

内容につきましては、これまでとは異なり、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事を1つにまとめ、一括方式で行ったところでございます。入札の公平性、競争性を保つため、1者入札の場合を認めず、2者以上の入札がない場合は中止することとしております。

今後のスケジュールでございますが、令和元年9月24日まで入札参加申請受付を行い、競争入札参加資格要件を審査後、令和元年9月30日に、競争参加資格確認通知を行い、令和元年10月21日から10月28日までの入札を受け付け、令和元年10月29日に開札を行う予定としていくところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 昨年11月の入札不調、前の執行部の説明の中で、新市庁舎建設については、県下7カ所の対象がある中で、人吉市が一番先行しています、と声高々に説明をされています。

しかしながら、入札は冒頭から不調となり、挙げ句の果てには2月の入札不落という、ほかに類を見ない最悪な状況であると言えます。これが執行部の迷走の始まりになったのではないかと考えております。執行部は、この建設計画に熟知度が不足し、調査・研究不足もあった中でのスタートになった気がしてなりません。

そこで、市長にお尋ねします。このような準備不足の中でスタートされたのは、何としても4月の市長選挙の前に実績を挙げておきたいという強い思いがあったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

公共工事の発注手続につきましては、地方自治法、公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律などの法令等の適用を受けるところでございまして、当然のことながら、法令遵守の上で、この事業を進めてまいってきております。

一連の入札不調から不落になりましたが、法令遵守はもちろん、地元の期待に応えるためにはどのようなことが可能か、方法が適切かということにつきまして、ほかの事例も含めて、国・県にも相談しながら、慎重に、最大限に検討を重ねてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 答弁については、私が求めていたような答弁であったと思っていますけれども。市民は、私が今、申し上げたように、理由があると思っている方もおられるようです。

しかし、現在に至るこの混乱の原因は何なんでしょうか。最近、建設計画を展開している大津町、八代市、聞くところによれば、今のところ順調に進んでいると聞いております。また、計画未着工の自治体においては、じっくりと準備を進め、他の自治体の実践を参考にしていると聞いております。ですから、やはり、私は、本市は安易に急ぎすぎた結果と思わざるを得ません。

そこで、不調・不落についてお尋ねですが、なぜ、昨年11月は不調、ことしの2月は不落になったのか、その原因の分析を簡単に、かつわかりやすく御説明をいただければと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

不調・不落の原因の分析結果につきましては、6月4日の全員協議会で説明をさせていただきましたが、予定価格と入札価格が乖離した主な原因といたしまして、まず、1点目が、契約締結予定日が3月で、工事着手が、実質4月以降となりますが、新年度の単価は反映していなかったことが挙げられます。2点目として、熊本県内において、震災復興関連工事、熊本市内の再開発工事と民需向けで、建設資材等の出荷は増加しており、建築鉄筋工事を例にとっても、需要は顕著に推移しており、価格の見通しは今後も上がる傾向であり、そのため、入札価格に、竣工までの今後2年間の資材、労務費単価の上昇分を見込んでいると推察をいたしております。

また、3月までに契約締結となりますと、2019年10月1日以降の工事完成となっても、原則消費税率は8%となりますが、元請業者と下請業者等との実質取引に係る資材、労務支払が10%となるリスクもあり、その分も入札価格に反映されていたと推察をいたしております。

さらに、九州内で建設需要が高い水準で移行しており、配置技術者及び関連専門工事技術者の確保が難しい状況下で、下請等企業も、より高い工事代金が得られる工事へ流れている状況となっており、労務費が高騰している実態がございます。これが予定価格と実勢価格の乖離の要因となっていると分析をしているところでございます。

最後に、大手建設業者にとりましても、本工事は単体で施工可能な工事であり、地元企業との特定建設共同企業体を組むことを参加要件としていることも、大手建設業者が申し込みを躊躇することがあることも要因となっていると判断しているところでございます。

このように、需要と供給のバランスが崩れ、売り手市場と言わざるを得ない状況にありまして、入札参加者が1者となりまして、競争力が働かずに、応札額と予定価格の差が生じたものと分析をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、2月の不落になった際、特別委員会、議会の一般質問でも、この不落の原因は何なのか、と多くの問題提起があったのは御承知のとおりであります。

執行部は、一貫して、精査させていただきたい、の一点張りでありました。あれから何カ月たっているのでしょうか、なぜ、提案までこのような長い時間を要したのか、また、肝心な、「精査をさせていただきたい」の精査の結果、報告は、なぜないのでしょうか。この2点をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

分析結果の議会への説明でございますけれども、これにつきましては、令和元年6月4日に開催されました全員協議会の場におきまして、人吉市庁舎建築本体工事入札のこれまでの経緯、建築資材等の価格、及び、供給情報等から見る不落理由の分析結果、適正な予定価格の設定に向けた取り組み、着実に建設事業の推進に向けた取り組み等につきまして、説明をさせていただいたところでございます。

分析につきましては、株式会社山下設計との協議、それから、国土交通省九州地方整備局の公共建築相談窓口に相談をいたしましたし、一般社団法人経済調査会発行の工事市場単価の価格推移等のデータ、また、建設業者を対象としたアンケート調査結果、及び、建設業者の聴取といったものを、きちんといろいろ情報を分析して、これを議会に説明するために、少し時間をいただいたという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 新市庁舎建設プロジェクトは、後にも先にも本市の最大のシンボルの事業となることであります。専門部署も設置されて、大手設計コンサルタントと契約をされ、進められてこられたはずです。

しかしながら、なかなか結果が出ないのは、どこに問題があるのでしょうか、熱意と能力の不足でしょうか、常に、明確な答弁と今後の計画が示されないからではないでしょうか。もっと積極的な事務推進を行えば、今回提案をされている事案は、さきの6月議会で提案提出できたのではないのでしょうか。私は、その不安定さを感じ、特別委員会で、ここまで来たら、もうこの後の失敗は許されないので、少々おくれることになっても、この9月議会で、執行部、議会一丸となって十分検討に検討を重ねることはいかがでしょうか、と提案をいたしております。しかし、執行部は、8月8日に本計画の告示をされ、12月議会で契約承認をとりたいとの、まさに懇願に近い申し出をされております。

そこで、2点お尋ねをいたします。まず、1点目に、不落のベンチャー業者名と不落の差の金額をお尋ねいたします。2点目は、精査するとの一辺倒でありましたけれども、先ほど答弁の中にも述べられておりましたけれども、その精査方法についてお尋ねしたいと思ってお

りますけれども、先ほどの答弁の中で、方法については述べられておりますので、この点については割愛をしておきます。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、これまでの入札参加者、企業でございますけれども、これまで、特別委員会におきましても説明を申し上げてまいりましたけれども、現在、入札公告を行い、参加申請を受け付けております。入札前でもございますので、これまで入札参加申し込みいただきました企業名等につきましては、公表を差し控えさせていただきたいと存じております。

それから、不落の際の応札額との差でございますけれども、2回目の入札公告におきまして、人吉市庁舎建設建築本体工事におきます第2回の応札額と予定価格の差は、税抜きで2億7,500万円の差となっております。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 委員会の中でも、その額の差についてはお聞きはしておりますけれども。私は、以前から、不落の金額の差の原因の追求については、不落した応札者とすり合わせをすれば、すぐに解明できるのではないかと、再三申し上げてきております。その対応には違法性はないようですから、なぜ、その方法をとられなかったのか、不思議でなりませんけれども、それをすれば早急に解明ができたと思っております。

また、日本で5本の指に入るといわれる設計委託先の山下設計コンサルタントも、なぜ、そこを指導し、対応できなかったのか、この点についてもお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

応札者とすり合わせを行わなかったのか、ということでございますけれども、入札の際は応札者に対し、工事費の内訳書の提出を義務づけております。議員がおっしゃるとおり、その応札価格と設計価格を照らし合わせることで、どの部分にどの程度の乖離があったのか、おおむね確認できる部分もございます。ただ、提出を求める内訳書は、詳細な積算内容まで求める内容にはなっておりませんので、そのみで確認するのは非常に困難でございます。

2回目の入札は、1社のみ参加により実施され、不落という結果でございました。もし、提出された1社からの工事費内訳による応札価格と設計価格を照らし合わせる作業を行うとした場合、その応札価格が市場価格として適正なものかどうか、見直しの参考となる価格かどうかの妥当性を判断する必要がございます。複数社が応札し、そのほとんどが同様の価格帯でございましたら、妥当性について認められる面があるかと存じますが、1社のみでは、その判断は大変難しい状況でございます。

したがって、今回の設計価格精査の作業としましては、全ての単価について、最新単価への改訂、再度の見積もり徴収を実施し、一つ一つ、新たな作業単価の決定作業を行ったところでございまして、数千に及ぶ膨大な単価の査定となることから、相当の時間を要した

というところでございます。

次に、山下設計はどのように対応したのか、ということでございますけれども、山下設計におきましては、市による不調・不落の原因分析、課題の抽出、それを踏まえました対応策を検討しまして、設計見直し作業のうち、主に、以下の内容について業務をお願いしております。

設計単価の根拠資料である見積書の査定の見直し、免震装置のうち、オイルダンパーに係る見積もりの再徴収、それから、電気設備工事及び機械設備工事における複合単価表の確認作業、消防法改正に伴う防火設備の設計内容の変更、仮設計画や工程計画の精査を、山下設計で業務として実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） なかなか難しい点があるという答弁でありました。精査する、精査すると言われて、不落からこれだけ長い期間たっております。私が思うに、対応をされていれば、何らかの原因がわかったのではないかなと思っております。

次に、発注方法について質問いたします。

今回、執行部から提案された分離発注から一括発注の変更です。分離発注にしろ、一括発注にしろ、ゼネコンが入る以上は、地元の下請、孫請けの構築によって進められることは明白であります。3月議会で申し上げました、私の友人で、スーパーゼネコンと中堅ゼネコンに勤務している友人がいると、その話では、全国的に見れば、これぐらいのものは何の問題もない建造物で、全国にごまんがあると。そこからしても、なぜ、このような複雑になったのか、なかなか理解ができないと。

そこで、2点の質問をいたします。まず、1点目ですが、なぜ、分離発注から一括発注に変更されたのか、その理由と、2点目、電気機械の発注は、既に入札の通知を行っている上での状態にあったわけですが、中止になることで、市の責任は伴わないものでしょうか。あわせて、お尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

今回、一括発注とした大きな理由でございますけれども、これまで建築本体工事の応札者は、1回目ゼロ、それから、2回目1社と、競争性を確保することはできませんでした。競争性が担保されれば、より安価な落札が期待できますので、設計を見直し、予定価格を増額して発注することに際しまして、経済性を確保するために、いかに応札者をふやすことができるかが重要な課題となりました。

そのため、アンケートを含め、さまざまな角度から検討を重ねた結果、一括による発注が最も効果的であると判断をしたところでございます。

また、本市の経済波及効果につきましては、JVとして参加できる特定企業の受注機会の

配慮も必要なところでございますが、参加資格要件を満たさない全ての建設業者にも、少なからずの経済効果が波及する方策が重要となるところでございます。また、建設業界のみならず、市外から多くの工事関係者が人吉市に来られますので、飲食業、宿泊業及び観光業等の市内サービス業への経済波及効果にも配慮すべきところでございます。

そのほかのメリットといたしまして、発注先を一本に絞ることで責任体制を明確にすることができる、建設工事期間中に発注する各種業務や対応について、窓口を一本化することができ、円滑な施工監理を見込めるところでございます。また、アフターメンテナンスや瑕疵担保の責任体制につきましても明確化が図られますことや、さらに、約2,000万円の経費が減額できるところが、一括発注した場合のメリットであると認識をしているところでございます。

また、デメリットといたしましては、電気機械設備工事の市内建設業者の方々にとりましては、元請けとしての受注ができなくなったということでございます。これは、議員、先ほど御指摘されたところでございますけれども、このことにつきましては大変心苦しく存じておりますが、できる限り市内の建設業者にも還元できますよう、電気設備工事・機械設備工事のそれぞれに係る金額の10%以上の金額について、下請契約または資材発注等の条件を付したところでございます。

公共事業の発注者は、良質な社会資本を低廉な価格で整備し、維持する責任を有しております。その目的を達成するために、発注者には公正さを確保しつつ、良質なものを低廉な価格で、また、タイムリーに調達する発注者責任がございます。その責任において総合的に判断いたしまして、一括発注を採用しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） これだけ大きな問題の特別委員会の懸案事項の審議でありますから、市長も、やはり特別委員会にできる限り出席されるべきだったと思っております。

委員会審議の中で、市長の意見、決断を仰ぐために再三にわたり審議は停止して、暫時休憩をとらなくてはならない状況でもありました。ですから、今後、可能な限り、市長の委員会への出席をお願いしたいと思っております。

それでは、次に、計画変更と財政についてであります。お尋ねいたしたいのは、まず、1点目、今回の計画の見直しによる予算の増額は幾らなのか、2点目、その内訳の説明をお尋ねいたします。そして、3点目として、その増額予算はどのようにして、今後、捻出されていくのか。4点目、それを、今後の議会にどのようにして提案をされていくのかを、あわせてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今回の入札公告に当たりまして、現計予算内で対応を行うために、公用車駐車場、喫煙所、

通路屋根の一部の工事を分離しましたので、公共工事最新単価への更新、見積書の再検討等による増額も含めまして、見直し後の工事費は、最終的に約1億5,000万円の増となっております。その増額となった財源につきましては、充当率100%で、交付税措置が後年度元利償還金の最高85.5%が見込めます一般単独災害復旧事業債という起債の対象としているところでございます。

ただ、今後の事業費につきましては、本体工事の入札や、他の予算の執行状況、今回分離した通路屋根の附帯工事等の検査も含め、執務室に配置する什器類、あるいは電算関連経費等につきましても、議員の皆様にご意見を賜りながら事業を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 質問には、その増額予算について、今後、どのようにして捻出していくのかと、そしてまた、今後、議会にどのようにして提案をしていくのかということで質問を挙げておりますけど、その点はいかがでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今、出しております工事費のことでということですのでよろしいですね。これは、継続費の中でも御説明しましたように、予算の枠内では確保しておりますので、予算の増額といったことは変更はございませんので、これは、新市庁舎建設特別委員会の中でもそのように御説明をして、御理解をいただいたものと存じております。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、次に、今後の建設の計画についての質問ですが、次回の入札は、2社以上のベンチャー企業の参加がないと入札できないようです。また、情報提供の制限もあり、いろいろと制約があるようですが、今後の入札の応募資格等について、どのようなものかお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今回の入札でございますけれども、内容につきましては、ちょっと先ほどと重複いたしますけれども、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事を1つにまとめた一括方式で行うことといたしております。ただ、入札の公平性・競争性を保つため、1社入札の場合は認めず、2社以上の入札がない場合は中止をすることとしております。

要件といたしましては、代表構成員が建築1種工事の総合評価値を1,500点以上、延べ床面積5,000平米以上の免震工事を施工工事、及び、延べ床面積5,000平米以上の鉄筋コンクリート造、または鉄骨鉄筋コンクリート造の用途が、庁舎または事務所の建築施工実績を有すること、そして、構成員数は2社または3社とし、構成員として、人吉市工事入札参加者資

格付表建築一式工事に登録されております、市内に本店を有するA1等級の者を必ず構成員とすることとし、技術者の要件は、免震工事施工実績を要しないということとしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、今回提示される入札応募資格、いわゆるベンチャー共同企業体となるようですけれども、この中で、A1等級建設業者が9社あります。この中で、人吉市に本社を置いていない業者が4社ですので、本社を置く業者が5社ということになります。ただし、応募資格の共同企業体の中に、人吉市内に本店を有する者が、少なくとも1社は必ず構成員となるよう条件が提示されています。

そこでお尋ねですが、A1等級建設業者のみで共同企業体を組むことにされなかったのはなぜでしょうか。当然、中心となる大手ゼネコンにとっては、そのほうが好都合でありますし、競争ベンチャーが多く生まれると思いがいかでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

なぜ、地元企業JVでの参加ができるような方針としなかったのか、という御質問でございますが、こちらにつきましては、特別委員会でお答えをしました、代表構成員として、熊本県内に本店を有する建設業者の参加ができない理由と同様のお答えになりますが、本工事におきます代表構成員として求める条件を大きく3つ掲げておまして、まず、1つ目は、品格法の観点から、目的となる施工者には、工事全般にわたって高度な技術的判断で施工精度の確保を求めており、管理技術者等の現場を采配する技術者には、免震構造に対する技術的能力やノウハウを持って監理監督していくことが必然であり、その技術的能力の担保として、免震工事の実績が必要であると判断をいたしております。2つ目といたしまして、建設需要過多な状況下であり、資材、労働者の調達のいかに工事遵守の大変大きなポイントでございます。高い調達能力を求めるという点でございます。そして、3つ目として、大変規模が大きな事業でありますので、長期にわたって安定した経済的基盤が必要となる点でございます。

以上の3つの要件を鑑みましたとき、地元企業におきましては代表構成員としての水準には達しておらず、地元企業のみでのJV結成による参加は難しいと判断をいたしたところでございます。

しかしながら、構成員として、本工事に資する能力は十分持ち合わせておられますので、目的として遺憾なく、その技術力を発揮していただきたいと、このように期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、再度確認をしておきますけども、あくまでも人吉市内に本社を置かない業者が共同企業体に参加した場合、本社が人吉にある業者が1社以上加わることとなりますので、業界の方の意見でありますけども、談合の温床となりやすいとの意見も聞いたところであります。その辺も、執行部はしっかりと認識をされ、今後の適正な対応を期待しております。

それでは、次に、政治責任についてといたしておりますが、これまでの経緯から見て、市長を初め執行部の行政執行の失政だと思っております。この入札の不調・不落によって、どれだけの損失があったのでしょうか。執行部の労力、議会の労力は、金銭に換算すると大変なものであります。ましてや、次の失敗は決して許されるものではないと思っております。入札が大変デリケートなものであることは承知いたしておりますが、今日までの市長の政治責任をどのようにお考えか、また、仮定ではありますけれども、再度不落になった場合の責任もどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市庁舎建設に対する責任は、市民生活のよりどころとなる災害対策の拠点として、迅速に対応できる機能をあわせ持つ新しい市庁舎を建設することであり、そのためにも一刻も早く、本体工事の建設着工ができる環境をつくるのが、現時点で私に与えられた責務であると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 今後を見守るしかありませんけれども、これまでの市長の政治責任は責任としては、しっかりと自覚をいただき、最悪の事態は回避されるよう、公正公明な入札による適正な結果を期待しております。

それでは、次に、公有財産管理運営について質問をいたします。

現在、市の公有財産について、普通財産と行政財産があると思っておりますが、その大まかなところで結構ですので、どのようなものがあるかお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

公有財産は、地方自治法第238条に規定された普通地方公共団体が所有する財産でございます。まして、行政財産と普通財産に分類をされております。そのうち、行政財産は、庁舎など地方公共団体がその事務または事業を執行するため、直接使用することを本来の目的とする公用財産と、学校、その他教育施設、公園、市営住宅など、住民の一般的な共同利用に供することを目的とする公共用財産がございます。また、普通財産は、行政財産以外の公有財産でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） これらの公有財産の管理運営についてお尋ねするものですが、どのように行われているのか、その辺についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

さきの答弁で、公有財産は2つに分類されることを御説明いたしました。行政財産については、それぞれの行政目的に沿って、その管理者である所管課を中心に適正に管理をすることとなっております。また、その他の普通財産につきましては、原則、総務部契約管財課で管理をしておりますが、利用の状況によっては、当該施設等の関係課のほうで管理を行う場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、ここで、1つの問題提起の例として、教育委員会の所管に当たるとしておりますけれども、旧鹿目分校の跡地、西瀬コミュニティセンター鹿目分館の管理運営についての質問ですけれども、この分校跡地は緊急避難場所として指定してあります。また、憩いの場所としても活用をされています。

しかしながら、プールの使用に関し、ヤマメの養殖を数年前からしておられるという、市民の方からの情報提供があり、現地を確認してまいりました。確かに、そのような活動の痕跡を見ることはできました。なぜ、このようなプールの使用がなされているのか、理由については把握しておりませんが、この使用について、教育委員会はどのように把握をされ、許可などを与えておられるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

西瀬コミュニティセンター鹿目分館のプール使用については、高瀬議員に御指摘をいただくまで、ヤマメが入れられていたという状況は把握をしておらず、管理者として適正さに欠けておりました。非常に申しわけなく、この場をかりまして、議員の皆様、関係各位におわびを申し上げたいと存じます。大変申しわけございません。

このことにつきましては、関係者にお話を伺いましたところ、鹿目の滝祭りが数年前に開催されなくなったこともあり、新たに、地域で、子供から高齢者まで集える交流事業として祭りを計画されたことに合わせまして、西瀬コミュニティセンター鹿目分館のプール施設を使用されていた、とのことでございました。結果的には、諸事情により、地域の祭りは開催されなかったということをお伺いしております。

教育委員会としましては、鹿目分館に限らず、日ごろから、所管する施設全体について、施設の維持管理のほか、詳細な施設の使用等についてもしっかりと把握をしておくべきものであったと反省するところでございます。今後は、このようなことがないように、自戒を込めて、関係者とも連携を強化し、施設の維持管理、使用管理の徹底に努めてまいりたいと存じます。

また、地域におきましても、鹿目分館のプール等を使用される場合、人吉市教育委員会が管理する財産等使用規則に基づいて必要な手続をとられるよう、関係者も含めまして周知・指導を徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。申しわけございませんでした。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 非常に驚いたところでありますけども。調査によると、ここのプールに使用する水については、調べたところ、上水道でなく、また、モーター使用での地下水使用ではないようですので、教育委員会が電気代などを負担する状況にはないということであります。

しかし、このような個人的な使用が許されるものかを問うもので、モラルの問題とも言えます。また、プールにフェンスなどはありますけども、子供さんなどが、誤って事故に遭遇するかもしれません。また、このような他の施設においても、空き家であるがために諸問題が発生し、火災の問題もないとは言えません。

そこで、申し上げたいのは、他の公有財産の適正な管理運営をしてほしいとの願いから、問題提起をしたものであります。今後、公有財産の点検、そして、各面での問題がないかしっかりと調査をしていただき、適正な管理運営をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、市民の声からとしております。

まず、人口減少と増加策についてとしています。市民の方から、ある会議の席上、人吉市の人口減少策と増加策の実績と計画をお尋ねしたい、という旨の質問をいただきました。市長なら、端的に、また、わかりやすく、どのようにお答えになるかなということ、この辺をお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

日本全国で人口減少・少子高齢化が進む中、平成26年に、民間研究機関の日本創成会議が公表した消滅可能性都市リストは、全国の地方自治体に大きな衝撃を与えました。本市におきましても、昭和30年に人口のピークを迎えた後は、人口が減少し続けております。人口減少は、今後も急速に進行していくことが予測され、日本創成会議では、令和22年に、本市の人口を2万1,256人と推計しております。これは、本市における地域社会や地域経済、財政基盤に大きな影響を及ぼすもので、地域の存立基盤にかかわる深刻な状況でございます。

人口減少社会に突入し、全国各地で、これまでのやり方ではうまくいかないことが起きております。人口が減るとわかっておりますので、1つは、人口減少社会前提の仕組みづくりを行うことが必要だと考えております。一方で、人口が減少し続けるのを、ただ黙って見ているわけにはまいりませんので、交流人口、移住人口、関係人口の増加に資するような施策を講じる必要があると存じております。

私は、地域に誇りと愛着を持ち、人がかがやき、躍動するまちづくりなどを推進してまいります。これは、私たちが、歴史が育んだこの地に、誇りと愛着を持ち、700年に及ぶまちづくりの精神を継承し、皆が心の豊かさを富として幸せに生きていくことで、私が信念とする「近者悦・遠者来」のように魅力的な地域として、新たなまちのにぎわいの創出などが、他の地域に住む人々を引きつけるものにつながると信じております。

人が減るといことは、全ての自治体が厳しくなるわけですが、その中で、いかに選ばれる地域を、ここの地域に住む我々が作り上げることができるか、このことが一番重要ではなかろうかと思っているところでございます。

郷土人吉市が生んだ打撃の神様、川上哲治氏の輝かしい功績をふり返し、顕彰していくとともに、その功績と記念事業に関するさまざまな情報を積極的に発信することで、市外からの誘客が交流人口等の増加を図り、市全体がにぎわう事業の実施、石野公園の潜在力や可能性にさらに磨きをかけ、道の駅の機能と同時に、ほかにない魅力を発信し、にぎわいを創出すること、また、くまりばを核とした起業創業の推進、IT関連企業等の誘致、関係人口の増加、及び、地元住民や企業との交流の中から新しい仕事の創出など、本市への定住人口のみにこだわることなく、交流人口や関係人口といった本市へのファンをふやすことで、人口減少においても、地域社会や地域経済などの活性化に努めてまいりたいと存じます。

人口減少の中にあっても、明るい豊かな社会を築いていくためには、今、私たちがやらなければならないことは、将来を見据え、新たな「コト」に果敢にチャレンジすること、このことが一番重要であると考えております。したがって、これからの4年間、これまで以上に果敢に挑戦する市役所、そういう組織、そういう取り組みを、市民と行政が一緒になって行動していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 事前に通告をしておりましたので、さすが、という感じの答弁をいただきました。

実は、これは、ことし、市議会改選前の2月2日、人吉市総合福祉センターで開催されました議会報告会及び意見交換会の際の市民の方の質問であります。もちろん、市議会的一般質問のような事前通告もありませんし、田中前議長が一定の答弁をされ、田中議長の指名で、各常任委員長が答弁することとなったわけです。正直、答弁には苦慮をいたしました。そのとき、執行部の職員の皆さんも多数傍聴されておられましたので、この状況は知っておられるものと思います。

後々考えますと、このような公式な場での突然の質問に対しての答弁の難しさも、痛感いたしました次第であります。逆に、このような人吉市の人口減少策と増加策の実績と計画について、執行部と真剣に議論したことがあつたらうかと考えさせられた次第です。そして、市

民の方の関心事には、通常から、大いに執行部と議論を行っていく必要性を感じております。このとき質問された市民の方については、そのとき傍聴された職員の方もおられました、その方に聞いていただければわかるんじゃないかなと思っております。市長に大変すばらしい答弁をいただきましたので、大いに参考にしたいと思っております。

次に、各種団体との連携についてとしておりますが、これは、御承知のとおり、議会みずからが、要綱にて設置した市民団体との意見交換会からの質問です。これまで、厚生委員会では、3団体、4回の意見交換会を行っております。各団体の熱意に深く感銘したところでもあります。意見交換会后、懇親会を行った団体もあり、本音で語り合い、さらなる絆が結ばれたような気がいたしております。

しかしながら、課題を提供いただいたり、説明を受けたり、問題提起をいただくのですが、どうしても、詳細な事務的な事項になりますと、返答に窮することもたびたびあります。私どもも、執行部から何も聞かされていないことも多くありました。そのときの市民の方の声として、社会奉仕を旨とする団体ばかりで、今後も、ほかの団体との意見交換会もふえてくると思います。執行部側から、積極的な意見交換の場や情報交換の場があまりない、との声もありました。

これから、ますますいろんな団体の方々の意見交換会の申し込みがあると思いますが、現状として、多くの市民団体との協議や意見交換会の機会づくりは積極的に行われているのでしょうか、お尋ねいたします。各分野に市民団体がありますので、代表して迫田総務部長にお尋ねしたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

現在、本市においても、国・県を含め、行政が実施する施策の説明会や、各種団体を代表とした意見交換会など、さまざまに会議の場を設けているところでございます。例えば、市の担当部署と商工会議所の定例会や、農業関係団体との座談会など、各種団体等と定期的な意見交換の場を設けているところでございます。

議員が申されますとおり、民間の各種団体との連携は、市の施策を進めていく上で大変重要であると認識をいたしております。特に、新たな施策や連携して取り組む事業等につきましては、早目早目の情報提供が必要であると存じておりますし、常日ごろからお互いの考えを共有することは、事業をスムーズに進めていくためにも大切にしなければならないことだと存じております。

つきましては、今後も、庁内各部署におきまして、官民が連携した取り組みができますよう機会あるごとに意見交換の場を設けて、しっかりと情報提供をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 執行部の積極的な連携のための機会の創設を切望しておきたいと思っ

ております。

それでは、次に、病院の予約対応について質問いたします。これは、市民の方々、特に高齢者の方の意見であります。人吉新聞のことし6月19日の「瀬音」でも、この実態を明かし、問題提起をされております。

どういうことかと言いますと、いまだに電話予約制度を採用せず、直接予約制度を履行されておられる病院、医院があることに対する市民の方々の怒りであります。特に高齢者の方に多いような気がいたします。早朝から並んで予約を取りに行くことで、老若男女問わない問題ではありますが、特にタクシー利用をせざるを得ない高齢者の方にとっては、早朝に行き、受付をして、長い間、診察時間まで待たれるという現状であります。

タクシーを使って一度帰り、再度、診療にタクシーで向かわれるのは、金銭的にも、労力的にも大変なことであります。中には、近くのタクシー会社に予約だけされる方がいたり、近所の方にお金を払って代行予約のケースもあるそうです。そして、とても怒り心頭であったのは、朝6時に予約一番乗りのはずが、既に何名かの記帳があっていたそうです。まさに、ここらあたりも問題だと思っております。

というわけで、執行部におかれては、何としてでも、多くの病院、医院が、日常化した電話予約制度に履行できるように働きかけをしていただきたい、という市民の声をお届けいたしますが、この点についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられましたように、医療機関によって、受診に関する予約の形態はさまざまなようございまして、電話や直接窓口に出向く方法、また、インターネットを活用した予約方法をとられている医療機関もございます。

このようにさまざまな予約方法の中から、どのような方法を選択するかにつきましては、各医療機関の方々の考えがございまして、行政からお示しをすることは大変難しいものと考えております。

しかしながら、市民の皆様からの貴重な御意見と捉えまして、今後、医師会などとの意見交換会等の際に、御要望いただきました内容につきましてはお伝えをしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） どのような方法でも結構ですので、市民の方々の希望が実現するように、よろしく願いをしておきます。

それでは、次に、乗合タクシーの充実についてですが、今の質問に関連するのですが、タクシー利用の問題であります。この件については、6月議会の一般質問で牛塚議員が詳細に質問をされ、問題提起されておりますが、ここでは、願いの立場で市民の声をお届けして

おきます。

実は、4月の市長選挙における対立候補の方が、高齢者支援の公約の1番に、玄関から玄関までの乗合タクシーの運行を実現します、というものでありました。この公約には多くの反響と、賛同するという声がありました。私にも相談がっております。

そこで、このことについて、何とか実現ができないものでしょうかお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

特に、ドア・ツー・ドアの区域運行についての御質問だと思います。平成28年度に、地域公共交通マスタープランである人吉市地域公共交通網形成計画の作成に伴い、永野地区と大畑地区において、お試し永野号、お試し大畑号として、ドア・ツー・ドア型の予約型乗合タクシーの実証運行を1カ月間実施し、その後、平成29年度に、さらなるデータ取得のため、4カ月間実施しております。

ドア・ツー・ドア区域運行につきましては、停留所で乗りおりに行う通常の予約型乗合タクシーと異なり、自宅付近での乗りおりが可能でございますので、停留所までの徒歩での移動がなくなり、高齢者の移動手段として有効であると存じます。

一方で、地域懇談会におきましては、停留所以外を経由するために到着の時刻が読めないなど、定時的な運行ができないことに対する御不満の声もございました。また、停留所以外を経由するため、運行の路線や距離が一定でないことなどの不確定要素が大きく、経費の把握が難しいこと、また、既存の路線バスとの競合区間においては並行運行ができないことなど、運営面でのデメリットがあることも判明しております。

しかしながら、今後、高齢者の方がますます増加することに伴い、公共交通に対するニーズも、より多様化してまいります。そのため、ドア・ツー・ドア区域運行の必要性も考慮しつつ、既存の路線バスや予約型乗合タクシーの運行体系なども総合的に勘案しながら、関係機関と協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 実現できるように、努力をしていただきたいと思います。

最後、時間が来ましたが、高齢者と市長との触れ合いについては、最後に市長に質問したかったところですが、次回の機会を捉えて、市民の声から、高齢者と市長との触れ合いについては質問させていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時46分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松村太議員。

○1番（松村 太君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、松村太です。

通告に従いまして、本日は4つの項目について質問してまいります。1つ目は、鳥獣被害防止対策について、2つ目は、2025年問題に向けて、3つ目は、教育の喫緊の課題について、4つ目は、行財政健全化の取り組みについてでございます。

来月の子ども議会に向けて、今、中学生が、人吉市内に政務調査として活動しているというお話を聞いております。関係者の方には、大変お忙しいこととは思いますが、子供たちの社会参加にぜひ御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、私も、議員になりましてから、新たに多くの方とお会いする機会がふえ、学ぶことも多く、改めて皆様に感謝するとともに、市政に関することを丁寧に対応されている職員の方々と、しっかりとした未来志向で活動を続けていきたいと、思いを強くしております。まだ数カ月の議員活動の中で、続けざまに豪雨災害の対応を、避難所で職員の方々と行ってまいりました。防災会議の参加直後から、人吉市を次々襲う豪雨に対して、準備万端、怠ることなく粛々と災害対応される職員の方々と一緒に活動できたことは、とても重要な体験となりました。防災会議に出たからこそ、これからを考えられる、これらに備えられるのだと、今さらながらに深く納得しています。

また、防災会議をもとにした活動が、非常時に速やかに行われることの重要性も再認識できました。先般、一中で行われました防災訓練でも、多くの参加者の方と同じ目線で活動できたことは、必ずや非常時の現場で役に立つと確信を持って行動することができました。豪雨そのものをとめることはできませんが、そこに予想される災害を未然に、最小限に防止することは、多くの御協力と知識と経験によって可能だということを実感することができました。

また、その一方で、自然災害の1つとして、被害を食いとめたいことが鳥獣被害ではないでしょうか。ふだん見慣れず、道端で時折見かける程度であれば大事には至らないのですが、農作物や自動車事故など、多大な被害をこうむっていることも大きな事実であります。

しかし、豪雨災害と違い、被害を受けられる方が限定されるため、その実態は広く認知されることがありません。ほかの自治体では全国ニュースにもなりましたが、札幌市街地に現れた熊の件が大きな話題となりました。数日、市街地にあらわれたため、殺処分されましたが、翌日、担当局へ300件以上の苦情が寄せられたそうです。その半分以上が、札幌市民以外からの殺処分に対する抗議だったと聞いております。被害を直接受けるだろう現地と、遠く離れた場所の人の認識の差が顕著にあらわれた事例だと思います。我が家の玄関のドアを開けることもままならない状況を、速やかに改善する策がその地で見つかつていけばいいの

ですが。

話を人吉市に戻しまして、まず、人吉市での農作物に対する鳥獣被害の近年の実態についてお尋ねいたします。

○**経済部長（廣田五浩君）** お答えいたします。

有害鳥獣被害の近年の実態、現状についての御質問でございますが、本市が毎年実施いたしております、人吉市の農家振興組合を通しての被害調査結果に基づき、直近3年間の平成28年度、平成29年度、平成30年度の農作物の被害面積と被害額の推移、有害鳥獣の主なものについてお答えさせていただきます。

まず、平成28年度は、被害面積約9.7ヘクタールで、被害額が1,509万円。有害鳥獣の主なものとして、鹿、約708万円、イノシシ、約402万円でございます。平成29年度は、被害面積約8.4ヘクタールで、被害額が1,089万円。有害鳥獣の主なものとして、鹿、約275万円、イノシシ、約576万円でございます。平成30年度は、被害面積約9.1ヘクタールで、被害額が1,724万円。有害鳥獣の主なものとして、鹿、約356万円、イノシシ、約1,234万円でございます。

なお、被害調査につきましては、任意の被害調査報告によるものでございますので、報告があっていない被害も含めると、これを上回る被害額になると認識しているところでございます。

また、被害の発生箇所につきましても、市内全域に及んでいるというのが現状でございます。

次に、有害鳥獣の捕獲頭数実績でございますが、平成28年度は、鹿1,250頭、イノシシ113頭、猿12頭、カラス102羽、アナグマ40頭でございます。平成29年度は、鹿1,238頭、イノシシ225頭、猿25頭、カラス109羽、アナグマ63頭でございます。平成30年度は、鹿1,307頭、イノシシ180頭、猿14頭、カラス109羽、アナグマが57頭でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 1番。松村太議員。

○**1番（松村 太君）** 3年間の任意での実績報告であります。被害面積の1年当たりの平均は約9ヘクタール、東京ドーム約2個分にもなります。被害額の1年当たりの平均額は1,440万円であります。

任意の報告でございますので、さらに実態はもっと大きく、被害の発生箇所も人吉市内全域に及ぶとのお話ですので、実害としては、毎年大きな損害をもたらしている自然災害の1つだと考えられます。

鳥獣の生息範囲は特別なエリアではなく、私の子供は中学生で、登下校中、鹿を見ることは驚くことではない、と申しておりました。私も実際、二中の登校坂で、3頭連れだつて道を横断していく鹿に出くわしたことがあります。

大きな被害を受けている農作物の保護はもとより、人への危害が発生しないよう、効果的な防衛策についてお尋ねします。また、狩猟をされる多くの方に御協力を得ていると聞いております。その活動範囲は山間部、深く、広く、車で移動ができないエリアでは、自分の足での活動で、並々ならぬ労力がかかり、また、捕獲の技術も、長年の経験と、そこから得た知識によることが大きいと想像します。その課題と、取り組みについてもお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

私も、スポーツパレスから帰宅中に、大村横穴古墳群のところで鹿に出くわしまして、気づかれないように帰ったのを覚えております。

鳥獣被害防止対策の具体的な取り組みと、効果についての御質問でございますが、具体的な取り組みといたしまして、まず、農地に、鹿やイノシシなどの有害鳥獣が侵入するのを防ぐための取り組みといたしまして、国の補助事業や市の単独事業として、電気柵の設置がございます。電気柵の効果でございますが、設置された方々からいただいた御意見からは、電気柵の設置により、鳥獣被害の減少は確かに体感しているものの、近隣の電気柵未設置の農地に被害が出ていることも聞こえてくるなど、経年による劣化や故障による施設の維持管理の必要性もあり、幾つかの課題もあるところでございます。

また、特別職の非常勤職員として任命しております人吉市鳥獣被害対策実施隊員の方々が、日々懸命に、わなや銃による捕獲活動を行っております。

効果といたしましては、毎年、目標捕獲頭数を定め、目標に向かって活動しておられ、農家からの依頼でわなを仕掛けるなど、直接的に被害を防ぐため、確実に捕獲実績が上がっております。また、実施隊による捕獲鳥獣の種類と農作物に実際に被害を与えている鳥獣の種類は合致しておりまして、いわゆるニーズのミスマッチは発生していないところでございます。

実施隊の運営に伴う課題といたしまして、どの組織にもありますように、高齢化の波が押し寄せてきており、担う人材の減少が課題でございます。現在、おおむね地区で分けられた9つの班で活動していますが、将来的には、例えば銃やわななどの捕獲手段で班を組み直すなど、班の再編も視野に入れながら、引き続き、若い人の人材確保を進めてまいりまいる所存でございます。

今後の取り組みとしましては、電気柵の設置と実施隊による有害鳥獣捕獲が、有害鳥獣被害対策の両輪であり、重要な施策と位置づけ、国・県の補助事業を活用しながら、継続して進めてまいります。

そのような中で、少数の担い手での捕獲の実現や省力化、軽減化を図るため、ICTを活用した捕獲方法なども検討してまいります。

農家の方々におかれましても、「自分の農地は自分で守る」を合い言葉に、例えば、果

樹や野菜を放置しない、耕作放棄地をねぐらにさせないなど、地域ぐるみで自衛による鳥獣被害対策を進めていくことも非常に重要と認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今回は、3年分について数字の御提供をいただきました。少なからぬ被害のさらなる防止・減少を目指して、実態の調査のもとに、防止策の検証と改善がなされていきますようお願いいたします。

また、捕獲につきましても特殊な資格や経験が必要で、すぐに人的拡充が難しいと思われまので、しっかりと持続可能な支援などの取り組みが進みますよう、重ねてお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問項目、地域包括支援センター委託についてでございます。

鳥獣被害対策の中でも、協力者の高齢化と事業の継承という課題が出ていました。社会では、2025年に、団塊の世代が75歳以上になるピークということが注目されていますが、まだまだお元気でいらっしゃる方も多く、うれしい限りです。しかし、そんな中にあっても、先を見通した転ばぬ先の杖、地域包括ケアシステムの構築が重要であることは、市長の施政方針でもお話しされていることであります。

その重要な地域活動の拠点が、人吉市地域包括支援センターだと認識しております。今般、その機能を外部委託することについて、その理由をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

少々お時間をいただきまして、御説明をさせていただきたいと存じます。

地域包括支援センター委託の第一の理由は、人材の確保、ノウハウ等の蓄積によるセンター機能の強化でございます。高齢化の進展とともに、今後、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯がふえ、各種相談件数が増加すると予想される中、センター機能強化は必須であると考えております。

しかしながら、現在、センター業務に当たっております正規職員は人事異動がありますことから、高齢者支援専門職としての技能やノウハウを蓄積したところで異動となってしまいます。また、非常勤職員につきましても、勤務時間数及び勤続年数が制限されている雇用形態でございまして、慢性的に人材不足となっております。このようなことから、機能強化及び十分な人員の確保ができないという課題の解決を図りたいと考えております。

第2の理由は、高齢者支援の質の担保と安定化でございます。高齢者の相談・支援につきましても、特に困難な事例などでは、長い時間をかけ信頼関係を築き、支援につなげてまいります。しかしながら、現状、正規職員の人事異動、非常勤職員の勤続年数の制限などといった職員の入れかわりがある体制では、担当者がかわることにより高齢者の方が御不安に感じられ、中には信頼関係を最初から構築し直す場合もございます。委託という方法により、

信頼関係の継続、及び支援の質を担保し、安定化させたいと考えております。

第3の理由は、高齢者福祉施策の推進でございます。所管である元気・長生き係には、高齢者福祉施策業務と包括支援センター業務とが混在しているため、それぞれに職員が専任しにくい状況がございます。高齢者福祉施策業務は多岐にわたっておりまして、介護予防、生活支援サービス事業の提供、デイサロンなど運動の場や、担い手育成、校区社協ベースで進めております生活支援体制整備事業のような地域における支え合いの仕組みづくり、シニアクラブ支援のようないきがづくり、成年後見の申し立て、養護老人ホームの入所委託のような福祉施策などがございます。

高齢者に関する地域課題は、今後、ますます多様化すると考えられ、高齢者福祉施策を推進するため、委託により業務分担を明確化したいと存じます。

第4の理由は、センターの効率的な運営でございます。令和2年度、来年度から、会計年度任用職員制度の施行により、人件費の増嵩が見込まれますことから、委託という方法により、センター運営費の適正化を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 委託により、高い技能を持った職員が、地域との信頼の上に、より専門性の高い業務に専念できる環境を整え、その適正化を図る、とのことでした。

市のほかの福祉サービスとともに、より細かく、効果的な、地域に根差した活動が実現できることを切に願って、応援したいと思います。

業務の内容から、個人の細かな生活に関する情報が必要とされ、適宜活用されることが必要になるのではないかと思います。委託先との、高齢者や認知症支援事例などの情報共有や連携方法はどうするのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

地域包括支援センターの委託先と市高齢者支援課との情報共有や連携方法でございますが、先行自治体の例を参考にしながら、業務委託仕様書において情報共有及び連携方法を詳細に定めることとしております。一例を申し上げますと、総合相談支援業務や包括的・継続的ケアマネジメント業務、認知症総合支援業務など、委託業務内容の項目ごとに、市への報告、情報収集、連携、会議への参加や連絡会の開催について具体的に定め、日常的な連携を図る予定としております。

また、市とセンターや、他自治体センターとの連携、毎月の報告につきまして、別途、仕様書内で定めることにより、定例的な連携報告や協議もあわせて行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 日常のきめ細かな変化への対応、連携のもとになる部分ですので、報告だけで終わることなく、協議により常に検証を図られますようお願いいたします。

また、現在までの兼務や勤務体制による障害を取り除くことができる上に、機能強化を図る意図での委託とのお話でしたので、委託先に求める重要なポイントについてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

委託先に求める重要なポイントでございますが、高齢者の方々が、可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を送るためには、医療、介護、介護予防、住まい等の支援を継続的・一体的に受けることができる体制、いわゆる、先ほど議員が申されました地域包括ケアシステムの構築が重要でございます。その中核が、地域包括支援センターでございますことから、委託先におきましては、福祉、医療、介護等の関係機関、及び、地域で活動を展開している団体などの強みやノウハウを最大限に活用していくことを求めたいと考えております。

一例を申し上げますと、総合相談支援業務におきましては、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じて、初期の段階の相談を受けるとともに、適切なサービスや、制度につないだ後も、本人や家族、関係機関から定期的に情報を収集し、継続的にフォローを行うこととございます。また、支援を必要とする高齢者などを見出し、適切な支援、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するために、地域におけるネットワークを構築することも重要な業務でございます。

このようなことから、関係機関はもちろんのこと、町内会、民生委員・児童委員、くらし見守り相談員、シニアクラブなどの地域のさまざまな福祉活動を行っておられる方々との連携が大変重要でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 医療分野、福祉分野、それぞれの持つ知識と経験と情報をきめ細かく連携させ、効果的に、利用者が望むサービスを、住みなれた地域で幸せに暮らすために活用されることを願っています。

ことし3月の一般質問で、医療介護連携に関する質問がされています。その後の進展についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本年3月議会におきまして、笹山前議員のほうから御質問をいただきました、在宅医療介護連携推進事業のその後の進展状況につきましては、人吉球磨1市9町村が一体となり、人吉市医師会、球磨郡医師会と連携し、多職種の参加を得て、継続して取り組みを実施しておりまして、令和元年度も引き続き、人吉市が事務局を努めているところでございます。

具体的な取り組み内容でございますが、住民向けの講演会を、これまで2回開催してお

ります。1回目は、7月6日、カルチャーパレス小ホールにおきまして、日本認知症予防学会理事長、浦上克哉先生をお招きして、「認知症は予防できる」と題した講演会を行いました。2回目は、8月24日、あさぎり町須恵文化ホールにおきまして、小笠原文雄先生による、「なんとめでたい御臨終」と題して、在宅医療や看取りに関する講演会を行いました。住民の方々の関心はとて高く、いずれの会場も立ち見が出るほどでございました。加えまして、医師、歯科医師、訪問看護師等による在宅医療・介護に関する出前講座を実施しております。

講演会や講座後のアンケートで、「在宅療養を考えるよいきっかけができた。」、「自分のこととして考えてみたい。」などの意見がございまして、今後も、住民への普及・啓発を継続していく予定としております。

次に、他職種が参加した研修会や在宅事例の検討会を企画開催しております。スキルアップはもとより、他職種の顔の見える関係が構築され、利用者情報の共有やサービス調整など、医療介護間の連携につながっているところでございます。さらに、在宅から入院、入院から在宅への情報共有の課題や、その方法について検討を重ねておりますけれども、本年度は、情報共有、他職種連携シートにつきまして、介護支援専門員——ケアマネジャーのこととさせていただきます——に対しアンケートを実施し、今後の活用に向けた評価を行う予定でございます。

また、ICTを活用し、県内の医療介護関係機関をネットワークでつなぎ、患者等の情報の迅速な共有と適切な連携を可能にするものとして、熊本県が運用を進めている熊本メディカルネットワークにつきましては、今後、医療機関、介護施設や、利用者側である住民の方々の登録促進の取り組みを進めていく予定としております。

今後も、高齢者が、住みなれた自宅等で最後まで生活し続けられるよう、人吉球磨一体となって支援をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 私の妻も須恵文化ホールの講演会に参加しまして、大変勉強になった、と申しておりましたし、その後、人吉医療センターのイベントにも夫婦で参加いたしまして、人吉球磨の中核を担う医療機関をしっかりと見学させていただいたところでございます。

私も、6月に、医療介護連携の中で、情報の活用についてお尋ねしました。今回は、医療と福祉の立場の方々が同じテーブルで協議し、新しいICTを活用した熊本メディカルネットワークへの参加取り組みなど、その創成期だとお聞きしております。そんな中で、利用者の声が、その機能の適正化の方向性を決める重要な鍵だと私は思っております。

医療、介護、それぞれのサービスについて、市民の声から、過不足を把握しているか、その機会はあるか、それを反映させることはあるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

医療、介護、それぞれのサービスについて、利用者側から見た過不足を把握しているか、また、把握する機会はあるか、との御質問についてでございますが、第7期介護保険計画・高齢者福祉計画策定に伴い、平成29年2月から3月にかけて、市内に居住する65歳以上の介護保険要支援認定者及び被認定者1,500名を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。その中で、「あなたが介護が必要となったとき、または必要な今、どこで介護を受けたいと思いますか。」という質問に対し、「可能な限り自宅で介護を受けたい」が45.8%と最も高く、次いで「わからない」が26.4%でございました。

また、平成29年3月、熊本県が実施いたしました保健医療に関する県民意識調査によりますと、「人生の最後まで、どこで療養生活を送りたいか。」という設問に対し、「自宅」と答えた方が46.3%であったのに対し、「自宅で最後を迎えることができると思うか。」という設問では、「できる」6.2%に対し、「できない」30.9%、「わからない」59.0%が一番多くなっております。その理由といたしまして、家族への負担や緊急時対応への不安などが挙げられております。また、同調査では、「住んでいる地域の在宅医療等の情報がよくわからない。」という方が29.0%いることもわかりました。

これらのことから、現在、球磨圏域1市9町村で進めております人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業では、地域にお住まいの住民の方々に対し、あらゆる機会を通じて在宅医療等の情報を発信するとともに、医療及び介護に携わる他職種との連携をさらに充実させ、入退院時の支援、緊急時への対応など、住民の皆様の不安軽減に努めてまいりたいと考えております。

令和2年度は、現行の第7期介護保険事業計画の最終年度となりますことから、第8期計画策定に向け、第7期と同様に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、及び在宅介護実態調査を実施する予定でございます。調査内容で、医療、介護サービスに対する市民の皆様の考えを把握する項目を設定し、第8期介護保険事業高齢福祉計画に反映する予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁の中で、第7期介護保険事業計画の最終年度に当たり、介護サービスに対する市民の皆様の考えを把握し、反映させたいというお答えでございました。

平成29年2月から3月にかけて実施されたアンケートの対象者が、市内に居住する65歳以上の介護保険要支援認定者及び被認定者1,500名ということでございます。その中で、「可能な限り自宅で介護を受けたい」が45.8%、ほぼ半数でございます。この750名余りの方々を、今、人吉市の福祉サービスの中できちっと対応していくことができるのか、そういったことを踏まえて、ぜひ、御検討をいただければと考えています。

新しい組織が新しい取り組みを行うとき、合理的な配慮に基づく進展的な挑戦が必要に

なると思います。2025年まで、あと6年あると考えるのか、もう6年しかないと思って活動していくのでは、結果が大きく変わることは御存じだと思います。ぜひ、同じ目標に向かって、一步でも多く前進し、市民がさらに安心して、この地域で、この人吉市で暮らせる環境になることを願っております。

それでは、3つ目の質問項目に進みたいと思います。

まず、施政方針において、学校関係の喫緊の課題とお話になられたことについて、松岡市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針において、4月に実施されました全国学力学習状況調査結果から、特に英語において克服すべき喫緊の課題として捉えているとお話をいたしました。学習状況調査の結果を見てみますと、本市の中学生は、全国平均や県平均と比較いたしますと、「英語を使う機会」や、「将来、英語を使う職業につきたい」といった項目が少々低い傾向にありました。また、全体的には、学校の授業時間以外の勉強時間や読書の時間に課題があることがわかりますし、「自分で考え、自分で取り組む」や、「自分で課題をつくり、情報を集め整理し、調べたことを発表する」、また、「発表時に自分の考えがうまく伝わるように、資料や文章、話の組み立てを工夫する」といったことについても、課題があることがわかりました。

学習指導要領の中にもありますとおり、これまでの枠組みや教育内容の上に、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む主体的・対話的で深い学びの実現が重要かと存じます。本人が努力する以外、知識も技術も会得することはできませんので、画一・一斉教育から、学びの個別化・共同化・プロジェクト化の融合への転換も図っていくべきだと考えます。

本市では、現在、地域の人的・物的資源の有効活用による特色ある教育活動を展開し、地域とともにある学校づくりを推進するためのコミュニティスクールや、地域学校協働活動を進めております。人吉市の子供たちが積極的に学び続ける環境を、家庭・地域・学校一体となつてつくり、全力で支えることで、子供たちの健やかな成長を実現してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 6月市議会におきまして、教師の研修制度、特に新任の講師について、その研修のあり方とマンパワーのスキルアップについての必要性と課題、そして対応策について質問いたしました。その成果は、すぐには見えてこないものと思っておりますが、4月実施の児童・生徒への全国学力学習状況調査では、学力の点数の結果のみならず、児童・生徒の学習への関心のあり方、自己肯定感など、自己評価と学校の指導状況、先生方の意識調査などつぶさに検証されており、点数だけでは見えてこない学習評価を確認できたことと思います。

実際、先生方とお話すると、それはまさに、教職員が学習のプロであることがわかる数々のスキルをお持ちです。1つの単元に対して20パターン以上の例え話をもって、生徒一人一人に向き合われる先生もいらっしゃれば、楽しそうに、御自分の教科の世界を語られる先生方もいらっしゃいます。私の恩師にも、ことわざがとても大好きでおられ、その内容は今でもはっきりと覚えております。

先日、教育長が、英語教育についての御答弁で、小学校では英語が好きになり、中学校ではうまくなる、そういう教育を願っておる、とおっしゃっておられました。好きなことへの脳の活発な動きは、普通の脳の記憶の保管場所ではなく、特別な場所に記憶されるため、小さいころに好きで覚えた記憶は、幾つになっても、昔と同じように知識と経験を呼び覚ますことができるのだそうです。この理屈でいきますと、小学校では英語が好きになるという、教育長流の英語教育なら、一生英語と暮らしていけることになります、まさに理想の学び方ではないでしょうか。ただ、そのためには、先生方の教えが楽しく、関心のある、みずからの学びにつながる必要があると思います。単に記憶するという勉強ではなく、覚えたことを使って、自分流に知識を使いこなすことが、より深い理解になるという、この状況調査でも指摘されています。

松岡市長がおっしゃられましたように、学校外での時間の使い方、まさに、今、中学校では、部活動が平日1日、週末1日休みをとるという形で実施されており、その時間をいかに活用できるかが、今の子供たちに課せられた、次へのハードルを越すためのヒントではないかと考えております。

画一的な、教室での同一の教科を学ぶ、同じ進度で学ぶという形から、個々の生徒の習熟度・理解度をしっかり把握した上で、これからの教育を進めていかななくてはならないと、松岡市長もおっしゃいましたが、私もまさにそのとおりで思っております。

そこで、今回の質問では、先生個人のことではなく、そうして頑張っておられる先生方を取り巻く人吉市の教職員不足の現状と、その対応についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

人吉市立小中学校における直近3カ年の加配を含め、教職員定数の不足についてでございますが、平成29年度は不足はございませんでした。平成30年度は、4月の時点で、小学校が1人、中学校が1人不足した状態で、1学期をスタートしております。その後、臨時的任用教職員の中途採用や中途退職とあわせ、教職員の育児休暇取得等によりまして、最終的には、小学校が3人、中学校が1人不足の状態で、平成30年度の修了式を迎えております。また、本年度におきましては、現段階で、小学校の非常勤講師が1人、中学校の臨時的任用教職員が3人、非常勤講師が1人の計5人不足している現状でございます。

教職員が不足している学校では、その教科の免許状を所有する教職員が授業時数をふやして対応しており、また、担任外の教職員が担任を担うことによって、不足数を補ってい

る現状がございます。このような教職員の不足の状態は、当該学校はもとより、児童・生徒及び保護者の皆様方に御迷惑をおかけしますことを大変申しわけなく存じております。

本市教育委員会といたしましては、任命権者である県教育委員会と連携しながら、教職員を退職された方々への声かけと、さまざまに対応しているところでございますが、完全に充足することが難しい状況にあることも事実でございます。

教職員不足の問題につきましては、本市に限らず、県そして全国的に同様のことが言える状況でございます。しかしながら、このような状態は、教職員の働き方改革と逆行していると感じております。また、学校は1つの組織体であり、学びの共同体としての学校の機能が十分発揮され、我が国の将来を担う子供たちが安心して学ぶことができる学校の環境づくりこそが、私たち教育行政に携わる者の責務でございますので、今後も、県教育委員会と連携しながら、継続的に対応してまいりたいと思います。

議員からお話ございましたように、子供たちの力をつけるのも、伸ばすのも、やはり、いろんな教育環境を整えばこそだと思っております。しっかり頑張ったいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁でもありましたように、人吉市教育委員会の業務の範疇ではない部分でもございます。ただ、全国的に同様な問題があるとの御答弁でございました。

教員免許の更新手続きにかかる先生方の御負担を軽くするなど、地方から声を挙げ、国や文部科学省からも、先生方の人材確保のための職場環境改善の検証を促していただきたいと思っております。それが、新卒者の教員採用試験取り組みへの意欲向上になれば、一石二鳥の方策となり得ます。しっかりと働きやすさを実感できる環境整備ができないうちに、先生個人のマンパワーのみに頼った教育は限定的であり、限界があると思っております。組織としての機能が十分発揮されるための取り組みである働き方改革は、今、どのような成果を上げているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

働き方改革におきましては、本市教育委員会としましても、県教育委員会と連携しながら進めているところでございます。各学校の具体的な対応といたしましては、定時退勤日の設定と、確実なその実施、会議や行事等の精選、校務支援ソフトによる事務処理の効率化、小学校運動部活動の社会体育移行、さらには、中学校部活動指針の見直し、夏期休業中の3日間の閉庁日の設定と、あらゆる対応がなされております。特に、本年度、小学校運動部活動の社会体育の移行に伴いまして、先生方の負担感の軽減につながっているというようなお話も、直接お聞きしているところでございます。

また、本市教育委員会では、教職員を対象としたストレスチェックを、平成28年度から、

年2回実施しております。対象者の受検は義務ではありませんが、対象者自身が自己のストレスへのセルフケアを行い、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを第一の目的として実施しております。100%まではいきませんが、年々その受検率はふえ、90%を超えるような状況になってきております。100%を目指してまいりたいと思います。また、教職員の希望があれば、産業医とも連携を図りながら面談等を実施させていただき、心身の健康のために、早目、早目の対応を心がけているところでございます。

しかし、働き方改革につきましては、よく言葉には出てまいりますが、依然として課題も残されております。例えば、各学校からの80時間以上の超過勤務者数報告によりますと、年間延べ人数を、8月を除く11カ月で割ったときの1月当たり80時間以上の超過勤務者は、小学校が17.8人、これは市内小学校教職員の約13.6%に当たり、中学校では28.7人で、市内中学校教職員の約35.9%に当たります。時期や学校行事等により多少増減はあるものの、主な理由として、小学校では教材研究等、校務分掌の順に、中学校では部活動、教材研究等、校務分掌等の順に割合が高いようでございます。

本市教育委員会としましても、県教育委員会と連携しながら、各学校の実態に応じた、まずは適切な人員配置と、教職員の資質向上に向けて取り組むとともに、各学校と連携しながら、働き方改革に向け、組織的に、そして効率よく働ける環境を整備してまいりたいと思います。

先生も元気でなければ、子供たちに真正面から向き合うことは不可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、80時間以上の超過勤務者数について御報告があり、小学校と中学校では倍以上の差がある、これが部活動の実施の有無ではないかというのは容易に想像できることではございますが、ほかの議員からもお話がありましたように、子供たちにとって、この年齢での運動活動に参加するという意義はとても重いと思っております。

先生方の御負担をいかに減らしながら、こういった運動部活動の実施を継続していくかということにつきましては、しっかりと対応を協議していきたいと思うところであります。

ただ、私個人の懸念は、こういった実態を踏まえて、教員採用試験の志願者の減少でございます。将来の夢に、「先生になりたい」と願う子供たちの減少でもあります。子供たちの目には、毎日会う先生方がどう映っているのでしょうか。現場の先生にいい格好をしてほしいということではありません。先生は、我々保護者が子供を育てているのと一緒に、その子供を成長させるよきパートナーであり、学校は、より多くの大人と一緒にいろんなことを学ぶ学びの場であるよう、もっと社会全体が学校に関心を持ち、まちも人もつくっていく原点だと学校を捉え、あらゆる知恵を絞り、取り組んでいく必要があると考えます。

そうした中、やはり、現場の先生が、学校の中心でしっかり活躍していただく必要があります。

ます。百年の計を見据え、教職員不足を補い、そのマンパワーを十分に発揮していただくためにも、現状を考えますと、学力充実支援員等によるバックアップは必要不可欠だと言わざるを得ません。人吉市の未来を揺るぎないものにするためにも、絶大なる御協力を関係各位にお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

また、こういった先生方の厳しい環境とはいえ、人吉市では学校外での教育授業を行い、子供たちの情操教育に大きく寄与されていると思います。さらに、市民の皆様と各種事業の成果を享受できますように、人吉球磨総合美術展作品の市庁舎や各学校のエントランスでの公開や、童話発表、暗唱大会に合わせてポスターなどの絵や、童話を4コマ漫画にするなど、他分野への発展的な展開、一井正典「青雲の志」アメリカ派遣事業を、各高校から1名など参加者の幅を広げ、多様な視点で経験と発見を母校に持ち帰り、広く報告していただき、その成果を共有していただければと思います。花まる教室においても、その年齢ならではの経験を、次へつなぐ取り組みへと拡大する余地がまだまだ大きいというふうに関心を持って見ております。こういった取り組みへつなげることができないか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今、御紹介にあったいろんな事業は、非常に大きい事業ではございますが、長年続いてきているもの、そして、隔年ごと実施しているものとございます。議員各位におかれましては十分御承知かと思いますが、少し紹介をさせていただきたいと思います。

まず、人吉球磨総合美展についてでございますが、昨年度がちょうど第65回を記念いたしまして、平成30年10月20日から25日まで、人吉スポーツパレス大アリーナにおいて開催され、市民のみならず、他県からも6部門に303点の出品があり、開催期間中、1,530人の御来場をいただいております。また、これまで高い評価をいただいております、本市の文化・芸術の振興に大きく貢献しているものと存じます。

今回、御提案いただいております人吉球磨総合美展の受賞作品等の活用につきましては、受賞者の御理解と、安全に展示できる場所の確保が課題であろうかと思われませんが、新市庁舎1階エントランスホールの市民コーナー等の有効利用等にも時宜を得たものと存じております。

ただ、人吉球磨総合美展は、本市教育委員会、人吉市美術協会、そして、熊本日日新聞社の三者の主催で運営しておりますことから、人吉球磨総合美展開催要項の検討、並びに関係団体等の協議を踏まえ、より多くの方々に鑑賞していただき、心豊かになっていただきまますよう検討してまいりたいと存じます。

また、人吉球磨童話発表大会でございますが、子供たちが童話に親しむとともに、創作活動を活発にする機会を与え、読書意欲の向上と豊かな人間性の育成を図ることを趣旨とした、郡市内の小学校代表による発表大会でございます。これは、熊本県大会の予選も兼ねており、開催しております。

童話発表大会と同日に、4コマ漫画、ポスター、読書感想文・感想画等を表彰する場が設定できないか、との御提案でございますが、本大会は、開会から閉会まで約7時間の時間を要しますとともに、大会の開催、運営に当たりまして、球磨郡の各町村からも最大の人的協力等をいただいておりますことから、新たに各種表彰等を同時開催することは、大会の趣旨、性質及び時間的・人的要因から、現状におきましては多くの課題があるものと存じております。

しかしながら、読書に関します各種表彰等の場を設けることの必要性や、多くの子供たちが豊かな童話の世界に触れる機会を創出する重要性は十分認識いたしてございまして、人吉球磨童話発表大会と、毎年1月の第三土曜日に開催し、人吉球磨の未就学児による読書感想画作品の展示とコンクールの入賞者の表彰等を行っている図書館まつりと合わせて、この2つの事業で、多くの子供たちが参画できる読書活動への創意工夫を凝らしてまいりたいと存じます。

一井正典「青雲の志」育成事業の募集方法及び報告会についての御質問もございました。

まず、一井正典「青雲の志」育成事業の募集方法についてでございますが、人吉球磨管内の人吉高校、球磨工業高等学校、球磨中央高等学校、南稜高等学校、九州技術教育専門学校の5校に出向き、事業の趣旨説明を行い、募集要項や募集チラシ、そして申込書を配布しております。また、広報ひとよし、人吉市ホームページにも募集記事を掲載し、広く周知を図っているところでございます。

派遣者の選考方法でございますが、各学校の応募者に対し、作文と面接による選考を実施し、派遣者の決定をしているところでございます。また、アメリカへの派遣終了後、事業の成果を市民の皆様にご覧いただく機会といたしまして、一井正典「青雲の志」育成事業の報告会を開催し、広報ひとよしでも「育成事業レポート」として、派遣時の活動内容や、派遣者たちの声を掲載しているところでございます。

令和元年度、本年度の派遣につきましては、3月の事業実施に向け、さきの8月31日土曜日に選考を終えたところでございます。19人の応募があり、作文と面接審査で5人を選考させていただきました。確かに、募集者数には、高等学校、専門学校によって隔りがあり、事業の広がりといった部分も含め、課題として捉えております。また、事業の大きな目的の1つで、個人的な研鑽の機会を図るだけでなく、アメリカ合衆国で学んだこと、感じたことを、人吉市のほかの子供たちへ伝え、地域全体に波及することにも重点を置いております。派遣の子供たちへも、そういった地域貢献への志も、事前学習会や、折に触れ伝え、求めて、報告会等についても、多くの皆さんへお伝えできる内容、方法の検討を今後も行ってまいりたいと存じます。

また、派遣者選考について、学校枠を設けることはできないか、という御提案も、一連の検証の中で検討課題とさせていただきたいと存じます。

少し長くなりましたけれども、3つの事業ともに、担当課は違うものの、非常に大きい事業であり、内容も豊かなものでございます。相乗効果も期待できる部分もたくさんございますので、連携して工夫してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今お答えいただきましたように、各種事業を、ぜひ、教室で行う画一的な授業のみならず、5教科5科目9教科のみで判断される学校教育から、さらに、個々の子供たちの特性を生かせる授業と発展できますように、そして、市民の皆様と、その成果や結果と一緒に祝うことができますような授業へ発展していくことを願っております。

これらは、人吉市ならではの、都会の学校ではできない学びの機会のさらなる発展と、そういった子供たちのやる気スイッチの原動力になることを願い、最後の質問をしたいと思っております。

市民の皆様の関心の高い新市庁舎について、新人議員の私が、今、これからできることについてお尋ねしたいと思います。

新市庁舎建設事業については、工事の公告がなされ、大きく設計内容を方向転換することは難しいと思いますが、行財政健全化への取り組みをしていく中で、新市庁舎建設事業において、健全化に向けた検討が可能な項目はあるのでしょうか。また、特別委員会で説明があった、本体工事から分離された部分も、検討の対象として取り扱っていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

6月議会での本村議員の質問でお答えをいたしておりますが、新市庁舎建設事業につきましては、行財政健全化計画の見直しの対象とは捉えておりません。本事業は、市民の安心・安全を守るための喫緊の最重要施策であり、その財源の確保が図られているからでございます。

ただ、他の事業が、見直しや廃止等を検討されている状況の中で、新市庁舎建設事業につきましても、可能な範囲で見直し等の検討が必要であると考えております。

現在、工事を入札に付しており、既に発注している内容を見直すことは困難でございますが、本体工事から分離した項目を含め、市民サービス機能を損なわない範囲と、職員が質の高いサービス提供をする上で、転用や代替等でも対応可能な項目、削減可能な項目など、再度精査を行っているところでございます。

その代表的なものとして、机や椅子などの什器整備がございます。当初の方針では、新市庁舎で使用する什器類は、そのほとんどを新規で整備していく予定でございました。しか

しながら、什器類につきましては、一般単独災害復旧事業債に該当しない上、多額の予算を必要としますことから、コスト削減に向け、既存什器の転用を基本とする方針といたしました。

去る平成31年4月に、分散している市庁舎施設の全ての什器の使用可否判定調査を実施し、7月から8月にかけて、収納している文書や物品量を調査したところでございます。現在、調査した什器が転用可能かどうかの確認作業をいたしております、その結果をもとに、最終的な什器整備計画を策定する予定でございます。

また、本体工事から分離いたしました項目、歩廊や会議室の映像や音響設備などございますが、こちらは、近年の市庁舎設計におけるスタンダードとして標準的に設置される傾向にある項目でございます、当然、設置されれば利便性が向上し、行政サービスの向上にもつながるものとして設計に組み込んでいたところでございます。しかし、現在の市役所機能にはないものがほとんどでございます、設置されなければ行政サービスに支障が生じるといった事態に陥るものでもございませんので、実施の可否につきましては、利便性の向上とコスト削減の観点の両面からしっかりと検討を重ね、議員の皆様にも御意見を賜りながら事業を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 私のちょうど登壇するきょうの朝の新聞に、他自治体で一括発注しました椅子について、当初の予定と違うということで議会で非常に議論になっているという報道がございました。まさに、きょう、御答弁いただきました什器類の整備につきましては、一括で大量の物品を受発注することになると思います。ぜひ、これから、我々市議に対して細かく御説明いただきまして、市民の要望でございます低廉で強固な新市庁舎が、速やかに建設されることを願って、質問を終わりたいと思います。

人吉市の今をしっかりと捉え、人吉市の未来へとつながる質問となるように、本日考えてまいりました。これから、さらに視野を広げ、質問を重ね、人吉市で安心して暮らせる、そう市民の皆様にも実感していただけるよう、これからも努めてまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時56分 休憩

午後 4 時08分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君）（登壇） こんにちは。5番、西洋子です。16人目、最後から2番目です。皆さん、大変お疲れだと思いますが、今しばらくおつき合いをお願いいたします。

質問は、災害時の避難について、道の駅と鉄道の駅、市民の声よりの3点です。

まずは、災害時の避難についてです。これまでのほかの議員の方と重複している質問については、答弁は求めないという形で進めていきたいと思えます。

最近、大変乱暴なお天気が続いています。昨年まで耳にしていた異常気象というワードは聞かれなくなりました。異常が異常ではなくなっています。こういう激しい気象変動と、高齢者が増加する状況の中、災害時の対処も、前例どおりでは不都合が生じてくるのではないのでしょうか。地震などの大規模な災害時は別として、最近、頻発する豪雨などの避難場所として、生活の場に最も近い町内公民館への避難を希望される声をよく耳にしますが、町内公民館は一時的な自主避難所となっています。

ここで、自主避難所と指定避難所の違いは認識されるポイントですが、さきの平田議員の質問時に説明いただきましたので、答弁は求めません。

次の質問も平田議員と重複しますので、答弁は求めませんが、毎回、避難を余儀なくされている皆様の声と、私の思いを述べさせていただきます。

地元町内での避難を希望される理由の1つに、準備の問題があります。先ほどから言われておりますように、自主避難の場合は、衣服はもちろん、食べ物、飲み物など自分で持ち込まなければいけません。毛布は準備していただいているようですが、それでも大荷物に変わりはありません。特に高齢者の方には、大変な負担です。高齢者の方は、御飯だってそんなにたくさんは炊いていらっしゃいません。何をするにも、現役世代より数倍時間もかかります。食べ物、飲み物の準備、と一口で言ってしまうと簡単なのですが、夜と朝の二食分に飲み物は、準備にかかる時間も、荷物の総量もかなりのものです。

ここで、やっと答弁を求める1問目の質問です。食事の提供についてお伺いします。7月3日14時から4日にかけて、レベル4、全員避難が発令されました。3日夕方と4日朝の食事が提供されたようですが、各町内公民館などの自主避難所へ避難されていた方に食事はあったのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今回の梅雨前線に伴う大雨の避難者への食事提供につきましては、7月3日16時の避難者数をもとに、業者に夕食の手配150食を行い、各指定避難所へ配布を行ったところでございます。また、各災害対策支部から報告がありました自主避難所、公民館等の避難者にも、今回、各災害対策支部を通じまして配付をしたところでございます。

朝食につきましても、指定避難所及び自主避難所にも、パンを準備し配付を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 提供されたということで、安心いたしました。今回、150食という言葉が気になります。食事の問題は重要な課題です。どこかでの線引きが必要だということは重々わかりますが、例えば、高い土地から低い土地へ、また、避難経路の途中が危ないなど、指定避難所まで行きたくても行けないこともあるわけです。柔軟な対応が必要です。

高齢者人口は増加の一途です。避難をされる方の中には、何かしらの援助を必要とされる方が多くいらっしゃいます。ふだんから、そういう方々と接していらっしゃる各校区のボランティア団体などの皆様との連携など、支援の声を挙げやすい仕組みづくりも大事だと思います。避難者の受け入れに当たっては、予算、保管場所、保管期限などクリアすべきことは多いと思いますが、市民の命を守ることは最優先されるべきことです。前例にとらわれることなく、今、このときの状況に合った取り組みをお願いします。

そこで、避難期間の長期化の飲食問題についてお伺いします。6月30日から7月2日に、二泊三日という避難がありました。前例はありますか。また、今後、気候の変動、超高齢社会において、避難が長期化する可能性についてはどう思われますか。レベル3、自主避難では、先ほどから言っているとおり、飲食は個人で補わなければなりません。ところが、今回のように、翌日も帰宅できなければ、お昼からは食事がとれないことになります。たとえ数日分準備していたとしても、暑さなかではだめになってしまいます。日持ちするものは、基本固いんです、高齢者の方には酷です。たとえ準備していたとしても、自分だけ食べるわけにもいかないというデリケートな問題もあります。

先日の避難のときは、お世話役の民生委員さんの娘さんやお友だちの差し入れで過ごされました。私も、たまたまその場に居合わせましたが、大量の食事におやつ、ポットとインスタントのお味噌汁を持ってこられました。自販機の冷たいものばかり飲んでいらしたので、とても喜んでおられました。震災時の避難所で、温かいものがうれしい、とおっしゃっていたのは、こういうことなんだなと実感いたしました。また、高齢者になると、味噌汁などの汁ものがないと食事もとりにくいことを学びました。

ポットや急須などを備えてください。茶葉と紙コップだけなら持っていけます。基本、コミセンにはありますが、使っていていいですよ、の声かけがなければ使えません。お薬も飲まなくてはいけません、水も提供してください。再三言います、準備の中で、水物は一番重いんです。買いたくても、コミセンの場合、自動販売機は屋外にしかありません。また、若い人のように、蛇口から直接とかはできません。いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

過去の長期の避難につきましては、平成28年の熊本地震時に、4月14日から15日まで、自主避難所2カ所、保健センター、東西コミセンを開設し、16日から17日には指定避難所を追加し、8カ所開設しまして、28日まで、避難所開設をいたしました。このときは、4月14日

から4月28日までの14日間の間、避難所開設を行ったところでございます。

議員御質問の、今後、多発する可能性については、ことし8月28日の九州北部記録的大雨で、佐賀県では1時間100ミリ超の猛烈な雨が降り、広範囲で冠水をいたしました。本市におきましても、このような記録的大雨がいつ発生するかわかりませんので、有事の際の対応をしっかりと行ってまいりたいと存じております。

自主避難所が長期化する状況を考えますと、甚大な被害が発生し、住家被害等により帰宅困難となられた方が、避難勧告解除後も避難をされている場合になるかと存じます。このようなケースでは、毛布や食事など、行政による支援が必要になると存じます。ただし、災害発生前の予防的避難による自主避難に関しましては、従来どおり、御自身で食事、飲料水などお持ちいただきたいと存じます。

次に、自主避難所への毛布、ポット、急須の準備でございますが、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の発令時には、市指定避難所を開設いたしますので、毛布は現在準備をいたしておりますが、ポット、急須は用意をしていないところでございます。したがって、今後、救護部と協議しながら、検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 長期化する状況の場合には、行政による支援が必要になる、という回答をいただき、少し安心いたしました。どうぞ、前向きに検討をして、実行をしていただきたいと思っております。ポットや急須ですけれども、各個人の家には眠っているものがたくさんありますので、これについては、予算を取らなくても準備できるのではないかと考えております。

次の質問です。要介護者の避難についてです。7月4日14時、レベル4発令のとき、ある施設から、スポーツパレスに車椅子等利用者10名の避難を相談されたそうです。ですが、設備が整っていないということで、スポーツパレスへの避難は断念されたそうです。支部スタッフの方には丁寧な対応をしていただきました、と感謝しておられたことは申し添えておきます。帰宅という選択の余地がない数名のショートステイ利用者の方は、施設にとどまり、職員の方は、非番の人も含め、眠れぬ夜を過ごされたとのことでした。

大きな病院が経営する施設ならば、同系列間での避難場所の確保も可能だと思います。今回、お話を伺ったのは、たまたま個人が経営されている施設でしたが、この問題は、在宅で介護されている方も同じだと思います。体の不自由な方、介護を要する方は、どうしたらいいのでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 小規模施設利用者や在宅介護の人の避難場所はどこか、という御質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

避難所生活に際し、配慮が必要な方、要配慮者の方の避難について御説明をさせていただきます。

要配慮者とは、災害対策基本法において、災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者と定義されております。

まず、小規模施設利用者についてでございますが、この施設を含む要配慮者施設、病院、保育園、グループホームなどがございますけれども、このような施設につきましても、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある場合には、本市の防災計画書に掲載しているところがございます。今年度は43カ所を掲載しているところがございます。これらの施設につきましても、平成28年の台風10号により発生いたしました岩手県の高齢者施設の大規模な被災を踏まえて、水防法並びに土砂災害防止法の改正により、管理者に避難確保計画の作成、避難訓練実施の義務化がなされているところがございます。施設利用者の皆様につきましても、施設の避難計画に基づいて避難場所へ避難されると考えているところがございますけれども、利用者の身体の状態等により、避難場所もさまざまに変わってくると思いますので、市といたしましても、早目の情報伝達や連携をしてみたいと存じます。

在宅介護の方の避難についてでございますが、本市において避難勧告が発令された際には、先ほど御説明した要配慮者、高齢者や障がい者等、通常の避難所生活に困難を来す方でございますけれども、このような方を対象とした福祉避難所を開設しております。本市では、6つの施設へ依頼をしている状況でございます。

この福祉避難所につきましては、対象者の想定が国のガイドラインで定めてありまして、身体等の状況が、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、一般の避難所での生活に支障がある者とされています。介護認定を受けている者、または、被災後、介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により、緊急に入院加療が必要な方などにつきましては、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等による対応が必要となります。このため、特別養護老人ホーム、または老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ、緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきとの原則として、福祉避難所での対象者とはなっていないところがございます。

以上のことを踏まえまして、在宅介護の方で、指定避難所での生活がどうしても困難である場合には、身体等の状況によりまして、福祉避難所か、介護保険による施設利用をしていただくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 私が伺いました先ほどの施設では、市の指導を受け、早速に計画書を作成されておりました。要介護者の避難に対しては、ガイドラインに沿っての対応だということとはわかりましたが、配慮が必要な方の中には、ひとり暮らしや老老介護の方が大勢いらっしゃいます。果たして、その方たちに、その情報は伝わるのでしょうか。

核家族が主流になって随分長いときがたちました。高齢者との生活体験のある人も少なく

なりました。老いていくというのがどういうことなのか、いま一度考えてみていただきたいと思います。

また、私は、このことを聞いていくうちに、疑問に思うことが出てきました。それは、レベル3は、高齢者等、避難に時間を要する人が主な対象者なのに、その方たちにこそ必要な椅子やベッドなどが準備されていないのはなぜだろうということです。なぜですか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市の指定避難所におきまして、避難してこられた方で、椅子がなければ避難生活が困難である方につきましては、できる限り、避難者の要望に応えるべく対応をさせていただいているところでございます。引き続き、できる限りの対応をしてみたいと存じます。

また、ベッドにつきましては、本市では、数は多くありませんが、保健センター内の倉庫に段ボールベッドを保管しているところでございます。大規模災害など、長期的な避難により、どうしてもベッドがなければ避難所生活が困難であるなどの場合には、倉庫で保管している段ボールベッドを避難所へ運搬し、設置することとしておりますが、短期的な避難には対応ができていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 長期的な避難に対応ということですが、わずかな時間でもベッドが必要な方は避難を諦めてしまわれるかもしれません。皆さん、腰は痛くないでしょうか、先ほどから座りづめで。私たちは1時間ごとに立って腰を伸ばしたり、肩を回したり、運動しておりますが、車椅子生活の方はそれもできません、ずっと車椅子に座って。避難というのは不可能かと私は思います。

自宅介護を推奨しながら、また、自宅での介護を皆さん望まれております。そんな中でも、想定できる範囲内での対応さえ追いついてないのが現状だと思います。この問題は、小さくなることはありません。高齢者の増加は、避けることのできない事実です。千葉で、台風被害によって何が問題になったか、よく考えてください。決して他人事ではありません。

レベル3、自主避難時において、高齢者や体の不自由な方、支援を必要とする方、小さいお子様がいらっしゃる方など弱い立場の方々が、身軽に、気兼ねなく避難ができるような体制の見直しを、早急に検討していただくことを強く希望いたします。

次の質問です。避難をするための情報源として、防災行政無線とデタポン放送がありますが、そのことについてお尋ねします。

放送が聞き取れないととても気になるんですが、放送内容とデタポン放送の内容は同じですか。例えば、災害ではありませんが、先日の花火大会の延期などもデタポンで確認できますか。お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、警戒レベル情報、災害情報を発令した場合、防災行政無線の放送内容とデータ放送、いわゆるデタポンの内容につきましては、同じ内容で、同じ時間帯に、市民の方々に周知を行っているところでございます。

また、議員御質問の、花火大会の延期のお知らせについてでございますが、8月13日15時に掲載させていただいており、8月31日の花火大会開催についても掲載をさせていただいております。

そのほか、各小中学校の月間スケジュール及び運動会の延期のお知らせ、また、休日在宅医のお知らせ等も掲載しておりますので、ぜひ、デタポンを利用いただき、市からの情報を確認していただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） デタポン放送の認知度については、宮崎議員への答弁と重複しますので質問はしませんでした。私なりに調べてみました。会う人ごとに、デタポン放送って知ってるね、と聞いてみました。また、会合やサークルにお邪魔して、アンケートもお願いしました。「知っている」と答えた方は、2割以下でした。データボタンを押してお天気情報を見る方は案外いらっしゃいましたが、デタポン放送に関しては、「聞いたこともない」と答える方がほとんどで、年齢が上がるごとに認知度は下がる傾向にありました。

私も、コミセンで、伝えたことと伝わったことのギャップに、いつも頭を抱えていました。どんなに言ったとしても、相手に伝わってなければ、それは言ったことにすらなりません。出前講座などもやっていたらいいんですが、私が聞いた範囲では、そのことも御存じありませんでした。

校区の老連、町内会長会、民生・児童委員会や個人のサークルなど、小さな組織から声をかけてみられてはどうでしょうか。ちなみに、中原校区は、来月5日、老連とシルバーヘルパー会の例会でお話をさせていただくことになりました。

これまでのことを踏まえて、災害に対する市民の意識について考えてみました。というのも、先ほども申しましたが、防災無線が聞き取れなかったときの対処は、との問いに、「そのまま何もしない」が一番多かったからです。最終的には、テレビ放送などを見ていらっしゃるようですが、それは単にテレビを視聴するというのであって、我が身に災害が迫り得るかもしれないという危機感とは、少し違うと思います。

そこで、指定避難所において、レベル3のときは、避難に使う部屋以外は通常の利用がありますが、レベル4は全員避難です。ただ、お住まいの場所によっては、浸水も、土砂崩れも全く関係ないという方も大勢いらっしゃると思います。そんな中で、指定避難所になっておりますコミセンとスポーツパレス、この2つは、昼間の一般利用客が多いと考えられます。レベル3からレベル4に引き上げられた場合、利用中の一般利用者の皆様へはどの

ような対処をされるのか、お尋ねいたします。

また、9年間コミセンにいましたが、一度も経験がありませんでしたので、見たことがありませんでしたが、マニュアルは存在いたしますか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君） お答えいたします。

指定避難所になっているコミュニティセンターやスポーツパレスの対応について、所管しております教育委員会からお答えをいたします。

災害対策本部の決定に基づいて、災害対策支部、指定避難所が設置されました場合、災害対策本部、支部、指定避難所管理者と連携しながら、まず、警戒レベル3の場合は、各コミュニティセンター、スポーツパレスともに、利用申請をされている方は、原則、避難所として使う部屋を除いて、通常どおり使用できることといたしております。ただし、避難者が多く、避難スペースの確保ができない場合や、天候の状況によっては利用を中止していただく場合もございます。

次に、警戒レベル3から警戒レベル4に切りかわった場合でございますが、利用者の方には、その時点でのお願いにはなりますが、使用時間に関係なく、一般利用者の使用を中止していただくこととなります。この措置は、人吉市公民館条例第5条第1項第6号の規定、及び、人吉市体育施設条例第9条第4号の規定に基づくものとなります。

市民の生命を守るという観点から、避難をしていただくことが優先されますので、一般利用者の方には利用中止をしていただくということが生じますが、御利用の皆様には御理解をいただきたいと存じます。

次に、マニュアルはあるのか、という御質問ですが、警戒レベルが上がった際の一般利用者への対応について、コミュニティセンター、スポーツパレスとも、特にマニュアルは作成しておりませんが、状況に応じて柔軟な対応に努めているところでございます。

一般利用者への対応の方法につきましては、コミュニティセンターでは、まず、指定避難所となった各コミュニティセンターの館長、及び公民館指導員に連絡をし、既に使用されている方、避難所設置後、使用予定の方には、公民館指導員から口頭あるいは電話等で伝えていただいております。しかし、東西コミュニティセンター以外は指導員が常時勤務しておりませんので、災害対策本部や支部、指定避難所の設置が予測される場合、事前に、教育委員会で利用申請者の状況を確認の上、原則、担当課職員で対応することとしております。スポーツパレスにおきましては、同様の対応を、指定管理者であるNPO法人人吉市体育協会でも対応していただいているところでございます。このことは、教育委員会、コミュニティセンター、スポーツパレス指定管理者で情報を共有し、特にコミュニティセンターでは、毎年、公民館指導員会において、共通理解のため説明を行い、情報の共有を図っているところでございます。

さらに、コミュニティセンターでは、利用申請手続をされる際に、避難所等が設置された

場合の対応につきまして、チラシ等で申請者に対し周知を行っているところでもございます。日ごろから、そのような緊急時の運用の周知や、荒天時はあらかじめ予鈴を行うなどの配慮にも努めているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 私も、危機に対する意識レベルの向上も含め、市民の命を守るためにも、即時に退館していただくべきだと考えております。

先日のレベル4の避難発令時に、球磨川で濁りすくいをしていた方がいらっしゃったそうです。しかも、それはテレビで放映をされてしまいました。インタビューまで受けて、そのことも流れてしまいました。よその友人から、「人吉市の人たちは危なかという言葉は知んならんとね」と私は言われましたが、そのように自分には関係ないという考えの方もいらっしゃいますが、自分の命を守る行動は、日ごろから災害などに対する危機意識があつて、初めてできることだと思います。市民の皆様にも、そういうことをしっかりと理解していただければと思っております。これで、災害時の避難についての質問は終わります。

次に、道の駅と鉄道の駅です。

スマートインターチェンジ開通と道の駅開駅による、今後の経済効果は重要問題です。これまで、多くの議員が取り上げておられましたが、質問と答弁の内容を十分に整理できていませんので、重複する部分があるかもしれません。そのときは御容赦ください。

まず、お尋ねいたします。人吉市観光の目玉は何ですか。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

人吉市観光の目玉との御質問でございますが、本市を来訪される方の嗜好や目的で変わってくるものと存じますが、1つの目安として、観光客の数で挙げさせていただきますと、国宝青井阿蘇神社がでございます。また、一方で、青井阿蘇神社のみでは直接的な宿泊にはつながりにくいいため、青井阿蘇神社を中心に回ることができる回遊性といった観点からは、人吉城跡や相良三十三観音、さらには、人吉温泉、球磨焼酎、球磨川下り等の、相良700年が生んだ日本遺産構成文化財といった観光素材となり得る多様な地域資源も点在していると存じます。そのほかにも、日本遺産エントランスセンターでありますくまれば、道の駅になりました人吉クラフトパーク石野公園の工芸体験、鉄道を目的に来訪される観光客の方には、M O Z O C Aステーション868や、S L人吉を中心とした観光列車などの肥薩線関連も大きな観光素材となり得ると存じます。さらには、球磨郡内の観光資源と球磨川のアユや、人吉名物となりましたウナギといった、食事との組み合わせなど、全てが観光素材となり得る地域資源が豊富でございますので、観光、レジャーの多様性に対応すべく、単体ではなく複合的に組み合わせた滞在型・周遊型の観光を推進しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 人吉市は、郡部も含め、観光資産に恵まれています。日本遺産認定も、それら資産の存在によります。そうした資産を保存、残していただいた先人の皆様に感謝しております。それら資産が有機的に結合することによって、地域社会が豊かになり、あわせて、観光地としての知名度を上げ、多くの皆様に当地に来ていただくことになれば、これに越したことはありません。それを意識的な形にしたのが、日本遺産制度であったと理解しております。

そのときポイントになるのは、交通手段です。具体的には、自動車と列車ということになります。前者はさらに、高速道路と一般道路に区分できます。歴史的に見ると、線路から道路、特に高速道路へと、重点の移動が進んできたように思います。鉄道、一般道路、高速道路は、それぞれに魅力がありますが、弱点もあります。時間の節約という点では、高速道路が優れています。地域間の結びつきを強める手段としては一般道路が不可欠です。急流球磨川、蒲島知事が「宝」と特徴づけられた球磨川を生かすのは、肥薩線でしょう。

スマートインターチェンジの開通は、高速道路の利便性、各地方をつなぐ普通道路の特性に注目したもので、農免道路の渋滞解消、市の川南地区を初め、錦町や中球磨方面との交通の利便性が向上しました。スマートインターチェンジの利用にほとんど関係のない自治体も一体となつての30年来の念願とのこと、これまで携わってこられました皆様、関係地域の皆様のお喜びも大きいと存じます。

同時に、そのことが、道路は多ければ多いほどいいとの誤解に結びつくとなれば、残念です。道路建設は、当然費用を要します。また、道路重視は、鉄道の衰退に結びつくかもしれないとの懸念も生じます。列車の時代は終わった、これからは自動車だけで行ける、というのであればよいのですが、そうではないだろうと思います。

そこで、お尋ねいたします。まず、関係自治体負担分のスマートインターチェンジ建設にかかった金額と、各市町村の負担割合を教えてください。道路は税金の産物です。また、今後の維持管理にかかる費用も、同じ負担割合でしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

人吉球磨スマートインターチェンジの事業費ということでお尋ねですが、約40億1,000万円でございます。地元市町村における人吉市の負担割合でございます、24.4%となっております。

次に、今後の維持管理における費用負担の割合でございますが、同様に24.4%ということとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 理解いたしました。ありがとうございました。

次の質問は、道の駅です。入館者や物産館の売り上げなどは、既に答弁いただいておりますので割愛いたしますが、福屋議員も指摘されていましたが、来館者数のカウントは何を基準にされているのか気になります。また、ほかとの差別化でしょうか、体験型を大きく打ち出されていますが、工芸館での体験者や売り上げも5倍増でしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

先日の一般質問の際に、来館者の数をお答えいたしました。カウントの基準、その集計方法についての御質問でございますが、石野公園や道の駅を来訪された方々全てを正確にカウントすることは、地理的にも、コスト的にも、現時点の設備環境では困難でございます。

そこで、まずは、物品の購入の有無にかかわらず、物産館の入り口を通られた方々の数を、売店に設置しております手動式集計カウンターで、来園者の実際の根拠数値として目視で計測し、その後に、あくまでも補足の計測の方法でございますが、重複のカウントを避けるために、実際に売店で物品を購入された方の数値が、手動式集計カウンターの数値を上回っていないかを比較した上で、1日の来園者の数として集計しているところでございます。

なお、実際の来園者の数としましては、道の駅のトイレのみを利用された方々や、民工芸館に直接行かれた方々、ちびっこ広場の利用者など、物産館を通らない方々はカウントされておりませんので、実際の来園者数は、若干ながらカウンター集計の数値よりも多いのではないかと予測しているところでございます。

次に、物産館ではなく、工芸館体験者の数と売り上げについての御質問でございます。こちらにつきましては、開駅から約1カ月の同時期の状況と比較してみますと、昨年8月上旬から9月上旬までの体験者数は総計で1,087人でしたが、本年の同一期間では1,339人でございますので、それぞれの体験館ごとの増減や、季節的な要因もあろうかと存じますが、全体として約1.23倍の微増といったところであり、売店の物産館のように増加していない状況でございます。

なお、売り上げにつきましては、それぞれの工芸館における把握の範疇でございまして、市といたしましては報告は求めているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

現状では、道の駅として、物産を目当てに来園される方と、工芸体験を目的に来園される方とは来園の目的が異なりますので、増加の比率に差が出た形となりましたが、道の駅の来園者をいかに工芸体験に結びつけることができるかが、今後のにぎわい創出のポイントであると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 体験型、滞在型とされているには、実に寂しい数字だと思います。

今は、目新しさも手伝って来館者は多いと推測します。高速道路上の案内板やカーナビ効

果、カーナビがやたら案内するので、カーナビに連れられてきました、と言われるお客様もいらっしゃるようです。名前だけがひとり歩きしている感は否めません。今の状態で集客が続くと思いますか。お天気に恵まれた土・日は、人吉物産振興協会さん等の協力で出店もあっているようですが、それも9月16日までと聞いております。また、寂しい場所になりはしないかと心配です。

これまでのほかの議員の方々への答弁を聞いておまして、石野公園は、スマホがバリバリ使えて、階段で筋力アップができる、元気な人を対象にした場所なのかなと思ってきました。それはそれでいいんですが、お金と時間の余裕があるのは、シニア世代です。観光地でお金をいっぱい使ってくださいるのは、そういう方たちだということ視野に入れておくべきだと思います。

出店に関しても、これまでの答弁で、十分努力しておられることは理解いたしましたが、書類、お役所仕事というだけで拒絶反応が出る方もいらっしゃるのも事実です。市民と公務員の感覚の差を熟考していただき、いま一步のお手伝いをさせていただければと思います。

次の質問でございます。福屋議員や徳川議員の足元にも及びませんが、私も何度か足を運びました。徳川議員もおっしゃっていましたが、もしかして、階段を上がらなくていいのかなと、車椅子やベビーカーも上げられるのかなと思って、向かって左側の坂道を上ってみました。立派な木製の扉が開くのかと、わくわくして上っていきましたが、扉が開かず、引き返す羽目になりました。扉の前にカラーコーンでも置いてあれば、私のようにぶつぶつ言いながら引き返す人は減るのではないかと思います。開門されていれば、なおよいと思います。御検討ください。

駐車場東側奥に、川へ続く立派な階段がありますが、川におりることはおろか、川岸は草ぼうぼうで、川の流れをながめることもできない状態です。鳩胸川は県の管理だということですが、そこは、市民が一番嫌うところの行政の縦割りをクリアして、親水広場の名のとおり、当地が誇る球磨川水系の清らかな水を身近に体感していただけるように整備してほしいと思います。来年夏には川遊びができるように、整備はできないでしょうか。

○建設部長（山下正純君） お答えいたします。

御指摘の、駐車場東側奥の鳩胸川におりる階段につきましては、もともと鳩胸川を親水広場に整備したときに設置した階段でございます。現在の管理といたしましては、通行の支障にならないように、階段の両側約4メートルを、石野公園の維持管理業務委託業者によりまして年3回草刈りを行っているところでございます。草刈りの時期は、4月、6月、8月、それぞれ下旬に行っております。

現在のところ、新たな整備計画はございませんが、今後も、親水広場として活用していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 整備計画はないということでしたが、あの階段を一番下まで行きますと、がっつり川です。小さいお子さん、危ないと思います。何とか、危険のないようにしていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。スマートインターチェンジとの連動で、石野公園を人吉市の観光の目玉として見られる方も多いかもかもしれません。伝承文化・体験がテーマの公園ですが、観光地ですよ。建設当時は公共施設に利益を求める時代ではなく、なごみの場であればよかったのかもかもしれません。残念ながら、そういう時代は昔話になりました。市も稼ぎましょう、利益を上げるためには、と考えたときに、初めてアイデアと行動が生まれると思います。

福屋議員もおっしゃいましたが、SNS社会では、あっという間に評価が拡散されています。あそこに行っても何もなかよ、というポチッとつぶやかれば、広がってしまうんです。道の駅の不評は、人吉球磨全体のイメージダウンにもつながりかねません、SNSは本当に怖いんです。ですから、一刻も早く体制を整えて、早急に成功させなければいけません、3年後とか言っている場合じゃないんです。

そこで、所属部署を問わない、市職員と市民合同の官民連携プロジェクトチームの立ち上げを提案いたします。いろいろなアイデアをお持ちの方がたくさんいらっしゃると思います。もちろん、そこには予算は伴いますが、その前に、多くのアイデアを入れていくということが必要かと思えます。石野公園は、生まれたばかりの赤ちゃんのようです。ひとり歩きだけしていくと、けがをします。もっと多くの目で、手で保護をしていくような形が必要だと思えます。

そこで質問です。スマートインターチェンジ、道の駅が注目を浴びる中、市街地の商店などへの経済的な影響を懸念しております。消費者数、人口数が増加傾向にあるのであれば杞憂の問題ですが、増加すると言えるほどの状況にはないように見えます。まだ1カ月ですから、データも出ないとは思いますが、今後の見通しも含めてどうなんでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君） お答えいたします。

中心市街地の商店街への影響についてでございますが、人吉商工会議所や商店街振興組合関係者に聞き取りしましたところ、人吉球磨スマートインターチェンジ供用開始後の約1カ月を経過したところでございますが、現時点では、中心市街地への影響等にかかわる話題や相談などは入ってきていないとのことでした。

しかしながら、高速道路からの本市へのアクセス経路が南北2カ所となることで、観光の目的を含めまして中心市街地に流入する車の動線等に変化が生じてまいりますので、今後の動向につきましては、引き続き、注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） そのような相談事とか入っていないということで、安心いたしました。えびの市まで高速道路が開通したときも、人吉市は通過点になったという、心配する声がたくさんございました。そのときの感覚で杞憂されている方も大勢いらっしゃいますので、質問に挙げさせていただきました。

次に、鉄道のまちづくりということで質問をいたします。最近、車社会にも変化が起きているようです。人口の減少、高齢者の免許返納や若者の車離れ、加えて、AIによる自動運転など、車社会は徐々に縮小していくことも考えられますが、もう1つの集客の柱、鉄道についてはどうお考えでしょうか。

7月に、JR九州は、維持が困難な線区を発表しました。魅力的な列車が数多く走ることので有名な肥薩線ですが、残念なことに維持が困難な線区に入っています。乗客数などの数字だけではコストが異なるなど、一概には言えないとしつつ、維持について、地方自治体と論議を深めたい、との発言もあっております。JR九州から、肥薩線維持のために財政援助、ないし肥薩線の第三セクター化の提案が出る可能性はないのでしょうか。御承知のように、JR九州は営利企業です。この冷厳な事実を忘れて、肥薩線の経営状態に無関心であるとすれば楽観的すぎます。スマートインターチェンジに注目が集まっている一方、肥薩線の運行状況について関心が薄いように見えてなりません。

先日、松本晋一先生が、肥薩線、くま川鉄道についての新書を出されました。市長も、既に読まれていると存じます。同書を見ると、肥薩線の重要性がよく示されております。

そこで、お尋ねいたします。市としては、肥薩線の存続について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

肥薩線存続のために、市としてどのように取り組んでいくかとの御質問でございますが、議員がおっしゃったとおり、JR九州が、2018年度の鉄道路線区間ごとの利用状況を発表された中で、鉄道輸送に不向きとされる、1キロメートル当たり一日平均利用者数である輸送密度が4,000人を下回った区間に、新幹線を含む全22路線61区間のうち、肥薩線を含む14路線26区間が該当しております。

肥薩線の区間では、最も利用が少ない豊肥本線の宮路―豊後竹田区間の101人に次いで人吉―吉松区間が105人と、下位から2番目となっており、八代―人吉区間が455人で下位から6番目、吉松―隼人区間が656人で下位から8番目でございます。路線としましては、肥薩線が全22路線中、最下位となっております。本市としましては、このような現状に大きな危機感を感じております。

肥薩線は、人吉球磨地域の住民にとって、通勤や通学、通院や買い物などに欠かすことが

できない交通手段であると考えており、また、明治時代から100年を超えて、現代にその姿を残す歴史遺産でもあることから、SL人吉や、かわせみ・やませみなどの観光列車とあわせて、本地域に観光客を呼び込むための大切な資源であると捉えております。

本市としましては、近代化産業遺産群及び日本の20世紀遺産20選にも選定された、比類なき価値を持つ鉄道遺産である肥薩線の歴史的・文化的価値や魅力を広く発信していくことが重要であると考えております。その中で、県境を越えた沿線自治体16市町村で組織した肥薩線利用促進・魅力発信協議会において、肥薩線のフォトコンテストを実施するなど情報発信に努めております。また、本市と人吉市における歴史的建築物活用に関する連携協定を結んでいる民間企業におかれまして、旧大畑駅保線詰所を改修したレストランや、旧矢岳駅長官舎をリノベーションした宿泊施設を運営されるなど、肥薩線を活用した取り組みを行ってまいります。

さらに、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868におきまして、肥薩線の見所や魅力を伝える展示や、ホームページ及びフェイスブックなどによる利用促進情報発信を行っており、今後も、協議会の記念事業や施設のイベントなどを通じて広くPRしていくことで、地元利用者のみならず、観光客の増加につなげ、長きにわたり肥薩線が維持されるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 御答弁の中にありましたように、肥薩線人吉駅は、文化的・産業的な多くの遺産を有する、当市の重要な財産です。市長は、6月の施政方針で、先人が築き上げたこのまちを、次の世代へ引き継ぐことが市長としての最大の使命である、とおっしゃっていました。諸先輩方がつなぎ、守り続けてこられた路線を、私たちの時代で終わらせるわけにはいきません。鉄道は大動脈と表現されますが、線路は血管、列車は血液です。血が通わなくなれば、朽ちていくのは血管ばかりではありません。

上記に関係して、MOZOCAステーション868の今後の運営、方向性について質問します。現在は、子供たちに焦点を当てた施設になっていますが、肥薩線の魅力を伝えるものに、施設を充実させる考えはありませんか。肥薩線を残し、当市の鉄道資産の価値を高め、当市への訪問者をふやす施策として検討する価値があると思うのですが、どうでしょうか。また、交付金が終了しましたが、入園料をいただく計画はありませんか。以上、MOZOCAステーションの今後の運営についてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） 御質問にお答えいたします。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868の今後の運営方針についての御質問でございますが、人吉鉄道ミュージアムは、肥薩線及びくま川鉄道の歴史的・文化的価値を広く情報発信するとともに、市民の憩いの場であり、鉄道を起点とした観光拠点となること

を目的として、平成27年5月末に開館してから、これまでに43万人の方々に御来館いただいております。

施設の運営につきましては、開館当初から、市職員を1名配置するとともに、運営全般を一般社団法人吉温泉観光協会へ業務委託しております。これまで、七夕など各種通年イベントの実施や展示品の入れかえなどにより、入館者の増加に努めてきたところでございます。今後は、鉄道愛好家の方に御協力をいただき、収集品をお借りしての展示や、9月28日・29日に開催されるくまつまつりや駅前マルシェと連携したイベントの開催、施設の有料貸し出しの検討など、より魅力ある施設を目指して取り組んでまいりたいと存じます。

入館を有料化にすることにつきましては、施設の目的や構造上の問題、再入場の確認方法など、検討すべき課題があると考えております。

今後の運営につきましては、これまで同様に、運營業務を委託する方法のほか、民間の力を活用して施設管理を行う指定管理者制度の導入など、入館の有料化なども含めまして、より効率的な施設運営に向けて検討を重ねているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） いろいろなイベントを開催されていくということをお聞きしました。

昨年秋、鉄道観光案内人会のイベントで、運休中のSLの整備の様子を案内する上映がありました。大変感動いたしました。同時に、何で3カ月も4カ月も運休するんだろう、お正月に運行すればいいのに、などと思っていた自分が恥ずかしくなりました。SLがいとおしくなること間違いなしです。大人向けではありますが、考えてみられてはどうでしょうか。

最後の質問です。

市民の声より、情報発信などはわかりやすい言葉を使ってほしいということです。これは、デタポンの話をしていたときに出てきたことです。そら、何語な、片仮名ばっかっでわからん、年寄りはおうっちゃかれっばい、など声が挙がりました。行政に関することだけではなく、世間一般のことでおっしゃったことではございますが、専門用語、いわゆるお役所言葉が前後に来ると、ますますわかりにくくなるようです。

実は、私も、資料説明をいただくたびに頭を痛めております。窓口対応、情報発信などに、どのような心がけをされ、取り組みをされているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君） お答えいたします。

現在、情報発信については、広報紙やホームページ、フェイスブックやインスタグラムなどの活用、さまざまな手法がございます。毎月1日に発行している広報ひとよしにおいては、情報発信を行う際の注意点として、原則、中学2年生が読めるような文章を心がけ、紙面作成を行っております。具体的には、市民の皆様に記事の内容を正しく、わかりやすく伝えるために、1文を短くまとめる。外来語や造語、専門用語などは使用をなるべく避けることと

し、各課に配置する広報担当者を通じて、全職員に周知を行っております。特に外来語や、いわゆる片仮名言葉などは、日本語や一般的な言葉に言い換え表現することとしており、どうしても専門用語を使用しなければならない場合は、注釈をつけ、対応するようしております。

わかりやすい言葉での情報発信は、職員全体で取り組む課題でもございますので、今後も、引き続き、市民にわかりやすい言葉での情報発信に心がけてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 中学2年生ですか。漢字は自信があります、ただ、私が学びの場に来た時代にはなかった言葉を、今の中学2年生はたくさん知っています。その付近に問題があるのではないかと思います。

相手に伝わってこそその言葉です。これからも研鑽を重ね、より一層、市民が親しみを持てるように努力していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後5時13分 休憩

午後5時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員、池田芳隆でございます。5人目ということですが、明るいうちに終わればよいなと思っているところでございます。本日最後、そして17番目ということで、大トリを務めさせていただきたいと思っております。最後まで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、行財政改革について質問をさせていただきます。

ここで、議長の許可をいただきましたので、質問の順番について変えさせていただきます。基金不足となる予測はなかったのか、ということ、先に質問させていただき、次に、行財政健全化計画の作成の指示はいつ行われたのか、を質問をさせていただきたいと思っております。

行財政健全化計画につきましては、6月議会でも一般質問をさせていただいたところでございます。今回、改めて人吉市行財政健全化計画の説明があったところでございます。基本的な方針の中で、1番目に、行財政健全化計画の期間中に解決すべき金額として、近年取り崩しを行っている基金額3億円の解消、とございます。

ここで、市長に質問いたします。1期目の任期中に、基金不足となる予測はなかったのか

しょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

基金不足となる認識は、とのことでございますが、このことは、1期4年間、市政を預かる中でも、当然、予算編成において基金に頼らざるを得ない状況が続いており、実際に基金が目減りしている状況からも、この状況がこのまま続けば基金不足に陥るということは認識してきたところでございます。

しかしながら、財政を圧迫する大きな要因が社会保障費の増嵩といった、抜本的な解決策が見出せない大きな課題でもございましたことから、1期目の4年間においては、機会を捉え事業検証を行い、各部、局、各課に既存事業の見直しを行うよう指示をしてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 予測は、ある程度立てられたということなんですけども、正直、田中市政の2期目の4年に基金の取り崩しが始まって、松岡市政になられて4年間、基金の取り崩しがある。田中市政のときも8年間の間、数年続けて基金の取り崩しを行われておりますけども、その後には事業の見直しをされて、積み上げを最後はされているようでございます。

これも大変小さな話で申しわけないんですけども、普通の家庭において、貯金を崩していくことが見えてくるならば、2年、3年と続いたら、これから先どうなるのかということ、形として見えてくるはずなんですよね、どこを抑えようとか。それが、指示はしていたが、ということなんですけども、正直、2つの葛藤をしておりました、予測はなかったと回答された場合にはむちゃくちゃ危機管理に不安を覚えたところでした。予測はあったが、ということですけども、これに関してはやっぱり対応の時期です、今年度に入るべきものだったのかなと。

おおむね10年の財政計画を分析されておりますけども、社会保障費が増加したということで、今回出されていますけども、国が社会保障費がこれだけ増嵩している中で消費税を上げると、これを言い出したのは平成29年ですか、それ以前にも、もともと消費税を上げるといことを言われているわけなんですよね。それなのに、どんどんふえてきている中で、特段にまだまだされていない。

これが、2つ目の質問なんですけども、財政計画、今回、6月に説明があって、9月に出版されていますけども、議員のほうも聞かれているんですけども、再度確認です、作成について、指示はいつされましたか、市長。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

事業の見直しにつきましては、先ほど答弁を申し上げましたように、これまでもずっと、

事あるごとに指示を行ってきたところでございますが、今回の行財政健全化計画策定の指示については、私自身の2期目マニフェストの取り組みの1つとして掲げている、事業の見直しなど行財政改革への取り組みに基づくものでございまして、基金取り崩しの解消を目指して、2期目就任後の5月上旬に、次年度を見据え、早急に対策に取り組むよう指示を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 市長としては2期目、5年目という形なんですけれども、市長は、今までの歴代の市長と違って市議会議員をやってこられたわけなんですよね、8年間、政治家というのをやってこられているわけです。スタート地点が違うわけなんですよね。もともとが、将来の子供たちに負担を残したくない、どうにかやりたい、そのお気持ちで市長が出てこられたと、市長職に就いて、将来の子供たちに負担を残したくないんだと、そういうお気持ちで市長になられたと、私は思っています。その中で、なぜ、今になったのか。なぜ、10年以上もたって、2期目なのか。

市長のある支援者の方が言われました、大変失礼なことを市長に言われたと思っています。「1期目やけん、まだ見逃して。」あり得ない話です。そんな悠長な人吉市ではございません。8年間頑張ってきて、市政を見てきて、それで市長になられた経験を持っている人に対して、市長の支援者がそう言われたんです。大変、僕はおかしいと思いました。くやしかったですね、頑張っておられる市長に対して言われたこと。

本当に、なぜ、この時期になったのかということが大変不思議で、昨日、本村議員が、市庁舎建設の規模を縮小してでも、ほかのを増せませんかとおっしゃったんですね。やはり、最善の策として、庁舎建設は別だから、ということ、昨日は御回答をされていたようです。これはげすの勘ぐりで大変申しわけないんですけども、市庁舎建設の公告が8月8日ですよ。財政計画の説明が、今回、6月から始まって9月、前期の任期中にこの話が出てきていたならば、庁舎建設の規模は小さくなっていったんじゃないのかな。まず、45億円、57億円の庁舎建設ありきで、それを進めるがために、財政計画が、市長2期目の6月になったのではないか、9月になったのではないかと勘ぐってしまったわけなんですよね。

市長としては、なぜ、ここまで、いろいろ手を打ってきたとおっしゃっていますけれども、私からするならば、何の手も打っていらっしゃらないような気がするんです。市長として、この4年間、また、この9月までに、何か手を打たれてこられたという自負のものはありますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

当然、これまで何も検討してこなかったということではなく、機会を捉えながら既存事業の見直しなど、財政健全化の取り組みについては鋭意努力してきたところではございます。

先ほども少し述べましたように、社会保障費等の増嵩に対して、なかなか抜本的な解決策を見出せない状況下にあつて、行財政健全化に向けての検討、つまり、計画策定に至る判断をいたしましたのは、基金の保有残高を1つの判断材料としたところでございます。

このことにつきましては、法による明確な基準が定められているものではございませんが、標準財政規模の5%程度は、災害や緊急時の対応の際に必要な基金の保有額であるということ、本市の場合ですと、標準財政規模が約90億円でございますので、その基金保有額は4億5,000万円となりますことから、平成31年度当初予算編成時の基金取り崩しにより、その基金残高を下回ってしまったことから、早急な行財政健全化計画の策定・推進が必要であると判断をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 今回、見直しの計画をされたということで、資料を読ませていただきました。昨日も、大塚副議長の質問の中であつたんですけど、見直し計画の目標6項目、投資的経費の抑制が1,000万円の中で、人件費の圧縮が8,000万円、2億円の中の8,000万円、40%という数字を占められているわけです、人件費が。

6月の最初の説明のときは、人件費は後だという説明を僕は聞いたと思っていました。この順番を見てみると、これは一番手取り早い方法を、40%カットすれば、ほかの事業が若干滞つたとしても、半分近くの数字は見れるんだと、そういうふうにししか見えなかつたんです。人件費カットじゃないと、迫田部長はずっと今回も説明をされていまして、これは最初に、いや、人件費もなんですよ、ということ言われていたほうがあっさり納得がいくんですよ。違いますよ、違いますよ、と言われていて、4割を占めているものが人件費だったと。何かわからないというか不明なんです。

質問なんですけれども、今回、役職別で給与の削減が言われています。管理職の方5%、管理職手当に至っては50%、その次の係長級、課長補佐、主幹、主席で4%、主任・主事級で3%。まずは、この割合の算出根拠を教えてください。部長、お願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君） お答えいたします。

職員給与減額のパーセンテージの根拠につきまして、これまで行財政健全化に取り組まれた中で、給与費削減にまで取り組まれた自治体を参考とさせていただいたところでございます。

まずは、県内ということで、熊本県が平成21年度から取り組まれた際は、部・次長級職員が給料の7%減、課長級以下の管理職が給料の5%減、その他の職員が給料の3%減として、3カ年取り組まれたようでございます。

また、近年、本市同様に基金が枯渇するおそれがあることから、行財政健全化計画の策定、

また、その中で給与費削減に取り組まれている自治体がございます。1つは、福井県の福井市でございます。新聞記事によりますと、こちらは、当初、全職員給与一律10%削減を提案されたようでございますが、その後、組合交渉の結果、削減率を6段階に分け、管理職は8%、若手職員については2.5%、組合員平均で5.8%、さらに、管理職手当10%削減で同意をされたようでございます。また、本市と規模的に近い自治体で、同じように基金枯渇が懸念され、給与費削減に取り組まれているのが、富山県魚津市でございます。こちらは、管理職が5%、若手職員1%、そのほかの職員が3%の減とされているところでございます。

このように、各自治体の取り組みを参考とさせていただきながら、本市の健全化計画の中で目標としている削減額からシミュレーションを行い、職員層の段階的な削減率を導き出したところでございます。

ただし、1つ申し上げておきたいところでございますが、人件費ありきで、この計画書が策定されているということではないということは、御理解をいただきたいと存じます。あくまでも、できるだけ事業の見直しを行うことが最優先であり、それでも賄えない部分を、人件費の削減という提案をさせていただいたことは御理解をいただきたいと存じます。

また、この人件費の見直しにつきましては、先日の全員協議会、それから、昨日の大塚議員の御質問にもお答えさせていただいておりますけれども、決定したものではなく、現在も組合交渉を行っております。若手職員への配慮など、今後も、組合に対しては丁寧な説明を行い、交渉を継続し、御理解を賜りたいと存じております。

さらに、期間につきましても、最大3カ年としておりますが、その他の削減に最大限取り組むことにより、この削減期間、削減率につきましても、交渉を継続し、御理解が得られるよう配慮してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 他市事例を参考にとということなんですけれども、この資料の中で疑問を持ったのが、市長を含めた特別職が、参考資料として職員給与カットの上に乗っているわけなんですよね、20%、10%、5%。私、これは職員に対しての圧力じゃないかと感じました。これは、どなたの指示でここに記載をされたんですか。

○総務部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

作成等につきましては、私、総務部長の指示で行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 市長は、マニフェストで給与の削減を行われたわけなんですよね。説明の中で、あくまでも、今回の行財政改革書かれているけれども、今回提出されました行財政健全化計画の一環としては別物と考えてください、という説明だったと、6月議会のとき

には思ったんです。だったら、これは載せるべきではないでしょう、そんたくです。職員も一生懸命考えている、それは部長もわかっていらっしゃると思うんですよ。市長も、副市長も見られたわけですよ、出される前に。一番最初に市長の文言が書いてあるわけですから見ていらっしゃるわけですよ。そのときに市長たちは、これは違う問題だから、ここはひとまずは載せないでくれと言うべきじゃないんですか。市長たちも下げたんだから、自分たちも下げないかなのかな、私はこれはちょっと納得いかない。職員に対する圧力かなと感じたところでした。

もう1つ、市長がこの中で書かれている、これまでの聖域とされていた職員給与の削減まで踏み込んでいくことを視野に入れてとあります。職員給与カット分を40%と試算しているのに、視野。何か違いますよね、計画として入っているんですから。さしてください、一緒に頑張りましょう、でしょう、ここ。これも見ていて疑問に思ったのが、管理職5%カット、かわいそうなことに管理職手当の50%カットもくっついているんですよ、特別職の納得された金額より上なんですよ。「えっ」と思いましたよ。こういうことを説明されていることを、管理職の方は納得されているのかな、言えないよねとなってくると思うんですよ。これは怖いのは怖いんですよ。職員に対する情報提供がむちゃくちゃ遅いんですよ。要は、6月に説明して、8月6日に、組合との第1回目の交渉、その2日後には新庁舎の建設の公告。どうしても、行財政改革の話が庁舎建設の話とリンクしてしまうんです、私の頭の中では。聖域とおっしゃっているんですけども、職員にとっての最大の聖域というのは、市民幸福向上なんですよね、そうずっと言ってきました。松岡市長にかわられて言わなくなったんですけども、職員綱領をつくって、市民の幸福向上を目指して頑張ります、と朝からずっと言っていたんです、みんなその意識で仕事をしていたと思うんですよ。確かに賃金は大事なことです。でも、市職員は、そこは違うような気がしているんです。

スピード感を感じないというのが一番なんです。普通だったら、もうちょっと早くできたかなと。財政のプロである松田副市長がついていて、助言はなされなかったのか。前期の期間中に、こうやっていたら危ないよ、と言われなかったのか。多分、副市長が財政課長だったときには提案がすぐされていたと思うんですよ、職員のほうにも、上のほうにも。ところが、1期終わった段階で危険水域になったときに、初めて動かされた。私にとって、今回いろいろ作業を見てきまして、市長にとっての一番の聖域はマニフェストなのかなと思ったんです。市長のマニフェストが聖域であって、そもそものところが市民に対する幸福向上ではなくて、結局、こうしたらいいんじゃないの、いろんな部分で感じるところがあります。

ここで質問をお願いいたします。市長がいろいろマニフェストをつくられておりますけども、その際に、費用対効果の検証であったりとか、今必要な施策なのか、検討は十分されてこられたんでしょうか。市長のマニフェストの実行可能な裏づけのある施策として考えられてきたのでしょうか。お願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

当然、私自身、これまで1期4年間、人吉市の行財政を預かり、行財政運営の改善にも鋭意努力をしてまいったところでございます。ただ、これまでの基金の取り崩しや扶助費等の増嵩する一方で、新たな施策に対する財源をどう捻出するのかといった課題については、マニフェストを作成する際に、非常に頭を悩ませたことを思い出すところでございます。

ここに暮らす人々に対して希望を持てる施策、また、人吉市へ移住したいと思えるような施策も、将来を見据えた中では非常に重要であり、そのことに関しましては、既存の事業の見直しや国・県への働きかけ、また、現在、歳入の確保策としては最大の取り組みとしてのふるさと納税等により財源確保を行うことで、行財政健全化の取り組みと合わせて優先順位をつけ、事業は実施できるものと判断し、マニフェストに掲げさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ここでいろいろほじくり返すような言い方をしても一緒なんですけども、市庁舎問題は将来の子供たちに負担をかけない、だから、既存の公共施設を活用した分庁舎方式でいく、これが一番最初の市長の目標でした。残念なことに、今回、熊本地震ということがありまして、麓町庁舎が使えなくなりました。くしくも、市長が考えられた分庁舎方式が行われるようになりました。市民にとってものすごく不便になる、そう感じておられませんか。普通に考えたならば、これだけバラバラになったならば、市民は不便を感じるというのは普通の人が考えたらわかる話なんです。ただ、負担がかからないからという表現。

分庁舎方式で、カルチャーパレス、スポーツパレスに入ってまいりました。築30年です、向こう20年です。10年、20年したら、老朽化で、建物自体を建てかえなければいけないことを考えなければいけないときにくるわけなんです。それは、将来の子供たちに負担を先に回すことになりませんか。市長がおっしゃっていたことと真逆、単なる先延ばし。きょうも説明がありました、令和22年、市民が1万人減る、体力がなくなっているんです。今回地震があったそのおかげで、国が交付税を支援して、新庁舎が建てられる。これは、市長が一生懸命、国に交渉されたことですから、これは頑張られたことだと思います。市庁舎建設に関しても、真逆のことなのに、市長の気持ちを市民の方が汲みとったのかなと思ったところです。

今度の給与削減につきましても、あまりこれは話したくないんですけども、22日に、市の採用試験がございます。受ける人たち、「来年の4月から給料が下がるとばい」、「別のところを受ければよかった」、「3年間も下がるとばい」、そういうことなんですよね。来年受ける人、「将来、どげんやろかい人吉市は」。取り組みが遅いがために、全てが後手後手になってしまったために、人吉市という信頼性がなくなってきたんじゃないですか。

市長は、ことし4月、選挙で、人吉市のかじ取り役として選ばれたところです。これは

周知の事実です。今からかじ取り役として、使用者として——使用者という表現がどうかと言われたんですが、要は労働組合的に言うならば、雇う人と雇われる人、職員ですね、それに対しての責任、それ以上に、市民に対しての責任はどう感じられていらっしゃいますか。お願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私が、市職員とともに、市政を推進するに当たっての思いを述べさせていただきます。

今回、私は、制定をいたしました行財政改革を推進しながら、市が展開する住民サービスの質を維持し、また、市職員が市役所を初め、公の職場で生き生きと働けるような労働環境を整えることが最も必要なことであると認識をしております。ありきたりの言葉になりますが、仕事の効率化を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す、これに尽きると存じます。

市役所全体の業務の質・量は増加傾向にありますが、職員数が減少している中で、今までの仕事のやり方では職員の負担がふえ、生産性も低下してしまいます。そのため、誰かが改革してくれるだろう、あの課が取り組んでくれるだろうという他人任せではなく、職員一人一人が本気で仕事の進め方を見直し、業務の効率化に真剣に取り組むという意識改革が必要であると同時に、これまで行ってきた業務をやめる、業務量を減らす、仕事のやり方を変えることで業務改善に取り組むことが、何より大事であると考えております。

職員に対しましては、この仕事の進め方に対する意識改革を、職員一人一人がしっかりと持っていただくよう、私の言葉で伝えてまいりたいと考えておりますし、私自身も、そのために何ができるか、職員と一緒に、職員と同じ目線で考えてまいる所存でございます。

私は、今回の選挙における公約といたしまして、行財政改革を行うことを大きな柱の1つとして掲げております。働きやすい職場環境の整備に向けて、従来の係ごとに机を配置するオフィス環境を見直し、パイロットオフィスの検討を始めたところでございますし、窓口業務、施設管理業務に加え、入力や集計、管理業務や、特に業務量が増加している部署の業務については、民間への外部委託を積極的に進めると同時に、AIや業務自動化ソフト（RPA）などの導入につきましても研究を進めてまいりますし、ICTを活用したペーパーレスの導入にも取り組んでまいりたいと考えております。

こういった改革につきましては、初期投資も必要となりますので、将来の負担も考慮し、慎重に進めていく必要があるとは存じますが、市役所の業務全体の責任者である市長といたしましても、積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、今回の改革は大きな一歩を踏み出したと思っております。一過性で終わるのではなく、今回の議会でも議論をさせていただきました。今後、人口減少社会が進むということが予測をされている中で、その人口減少社会をしっかりと持続して自治体運営が進めていけ

るような取り組み、または、そういう形を、仕組みを、今回つくること、そして、それを継続していくこと、これが最も重要なことであろうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 職員は、赤字再建団体という言葉をものすごくぴりぴりしています。

夕張市の実情、福岡県赤池町、再建団体になって職員がどうなったか見てきているわけです。早くから危機感を持っていろんなことをやっています。財政課も、申しわけないけども、時間外は5%カットで今回はどうにかならないだろうとか、急々に要らない備品に関しては何か方法はないだろうとか、苦慮しているわけなんです、早くからこういうものは言っているわけです。多分、その話は、市長が議員時代から聞かれていると思うんです。スピード感が感じられない。それを支えている松田副市長のスピード感も感じない。職員の思いが伝わっていない。

今回、これだけ私が言ったとしても、行財政改革を進めなければいけません、現実的にお金がないんですから。一般質問が終わって、出て行ったら職員から袋だたきかもしれません、お前、何言ってるんだと。ただ、情報をきちんと共有する。市長にとって、仕事の仲間は職員なんです。いろんなブレンの方がいらっしゃるかもしれませんが、動くのは職員なんですよ。職員と、きちんと情報を共有していただいて、早く、持っていらっしゃる情報を幹部におろされて、その後、職員のすみずみまで引き渡してください。職員組合とおっしゃいますけども、職員組合は、残念ながら人吉市役所は全員が入っていらっしゃるわけじゃないんです。すみずみまで情報を、一生懸命組合はやりますけど、伝わらないんです。それで、できなかったからといって、職員組合のせいというのはやめてもらいたいと思っています。見ていただかなきゃいけないのは、組合とおっしゃいますけれども、職員なんです。その中で、組合をつくっている代表として職員組合があるだけなんです、そこは間違えないでください。これは一步間違うと、役所の職員が、役所の職員が、と言われてしまいます。勘弁してください。

多分、いろいろ私の先輩たちがここに座っていらっしゃって仕事をされてこられているわけです。皆さん、一生懸命、市民のためにと行って、私に仕事を教えてくれました。後輩たち、同僚も、こうしなきゃいけないのと声をかけてくれて、市民幸福向上に対して頑張っています。私は、同僚を誇りある仲間だと思っています。市長がよそを向いてしまえば、市長がきちんとかわいがっていただければ、職員はモチベーションが下がります。きちんと説明をしてあげて、やるべきことをやってください。給料カットでモチベーションが下がるならば、その先をきちんと道を開いてあげてください。財政計画は、多分、議会の中で重要な問題となってくることと思います。その中で御意見させていただければと思います。どちらかという、市長の意見を聞くよりも、私の意見のほうが長くなりましたけれども、

市民のために一緒になって、登る山の頂上は同じものと思っております。別の山には登らないでください。よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（西 信八郎君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第41 委員会付託

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第41、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第60号から陳第3号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和元年9月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、3ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、人事案件についての委員会付託はございません。陳情の件名等につきましては、4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第60号	令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委	[別記]
議第61号	令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生	
議第62号	令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生	
議第63号	令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生	
議第64号	令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生	
議第65号	令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生	
議第66号	令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建	
議第67号	平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生	
議第68号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生	
議第69号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総文	
議第70号	人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について	総文	
議第71号	人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	総文	
議第72号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	
議第73号	公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	
議第74号	人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	
議第75号	人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	
議第76号	人吉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	
議第77号	人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	
議第78号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	
議第79号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文	

議第80号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第81号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第82号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第83号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第84号	人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第85号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第86号	人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について	総文
議第87号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第88号	人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第89号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第90号	人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第91号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第92号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第93号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第94号	人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第95号	損害の賠償について	総文
議第96号	損害の賠償について	総文
陳第2号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	経建
陳第3号	熊本地震被災者の住まい再建に関する陳情	厚生

[別記]

議第60号 令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費 第2条 継続費の補正（2款 総務費（1項 総務管理費）） 第3条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費））
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税費））
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（3項 公共土木施設災害復旧費） 13款 諸支出金

[提出陳情件名]

陳第2号 農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書

陳第3号 熊本地震被災者の住まい再建に関する陳情

[継続審査件名]

陳第1号 大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時12分 散会

令和元年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和元年9月25日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和元年9月25日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第69号 | 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議第70号 | 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議第71号 | 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議第72号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議第73号 | 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議第74号 | 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議第75号 | 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議第76号 | 人吉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議第77号 | 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第78号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第79号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第80号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第81号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第83号 | 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |

総文

日程第15	議第84号	人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について	}	厚生
日程第16	議第85号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第17	議第86号	人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について		
日程第18	議第95号	損害の賠償について		
日程第19	議第96号	損害の賠償について		
日程第20	議第87号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第21	議第88号	人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第22	議第89号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第23	議第90号	人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第24	議第91号	人吉市こども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第25	議第92号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第26	議第93号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第27	議第94号	人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第28	議第60号	令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	—	経建
日程第29	議第61号	令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	—	各委
日程第30	議第62号	令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	}	厚生
日程第31	議第63号	令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
日程第32	議第64号	令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）		
日程第33	議第65号	令和元年度人吉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）		
日程第34	議第66号	令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	}	経建
日程第35	議第97号	副市長の選任につき同意を求めることについて		

日程第36 議第82号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総文

日程第37 議第98号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第38 陳第2号 農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書

経建

日程第39 新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

日程第40 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第41 議員派遣について

日程第42 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議案の撤回について（議第82号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

・追加日程

議第99号 平成30年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・追加日程

平成30年度決算特別委員会の設置について

3. 出席議員（18名）

1番	松村	太君
2番	徳川	禎郁君
3番	池田	芳隆君
4番	牛塚	孝浩君
5番	西	洋子君
6番	宮原	将志君
7番	塩見	寿子君
8番	高瀬	堅一君
9番	宮崎	保君
10番	平田	清吉君
11番	犬童	利夫君
12番	井上	光浩君
13番	豊永	貞夫君

14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
監査委員		井上祐太君
教育	長	末次美代君
総務部	長	迫田浩二君
企画政策部	長	早田吉秀君
市民部	長	丸本縁君
健康福祉部	長	告吉眞二郎君
経済部	長	廣田五浩君
建設部	長	山下正純君
総務部	次長	小澤洋之君
財政課	長	植木安博君
秘書課	長	永田勝巳君
会計管理者		瀬上雅暁君
水道局	長	水野二郎君
教育部	長	小林敏郎君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栗原亨君
庶務係	長	井上京子君
書	記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第69号から日程第19 議第96号まで

○議長（西 信八郎君） まず、議第82号を除く日程第1、議第69号から日程第17、議第86号まで、及び日程第18、議第95号、日程第19、議第96号の19件を議題とし、なお、議第82号につきましては議第97号との関連がありますので、議第97号採決の結果を受けまして、その後改めまして議題とし、総務文教委員長の報告を求めることといたします。それでは、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） おはようございます。ただいまから総務文教委員会に付託されました日程第1、議第69号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第19、議第96号損害の賠償についてまでの19件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第1、議第69号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める条例です。

本条例では、現在の市の職員には、一般職の正職員のほか、特別職の非常勤職員、一般職の非常勤職員、臨時補助員、臨時的任用職員という任用形態があり、その中の一般職の非常勤職員、臨時補助員が、今後は会計年度任用職員に移行するということを定めているほか、特別職の非常勤職員のうち、職の厳格化に伴い、特別職の要件から外れる職の主なものである町内嘱託員、衛生員、農家振興組合長、校区公民館長について、委託業務への切りかえが行われることとなります。また、会計年度任用職員へ切りかわるものとして、交通指導員、子ども・子育て相談員、女性福祉相談員、就労促進指導員などがあります。

フルタイムの会計年度任用職員には、給与のほか期末手当、通勤手当などの各種手当が支給され、パートタイムの会計年度任用職員には、報酬、期末手当、費用弁償などが支給されることになっております。会計年度任用職員の給与及び報酬は、従事する職務の内容や責任等を考慮して定めることとされており、正規の職員と同じ給与表を使用して定めることになっており、給与表1級の上限、1の25を上限の目安にするなど、自治体の財政状況等を踏まえ、各自治体の判断に委ねられています。本市において試算を行った結果、給与表1の25を

上限とし、期末手当を支給した場合、最高で1億円近く歳出がふえるという結果になり、本市の財政状況から鑑みると非常に厳しい試算結果であること、また、給与及び報酬額については、各自治体の判断に委ねられていることから、当面の間、現在の給料、報酬額の直近上位の号給に設定を行うこととしている。また、期末手当の支給率については、常勤職員と同様の率、現行の2.6カ月だが、現在の財政状況からも段階的な引き上げとし、初年度は、6月と12月あわせて1カ月、令和3年は1.8カ月、令和4年で2.6カ月と、3年間で段階的に引き上げていくこととしているとのことです。

会計年度任用職員の任期は、その任用の日から、その日の属する会計年度の末日までの範囲内での雇用となり、任期の更新回数の上限を設けないこととされており、採用にあつては、面接などの選考を行うとともに、現在、正職員に対して行っている人事評価に基づいて、再度の任用の2回までで、3回目からは選考試験を行うという説明がありました。

委員から、影響額として1億円近くとのことだが、令和2年4月でそれくらい見込まれるのか、または令和4年度までの3年間で発生するのかとの質疑に対して、執行部から、1億円は概算になるが、現在、非常勤職員は百八十数名おり、今回は同じ給与表を使うこととなるため、1の25の最高額で計算し、なおかつ、期末手当2.6カ月分を満額支給するといった場合、最高で年間1億円ぐらいとの試算となっているとの答弁。また、委員から、期末手当があるから大きな額になったのかとの質疑に対して、一番アップになる大きな理由は、期末手当であるとの答弁。臨時職員の方には説明をされたのかとの質疑に対して、執行部より、本議会が終わってから、1週間ぐらいかけて、全員を対象に説明会をする予定との答弁がっております。

その後、委員から多くの質疑があった後、採決に入り、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第70号人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定については、議第69号と同様に、会計年度任用職員制度導入に係る条例で、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関して定める条例です。

条例の中で、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員のそれぞれの勤務時間、休日及び休暇について、必要な事項を定めてあります。

委員から、正職員とフルタイム任用職員の待遇に違いはあるのかとの質疑に対して、執行部から、正職員に支給される手当関係など、いろいろな違いがある。勤務時間については、基本的に同じである。特別休暇で認められないものはあるが、それ以外は同じであるとの答弁。

また、委員からの年次休暇の繰り越しは、との質疑に対して、執行部からは、2年目に引き続きということであれば繰り越しはできるとの答弁。育児休暇はどうなるのかとの質疑に、執行部からは、育児休暇についても規則で定めることになっているので、取ることができる

との答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第71号人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、一般職・特別職を含めて人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例として制定していたが、一般職の非常勤職員については、会計年度任用職員に関する条例としての整理がされたので、特別職の非常勤職員について、改めて制定するものです。

委員から、報酬の改定はあるのかとの質疑に対して、執行部から、報酬の改定を行っているものはないとの答弁。また、委員から、委託業務に該当する職が表から外れるのはわかるが、予算を出す部分は、他のところで規定されるのかとの質疑に対して、執行部から、委託業務として整理された方は給料とか報酬という形でなく、委託契約に変わるので、来年度予算の委託料の中に上がってくるとの答弁。

また、消防団の位置づけについては、との質疑に対して、執行部から、消防団員は特別職の非常勤職員で、別の条例で定めているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第72号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、2つの改正が行われており、1つ目が、フルタイムの会計年度任用職員について、正規の勤務時間以上勤務した日が月18日以上あって、引き続き12月を超え、その超えた日以降、引き続き勤務する場合に退職手当が支給されるものであり、1年間勤務した場合のみでは対象とはならないというものです。2つ目として、成年被後見人等の権利の制限に関する処置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことにより、地方公務員法の改正がっており、これまで、成年被後見人及び被補佐人は職員となることができず、また、職員が成年被後見人、被補佐人となった場合は、その時点で失職することになっていたが、成年被後見人等の人権が尊重され、それを理由に不当に差別されることのないよう、欠格条項から削除されたものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第5、議第73号公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、条例で引用しております地方公務員法の改正のほか、「条件附採用」の「附」という漢字を、こざとへんのない「付」へと改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第74号人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、会計年度任用職員導入に関する条例の一部改正で、病気等のため休職する場合の期間について、任命権者が定める範囲内とするもので、任命された期間を超えて休職することはできないというものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第75号人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、会計年度任用職員導入に関する条例の一部改正で、毎年、職員の任免、職員数、給与、勤務条件、分限及び懲戒の状況等について公表することとされており、この公表する職員からパートタイムの会計年度任用職員を除くとするもので、これまでも一般職の非常勤職員については除くこととされていたため、これまでと同様の措置をとるというものという説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第76号人吉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、会計年度任用職員導入に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の懲戒については、他の一般職の職員と同様に懲戒規定があり、今回の改定は、パートタイム会計年度任用職員の減給に関する規定について定めるもので、減給の額を、当該職員の報酬額の10分の1以下とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第77号人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、会計年度任用職員導入に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員についても、正規職員と同様に特殊勤務手当が支給されるということになるので、第1条に「及び人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」という文言を加えるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第78号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、会計年度任用職員導入に関する条例の一部改正で、第18条の見出し及び本文中の「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第79号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、会計年度任用職員導入に関する条例の一部改正で、給与から控除できるものから水道使用料を削るものなどです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第12、議第80号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、会計年度任用職員導入に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員についても、その子が3歳に達する日まで、必要な期間、全日にわたって、無給ではあるが休業することができるというものです。

要件として、任命権者を同じくする職に、引き続き在職が1年以上であること、子が1歳6カ月に達する日までに、その任期が満了すること、及び、引き続き任用されないことが明らかでないこと、1週間の勤務日が3日以上とされている職員、または、1年間の勤務日が

121日以上である職員であることの3つの要件に該当する必要があるとの説明がありました。

委員から、会計年度任用職員の代替の職員は、との質疑があり、執行部から、会計年度任用職員の代替ということは、原則していないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第81号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市内の幼稚園のうち人吉幼稚園は、施設型給付を受ける幼稚園ですが、本年4月から認定こども園に移行したもので、幼稚園就園奨励費に関する事務が廃止となっているので、マイナンバー利用事務から削除するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、議第83号人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてですが、消防団員に係る旅費及び費用弁償において、その額を定める根拠を、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用していたが、当条例が全部改正されることに伴い、今回、他条例の規定を適用する方法でなく、消防団条例の中で完結するように改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第15、議第84号人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これまで、教育研究所に嘱託研究員を置いた実績がないため、条例から削除するために改正するものです。

委員から、嘱託研究員を置くことがなくなった理由は、との質疑に対して、執行部から、昭和32年設立の歴史ある研究機関として、現在では、専門部会が情報教育部会、学力向上部会、英語教育部会の3部会あり、とても価値があると考えている。一方、嘱託研究員については、過去の資料を調べたが、置かれたという記録もないことや、実際に現在も置いていないので、その部分を削るという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第16、議第85号人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、会計年度任用職員の実施に伴い、校区公民館長業務を委託するもののほか、名称の統一を図るもので、各校区に設置している公民館を「校区公民館」という名称に統一するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第17、議第86号人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定についてですが、新たに条例を制定するもので、市内の指定文化財、人吉城跡、史跡大村横穴群等に関して、保存管理及び活用等に必要な指導、検討を行うため、改めて専門会議を設置するための条例を制定するもので、委員は16名以内で構成する。会議の庶務は、教育委員会歴史文化課において処理するものです。

委員から、専門的な見識を持った人は、どういう方がおられるのか、その居住地は、との質疑に対して、執行部からは、現在10名程度で、人吉市の方は1名、そのほか熊本県、福岡県、佐賀県、奈良県から来てもらっている。また、財源は、との質疑に対して、執行部から、会議の経費については文化庁の補助の50%をいただいているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第18、議第95号損害の賠償についてですが、平成31年4月24日午後2時30分ごろ、人吉市カルチャーパレスへ帰庁した市公用車を東側駐車場へ駐車し、助手席から降車しようとした際、ドアが大きく開き、左側に駐車していた車両に接触し、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。責任割合は、相手方車両は停車していたため、人吉市が100%で、賠償保障保険の内容は、車両修理代4万2,152円、レンタカー代5万8,320円、合計10万472円です。

委員から、事故を起こし、保険を使った場合、次年度の保険料は上がるのかとの質疑に対して、執行部から、加入している共済保険の金額が上がることはないとの答弁。

また、委員から、年間の保険料は、との質疑があり、執行部から、本年度分で、公用車108台、市管理以外の貸し出しをしているものも入れて合計117台で、保険料は194万2,455円との答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第19、議第96号損害の賠償についてですが、平成31年1月10日午後2時30分ごろ、公用車が、紺屋町の吉本肉店の交差点に差しかかり、一旦停止し、前進したが、見通しが悪かったため、左側から直進してきた相手方車両に気づくのがおくれ、衝突した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。責任割合は、人吉市が80%、相手方が20%です。賠償保障保険の内容は、車両修理代、レッカー代をあわせて、人吉市34万9,568円、相手方2万9,360円で、相殺した額の32万208円です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

少々長くなりましたが、以上で、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第82号を除く議第69号から議第86号まで、及び議第95号、議第96号の19件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第69号、議第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号、議

第76号、議第77号、議第78号、議第79号、議第80号、議第81号、議第83号、議第84号、議第85号、議第86号、議第95号、議第96号は、原案可決確定いたしました。

日程第20 議第87号から日程第26 議第93号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第20、議第87号から日程第26、議第93号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第20、議第87号から、日程第26、議第93号の7件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第20、議第87号人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、住民票等への旧姓併記の制度が開始されることに伴い、旧氏であらわした印鑑も登録できるように条例の一部を改正するもので、令和元年11月5日から施行されます。

審査の過程において委員から、条例の文言の改正の理由は、との質疑に対し、内容は変わっておらず、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の中で文言の修正があったので、条例も同じように訂正したとの答弁。

また、マイナンバーカードを既に作成されている方が変更する場合は、新たな手数料等は発生するののかとの質疑に対し、旧氏併記の請求手続、マイナンバーカードの手続についても費用は発生しないとの答弁。

旧氏併記の変更手続は、条例施行後に手続すればよいのかとの質疑に、条例施行日の11月5日以降に請求手続をしていただくことになり、請求していただいたら、旧氏が併記された印鑑証明書を発行することができ、印鑑証明だけではなく住民票とマイナンバーカードも、同時に旧氏が併記されることになるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第21、議第88号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するもので、消費生活相談員の身分を会計年度任用職員とするもので、令和2年4月1日から施行されます。

審査の過程において委員から、フルタイムの方の勤勉手当はないのかとの質疑に、フルタイムの勤務時間は38時間45分で、職員と同じになっている。会計年度任用職員全体の給料、報酬、期末手当については、総務文教委員会に付託されており、まずは、期末手当を設定できるということで、今のところ、期末手当のみのようであるとの答弁。

また、委員から、議第69号と議第70号は会計年度任用職員に関する条例で、総務文教委員会に付託されており、厚生委員会にはその後に出すべきである条例改正を、今審査している。この上程のあり方はおかしいのではないか。12月議会での上程でもよかったのではないか。

会計年度任用職員の費用弁償等々を決めて、総務文教委員会で審査、採決して、この議第88号は、採決後に12月議会に上程され、そして、4月1日に足並みをそろえるというのが通常のやり方ではないかと思うが、その点を確認していただきたいとの質疑が出たため、執行部の明確な回答が出るまで、次の議第89号の採決もあわせて保留としました。その後、暫時休憩を行い、再開後に、執行部より、地方公務員法と地方自治法の改正に伴うものであるが、今回、会計年度任用職員を来年4月1日から施行するに当たり、公募をしたり、説明をしたりという時間が、12月では期間が遅くなるという理由で、今回上程させていただいたとの答弁。

委員長として、このような重要な案件、関連する案件が生じた場合は、しっかりと確認をした上で提案していただきたいと意見を申し述べ、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第22、議第89号人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するもので、「各町内で選ばれた者を衛生員として委嘱することができる」ことから、「各町内会に衛生員を置く」と変更するもので、令和2年4月1日から施行されます。

審査の過程において委員から、議第88号と同じく、議第69号と議第70号の審査が並行して行われているので、執行部の答弁が明確になってから採決をお願いしたいとの意見が出たため、採決を保留し、議第88号と同じく、暫時休憩の後に、執行部の明確な答弁を受けた後、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第23、議第90号人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行されます。

主な改正内容は、被災者生活再建支援法制定以前の災害についても、償還金の支払い猶予や免除に関し、一定の所得・資産要件を設けて行うことなどです。

審査の過程において委員から、本市で被災者生活再建支援法に該当するような事例はあるのかとの質疑に、本市では適用はないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第24、議第91号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するもので、子ども・子育て相談員の身分を会計年度任用職員とするもので、市長及び教育委員会が「委嘱する」を「任用する」に改めるもので、令和2年4月1日から施行されます。

委員から、現在配置されている子ども・子育て支援員4名で対応できるのかとの質疑に、

虐待やDV等の相談対応については、現時点での体制では厳しい部分も出てきていることから、今後は、人数の増については検討していかなければならないと考えているとの答弁。さらに、委員から、今回の改正は、委嘱から任用ということで、文言の変更であるが、今の社会潮流を見るといじめや虐待による死亡事件等々発生しているので、人員の確保については広い視野で提案されてもよいのではないかとの意見がありました。

質疑で、相談件数の状況は、に対し、相談件数は、電話や、実際に現場に出向く等の全ての件数を合わせると、福祉課の2名で1,000件を超える。教育委員会でも、同じく1,000件を超えている状況であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第25、議第92号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育児童等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行されます。

原則、ゼロ歳児から2歳児を対象とした地域型保育事業は、連携協力を行う保育所、幼稚園、または認定こども園を的確に確保することとなっていますが、今回の改正は、連携施設の確保が著しく困難な場合の経過措置を、現行の5年から、さらに5年延長するなどとなっています。

審査の過程において委員から、本市では地域型保育事業を実施されているところはあるのかとの質疑に対し、熊本県内では108カ所、本市では存在していないとの答弁。

自園調理について、そこに雇用されるスタッフの資格要件はあるのかとの質疑に対し、地域型保育事業の認可基準の給食は調理員となっており、資格については確認が必要な部分であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第26、議第93号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行されます。

改正の内容は、都道府県知事が行うこととされていた放課後児童支援員認定資格研修を、指定都市も実施することができるようになるものなどです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第87号から議第93号までの7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第87号、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第92号、議第93号は、原案可決確定いたしました。

日程第27 議第94号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第27、議第94号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第27、議第94号人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

議第94号人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定については、第2条第10項第4号中の、「高さ若しくは長さ」を「高さ及び長さ」に改めるものであり、条例の定義規定に錯誤があったため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、条文のひな形はあるのかとの質疑に、県のものがあるとの答弁。それでは、県のもの間違っていたのかという質疑に、県のは正しく、こちらが間違っていたとの答弁。今回の間違いは、どこから指摘されたのかとの質疑に、景観計画を策定するに当たって、県と協議する前にチェックして見つかったとの答弁がありました。

また、委員から、条例を提案される際は、しっかりと確認をしていただきたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第94号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第94号は、原案可決確定いたしました。

日程第28 議第60号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第28、議第60号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。塩見寿子議員。

○7番（塩見寿子君）（登壇） 日程第28、議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第4条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額から6億86万6,000円を減額し、歳入予算の総額を162億5,832万8,000円とするものです。主なものとして、9款地方特例交付金の増額補正は、個人住民税減収の補填に加えて、消費税10%引き上げの消費反動減対策として行われる、自動車税及び軽自動車税の臨時軽減措置による減収分の財源補填として交付されるものです。同じく9款子ども・子育て支援臨時交付金の増額補正は、幼児教育・保育無償化に伴う地方負担分の財源補填として交付されるものです。

12款分担金及び負担金の児童福祉費負担金の減額補正は、幼児教育・保育の無償化に伴い、10月から3月までの利用者負担金分を減額するものです。

委員から、無償化対象になる3歳の基準について質疑がありました。

14款国庫支出金の公共土木施設災害復旧費負担金の増額補正は、本年7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨により発生した、戸越草津線ほか4路線の災害復旧工事などに伴うものです。

15款県支出金、林業費補助金の増額補正のうち、特定鳥獣適正管理事業費補助金は、鳥獣被害対策実施隊による鹿の捕獲に対するもの、有害鳥獣被害対策事業費補助金は、猿の捕獲に対する交付決定によるものです。

同じく、癒しの森整備支援事業補助金は、村山公園内における竹林整備に係るもので、内報によるものです。癒しの森とは、県が指定する森林公園で、人吉市では村山公園、大野溪谷、人吉紅取の3カ所であり、森林の間伐や歩道・標識の設置、安全対策などの整備事業に使うことができると執行部から説明を受けました。

次に、地方債の補正につきまして、21款市債のうち、臨時財政対策債の減額補正は、普通交付税の決定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるもののほか、人吉東小学校における施設の一部を避難所とするための環境整備工事に対する消防債の起債や、工事期間変更による市庁舎建設事業債の減額補正等が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） 日程第28、議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、継続費補正は、2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業で、総額についての変更はないが、市庁舎建設事業において発注に係る基本方針の見直しに伴い、工事期間に変更が生じ、あわせて、年度ごとの工事費の支払割合にも変更が生じたことから、継続費の年度及び年割額の変更を行うものです。

次に、債務負担行為補正、人吉市議会会議録マイクロフィルム・電子化委託料は、昭和17年3月から昭和58年12月までの市議会会議録等について、現在、紙媒体にて保管しているが、経年劣化が著しく、マイクロフィルム・電子化を行うため、委託期間を令和元年度から令和3年度までの3カ年とし、限度額を736万2,000円とするものです。

次に、歳出予算の補正、1款議会費、1項議会費、1目議会費の増額補正は、債務負担行為補正で述べた、人吉市議会会議録マイクロフィルム・電子化委託料等によるものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費の増額補正は、文化庁における登録文化財建造物物件の大畑駅舎・矢岳駅舎の現地調査に係る費用です。委員からの文化庁の視察日は、との質疑に、執行部から、11月28日との答弁があります。15節工事請負費の増額補正は、防犯灯設置工事費の追加分です。委員から、防犯灯設置数に関する質疑に対して、執行部から、7月時点で、新設が48基、取りかえが343基の要望がある。当初予算で、新規27基、取りかえ158基を工事発注に出しているが、合計で206基がまだ残っており、今回は80基程度の整備を計画しているとの答弁があります。

19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、くま川鉄道の平成30年度の経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金等によるものです。委員から、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金の人吉市の負担割合は、との質疑に、執行部から、本年度は28.63%で、割合の算定基礎は人口割、市町村間で走っている線路の単線キロ数、各駅の乗降人員と市町村の標準財政規模、固定資産収入等を勘案し、10市町村で按分しているとの答弁があります。

6目財産管理費、13節委託料の増額補正は、西間別館エレベーターを設置することから、保守点検業務委託料の増のほか、支障木等の樹木せん定・伐採委託料を増額するものです。委員から、エレベーターのメーカーに関する質疑に対して、執行部から、エレベーターのメーカーは東芝で、10月ぐらいから供用開始できるとの答弁があります。

13目市庁舎建設事業費9億4,186万円の減額補正は、市庁舎建設事業における発注に係る基本方針の見直しに伴い、年度ごとの工事費の支払い割合にも変更が生じたことから、13節委託料及び15節工事請負費についても減額するものです。

9款、1項消防費、5目災害対策費の増額補正は、人吉東小学校における施設の一部を避難所として環境整備を行うための経費です。委員から、避難所運用に関する質疑に対して、執行部から、まずは運営をしていながら、いろいろな問題が出てくると思うが、その際に改善を図っていきたいと思っているとの答弁がっております。本件については、現地視察を行っております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、13節委託料の増額補正は、市内の中学生を対象に実施する「命を大切に教育フォーラム」に係る費用で、今年度は12月中に、愛知県在住の「いのちをバトンタッチする会」の代表、鈴木中人氏を招いて講演会を行うものです。

2項小学校費、1目学校管理費の増額補正のうち、11節需用費の増額補正は、来年度の小学校新入学児童に対する入学祝品購入費用で、執行部から、これまでは体操服上下を贈呈していたが、学校にアンケート調査などを行った結果、購入事務手続に係る事務負担の軽減や、市内在住でありながら、市外の学校へ入学される家庭への配慮などから、市内小学校で共通して使用している算数セットを贈呈することとしたとの説明がありました。また、18節備品購入費は、各小学校に1台ずつ配備しているAEDが本年12月に更新時期を迎えるので、新たに購入するものです。委員からの今まであったAEDは使用できないのかとの質疑に、執行部から、AEDについては耐用年数、推奨する期限を越えて使用するのはいかがなものかと考えている。更新期限を迎えるタイミングで新品に取りかえる方針で進めていきたいとの答弁がっております。

3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の増額補正は、第一中学校及び第三中学校の焼却炉解体工事費です。第一中学校については、現地視察を行っております。

4項社会教育費、5目文化財保護費、13節委託料の増額補正は、清掃等委託料が、人吉城跡石垣及び復元建造物軒下清掃業務と、大村横穴群壁面除草作業業務で、当初の見込みより作業量がふえたことによる増額。また、測量設計委託料は、史跡人吉城跡御館北側石垣測量図化の業務委託料です。保存修理実施設計委託料も、同じく御館北側石垣の保存修理実施設計業務委託料です。減額した234万5,000円は、計画していた史跡人吉城跡発掘調査業務の規模縮小に伴う委託料の減額です。御館北側石垣については、現地視察を行っております。

慎重審査の結果、教育部所管の予算に関しては、全員異議なく原案のとおり認めることに決しましたが、総務部・企画政策部所管の予算に関しては、市庁舎建設事業に係る継続費に対して反対の意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第28、議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費の増額は、システム設定委託料のほか、OA機器11台を購入するものです。また、債務負担行為の補正では、家屋評価システムリース料の期間の表記と限度額が変更されています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の増額は、人事異動等に伴う人件費の増のほか、令和元年10月から予定をされている消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和と、地域における消費を喚起・下支えするための低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業に伴う経費の増額などによるものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の増額は、人事異動等に伴う人件費の減のほか、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の増額によるものです。

2目児童措置費の増額は、令和元年10月から予定をされている幼児教育・保育無償化に伴う経費の増などによるものです。この件に関しては、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの施設利用料を無償化する。おかず・おやつ代等の副食費については、国の無償化児童を除き保護者負担となるが、熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる18歳未満の子が3人以上いる世帯の3歳児クラスから5歳児クラスの第3子以降の子供たちの副食費については、免除とする助成金を計上している。ゼロ歳児クラスから2歳児クラスまでの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として、施設利用料を無償化とするなどの説明がありました。

また、無償化の期間に関しては、認定こども園等1号認定を受けた子供は、認定を受けた月、誕生日の翌月から対象となり、保育園等を利用する子供については、年度途中で満3歳になっても、翌年度4月からの利用料が無償化となり、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となる。

一方、幼稚園については、学校教育法上、満3歳になった日から入園できるとされていることや、現行の幼稚園奨励費も満3歳から補助対象としていることといった、ほかの施設、事業にはない事情も踏まえ、満3歳から無償化の対象とするとの説明がありました。

3項生活保護費、1目生活保護総務費の増額は、主に、業務効率化事業に係る生活保護業務関係のシステム改修業務委託料で、進学準備給付金創設に伴うマイナンバー情報連携を初めとするシステム改修に対するものなどです。

4項、1目災害救助費の増額は、災害避難所における上腕式血圧計10台分の購入に係るものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費の増額は、主に、廃棄物処分委託料と

眼科検査機を購入する備品購入費の増などによるものです。

審査の過程で委員から、プレミアム付商品券事業の準備等は、万難を排して進められているかとの質疑があり、対象者となる非課税の方は申請が必要であるので、申請書を7月末から発送し、8月1日から順次受け付け、審査を行っている状況。3歳未満の子育て世帯については、審査の必要がないため、9月27日に引換券を発送予定である。商品券の販売は、10月1日から、市内の簡易郵便局を除く郵便局6カ所で販売の協力をいただいている。大販売会も、10月の土・日2日間を予定しているとの答弁。

また、子ども・子育て支援事業計画策定委託料の内容に対する質疑では、子ども・子育て支援法に、市町村は基本指針に則して、5年を1期とする教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする規定されており、今年度は第2期計画を策定する年度である。前年度中にニーズ調査を行い、そのニーズ調査をもとに、今年度中に計画を策定する予定で、これに伴う委託料として、分析や編集などの業務を委託料に計上しているとの答弁。

さらに、保育料未納者の取り扱いは、との質疑には、児童手当から、本人の同意のもとで差し引かせていただいている。出納閉鎖期間は、係で4班編制の臨戸訪問で個別徴収を実施している。今回の無償化と、未納者に対する扱いは切り離して対応しなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、心理判定員の辞任に伴う報酬減と、発達相談業務委託料の増に対し、この業務が滞ることなく、円滑に引き継がれるようお願いしたいとの意見があり、心理判定員の資格保有者を探すのは厳しい状況で、引き継ぎ期間等、さまざまなことを検討していた矢先の退職であったため、町村も含め、非常に困惑している。人材確保に向けて、各町村にも依頼をしながら取り組んでいくべき事業と思っているとの答弁。

眼科検査機を購入については、視覚検査の中で色覚検査は入っていないのか。成長の過程でさまざまな問題が発生することもあるので、3歳半健診とか、早目に保護者が目の専門家にアドバイスをもらえるようにしたほうがいいのか、との質疑に対して、3歳半健診で色覚の項目はないが、色の認識の発達を見るという項目が入っているとの答弁。さらに、できるなら、就学時健診も利用して、3歳半から就学前までにどのような変化があったかなどの傾向を把握して、以後の対策に充てていただければよりよいのでは、との質疑には、就学時健診と3歳半健診の結果の突合を、現在の小学校2年生から実施している。子供の視覚の発達はある程度のところにとまるといわれており、いかに早く治療にのせるかということが、その子供の一生の視覚を得ることができるかの判断になるので、今回、検査機器の計上をさせていただいたとの答弁がありました。

委員から、成長の中で、保護者に注意喚起していただけるような検査をしていただきたいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第28、議第60号令和元年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の増額補正の主なものは、18節備品購入費の農地パトロールに使用する農地地図用の大判プリンターの老朽化、及びインク等の製造終了に伴う機器の入れかえによるものです。

5目農地費の増額補正の主なものは、13節委託料の下城本地区における水路を改修するための測量設計業務委託料、15節工事請負費の中神地区の水路改修、及び蟹作地区の水路下のり面復旧に係る工事費、19節負担金、補助及び交付金の県営事業で進められている錦南部広域農道の整備事業において、本年度の工事予定箇所が変更されたことに伴う事業費の変更による負担金の増額分であります。

審査の過程において委員から、県営錦南部農免農道は、あとどれぐらいかかるのかとの質疑に、もともと来年度の予定であったが、発掘調査が必要な文化財等が出て、路線の変更があっている。県のほうでもはっきりとしていないが、計画の中で、令和3年度以降という工事区間があるので、それ以降まで続く見込みとの答弁がっております。

2項林業費、2目林業振興費の増額補正の主なものは、8節報償費の鹿の捕獲数を、282頭分ふやして1,282頭とするための報償費56万4,000円と、猿の捕獲数を、9頭分ふやして24頭とするための報償費37万8,000円、18節備品購入費の鳥獣被害対策実施隊隊員の事故防止を目的として貸与する腕章やベストなどの購入費、19節負担金、補助及び交付金の私有林に開設する作業道に係る事業補助金と、私有林における間伐の促進や間伐材の利用拡大を図るため、間伐材流通経費の一部を助成する、くまもとの森林利活用最大化事業補助金であります。

審査の過程において委員から、鳥獣被害対策実施隊のベストは何人分で、何年に一度変えるのか、また、使わなくなったものは返還してもらうのかとの質疑に、ベストは、定員の70人分全てそろえる。前回交換したのは平成25年で、従来は、古くなったものは差しかえていたが、今回は、70着全て古くなったことから、安全性の確保という観点から全部入れかえることにした。使わなくなったものは返還してもらい、市で処分するとの答弁。

作業道開設事業補助金と、くまもとの森林利活用最大化事業補助金の内容はどのようなものかとの質疑に、作業道開設事業補助金は、私有林内に機械を通すための作業道に対して、

国と県が68%、市が20%の補助をし、山林所有者の負担を12%に抑えるもので、今回の場所は東大塚町である。くまもとの森林利活用最大化事業補助金は、間伐材を搬出する場合の経費の一部を、県と市が補助することにより経費を抑え、間接的に間伐をふやしていくというもの。なお、財源は、熊本県水とみどりの森づくり税が充てられているとの答弁。また、作業道開設の確認はしているのか、作業道を復旧しないのが山腹崩壊の原因ではないかとの質疑に、県と市が検査をそれぞれ行っている。作業道の放置については、県、森林組合、所有者を含めての対応を協議しながら行っているとの答弁がっております。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、28節繰出金の増額補正は、中核工業用地調整池災害復旧工事を目的とする工業用地造成事業特別会計に対する繰出金であります。なお、当該箇所については、現地視察を行っております。

2目商工業振興費の増額補正は、9節旅費から14節使用料及び賃借料まで全て、令和2年度に実施される個人番号カードを活用した消費活性化策のための個人番号カード利用環境整備補助事業に係る経費であります。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の増額補正の主なものは、18節備品購入費の市管理道路パトロール及び維持管理に使用するパトロール車の老朽化に伴う新たなパトロール車の購入費、19節負担金、補助及び交付金の人吉市アスベスト調査分析事業補助金交付要項に基づき行う調査に対するもので、1戸10万円の27戸分であります。

審査の過程において委員から、公用車を購入することであるが、ドライブレコーダーは装着するのかとの質疑に、予算が認められれば仕様書の中で要望していきたいとの答弁がっております。

3目道路新設改良費の増額補正の主なものは、15節工事請負費の単独事業で行う下林二中線改築工事外1件の工事費、また、スマートインターチェンジ整備事業から、477万円を22節補償、補填及び賠償金へ組み替えるものであり、建物事後調査における補償費となっております。なお、下林二中線については、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、補償費の内容は、との質疑に、スマートインターチェンジ工事完了後、工事中に振動などで建物に亀裂が入ったという申し出が2件あり、その2件への補償であるとの答弁がっております。

5目橋梁新設改良費の補正の主なものは、13節委託料を15節工事請負費に組み替えるものであり、社会資本整備総合交付金事業で取り組む願成寺跨道橋補修工事に要するものであります。

6目交通安全対策費、15節工事請負費の増額補正は、瓦屋川村線外交通安全対策関係工事費です。

次に、4項都市計画費、3目公園整備費の増額補正は、13節委託料の熊本県癒しの森整備支援事業委託料で、熊本県の補助金を活用し、村山公園の竹林整備を委託するもの、15節工

事請負費の公共施設等適正推進事業債（長寿命化事業）として取り組む公園施設改築等工事であります。

審査の過程で委員から、公園施設改築等工事の内容は、との質疑に、公園施設等適正管理推進事業債が平成29年度に設けられ、平成31年度からは、都市公園の施設まで拡充され、起債に載せられることになった。2ヘクタール未満の公園が対象で、市内では12の公園が該当する。期間が、平成31年度から令和3年度までの3カ年で、12の全ての公園の整備を予定している。本年度は、そのうちの7公園で外柵の整備を行うとの答弁。今後、公園内の環境整備を行う予定なのかとの質疑に、今後は、照明灯、車どめ、ベンチ、水飲み場などを考えているとの答弁がっております。

4目街路事業費の補正の主なもので、13節委託料の増額補正は、単独事業で行う建物調査等委託料、社会資本整備総合交付金事業で行う下林願成寺線建物等調査業務委託料、下林願成寺線測量設計業務委託料、埋蔵文化財本調査委託料に要するもので、社会資本整備事業の15節工事請負費から組み替えるものです。17節公有財産購入費の増額補正は、単独事業で行う下林願成寺線道路改築工事に伴う用地購入費です。なお、当該箇所については、現地視察を行っております。22節補償、補填及び賠償金の増額補正は、単独事業で行う下林願成寺線道路改築工事に伴う建物等補償、社会資本整備総合交付金事業で行う下林願成寺線道路改築工事に伴う建物等、電柱移転、水道管移設の補償費であり、うち400万円は、15節工事請負費から組み替えるものです。

次に、5項河川費の増額補正の主なものは、13節委託料の国土交通省河川管理受託事業に伴う河川管理委託料、及び茂田川しゅんせつ業務委託料であります。

次に、11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費の増額補正は、本年7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨により発生した現年災公共土木施設災害復旧工事として、戸越草津線外4件における路肩崩壊に対する災害復旧工事費です。なお、戸越草津線については、現地視察を行っております。

5目河川災害復旧費、15節工事請負費の増額補正は、こちらも本年7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨により発生した現年災公共土木施設災害復旧工事として、寒川における護岸洗掘に対する災害復旧工事であります。

審査の過程において委員から、災害復旧事業費の金額に限度はあるのかとの質疑に、60万円未満の災害は該当しないとの答弁がっております。

次に、13款諸支出金、2項基金費、9目人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金300万円の増額補正は、3月議会において、貸付限度額の引き上げ及び貸付頭数の増を承認したことから、本年度の貸付申し込みもふえてきており、基金への原資を積み立て、原資積立総額を1,200万円とするものであります。

審査の過程において委員から、申し込みの件数は、との質疑に、現在5頭、近日中に1頭

申し込みがある予定との答弁。年間の限度額は、との質疑に、平成26年度から3年間、300万円ずつ積み立ててきており、様子を見ながら限度額を抑えてきた。また、随時償還も入ってくるので、償還と見合わせながら行ってきた。本年度から貸付限度額を上げたことにより、貸付申し込みがふえ、残高が200万円を切ってくるので、今回、300万円の積み立てをお願いしたとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第60号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第60号は、原案可決確定いたしました。

日程第29 議第61号から日程第33 議第65号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第29、議第61号から日程第33、議第65号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第29、議第61号から日程第33、議第65号までの5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第29、議第61号令和元年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか、人事異動に伴う人件費などに係る補正です。

審査の過程で委員から、級別職員数が、平成31年1月1日現在と、令和元年7月1日で構成が変わっている理由はとの質疑に、課内の異動分と係長の転出分であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第30、議第62号令和元年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか、平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算に伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第31、議第63号令和元年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、人

吉市地域包括支援センター運營業務委託料について債務負担行為の設定、及び、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算に伴う補正です。

審査の過程で委員から、今回、包括支援センターの業務委託料の債務負担行為の補正で、職員の定数の件で、10名から4名まで減らされていたかと思うが、1つの業務で6人の職員が抜けている形にも見えたが、業務的に6人も抜けることができるのか。現場の意見との調整はされたのかとの質疑に、委託料を算出するに当たり、包括支援センターの業務量から換算したところで、6人相当分の人件費を試算として出して、この委託料を積算した。残された行政としての業務については、いろいろな職務がこれからますます出てくることも想定されるので、体制については、別途、調整していきたい。委託したら、その部分に市は関係ないということではないので、そのあたりは4名でつなぎ、連携がうまくいくのかということの詳細に精査する必要があるので、そのあたりは人事の部局と協議させていただき、業務が滞らないようにさせていただきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第32、議第64号令和元年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）は、人事異動に伴い人件費などの補正を行うものです。

委員から、涵養林の一部は、全筆、市の所有になっているところもあると思うが、涵養林から道路に倒木や、崖崩れがあった場合、道路管理者または水道局、どちらに連絡をとればよいのかとの質疑があり、道路管理者としっかり協議をしながらやっていかなくてはならないが、水道局で管理をするものであれば、水道局に連絡をしていただければ早急に対応をさせていただきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第33、議第65号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動等に伴い人件費の補正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第61号から議第65号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号は、原案可決確定いたします。

した。

日程第34 議第66号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第34、議第66号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第34、議第66号令和元年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,688万5,000円としております。

歳入については、2款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金を1,000万円増額し、補正後の額を3,650万円としております。これは、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事に充てる一般会計繰入金であります。

次に、歳出ですが、2款災害復旧費、1項工業用地災害復旧費、1目人吉中核工業用地災害復旧費を1,000万円増額し、補正後の額を1,000万1,000円としております。15節工事請負費1,000万円の増額は、令和元年7月13日の集中豪雨により、被災箇所の後背地からの浸透水が集中し、調整池のり面周辺部の土圧が増加したことにより張りブロックが被災したものと考えられることから、早急な対応が必要であったため、工業用地災害復旧事業債を財源とした一般会計繰入金を活用し、災害原形復旧工事を行うものであります。

なお、被災箇所につきましては現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第66号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第66号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時39分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第35 議第97号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第35、議第97号を議題といたします。

[松田知良副市長 退席]

○議長（西 信八郎君） 本件につきましては、池田芳隆議員、西洋子議員、高瀬堅一議員の3人から、会議規則第78条第1項の規定により、無記名投票による表決要求書が提出されており、よって、採決は無記名投票によって行います。

議場を閉鎖します。

[議場 閉鎖]

○議長（西 信八郎君） ただいまの出席議員は17名でございます。

投票用紙を配付します。

[投票用紙 配付]

○議長（西 信八郎君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

○議長（西 信八郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件を可とする議員は、賛成と書いてください。また、否とする議員は、反対と書くか、何も記載しないでください。記載方法は投票用紙の注意書きに書いてありますので、よくごらんの上、御記入ください。なお、投票者の氏名を記載したもの及び他事記載は、否とみなします。

御記入をお願いします。

それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（西 信八郎君） 投票漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、松村太議員、宮崎保議員を指

名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いします。

[投票 点検]

○議長（西 信八郎君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 8票

反対 9票

ただいま報告しましたとおり、反対が多数であります。

よって、議第97号は選任同意しないことに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

[松田知良副市長 入場]

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、お諮りします。

議案の撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の撤回についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の撤回について（議第82号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（西 信八郎君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、議案の撤回について御説明申し上げます。

議第82号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての案件を撤回させていただきたいと存じます。

この条例案は、副市長の給料月額を減額して支給するという内容の改正案でございますが、これは、今議会に提案しておりました副市長の再任同意を求める人事案件と一体となるものと捉えておりました。先ほどの人事案件の採決の結果を受けまして、この条例の制定と今後の執行について、改めて慎重に協議する必要があると考えて、議案を撤回させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（西 信八郎君） 説明が終了しましたので、採決いたします。

議第82号を撤回する許可をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第82号を撤回する許可をことに決しました。

ただいま、議第82号は撤回されましたので、議事日程から削除いたします。

日程第37 議第98号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第37、議第98号を議題とします。

お諮りします。

議第98号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第98号は、任命同意することに決しました。

日程第38 陳第2号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第38、陳第2号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第38、陳第2号農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書につきまして、審査の結果を報告いたします。

陳第2号農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書は、令和元年7月17日、人吉市温泉町2719番地、温泉町町内会長、猪古昭洋氏から提出されたものであります。

陳情趣旨は、現在、幅員2メートルの農道が生コン舗装後30年以上経過し、劣化が進展している。農業を生かすために、農耕車等の効率的な運用を通しての農業上の利用の増進や利用者の安全の確保、さらに緊急時の救急車等の対応等も含め、本町内にとっては喫緊の課題

となっており、そのためには現道の拡幅と改良がぜひとも必要となっている。農道の隣接農地を、それぞれ1メートル寄附いただくことになったので、本農道を幅員4メートルとする農道整備をお願いする、というものであります。

まず、事務局から経過の説明があり、執行部から、陳情書提出者との協議の状況などの説明がありました。それによりますと、本農道に隣接する耕作放棄地がまだ解消されていない、土地の提供の確実性がないなどの課題があるとのことでした。

審査の過程で委員から、前期も同趣旨の陳情が提出されているが、状況に変化がなく、継続しても進んでいくのか疑問。執行部におかれては、破損した部分の修復など、陳情書提出者の要望を少しでも実現できるような方策をとっていただくこととし、本陳情については不採択としたほうがいいのではないかと。陳情をされるのであれば、課題を解消してから、もう一度提出してもらったほうがいいのではないかと、といった意見がありました。

継続審査とする意見がなかったことから、陳情を採択することについて、挙手により採決をとったところ、賛成少数であったため、委員会としましては不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ただいまの委員長報告は、不採択でありました。よって、陳情そのものについて採決をします。

採決は、起立採決とします。

お諮りします。陳第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（西 信八郎君） 起立なし。

よって、陳第2号は、不採択とすることに決しました。

日程第39 新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第39、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） 日程第39、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告をいたします。

今回の報告は、さきの6月定例会会期中の6月17日に、第1回特別委員会を開催して正

副委員長を選出し、閉会中の6月26日に第2回目を、7月23日に第3回目を、7月25日に第4回目を、8月5日に第5回目を、本定例会中の9月4日に第6回目を開催しておりますので、実質審議となりました2回目以降から、順次、審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

第2回新市庁舎建設に関する特別委員会を、令和元年6月26日水曜日の午後1時48分から開催いたしました。審議事項は、市庁舎建設事業のこれまでの経緯について、人吉市新市庁舎実施設計について、市庁舎建設工事の設計の見直し案について、市庁舎建設に伴う駐車場整備計画案について、市庁舎建設事業の全体行程表の見直し案について審議を行いました。

市庁舎建設事業のこれまでの経緯については、平成26年度の基本構想の策定、熊本地震の発災と、それに伴う方針転換、平成31年3月までの実施行程、全国・九州の時事、工程、規模、業務、請負工事の実施工程、請負額について説明がありました。新市庁舎の規模は、基本構想時の策定面積は7,640平米ですが、熊本地震の教訓として、一時避難場所を兼ね備えた初動体制がとれ、被害情報の収集と応援部隊との連携がとれる防災拠点機能の強化として、1,300平米を加算し9,000平米を適正規模と設定しました。平成30年3月の実施設計を完了し、新市庁舎の規模を、鉄筋コンクリート造5階建て、基礎免震構造、延べ床面積8,830平米でまとめられました。

事業費の推移については、平成29年5月に、概算で、什器や引っ越し費用等を除いた費用を約55億円と提示、平成29年6月には51億4,000万円の継続費が設定されました。その後、平成30年2月には用地補償費等を追加し、什器と引っ越し費用等を除いて積算した事業費が57億円、継続費が52億7,000万円に設定され、平成30年3月の定例会では全会一致で可決しました。

入札の経過については、平成30年11月の入札は不調により中止、平成31年2月の入札は不落となり、設備等に関する入札も中止になりました。

新市庁舎の実実施設計については、改めて5つの基本方針の説明があり、建物の概要については、5階部分の空きスペースは、将来、太陽光パネルが設置できるような構造設計とし、設備関係では、照明は全てLEDを計画、災害時に速やかに防災拠点として機能できるように、3日間72時間の連続運転可能な非常用発電設備を整備する。掲示板や内装の一部などには、地元の球磨工業高校とコラボレーションを行い、建築科や伝統建築科などの技術力を表現し、人吉市のすばらしさをPRしたいとのことでした。

次に、工事設計の見直しについては、昨年実施した本体工事の入札の経緯を踏まえ、その対象工事を、新市庁舎の建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事とし、公共工事単価の更新、見積書の再検討、オイルダンパー、什器整備実施計画に基づくシステム収納庫の追加、工期見直しによる経費の増、消費税改定の6項目の増額見直しを検討しているとのことでした。また、本体工事については、現計予算内での発注、契約締結を最優先とするため、市民

サービスに直接影響が少ない公用車駐車場等の附帯施設、造作家具や庁舎設備等を、令和元年度発注予定の本体工事から分離し、本体工事の設計図書を取りまとめたとの提案がありました。

なお、本体工事から分離した工事は、令和2年度以降に、もともと別途発注を予定している屋外附帯工事などとあわせて、本体工事の入札状況や予算状況、事業の進捗状況等を踏まえ、議会に諮った上で実施したいとの説明がありました。

次に、市庁舎建設事業の全体行程表の見直し案については、前回、2回の入札の不調・不落到に、建設業者へのアンケート調査を実施し、配置技術者の人材確保が大変厳しい状況である、全般的に資材関係の調達に時間を要している現場が多い、などの意見が多数あり、働き方改革等による週休2日の推進による休日確保を見込み、総合的に全体行程表の見直しを行い、当初設計工期の22カ月から、2カ月延長して24カ月を検討しており、令和3年11月に新庁舎建設工事を完了、その後、新市庁舎の配線工事や備品工事、引っ越し等を経て、令和4年6月の全館供用開始を目指しているとのことでした。また、西間別館については、新市庁舎建設後も、市役所別館として活用を図るとされており、西間別館のエレベーター工事・外壁工事を実施している。内装工事は、新市庁舎完成後に行いたいとのことでした。

これらのことで、本工事に係る継続費は、これまで令和2年度までの設定でしたが、見直しスケジュールに伴い、令和3年度までの延長を考えているとの説明がありました。また、補助災害の目安として、県に確認したところでは、3年以内に何らかの形で着手に至る必要があるとの考え方があるとのことでした。

次に、駐車場整備計画案については、新市庁舎施設を計画する上での駐車台数算定式があり、それらに照らし合わせ、目標台数として、来庁者用140台、公用車用80台、職員用250台の470台を整備目標としたが、実際に確保できる駐車台数は、来庁者用、公用車用は整備目標をクリアできたが、職員用が不足するため、さらなる財政負担が伴わないことや、機能の集約化、複合化に資する公共施設等総合管理計画を見据えるなど、さまざまな観点から検討しているとのことでした。

委員からは、設計変更について、本体工事の分離発注について、資材の高騰について、予定価格について、総事業費の増額はできないのか、その他の自治体の状況について、議場の備品の再利用について、発注方法についてなどの意見がありました。

また、駐車場整備計画案に関しては、民間地使用事例について、催事開催時における運用について、地下及び立体駐車場について、現在借りている駐車場についてなどの意見があり、地下及び立体駐車場は、これまで検討したが、建設に多額の費用がかかり、費用対効果が少なく、現実味がないので断念をした。現在借り上げている駐車場については、周辺の他の民有地や市有地の利用を含め、職員組合との協議が必要であり、並行して検討させていただきたいとのことでした。

なお、委員からは、本日の説明だけで承認はできない。発注方針などもあわせて説明してもらいたいとの要望が出されたため、次回の特別委員会で、経費の積み上げを反映させた分離発注案と発注方針を説明してもらうことになりました。

次に、第3回新市庁舎建設に関する特別委員会を、令和元年7月23日火曜日午前9時55分から開催いたしました。

今回の審議事項は、前回、審議で出された意見について、市庁舎建設工事に係る基本方針案について、市庁舎建設工事の設計見直し案について、市庁舎建設事業継続費の事業費流用案についてです。

まず、前回出された意見で、本体工事から分離した工事を市内業者に発注して、本体工事は大手1社単体を要件にする方向になっているのでは、ということについては、市内に本店を持つ者が必ず構成員として入るJV方式を採用したいとの説明がありました。分離した工事の取りやめの可能性については、全体事業費の執行状況を見据え、市庁舎建設附帯第2期工事で事業費の圧縮案も議会に諮りながら、設計をまとめたいたとの説明がありました。工事を分離せずに、工事費を増額して補正予算で対応することについては、現計予算内での発注を最優先したいとの説明でありました。市庁舎建設工事に係る基本方針案については、新市庁舎の供用開始予定を令和4年6月とし、防災拠点としての役割や機能を備えた堅牢な市庁舎の実現を目指したいとのことで、本工事における課題として、施工者には高度な技術と厳格な安全管理が求められるほか、長期にわたる安定した経済基盤が必要で、確実な履行が求められること、県内の建設需要過多の情勢において、資材及び労働力の確保に関し一定以上の競争力、資材調達力、動員力を持つ建設業者が必要であること、品質の確保やコスト縮減を図るために応札社をふやす方策が必要であること、公共工事であるので、市内企業の活用等による地域経済の振興に資する手法が望まれることなどが挙げられました。

発注に係る基本方針として、建築工事、電気設備工事、機械設備工事ごとに分離せず、全体の工事を一括して発注することとしたいとの説明があり、その理由として工事を分割したときと一括では、経費の削減が見込める。各種業務や対応などの窓口が一本化でき、円滑な施工監理体制が見込めるとのことでした。ただし、市内企業の受注機会の確保を図るため、入札公告等に、資材や下請企業については、できる限り地域産資材及び市内企業の採用に努めるとともに、人吉市内に本店を有する者に、本工事における電気設備工事、機械設備工事のそれぞれ10%以上の金額の下請契約または資材発注をすることとする旨の条件を付することとするとの説明がありました。

また、円滑な工事体制に支障のない範囲で実施可能な屋外附帯工事については、原則、分離して市内企業等に発注したい。市が発注する他の工事についても、これまで以上に市内企業の優先発注に努めたいとのことでした。

入札方式については、2回目の参加資格要件を原則踏襲する条件付一般競争入札とし、

前回と変更があった点は、構成員の要件として、共同企業体の中に人吉市内に本店を有する者が少なくとも1社は必ず構成員となるようにすること、予定価格を事前公表すること、入札成立の条件として、参加資格を持つ応札参加者が2者以上いることとするとの説明がありました。

工期については、発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が着工時期を選択する余裕期間制度の採用を行い、全体工程として、余裕期間を約3カ月、実工期を約22カ月とするとのことです。

次に、設計見直しについてですが、増額見直しを行った項目は、前回とほぼ同じであるが、工期の見直しによる経費の増については、余裕工期・任意着手方式のみ採用し、働き方改革に基づく実質工期の延長は見合わせることにしたため、工期の延長に伴う経費の増額は生じないとのことで、あわせると3億3,000万円の増額、附帯施設、造作家具、庁舎等設備など、本体工事から分離発注する項目も、ほぼ前回と同様で、若干の修正を加えて1億6,000万円の減額、本体工事、電気設備工事、機械設備工事を分割から一括発注へ変更した場合の経費は2,000万円減額となり、これらの設計変更を踏まえた本体工事額は約1億5,000万円の増額となる。また、敷地内通路、駐車場、側溝、植栽などの屋外附帯工事については、当初から、屋外附帯の2期工事として別途発注計画とのことでした。

継続費の事業費流用案については、本体工事前の擁壁と駐車場、旧庁舎解体については完了しており、その残額を、今後執行予定の事業に流用することにより、継続費の総額についての変更はないとのことでした。

予定価格の事前公表についての質疑に対しては、基本、国はやっていないが、大規模工事においては事前公表するところもあるとの説明でした。

下請契約をしたときの下請業者の実績は、前回参加された地元企業への説明は、地元下請企業が参加しないときについてなどの意見がありました。

第4回新市庁舎建設に関する特別委員会は、令和元年7月25日木曜日午前10時35分から開催いたしました。

今回の審議事項は、第3回までの積み残しについてであります。

委員からは、建築、電気・機械設備の分離発注をしてほしいとの要望が多く出されましたが、発注方式を一括発注とした一番の理由は、新市庁舎の実現の第一歩となる本工事にふさわしい施工業者を決定しなければならないこと、2番目に、地方自治法において、住民の福祉の増進に努め、最小で最大の効果を上げるようにしなければならないとうたっており、公共事業の発注者は、良質な社会資本を低廉な価格で整備し、維持する責任を有し、目的を達成するために、発注者は公正さを確保し、良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達する発注者責任があること、3番目に、議会において趣旨採択されたことを鑑み、できる限り市内の建設業者にも還元ができるよう、電気設備工事、機械設備工事それぞれに10%以上の金

額を、下請契約等の条件を付したこと、4番目に、本市の経済波及効果についても、大規模建築工事として多くの工事関係者が来入し、飲食業、宿泊業及び観光業の市内サービス業への経済波及効果に配慮すべきと考えること、5番目に、建設期間中に発生する各種業務・トラブル等の対応についても窓口が一本化でき、円滑な施工監理が見込めること、6番目に、アフターメンテナンス、瑕疵担保等の責任体制についても明確化ができること、7番目に、約2,000万円の経費が削減できることであるとの説明でありました。

次に、下請契約に関しての意見では、元請人と下請人が、それぞれ対等な立場で建設工事の適正な取り引きを実現することを目的に策定された建設業法令遵守ガイドラインがあり、国土交通省からも、ガイドラインの徹底や、関係の適正化の推進のための通達があっており、その内容は、見積もりについて、契約について、検査及び引き渡しについて、下請代金の中間払い等も行うように明記されているとのことでした。そのほか、下請人への配慮等についての説明がありました。

委員から、地元企業が下請契約をしない場合について、熊本県内企業への発注はできないのか。電気・機械設備工事から、初めに10%を差し引いて発注はできないかなどの質問がありました。また、執行部からは、公告に10%以上の下請契約を明記し、元請人に対して不利にならないように内容を精査していく。県内の建設需要過多の情勢において、資材等の入手が難しい。また、資金力や調達力など総合的に勘案すると、県内の事業所では困難であるとの判断をしたとのことでした。

第5回新市庁舎建設に関する特別委員会を、令和元年8月5日月曜日午後1時27分から開催しました。

今回の審議事項は、これまでの委員からの意見等についてのとりまとめです。これまでの意見の中で、熊本県内に本店を有する建設業者への発注はできないのかということについては、本工事に求められる技術的能力的等について、高度な技術的特性の担保、免震工事の実績・必要性について、設計図書のみでは推しはかることができない高度な技術的判断で施工精度を確保・追求する必要があること、事業費規模も大きく、定期的な資材費、労働費の支払い等が必要になり、安定した経済的基礎が必要であることが理由であるとのことでした。また、会計検査院は、分離分割発注に関し、地元中小建設業者の保護・育成という名目で実施される過度な分離分割発注は、さまざまなひずみをもたらしているという指摘をしているため、会計検査院から指摘を受ける可能性があるとのことでした。また、近隣自治体の新庁舎建設の進捗状況についても説明がありました。

何度も休憩を挟み、委員だけで協議を開催しながら、人吉市民、報道関係者に対するの説明、入札公告の方法について意見をまとめ、執行部と審議を行ってまいりました。今後については、執行部は、市長決裁後に公告を行い、特別委員会としては、今まで議論してきた内容を市のホームページで公開すること、報道機関へ情報提供を行うことといたしました。ま

た、新市庁舎建設に関する特別委員会としては、執行部に対し、適切な入札公告を行うよう要望をいたしました。

第6回新市庁舎建設に関する特別委員会を、令和元年9月4日水曜日午前9時54分から開催いたしました。

今回の審議事項は、市庁舎建設における継続費の補正（変更）についてであります。今9月議会の補正予算に、新市庁舎建設における継続費の補正（変更）について提案されており、まず、継続費について、単年度でなく複数年にわたる建設事業においては、単年度で支出が終わらないために契約・支出が複数年にわたるとき、継続費を設定するとの説明がありました。メリットとして、設定した期間であれば、状況に応じて金額の変更、期間の延長ができるとの説明でした。

変更内容として、新市庁舎建設事業における発注に係る基本方針の見直しに伴い、工事期間の変更が生じ、年度ごとの工事費の支払い割合にも変更が生じることから、その年度の年割額を変更するものでありますが、総額は変わらないとのことでした。

年度変更として、これまで、平成29年度から令和2年度までの4年間までの設定を、今回の入札の不調・不落に伴い期間の延長を生じ、平成29年度から令和3年度までの5年間の設定に変更するものとの説明がありました。

次に、その他として、第5回の特別委員会で、これまでの協議内容や委員からの意見等を公表すると決定をしたため、8月14日に市のホームページ及び市の記者クラブに加入している報道機関13社に情報提供を実施した旨の報告を行いました。

その後、執行部から、現在の状況について説明があり、人吉市庁舎建設工事に係る入札公告を8月8日に行い、現在、質疑を受け付けており、市のホームページにて公開しているとのことでした。

今後の予定については、入札参加の申込期限を9月24日までとし、設定入札要件を満たせば、10月29日に開札を行うとのこと、引き続き、慎重かつ適正に入札手続きを進めるとの説明がありました。

委員から、これまでの問い合わせ件数、行財政健全化計画との関連は、予定価格公表については、などの質疑がありました。執行部から、予定価格の公表については、引き続き工事指名審査会等で議論をしたい。議会に対して、相談・説明を行っていききたいとのことでした。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終了いたしました。

日程第40 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第40、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第40、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和元年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和元年8月30日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、7番、私、豊永貞夫、8番、田中哲議員が指名されました。日程第2、会期の決定では、8月30日の1日限りとすることに決定しました。日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、平成31年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。日程第4、一般質問では、人吉市選出の、3番、塩見寿子議員が、特別養護老人ホーム福寿荘民営化についてを質問し、執行部の考えをたきました。日程第5から日程第13までの提出案件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて、執行部の補足説明を受けた後、承認・議案9件を一括して、承認・議案ごとに質疑、採決を行い、承認第3号専決処分承認を求めることについて（訴訟上の和解）、議案第13号令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、議案第14号令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、議案第15号人吉球磨広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号人吉球磨広域行政組合葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、議案第19号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第20号議決事項の一部変更についての9件を原案のとおり可決、決定しました。

次に、決算の認定関連の、日程第14、認定第1号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号平成30年人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての3件を一括して、会計管理者の決算書の説明と、代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、平成30年度決算特別委員会が設置され、決算の認定3件の審議については、委員会に付託されました。

決算特別委員会委員には、松村太議員（人吉市）、塩見寿子議員（人吉市）、加賀山瑞津子議員（あさぎり町）、落合健治議員（多良木町）、荒嶽晋議員（水上村）、右田宣之議員（錦町）、中村龍喜議員（山江村）、田代利一議員（球磨村）の8名が指名され、第1回決

算特別委員会を開催し、委員長に、右田宣之議員（錦町）、副委員長に、塩見寿子議員（人吉市）が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議され、決定しました。

次に、日程を追加し、陳情第1号人吉球磨クリーンプラザでの農業用廃プラスチック類の処理に関する陳情書について審議され、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会に付託されました。

最後に、日程第17、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会、及び平成30年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第41 議員派遣について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第41、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、大塚則男議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、大塚則男議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第99号及び報第5号

○議長（西 信八郎君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案しました議案について御説明いたします。

議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（瀬上雅暁君）（登壇） 皆様、こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。A4縦の冊子で、厚いほうは平成30年度歳入歳出決算書でございます。それから、薄いほうは平成30年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてA4横の冊子、これが平成30年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、それから、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計の欄をごらんください。予算現額202億2,091万7,000円、調定額181億2,527万7,601円、収入済額173億3,528万8,206円、不納欠損額2,685万9,034円、収入未済額7億6,319万3,818円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は85.73%、調定額に対する収入済額の割合は95.64%でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款市税、1項市民税の収入済額には、未還付額6万3,457円が含まれております。

続いて、歳出でございます。5ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄をごらんください。予算現額202億2,091万7,000円、支出済額168億2,866万3,945円、翌年度繰越額29億1,236万9,000円、不用額4億7,988万4,055円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は83.22%でございます。

1ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。下から2段目、歳入歳出差引額は5億662万4,261円となっております。

これ以降は、特別会計でございます。

6ページをお願いいたします。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額45億1,547万1,000円、調定額47億9,425万9,361円、収入済額43億4,876万2,367円、不納欠損額3,731万7,937円、収入未済額4億822万1,657円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は96.31%、調定額に対する収入済額の割合は90.71%でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款、1項国民健

康保険税の収入済額には、未還付額4万2,600円が含まれております。

続いて、7ページをお開きください。歳出合計の予算現額45億1,547万1,000円、支出済額40億9,779万661円、一列飛ばしまして不用額4億1,768万339円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は90.75%でございます。

6ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は2億5,097万1,706円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。歳入合計の予算現額2万3,000円、調定額と収入済額は同額の1万8,472円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は80.31%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。歳出合計の予算現額2万3,000円、支出済額1万8,472円、一列飛ばして不用額4,528円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は80.31%でございます。

8ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、10ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額6,641万9,000円、調定額と収入済額は同額の6,411万5,187円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は96.53%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。歳出合計の予算現額6,641万9,000円、支出済額5,210万2,123円、一列飛ばしまして、不用額1,431万6,877円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は78.44%でございます。

10ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,201万3,064円となっております。

次に、12ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。歳入合計の予算現額44億7,120万6,000円、調定額45億1,674万2,616円、収入済額44億8,343万3,341円、不納欠損額891万7,200円、収入未済額2,465万6,075円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.27%、調定額に対する収入済額の割合は99.26%でございます。なお、右下の括弧内に記載しておりますが、1款保険料、1項介護保険料の収入済額には、未還付額26万4,000円が含まれております。

続いて、13ページをお開きください。歳出合計の予算現額44億7,120万6,000円、支出済額41億6,863万8,077円、一列飛ばしまして不用額3億256万7,923円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は93.23%でございます。

12ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は3億1,479

万5,264円となっております。

続きまして、14ページをお開きください。介護サービス事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額4,044万2,000円、調定額と収入済額は同額の4,018万558円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.35%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続きまして、15ページをお開きください。歳出合計の予算現額4,044万2,000円、支出済額3,668万2,596円、一列飛ばしまして不用額375万9,404円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は90.70%でございます。

14ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は349万7,962円となっております。

次に、16ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計の予算現額5億390万2,000円、調定額5億695万6,006円、収入済額5億422万2,806円、不納欠損額18万3,800円、収入未済額267万2,300円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.06%、調定額に対する収入済額の割合は99.46%でございます。なお、右下の括弧内に記載をしておりますが、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額12万2,900円が含まれております。

続きまして、17ページをお開きください。歳出合計の予算現額5億390万2,000円、支出済額4億9,271万7,154円、一列飛ばしまして不用額1,118万4,846円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.78%でございます。

16ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,150万5,652円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本冊子の18ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は本冊子の221ページから、基金運用状況調書は、同じく241ページとなっております。あわせまして、別冊で、平成30年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、及び平成30年度決算に係る主要な施策の成果報告を提出しております。

以上をもちまして、議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。お疲れのところ恐縮に存じます。それでは、私のほうから報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の2ページをお願いいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に、上段のところでございます。1、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、平成30年度決算は黒字でございますので、両比率とも数値は棒線、なしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は5.7%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は46.6%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の2、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値は棒線、なしとなっております。

また、3ページから10ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

以上で、補足説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま提出されました議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成30年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 平成30年度決算特別委員会の設置について

○議長（西 信八郎君） お諮りいたします。名称は、平成30年度決算特別委員会、委員数は8名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、平成30年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

平成30年度決算特別委員会委員に、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、西洋子議員、高瀬堅一議員、平田清吉議員、井上光浩議員、福屋法晴議員、本村令斗議員、以上8名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第99号平成30年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成30年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議第99号は、平成30年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々、平成30年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま平成30年度決算特別委員会の委員長並びに副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に平田清吉議員、副委員長に西洋子議員が選任されました。

日程第42 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第42、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに平成30年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(令和元年9月第5回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	大畑駅の給水塔を国鉄時代の史料館として使用するための許可を求める陳情書	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
議第67号	平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第68号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
陳第3号	熊本地震被災者の住まい再建に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため

	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成30年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
議第99号	平成30年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 塩 見 寿 子

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一